


事業概要

令和5年版

 東京都健康安全研究センター

まえがき

東京都健康安全研究センターは、都民生活の健康と安全を守る健康危機管理対策の科学的・技術的な拠点として、感染症のまん延防止や食品、医薬品、飲用水や生活環境などの安全確保を図るため、監視指導、試験検査、調査研究や新たな健康リスクの評価を行うほか、公衆衛生情報の提供、専門職を対象とした技術研修等を実施しています。

この中で、研究部門は試験検査や各分野の専門的な研究を行い、広域監視部門は監視指導業務に加えて先行的な調査に取り組んでいます。また、研究部門と広域監視部門はそれぞれの業務において密に連携することで、健康被害の未然防止に取り組んでいます。

令和元年末から始まった世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大については、3年を超える対応を経て、本年5月に感染症法上の位置付けが5類へ移行しました。この間、当センターでは早期から検査体制を構築し、急増した検査需要に対応してきました。また、流行を繰り返す中で発生した新たな変異株に対してはPCR検査を応用した迅速スクリーニング法の開発を行い、都内の流行状況について正確に把握する体制を構築してきました。

今後も、都内を中心に発生する健康危機管理に関連した様々な課題に的確に応えられる検査・研究の体制を確保するとともに関係機関との連携を進め、必要かつ十分な情報の収集・解析と迅速な情報発信に努めてまいります。

本事業概要は、令和4年度の当センターの事業実績や研究成果等をまとめたものであり、関係者の皆様にご活用いただければ幸いです。

令和5年9月

東京都健康安全研究センター
所長 吉村 和久

目 次

第1編 総 説

1	沿 革	3
2	施設及び主要備品	5
3	組 織	7
4	分掌事務	8
5	職員定数	13
6	予算及び決算	14

第2編 業 務

第1章 検査研究部門

第1節	業務の内容	21
I	微生物部	22
1	食品微生物研究科	22
2	病原細菌研究科	26
3	ウイルス研究科	30
II	食品化学部	34
1	食品成分研究科	34
2	食品添加物研究科	37
3	残留物質研究科	39
III	薬事環境科学部	43
1	医薬品研究科	43
2	薬用植物園	46
3	環境衛生研究科	47
4	生体影響研究科	52
IV	精度管理室	55
V	中央機器室	57
第2節	調査研究課題	60
第3節	研究年報、著書、論文、総説・解説、行政報告、学会発表	64
第4節	試験検査取扱件数	85
第5節	精度管理調査事業	96
第6節	病原体レファレンス事業	98

第2章 広域監視部門

第1節 業務の内容	103
第2節 食品監視第一課・食品監視第二課	105
第3節 薬事監視指導課	126
第4節 医療機器監視課	137
第5節 建築物監視指導課	142

第3章 健康危機情報部門

第1節 業務の内容	153
第2節 環境情報	153
第3節 食品医薬品情報	157
第4節 疫学情報	161
第5節 専門職研修、技術研修、実地疫学調査研修等	165
第6節 見学、行事、広報	172

第3編 参考資料

1 東京都健康安全研究センター関係手数料条例	183
2 東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則	185
3 広域監視実施要綱	197
4 食品衛生行政に係わる都区協定の仕組み	198
5 庁舎配置図	199
6 案内図	200

第 1 編 総 説

1 沿革

- 平成15年4月 健康安全研究センターを設置。＊（都立衛生研究所、食品指導センター、食品指導センター多摩支所、中部薬事衛生事務所、東部薬事衛生事務所、薬用植物園、市場衛生検査所多摩6出張所を統合）
- 平成17年3月 広域監視部の東部薬事衛生事務所を廃止。
- 平成17年4月 広域監視部に医療機器監視課を設置。
- 平成18年4月 疫学情報室を設置。薬理研究科と病理研究科を統合して生体影響研究科を設置。
- 平成19年4月 広域監視部に建築物監視指導課を設置。多摩支所理化学研究科と微生物研究科を統合し食品衛生研究科とした。
- 平成20年4月 企画管理部の庶務課と計画調整課を統合して管理課とし、環境衛生研究科と水質研究科を統合して水質・環境研究科とした。
- 平成21年4月 水質・環境研究科を環境衛生研究科とした。これにより、健康安全研究センターは6部・1室・1支所、7課・13科(室)（広域監視部の4課、多摩支所の2課・1科を含む。）となった。
- 平成24年4月 企画管理部を企画調整部とし、健康安全部及び企画管理部の一部組織と疫学情報室を統合して企画調整部に健康危機管理情報課を設置。医薬品部と環境保健部を統合して薬事環境科学部を設置し、微量分析研究科を廃止。多摩支所を廃止し、広域監視課を広域監視部に統合して食品監視第二課とし、食品監視指導課を食品監視第一課とした。この再編整備により、健康安全研究センターは5部・1室、7課・9科となった。

＊〈参考〉

都立衛生研究所

昭和24年3月 昭和23年、厚生省から「地方衛生研究所に関する設置要綱」が通達されたことに伴い、以下の6衛生検査機関を統合して、都立衛生研究所を設置

（警視庁の細菌検査所・衛生検査所・獣疫検査所と東京市の衛生試験所、都の製薬研究所・血漿研究所）

昭和43年4月 立川出張所を多摩支所と改称

市場衛生検査所出張所

昭和46年1月 府中・武蔵調布・昭島・東久留米に市場衛生検査所出張所を設置

昭和48年4月 八王子に市場衛生検査所出張所を設置

昭和58年5月 多摩ニュータウンに市場衛生検査所出張所を設置

食品指導センター

昭和45年4月 公衆衛生部に食品監視課を設置するとともに食品機動監視班（10班）発足

平成2年8月 食品環境指導センターを設置

平成14年4月 食品環境指導センターを食品指導センターに改称

中部薬事衛生事務所・東部薬事衛生事務所

昭和50年4月 23区に衛生局薬務部薬事衛生課分室を設置

昭和57年4月 東部・南部・北部の3か所の薬事衛生事務所を設置

平成12年6月 南部と北部の薬事衛生事務所を統合し、中部薬事衛生事務所を設置

薬用植物園

- 昭和20年10月 世田谷区用賀町に薬用植物栽培場を設置
- 昭和21年4月 小平薬用植物栽培場を設置
- 昭和27年11月 世田谷区用賀町の薬用植物栽培場を小平市の薬用植物栽培場に統合
- 昭和32年4月 薬用植物栽培場を薬用植物園に改称

2 施設及び主要備品

(1) 施設（令和5年4月1日現在）

ア 本 所

所在地	東京都新宿区百人町三丁目24番1号		
敷地面積	12,386.35 m ²		
建物延床面積	本館	地下2階地上7階	17,940.90 m ²
	別館	地下2階地上6階	10,022.97 m ²
	附属棟	地上1階	246.50 m ²
	計		28,210.37 m ²

イ 薬用植物園

所在地	東京都小平市中島町21番1号		
敷地面積	31,398.04 m ²		
建物延床面積	薬事資料館		336.78 m ²
	研修室		149.32 m ²
	温室（冷房室を含む）		418.04 m ²
	収納舎		165.00 m ²
	倉庫		3.70 m ²
	休憩所		20.00 m ²
	便所		42.00 m ²
	計		1,134.84 m ²

ウ 広域監視部食品監視第二課

所在地	東京都立川市柴崎町二丁目21番19号		
	東京都立川福祉保健庁舎4階		

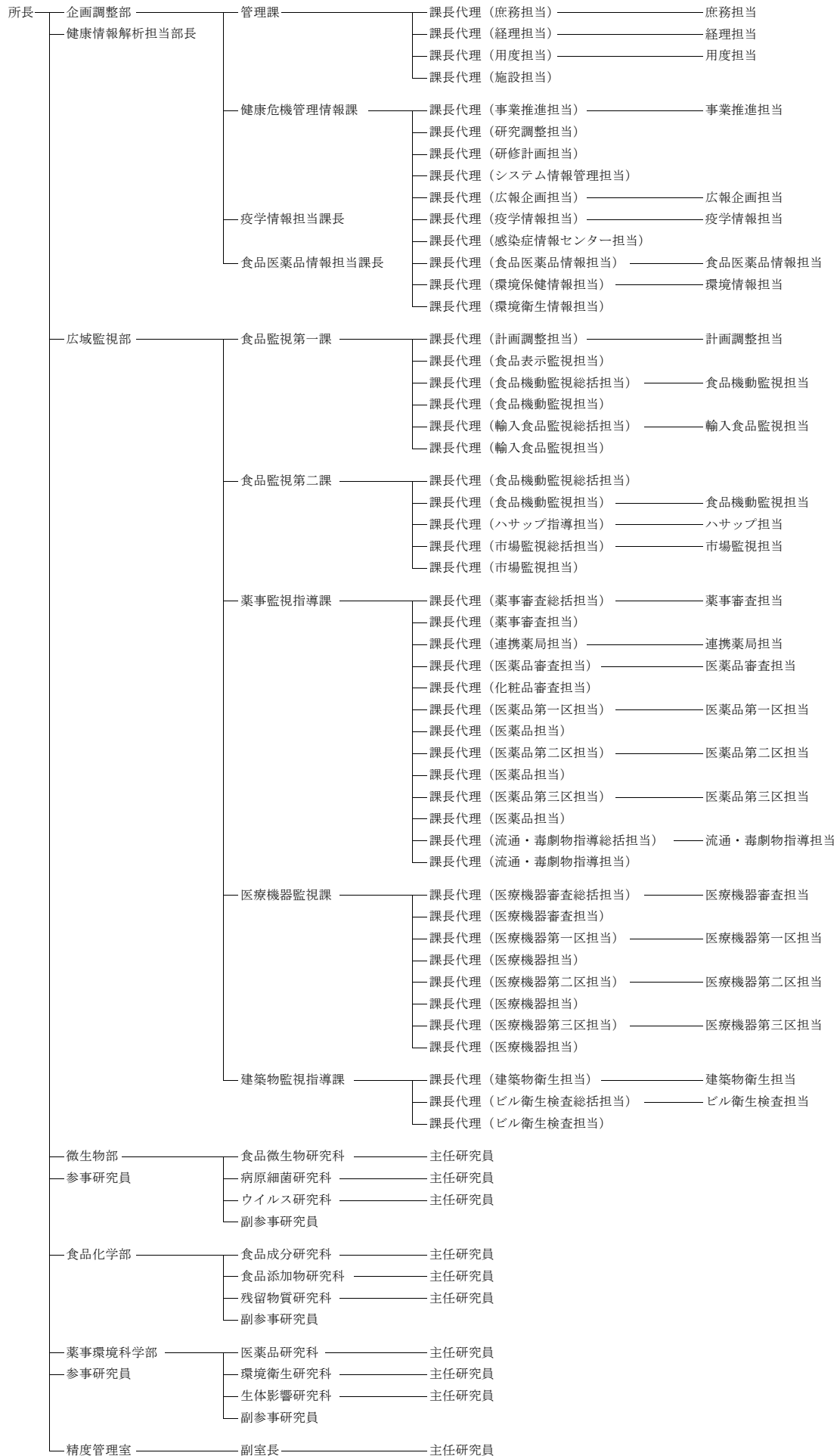
(2) 主要備品

購入価格等が1,000万円以上の備品を掲載

令和 5年 4月 1日現在

品名	台数(式)	研究科	内 訳		
			台数(式)	備品	リ ー ス
シーケンサー	1	中央機器室	1		R02
DNAシーケンサー	2	中央機器室	1		H27
		食品微生物研究科	1		R01
遺伝子解析装置	6	病原細菌研究科	2		H25 H25
		ウイルス研究科	4	H21	H29 R03 R04
リアルタイムPCRシステム	1	食品成分研究科	1		R02
リアルタイムPCR装置	7	ウイルス研究科	7	H21 R02 R02 R02 R02	H28 R01
ICP発光分光分析装置	1	中央機器室	1	H21	
X線回折装置	1	中央機器室	1		H19
アミノ酸分析機	1	中央機器室	1		R04
イオンクロマトグラフ	4	食品成分研究科	1		H28
		食品添加物研究科	1		R01
		医薬品研究科	1		H27
		環境衛生研究科	1		R04
核磁気共鳴装置	2	中央機器室	2		H16 H27
ガスクロマトグラフ	42	食品成分研究科	4		H24 H24 H24 R01
		食品添加物研究科	6		H21 H25 H26 H28 H29 R03
		残留物質研究科	14		H15 H21 H21 H21 H21 H24 H24 H28 H29 R01 R01 R03 R03 R04
		医薬品研究科	8		H23 H23 H25 H28 H29 H29 R03 R04
		環境衛生研究科	9	H19	H20 H23 H24 H26 H27 H29 R01 R04
		ケミカルハザード室	1		H20
蛍光X線分析装置	1	中央機器室	1		H30
ゲルマニウム半導体核種分析装置	4	食品成分研究科	3	H23 H24	H30
		環境衛生研究科	1	H23	
誘導結合プラズマ質量分析装置	1	環境衛生研究科	1		R02
高周波誘導結合プラズマ質量分析装置	1	中央機器室	1		R03
プロテオーム解析システム	1	中央機器室	1		H21
分光光度計	1	食品成分研究科	1		H24
原子吸光光度計	1	食品添加物研究科	1		R04
モニタリングポスト	1	環境衛生研究科	1	H23	
液体クロマトグラフ	80	食品成分研究科	10		H24 H26 H27 H27 H29 H30 H30 R01 R02 R03
		食品添加物研究科	20		H21 H24 H24 H24 H25 H25 H27 H27 H27 H28 H28 H28 H29 H30 H30 H30 H30 R01 R02 R03
		残留物質研究科	16		H18 H19 H20 H21 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H30 R01 R02 R02 R03
		医薬品研究科	24		H23 H23 H24 H24 H24 H25 H26 H26 H26 H27 H27 H28 H28 H28 H29 H30 H30 H30 H30 R01 R03 R03 R04 R04
		環境衛生研究科	5		H22 H24 H27 H27 R01
		中央機器室	5		H17 H25 H29 H30 R03
顕微鏡	3	中央機器室	3		H21 H21 R02
高分解能粒径分布測定装置	1	環境衛生研究科	1		H20
試料採取装置	1	環境衛生研究科	1	H20	
自動分析器	1	病原細菌研究科	1		H23
全自動凍結乾燥機	2	中央機器室	2		H19 H27
多項目自動血球分析装置	1	精度管理室	1		H30
自動血液凝固剤測定装置	1	精度管理室	1		H30
容量測定装置	2	医薬品研究科	2	H10	H26
溶出試験システム	1	医薬品研究科	1		H20
単結晶X線構造解析装置	1	医薬品研究科	1	H26	
生化学自動分析装置	1	精度管理室	1		H27
窒素分析装置	1	食品成分研究科	1		H29
微生物検索同定装置	1	食品微生物研究科	1		H29
フローサイトメーター	1	中央機器室	1		H29
超高速冷却遠心機	1	ウイルス研究科	1		H30
遺伝子塩基配列解析システム	1	環境衛生研究科	1		H30
自動分注装置	1	病原細菌研究科	1		R01
薬剤感受性検査判定装置	1	病原細菌研究科	1		R01
全自動EIA分析装置	1	ウイルス研究科	1		R03

3 組織（令和5年4月1日現在）



4 分掌事務

各部課（科）等の分掌事務（令和5年4月1日）は、次のとおりとする。

(1) 企画調整部

ア 管理課

- (ア) センター所属職員の人事及び給与に関すること。
- (イ) センターの公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- (ロ) センターの予算、決算及び会計に関すること。
- (ハ) センターの契約及び物品の管理に関すること。
- (ニ) センターの施設の維持管理に関すること。
- (ホ) センター内他の部、室及び課に属しないこと。

イ 健康危機管理情報課

- (ア) センターの事業運営に係る企画、調査及び進行管理並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (イ) 試験検査検体の受理及び成績書の発行に関すること。
- (ロ) センターの実施する研究に係る計画、進行管理、評価並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (ハ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る研修等の実施に関すること。
- (ニ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る広報及び普及啓発の実施に関すること。
- (ホ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る調査並びに情報の収集、解析及び提供に関すること。
- (ヘ) 疫学的調査等に係る科学的及び技術的な支援に関すること。
- (ニ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)に基づく基幹地方感染症情報センターに関すること。
- (ホ) 東京都食品安全情報評価委員会に関すること。
- (コ) 健康食品対策に関すること。
- (サ) センターの情報処理システム及びネットワークに関すること。
- (シ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る資料及び図書類の収集、管理、保存及び利用に関すること。

(2) 広域監視部

ア 食品監視第一課

- (ア) 広域に流通する食品及び輸入食品等に対する監視指導等の業務計画の作成に関すること。
- (イ) 広域に流通する食品等に係る監視指導、収去及び違反食品の措置等並びに東京都食品安全条例に基づく報告の要求、調査及び物件の提出の要求に関すること(他の課に属するもの

を除く。)

(ウ) 輸入食品等に係る監視指導、収去、違反食品の措置等並びに東京都食品安全条例に基づく報告の要求、調査、物件の提出の要求及び回収の報告に係る指導に関すること。

(エ) 部内他の課に属しないこと。

イ 食品監視第二課

(ア) 広域に流通する食品等に係る監視指導、収去、検査及び違反食品の措置等並びに東京都食品安全条例に基づく報告の要求、調査、物件の提出の要求及び回収の報告に係る指導に関すること(他の課に属するものを除く。)

(イ) 特別区の区域外に存する東京都中央卸売市場、地方卸売市場(花き市場を除く。)及びこれと同種の事業を行う事業所(局長の指定するものに限る。)の施設内における衛生に関すること。

(ロ) 総合衛生管理製造過程の衛生管理に係る指導及び検査に関すること。

(ハ) 食品の輸出に係る適合施設に対する認定要件の適合確認及び指導に関すること。

ウ 薬事監視指導課

(ア) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。以下同じ。)、医薬部外品及び化粧品(以下「医薬品等」という。)製造販売業に係る許可、医薬品等製造業に係る許可及び登録、届出の受理、実査並びに監視指導等に関すること。

(イ) 再生医療等製品製造販売業に係る許可、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。

(ロ) 再生医療等製品製造業に係る監視指導等に関すること。

(ハ) 医薬品及び医薬部外品適合性確認に係る申請の受理及び確認に関すること。

(ニ) 医薬品販売業(配置販売業及び卸売販売業に限る。以下同じ。)及び再生医療等製品販売業に係る許可、届出の受理、許可に係る実査及び監視指導等に関すること。

(ホ) 管理医療機器の販売業及び貸与業(医薬品販売業の店舗において併せて行う場合に限る。)に係る届出の受理及び監視指導等に関すること。

(ヘ) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定、届出の受理並びに監視指導等に関すること。

(ト) 毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。

(チ) 特定毒物研究者の許可、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。

(リ) 特定毒物使用者の指定、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。

(ニ) 毒物及び劇物の業務上取扱者の監視指導等に関すること。

(ヒ) 麻薬及び向精神薬取締法第五十条の二十六第一項の規定により向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされたものに係る届出の受理及び監視指導等に関すること。

(フ) 麻薬及び向精神薬取締法第五十条の二十六第一項ただし書の規定による別段の申出をした者に係る免許及び監視指導等に関すること。

- (セ) 健康食品の広告及び表示に係る相談に関すること。
- (ソ) 再生医療等製品製造販売業者及び再生医療等製品製造業者が行う再生医療等製品の広告に係る相談及び監視指導に関すること。
- (タ) 医薬品等製造販売業者及び医薬品等製造業者が行う医薬品等の広告に係る相談及び監視指導に関すること。
- (チ) 薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例に基づく医薬品販売業者への立入調査等に関すること。
- (ツ) その他薬事衛生に関すること。

エ 医療機器監視課

- (ア) 医療機器及び体外診断用医薬品(以下「医療機器等」という。)製造販売業並びに医療機器修理業に係る許可、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。
- (イ) 医療機器等製造業の登録、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。
- (ロ) 医療機器等の適合性調査に係る申請の受理及び調査に関すること。
- (ハ) 医療機器等製造販売業者、医療機器等製造業者及び医療機器修理業者が行う医療機器等の広告に係る相談及び監視指導に関すること。
- (ニ) その他薬事衛生に関すること(他の課に属するものを除く。)

オ 建築物監視指導課

- (ア) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録に関すること。
- (イ) 特定建築物に対する立入検査等及び指導に関すること。
- (ロ) 特定建築物以外の建築物の維持管理について環境衛生上の必要な指導に関すること。

(3) 微生物部

ア 食品微生物研究科

- (ア) 食中毒及び腸内病原菌類の微生物学的研究に関すること。
- (イ) 食品、食品容器、調理器具等の微生物学的研究に関すること。
- (ロ) 前二号に規定する事項の試験及び検査に関すること。
- (ハ) 実験動物の適正飼養、適正管理に関すること(他の部に属するものを除く。)

イ 病原細菌研究科

- (ア) 呼吸器系細菌感染症の研究に関すること。
- (イ) 薬剤耐性菌感染症に関すること。
- (ロ) 狂犬病及び動物由来感染症の研究に関すること。
- (ハ) 性感染症の研究に関すること。
- (ニ) 寄生虫及び原虫の研究に関すること。
- (ホ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

ウ ウイルス研究科

- (ア) ウイルス、リケッチア等の研究に関する事。
- (イ) 前号に規定する事項の試験及び検査に関する事。

(4) 食品化学部

ア 食品成分研究科

- (ア) 食品等の衛生化学的研究に関する事(他の部及び研究科に属するものを除く。)
- (イ) 遺伝子組換え食品等の研究に関する事。
- (ウ) 保健機能食品等の研究に関する事。
- (エ) 栄養表示食品、特別用途食品等の研究に関する事。
- (オ) 食中毒の理化学的研究に関する事。
- (カ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関する事。

イ 食品添加物研究科

- (ア) 食品添加物の研究に関する事。
- (イ) 食品用器具、容器包装、おもちゃ及び食品用洗浄剤の研究に関する事。
- (ウ) 前二号に規定する事項の試験及び検査に関する事。

ウ 残留物質研究科

- (ア) 食品等に残留している農薬の研究に関する事。
- (イ) 食品等に残留している動物用医薬品の研究に関する事。
- (ウ) 食品等に残留しているダイオキシン類その他の有害化学物質の研究に関する事。
- (エ) 前三号に規定する事項の試験及び検査に関する事。

(5) 薬事環境科学部

ア 医薬品研究科

- (ア) 医薬品等及び医療機器等の研究に関する事。
- (イ) 生薬の研究並びに薬用植物及び規制植物等の研究、栽培及び啓発等に関する事。
- (ウ) 毒物及び劇物の研究に関する事。
- (エ) 家庭用品の研究に関する事。
- (オ) 規制薬物等の研究に関する事。
- (カ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関する事。

イ 環境衛生研究科

- (ア) 環境衛生学的研究に関する事。
- (イ) 衛生動物の研究に関する事。
- (ウ) 一般飲料水、プール水及び浴場水の衛生学的研究に関する事。
- (エ) 工業用水、下水、廃水及び放流水の衛生学的研究に関する事。
- (オ) 河川水、汽水、海水、湖沼水及び温泉水の衛生学的研究に関する事。

(カ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

ウ 生体影響研究科

(ア) 食品添加物、医薬品等の生体影響に関する薬理学的及び病理学的研究に関すること。

(イ) 環境に係る健康影響の衛生学的及び病理学的研究に関すること。

(ウ) 有害化学物質に係る健康影響の衛生学的及び病理学的研究に関すること。

(エ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

(オ) 実験動物の適正飼養、適正管理に関すること(他の部に属するものを除く。)

(6) 精度管理室

ア 製品検査の信頼性の確保に関すること。

イ 検査における精度管理調査に関すること。

ウ 前二号に規定する事項の研究に関すること。

5 職員定数（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

職 種 名 部 課(科・室) 名		一 般 事 務	電 気	環 境 検 査	農 業 技 術	獸 医	衛 生 監 視	理 工 技 術	医 師	薬 劑			臨 床 検 査	栄 養 士	保 健 師	合 計
										調 剤	監 視	小 計				
企 画 調 整 部	管 理 課	17	1						1							19
	健康危機管理情報課	12				1	6		3		5	5			5	32
広 域 監 視 部	食 品 監 視 第 一 課					1	23									24
	食 品 監 視 第 二 課	1				1	15									17
	薬 事 監 視 指 導 課										37	37				37
	医 療 機 器 監 視 課										23	23				23
	建 築 物 監 視 指 導 課						16									16
微 生 物 部	食 品 微 生 物 研 究 科			1		9	7		1		6	6	2			26
	病 原 細 菌 研 究 科			1		4	1		1		3	3	2			12
	ウ イ ル ス 研 究 科			2		6	2				4	4	2			16
食 品 化 学 部	食 品 成 分 研 究 科			7		1	3			2	8	10		1		22
	食 品 添 加 物 研 究 科			5		1	3			2	15	17				26
	残 留 物 質 研 究 科			2		2	2	2		1	16	17				25
薬 事 環 境 科 学 部	医 薬 品 研 究 科 (薬用植物園を含む)			1	1		2			1	20	21				25
	環 境 衛 生 研 究 科			10		1	7		1		2	2				21
	生 体 影 響 研 究 科					4	3		1		4	4				12
精 度 管 理 室						2	3						1			6
合 計		30	1	29	1	33	93	2	8	6	143	149	7	1	5	359

6 予算及び決算

(1) 歳出

(単位：千円)

科	目	令和4年度	令和4年度	令和5年度	増△減	備考	
款	項	節	予算額(A)	決算額	予算額(B)	(B - A)	
	合	計	2,787,128	2,536,107	3,034,397	247,270	
福	社	保	2,787,128	2,536,107	3,034,397	247,270	
	福	社	4,145	3,270	2,154	△ 1,991	
		管	4,145	3,270	2,154	△ 1,991	
		報	1,584	1,584	1,584	0	
		旅	300	91	120	△ 180	
		普	300	91	120	△ 180	
		一	2,261	1,595	450	△ 1,811	
	健	康	2,739,151	2,493,659	2,800,865	61,714	
		管	3,037	2,010	2,765	△ 272	
		普	52	29	52	0	
		一	2,532	1,801	2,532	0	
		役	165	40	110	△ 55	
		使	288	140	71	△ 217	
		健	2,222,976	2,048,650	2,283,285	60,309	
		共	2,385	2,245		△ 2,385	令和5年度から総務局移管
		報	208,796	194,371	207,603	△ 1,193	
		報	1,191	621	1,191	0	
		旅	6,642	3,771	6,613	△ 29	
		普	6,481	3,705	6,452	△ 29	
		特	161	66	161	0	
		需	857,313	779,557	802,065	△ 55,248	
		光	484,570	456,575	435,462	△ 49,108	
		一	372,743	322,982	366,603	△ 6,140	
		役	41,429	29,538	42,154	725	
		委	592,047	563,231	705,444	113,397	
		使	412,524	382,378	404,134	△ 8,390	
		工	10,092	7,752	10,092	0	
		原	270	0	270	0	
		備	88,293	83,367	101,512	13,219	
		負	1,994	1,819	2,207	213	
	食	品	130,532	114,106	125,607	△ 4,925	
		報	1,834	1,391	1,153	△ 681	
		共	67	66	0	△ 67	
		報	1,114	700	1,114	0	
		旅	979	330	432	△ 547	
		普	879	326	232	△ 647	
		特	100	3	200	100	
		一	47,573	44,898	48,073	500	
		役	2,953	2,423	2,851	△ 102	
		委	12,298	10,253	12,298	0	
		使	52,226	43,169	52,226	0	
		備	11,368	10,867	7,340	△ 4,028	
		負	120	9	120	0	
	薬	務	71,681	60,038	75,018	3,337	
		報	3,288	2,310	3,288	0	
		報	61	12	61	0	
		旅	1,737	921	3,458	1,721	
		普	1,650	899	3,373	1,723	
		特	87	23	85	△ 2	
		一	25,741	21,048	25,741	0	
		役	3,944	2,194	4,777	833	
		委	20,363	19,275	20,363	0	
		使	9,807	8,263	15,944	6,137	
		備	5,354	5,029	0	△ 5,354	
		負	1,386	986	1,386	0	

(単位：千円)

科 目			令和4年度	令和4年度	令和5年度	増△減	備 考
款	項	節	予算額(A)	決算額	予算額(B)	(B - A)	
		生活環境費	85,780	70,351	82,725	△ 3,055	
		共済費	35	34	0	△ 35	
		報償費	1,426	793	1,426	0	
		旅費	773	276	327	△ 446	
		普通旅費	773	276	327	△ 446	
		一般需用費	25,821	22,745	26,213	392	
		役務費	5,504	5,470	5,450	△ 54	
		委託料	46,399	36,186	46,687	288	
		使用料及賃借料	1,502	1,198	1,502	0	
		備品購入費	4,320	3,649	1,120	△ 3,200	
		感染症対策費	225,145	198,504	231,465	6,320	
		報酬	5,148	5,144	0	△ 5,148	
		普通旅費	50	0	114	64	
		一般需用費	169,793	158,621	184,251	14,458	
		役務費	7,420	2,021	6,813	△ 607	
		委託料	39,314	31,029	39,314	0	
		使用料及賃借料	389	381	383	△ 6	
		備品購入費	2,731	1,218	300	△ 2,431	
		負担金補助及交付金	300	90	290	△ 10	
		医療政策費	26,365	23,065	22,634	△ 3,731	
		医療政策費	26,365	23,065	22,634	△ 3,731	
		報酬	218	217	218	0	
		報償費	849	296	849	0	
		一般需用費	12,030	11,102	8,304	△ 3,726	
		役務費	61	49	56	△ 5	
		委託料	7,548	7,458	7,548	0	
		使用料及賃借料	5,327	3,785	5,327	0	
		備品購入費	332	160	332	0	
		施設整備費	17,467	16,113	208,744	191,277	
		社会福祉施設等整備費	17,467	16,113	208,744	191,277	
		一般需用費	0	0	28,640	28,640	
		委託料	2,286	1,100	20,255	17,969	
		工事請負費	15,181	15,013	159,849	144,668	

注：人件費・手当等は含まない（健康安全部で計上）。

(2) 歳入

(単位：千円)

款		令和4年度	令和4年度	令和5年度	増△減	備 考
		予算額(A)	決算額	予算額(B)	(B - A)	
特定財源	合計	550,326	276,900	547,863	△ 2,463	
	使用料及手数料	493,477	224,334	506,164	12,687	
	国庫支出金	41,772	41,330	26,622	△ 15,150	
	諸収入	15,077	11,236	15,077	0	

注：使用料及手数料のうち、エイズ・性感染症検査手数料は健康安全部で計上

また、使用料及手数料の予算額は切分けが困難なため、健康安全部及び都保健所で計上されるものも含む。

第2編 業 務

第 1 章 検査研究部門

第1節 業務の内容

概 況

当センターの検査・研究部門は、厚生労働省の制定する地方衛生研究所設置要綱に基づく地方衛生研究所として、都民の健康安全を守るため、都の保健衛生行政の科学的・技術的中核の役割を担っている。具体的には、感染症その他の疾患の予防衛生・薬事衛生・食品衛生・環境衛生・生体影響（毒性研究）・精度管理などの分野において、行政需要に応じた試験検査、調査研究を行っている。

1 試験検査

福祉保健局の各部課及び都保健所等の行政機関からの依頼、特別区・市からの依頼等に基づき、感染症・食中毒等の病原体検査、医薬品・日用品・食品・大気・水等の安全性検査などの試験検査業務を実施している。

令和4年度の総取扱件数は291,041件であった。内訳は、行政検査 213,302件（73.3%）、特別区・市依頼検査 13,116件（4.5%）、一般依頼 49件（0.02%）、準依頼検査 226件（0.08%）、その他検査（開発試験等や感染症発生動向調査等）64,348件（22.1%）である（詳細は83ページ以下参照）。令和3年度検査実績と比較すると、開発試験は増加したが、行政検査が減少し、総取扱件数は前年比1.0%減となった。

2 調査研究

調査研究業務として、検査方法の改良・開発の研究、公衆衛生に関する基礎的・応用的な研究及び健康影響の予見される微生物や化学物質についての先行的な実態調査等を行っている。調査研究は、重点研究、課題研究、基盤研究、共同研究、受託研究、応募研究に分類される。

一方、研究の評価は、研究評価大綱に基づき実施している。具体的には、研究計画時・継続時（年度ごと）・終了時の各段階において、研究の必要性、科学的妥当性及び成果などの視点から、研究調整委員会（所内委員による評価）及び研究評価会議（所外委員による評価）が評価を行う。（詳細は61ページ以下参照）。

I 微生物部

1 食品微生物研究科

(1) 科内業務の概略

当研究科は6研究室で構成され、食中毒や感染症発生時の原因究明、被害の拡大及び再発防止等と、食品を介した健康被害の未然防止を目的として、微生物学的試験検査及びそれに関連する調査研究を実施している。

食中毒研究室では、都内全域を対象に食中毒事件の原因究明のための細菌学的な検査を担当している。腸内細菌研究室では、感染症法に基づく三類感染症の検査、積極的疫学調査事業による検体を対象として腸管系下痢症起因菌等の検査を行っている。食品細菌研究室及び乳肉魚介細菌研究室では、流通食品の細菌検査を、真菌研究室ではそれらの真菌（カビ・酵母）検査を実施するとともに、食品苦情に係る検査や食品製造施設等の衛生学的検査を行っている。培養基研究室では当研究科で使用する培地の作製、病原体及び各研究室で使用した培地・器具類などの滅菌、洗浄、廃棄を一括して担当している。

(2) 調査研究

重点研究、課題研究、基盤研究等として実施している主な調査研究は、以下のとおりである。

ア 三類感染症起因菌を対象とした検査法の構築及び分子疫学解析手法に関する研究

2022年に当センターへ搬入された腸管出血性大腸菌（EHEC）は332株で、このうちO157が220株（66.3%）で最も多く、次いでO26が43株（13.0%）、O103が19株（5.7%）であった。糞便からEHECを効率的かつ高感度に検出する方法として、増菌培地を対象にPCR法でVT遺伝子をスクリーニングし、陽性であった検体から菌を検出する方法を検討した。VT遺伝子が陽性であった123検体のうち91検体（70.4%）から菌の分離が可能であった。分離された血清群はO157、O26、O91等7種類の血清群であった。菌の分離ができなかった32検体はいずれもCt値が35サイクル以上であったことから、検出限界以下の非常に少ない菌量であったと考えられる。

イ 食品に危害を与えるカビの生育と制御法に関する研究

研究室保存酵母163株（23属43菌種）を用いて *Penicillium digitatum* の生物学的防除に資する拮抗酵母を探索した。その結果、163株中43株（26.4%）の酵母が *P. digitatum* に拮抗性を示した。このうち、*Wickerhamomyces anomalus* では33株中23株（69.7%）が拮抗したことから、柑橘類に病害を起こす *P. digitatum* の生育抑制に利用しうる酵母として、*W. anomalus* が有力な候補になり得ると考えられた。

ウ 食品及び環境由来薬剤耐性菌の分離状況と疫学解析に関する研究

2018年から2021年に都内で流通した食品1015検体を対象として、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）の分離を行った。その結果、鶏肉、牛肉、豚肉、魚介類及び野菜から計48株のMRSAが分離された。MLST（Multi-Locus Sequence Typing）解析及びSCC*mec*型別を行

った結果、輸入豚肉由来株の多くが Clonal Complex (CC) 398-SCC*mecV*であり、LA-MRSAとして知られる遺伝子型と一致した。一方、国産鶏肉由来株では、CC1-SCC*mec IV*及び CC8-SCC*mec IV*であり、CA-MRSA で認められる遺伝子型であった。魚介類由来株では、多様な遺伝子型を示した。本調査の結果から、食品由来 MRSA は、食品の種類により異なる遺伝子型が分離されることが示された。

エ 芽胞形成菌を中心とした食中毒起因菌の病原因子と検査法の確立に関する研究

Bacillus cereus 嘔吐型食中毒において原因食品からの原因物質セレウリドを容易に検出する方法を検討した。前処理に QuEChERS 法等を応用し、MALDI-TOF MS で検出した結果、簡易で迅速かつ良好な結果が得られた。

本邦初の F 型ボツリヌス毒素産生 *Clostridium baratii* によるボツリヌス症を MALDI-TOF MS 及び遺伝子解析により解明した。また、E 型ボツリヌス菌による食中毒事例において、培地 pH を工夫すること等により、原因食品である「いずし」から E 型ボツリヌス菌を分離することが出来た。

オ 真菌の同定法及び疫学解析に関する研究

Cryptococcus neoformans の DNA 抽出方法を検討した結果、細胞壁溶解酵素とフェノール・クロロホルム抽出の組み合わせが最も効率的であった。ST の異なる 6 株について NGS で SNP 解析を行った結果、ST ごとにクラスターを形成した。また、皮膚糸状菌 6 菌種 (*Trichosporon coremiiforme*, *Trichosporon asahii*, *Trichophyton interdigitale*, *Trichophyton rubrum*, *Microsporum gypseum*, *Microsporum canis*) について MALDI-TOF MS の前処理法を検討した結果、回転培養法では *T. interdigitale* が、平板かきとり法では *M. canis* が同定不能であったが、それ以外の菌種はいずれも同定可能であった。同定精度向上のためには回転培養法と平板かきとり法を併用し、菌種により使い分けた方が良いことが判明した。

カ 保健所の食中毒調査情報と連結させたカンピロバクター食中毒の疫学解析に関する研究

2021年10月から2022年12月の期間に、都内で発生したカンピロバクター食中毒30事例の患者及び鶏肉等から分離された *C. jejuni* の遺伝子型と、保健所による食中毒調査で得られた情報(患者の年齢・性別・職業や、鶏肉の種別・産地・調理方法等)を収集した。

患者等から分離した *C. jejuni* 84株の遺伝子型は、HS:19 (25株)、HS:4c (7株)、HS:53 (5株)、HS:15 (4株)、HS:12 (3株)、HS:1 (3株)、HS:2 (3株)、HS:3 (3株)、HS:8c (3株)、HS:10 (2株)、型別不明 (26株) だった。患者 (30事例、計119名) は平均年齢29.3歳で、性別に男女差はなく、職業は会社員と学生が多かった。原料鶏肉は地鶏と銘柄鶏が多かったが、産地に偏りはなかった。調理法は加熱不十分な焼鳥が最も多かった。

キ 食品安全の国際標準化を踏まえた流通食品における細菌検査法の検討

令和2~4年にかけて搬入された鶏肉138検体(冷蔵92検体、冷凍46検体)を用い、増菌培養液にピルビン酸ナトリウム等が含まれている発育サプリメント(以下、サプリ)添加の有無による陽性率の差を比較し、感度の高い *Campylobacter jejuni* 及び *C. coli* 検査法の検討を行っ

た。その結果、冷蔵鶏肉ではサプリ有で34検体（45.9%）、サプリ無で40検体（54.1%）が陽性になり、サプリ無の陽性率が高かった。冷凍鶏肉ではサプリ有で13検体（61.9%）、サプリ無で8検体（38.1%）が陽性になり、サプリ有の陽性率が高かった。ピルビン酸ナトリウムは、損傷菌に対して回復効果があるとされているため、冷凍鶏肉からのカンピロバクターの分離に有効と考えられた。

ク *Staphylococcus* 属菌における病原性因子の探索

2009~2011年の3年間に食肉等から分離された25株の *S. argenteus* について、MLST により型別を行った。その結果、1株は型別不能であったが、24株は4種類の ST に分類された。SEB 産生能を有する4株は過去に食中毒事例から分離された株と同一の ST であった。

ケ 遺伝子検査法を応用した食品からの食中毒起因菌検出法の検討

サルモネラ O 群型別用プローブを設計し、抗血清で型別不能となった81株についてリアルタイム PCR 法による遺伝子型別試験を実施した。その結果、前年度実施した PCR 法による型別結果と一致し、迅速に遺伝子型別試験が可能であることが示唆された。

コ 環境水中における食中毒起因菌の疫学解析に関する研究

都内の多摩川水系河川から採取した河川水33検体を対象に、*Escherichia albertii* 及び腸管出血性大腸菌等の検出と分離を行った。

(3) 試験検査

ア 食品細菌研究室：

大規模・高度製造業監視、食品流通拠点監視、輸入食品の監視指導、先行調査等で搬入された食品625検体、計画事業で都保健所より送付された292検体について細菌検査を行った。検査対象食品は、清涼飲料水、そう菜、麺類、菓子類、缶詰・瓶詰食品、調味料等である。広域監視部門による衛生指導の一環として、ふき取り検査15検体について汚染指標菌等の検査を行った。また、黄色ブドウ球菌食中毒事例の疫学調査として、黄色ブドウ球菌分離株90株のコアグラマーゼ型別試験及びエンテロトキシン産生能・型別試験を実施した。

イ 食中毒研究室：

都内で発生した食中毒104事例（患者数684名）のほか、有症苦情事例あるいは他道府県関連の食中毒事例の原因解明及び拡大防止を目的として、患者等の糞便及び食品等関連材料3,664検体について検査を行った。都内で発生した食中毒104事例のうち、細菌が原因と確認されたものは33事例（31.7%）で、原因菌別では、カンピロバクター18事例（54.5%）、ウエルシュ菌及び黄色ブドウ球菌 各5事例（15.2%）、腸管出血性大腸菌2事例（6.1%）、セレウス菌及び *astA* 遺伝子保有大腸菌 各1事例（3.0%）であった。また、医療機関等で分離され東京都保菌者検索事業、積極的疫学調査を通じて当センターに搬入された腸管出血性大腸菌は343株であった。これら分離株を対象に薬剤耐性パターン、MLVA (Multilocus variable-number tandem-repeat analysis)、パルスフィールド・ゲル電気泳動パターン等の疫学的性状解析を行い、食中毒の原因施設特定や感染源追求のための科学的データの提供を行った。

ウ 腸内細菌研究室：

三類感染症（コレラ、腸チフス、パラチフス、細菌性赤痢及び腸管出血性大腸菌感染症）の経過者・関係者検便 731 検体及び感染性胃腸炎集団発生時における積極的疫学調査等による検便等 39 検体について検査を実施した。このうち、119 検体から O157 等の腸管出血性大腸菌が検出された。感染症発生動向調査として病原体定点医療機関から搬入された検便は 9 検体であった。菌株の同定・菌型試験、薬剤感受性試験等の疫学解析は、赤痢菌、コレラ菌、チフス菌、パラチフス A 菌及び腸管出血性大腸菌の計 195 株について実施した。

エ 真菌研究室：

センター広域監視部門及び都保健所の収去検体等 608 検体を対象に真菌の汚染調査を実施した。その結果、162 検体（26.6%）の検体から真菌が検出され、ステリグマトシスチン産生 *Aspergillus* が 2 検体から検出された。また、都内で発生した食品苦情事例について真菌検査を行った結果、糸状菌によるものが 1 事例確認された。動物由来感染症調査の一環として、動物取扱業者で育養されていた動物を対象に採取した被毛 67 検体の真菌検査を行った結果、皮膚糸状菌が 8 検体から検出された。その他、播種性クリプトコックス症の五類感染症全数把握調査に関連し保健所から搬入された *Cryptococcus* 属の菌株について菌種同定を行った。

オ 乳肉魚介細菌研究室：

大規模・高度製造業監視、食品流通拠点監視、輸入食品の監視指導、先行調査等で搬入された食品 419 検体について検査を実施した。その他、計画事業で都保健所より送付された 69 検体の検査も行った。検査対象食品は、乳、乳製品、食肉、食肉製品、魚介類、魚介類加工品、魚肉ねり製品、冷凍食品、鶏卵及びはちみつ等で、主として成分規格検査と食中毒起因菌検査を行った。はちみつについてはボツリヌス検査も実施し、1 検体から B 型ボツリヌス菌が検出された。また、広域監視部の衛生監視指導の一環で、拭き取り 39 検体についてリステリア属菌等検査を行った。

カ 培養基研究室：

上記の 5 研究室で試験検査に用いる約 120 種類の選択分離寒天培地、増菌培地及び確認培地等の調製を一括して行った。令和 4 年度に調製・供給した培地類は、分離用寒天平板培地：約 1,180 リットル（約 59,000 枚）、液体培地：約 1,150 リットル（中試験管約 115,000 本）、確認培地：約 160 リットル（小試験管約 46,100 本）であった。また、検査後のシャーレや試験管などの器具・器材類の滅菌と洗浄等のほか、感染性廃棄物の一括処理を担当した。

2 病原細菌研究科

(1) 科内業務の概略

当研究科では、感染症の原因となる病原微生物（細菌、寄生虫等）について、関連する試験検査及び調査研究を行っている。

臨床細菌研究室では、感染症法に基づく呼吸器系感染症（ジフテリア、レジオネラ症、マイコプラズマ肺炎等）、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症（CRE）等の起病因菌に関する試験検査・調査研究を実施している。

結核・性感染症研究室では、都の結核対策に基づく結核菌感染診断検査として、インターフェロン- γ 測定（IGRA）検査を行うと共に、結核菌の分離・同定・薬剤感受性と遺伝子型別（VNTR検査）等の試験検査・調査研究を実施している。また、都の性感染症対策に基づく梅毒、淋菌感染症、性器クラミジア感染症等の試験検査・調査研究、感染症発生動向調査事業における細菌学的試験検査ならびに流行予測調査事業として小児予防接種（ジフテリア、百日咳、破傷風）による抗体獲得状況を調査している。加えて、狂犬病ウイルス、レプトスピラ、コリネバクテリウム・ウルセランス等を原因とする動物由来感染症の試験検査・調査研究を実施している。

寄生虫研究室では、食品衛生法に基づく寄生虫（アニサキス、粘液胞子虫、住肉胞子虫等）に関連する食中毒検査に加え、裂頭条虫、回虫などの食品媒介寄生虫卵、感染症法と都の性感染症対策に基づくマラリア、赤痢アメーバ、ジアルジア、トリコモナス等の寄生虫感染症について試験検査・調査研究を行っている。

(2) 調査研究

重点研究、課題研究として実施している主な調査研究は、以下のとおりである。

ア 結核菌の型別及び薬剤耐性検査に資する遺伝子検査法の検討

結核菌株149株で全ゲノム解析を実施し、VNTR 及び薬剤感受性試験の結果と比較した。VNTR では24領域一致クラスターが17個形成された。cgMLST 解析ではクラスター(閾値5)が14個形成された。うち疫学的リンク不明クラスターでは漫画喫茶、カプセルホテルなど共通するキーワードが認められ、全ゲノム解析により最近の感染伝播を示唆する情報が得られた。また、全ゲノムデータより薬剤耐性遺伝子変異を検出した。変異検出感度・特異度(%)は、それぞれ INH 93.1, 92.4, RFP 100, 100, SM 94.9, 96.3, EB 81.8, 100, PZA 100, 96.5, TH 71.4, 91.4, LVFX 23.1, 100であった。RFP 耐性16株はすべて *rpoB* に変異があった。INH1.0耐性の20株(95.2%)は *katG* 上の変異や欠損が検出された。SM 耐性の34株 (91.8%)は *rpsL* (Lys43Arg) の変異を持っていた。EB 耐性の9株(81.8%)は *embB* に変異が検出された。PZA 耐性の4株で検出された変異はすべて *pncA* にあったが、感受性株でも変異が検出された。

イ 多剤耐性菌の原因となるプラスミドの分子疫学解析

平成27年10月から令和4年12月に、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症の積極的疫学調査事業で搬入された530株のうち NDM 型カルバペネマーゼ産生が確認された34株と病原体

レファレンス事業（院内感染疑い事例）にて搬入されたNDM型カルバペネマーゼ産生菌25株、合わせて59株に対し、次世代シーケンサー（NGS）による解析を実施し順次完全長ゲノム配列解析を行った。全ゲノムを獲得した一部の株に対しては、表現型（接合伝達能、薬剤耐性能）の解析を行い、一部のプラスミドは供与菌1コロニー当たり約 2.0×10^{-3} という比較的高い割合で受容菌に接合伝達され、 β -ラクタム系抗菌薬への高度耐性を惹起することが分かった。

ウ 人及びコンパニオンアニマルにおける薬剤耐性菌の実態把握及びゲノム解析

2022年4月から12月の期間に動物由来感染症調査事業において収集した *Escherichia coli* 112株の薬剤感受性試験ならびにESBL産生 *E. coli* 22株のO血清型別試験及びESBL遺伝子の検出を行った。供試した *E. coli* の主な薬剤に対する耐性率は、ピペラシリン29.5%、セフトキシム13.4%、メロペネム0.0%、ゲンタマイシン8.9%、レボフロキサシン18.8%、ミノサイクリン2.7%、ホスホマイシン0.0%、ST合剤8.9%であった。ESBL産生 *E. coli* ではO25が4株（18.2%）認められ、ESBL遺伝子型はCTX-M-9 groupが15株で最も多かった。

エ 薬剤耐性菌をはじめとする性感染症起因菌の分子疫学解析

2021年10月から2022年3月に都内医療機関から搬入された検体計91件を用いてマイコプラズマ・ジェニタリウムをTMA（Transcription Mediated Amplification）法により検査を実施した結果、陽性は8件（8.8%）であった。23SrRNA領域の塩基配列解析を実施したところ、6件中4件（66.7%）でA2071またはA2072に変異が検出された。QRDR内変異のうち *gyrA* で変異が検出されたのは6件中0件（0.0%）、4検中4件（100.0%）で *parC* の変異が検出された。23S rRNAと *gyrA*、*parC* の3つの領域で変異を保有し、治療困難が想定される検体は検出されなかった。また、発生動向調査で都内医療機関から搬入された検体を用いてターゲットエンリッチメント法で調製したライブラリをもとに、4検体のCTの全ゲノムデータを取得した。GenBank登録配列と合わせて全ゲノムSNPs（Single Nucleotide Polymorphisms）系統樹解析を実施した。

オ 侵襲性感染症起因菌の型別、薬剤感受性及び遺伝子解析に関する検討

これまでに搬入された侵襲性肺炎球菌感染症（IPD）由来菌株780株のうち、最多の血清型は24グループで119株であった。血清型24グループのうち、同一患者の血液及び喀痰から異なる血清型の肺炎球菌が分離された例に注目し、これら2株に対して、血清型別、薬剤感受性試験、MLSTおよび全ゲノム解析を実施した。その結果、莢膜膨化法による血清型別は血液由来株が24F型、喀痰由来株が24B型であった。薬剤感受性検査では、PCG、CFPM、MEPM、EM、AZM、LVFX、VCM、TCのすべての薬剤に対して両株は感性であった。MLSTは両株ともST162であった。SNV系統解析の結果、両株は同じ枝に属した。莢膜関連領域遺伝子に着目すると、*abpA* 遺伝子の128番目の塩基がTからCに変異しており、これにより43番目のアミノ酸のみがProからLeuに変化していた。その他の莢膜関連遺伝子はすべて同一であった。以上より、本症例の両株は遺伝子配列が非常に近縁であったことから、もとは同じ遺伝的背景を持つ株が変異したことによって、血清型24Fおよび24Bの2種類の血清型の株が分離されたと考えられた。また、肺炎球菌の血清型24グループは *abpA* 遺伝子の1塩基変異により、24Fから24Bへ血清型が変化する

る可能性が示唆された。

カ 動物由来感染症起因菌の病原性に関する微生物学的研究

扁桃、病変部を問わず病原性 ST (ST1、ST28、ST1526) に分類された豚レンサ球菌53株のほぼすべて (52株) が PCR 血清型別により血清型2型であり、そのうち扁桃由来の9.1% (1/11)、病変部由来の52% (22/42) が無莢膜株 (血清凝集試験で陰性) であることが判明した。このうち、無莢膜株についてはゲノム解析によって莢膜合成遺伝子 (cps) 領域に変異が生じていることが分かった。また、1980年代から2000年代にかけて主にヒト HIV 患者から分離されたロドコッカス・エクイのうち vapN 陽性株9株について vapN はプラスミド上に搭載されるが、プラスミド配列にほぼ違いがないにも関わらず、vapN の発現量は菌株によって異なっていた。加えてそれらはマクロファージ内での生存能力や、マウスを使った病原性試験 (共同研究先において実施) において肝臓や脾臓における壊死性肉芽腫性炎症の発症と相関していた。vapN の発現量は搭載されたプラスミドだけでなく染色体の違いにも起因し、それにより vapN を介した病原性は左右されるものと考えられた。

キ 分子生物学的手法を用いた病原寄生虫の寄生実態調査及び疫学解析

2020年に都内で発生した有症事例の残品であるミンククジラ肉から検出されたトキソプラズマの遺伝子型別を、①Multiplex Multilocus Nested PCR-RFLP による Genotyping および②エキソンおよびイントロンの6遺伝子座を用いた系統解析の2つの方法で実施した。①では、10遺伝子のうち9遺伝子はⅡ型の切断パターンと一致したが、1遺伝子 (L358) のみⅠ型の切断パターンを示したため、非定型Ⅱ型であると推定された。②では、Ⅱ型をリファレンス株とする Haplogroup2に型別された。①および②の結果から、有症事例残品ミンククジラ肉由来株はⅡ型と近縁であることが推定された。一方で、食品監視第一課との先行調査で検査を実施したクジラ肉 (71検体) からトキソプラズマは検出されず、クジラ肉の喫食を原因とするトキソプラズマ感染は限定的であると考えられた。

(3) 試験検査

ア 臨床細菌に関する試験検査

積極的疫学調査として323 (区依頼: 0検体) 検体 (劇症型レンサ球菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症などの患者由来株及び喀痰) が搬入され、同定試験、血清型別試験、遺伝子型別検査等を実施した。感染症発生動向調査事業として病原体定点医療機関 (小児科定点及び基幹定点) から搬入された69検体について、溶血性レンサ球菌、黄色ブドウ球菌、薬剤耐性緑膿菌等の分離・同定・菌型別試験を実施した。一般行政検査では、薬事監視事業に基づく検査として、医薬品及び医薬部外品の微生物限度試験及び承認規格試験を実施した。また、一般依頼として、日本赤十字社から輸液製剤の無菌試験15件及び細菌分離同定試験22件の依頼があった。

さらに、病原体レファレンス事業において、37検体が搬入された。そのうち18件は溶血性

レンサ球菌、肺炎球菌、カルバペネム耐性疑い腸内細菌目細菌等の菌株であり型別試験等を実施し、19件については菌株の同定検査を行った。

イ 抗酸菌感染症に関する試験検査

都の結核予防事業の一環として臨床材料からの結核菌・抗酸菌検査を実施した。6検体の喀痰等の材料から塗抹、培養検査を実施した。また、保健所から送付された137株の結核菌株について、VNTR 型別検査を行った。結核接触者健診に利用されている QFT 検査を、都及び特別区保健所より搬入された983検体について実施した。その結果、陽性3.7%であった。

ウ 百日咳・ジフテリアの流行予測に関する試験

感染症流行予測調査事業の一環として、ジフテリア、百日咳の抗体保有状況を調査した。都内の幼児から成人までの全年齢階層を対象として、百日咳については抗百日咳毒素抗体、抗繊維状赤血球凝集抗体を、ジフテリアについては抗ジフテリア毒素中和抗体の保有状況を、合計219検体について調べた。

エ 性感染症に関する試験検査

特別区保健所、島しょ保健所及び新宿東口検査・相談室にて採取された検体（血液、尿、陰部擦過物）について、梅毒検査（12,959検体）、クラミジア核酸同定検査（3,074検体）、淋菌核酸同定検査（2,310検体）を実施した。また、感染症発生動向調査事業として病原体定点医療機関で採取された尿、陰部擦過物等135検体について、核酸同定検査（クラミジア、淋菌）及び細菌分離（淋菌）を行った。

オ 寄生虫に関する試験検査

食品媒介寄生虫症及び有症苦情の検査対応として、アニサキス、粘液胞子虫などの検査、養殖カンパチ、ブリのアニサキスの検査、野菜類や鯨肉の寄生虫検査など合計409検体について試験検査を行った。人獣共通寄生虫症対策として、イヌ糞便46検体、ネコ糞便30検体を対象にジアルジア、イヌ・ネコ回虫などの腸管内寄生虫の感染実態調査を実施した結果、イヌ12検体（26.1%）、ネコ2検体（6.7%）からジアルジアが検出された。感染症媒介蚊サーベイランス（広域サーベイランス）で捕集されたハマダラカの検体についてマラリアの検査を実施した。感染症発生動向調査事業として、トリコモナス検査を実施した。

カ 動物由来感染症に関する試験検査

積極的疫学調査として5検体（オウム病、ブルセラ症、破傷風の患者由来株及び血液など）が搬入され、同定試験、毒素遺伝子検査などを実施した。また、動物由来感染症調査事業として、動物取扱業（販売業、展示業）調査、動物病院サンプリング調査、及び狂犬病調査を行った。動物取扱業調査において、ペットショップで販売されるイヌ、ネコの糞便76検体、及び展示施設のふれあい動物であるヤギ、ヒツジの糞便8検体について、サルモネラ属菌及び病原大腸菌の検査を実施した。動物病院を受診したイヌ、ネコの糞便から分離された大腸菌137株について、腸管出血性大腸菌の検査及び薬剤感受性試験を実施した。イヌ5頭、タヌキ2頭、アライグマ1頭の脳組織について、狂犬病ウイルス検査を実施した。

3 ウイルス研究科

(1) 科内業務の概略

当研究科は2研究室で構成され、都内で発生するウイルスやリケッチアに起因する疾患を対象とした試験検査及び調査研究を行っている。主な試験検査は、2020年1月より開始した新型コロナウイルスの他、感染症法に基づく積極的疫学調査、感染症発生動向調査及び感染症流行予測調査、ウイルス性食中毒関連検査、都・区からの委託事業に基づく HIV 検査、東京感染症アラートに基づく緊急検査（中東呼吸器症候群：MERS 及び鳥インフルエンザ等）等である。

(2) 調査研究

当科で実施している主な調査研究（重点・課題研究）は、以下の通りである。

ア 重点研究

(ア) 都内の新型コロナウイルスについての分子遺伝学および血清学的解析に関する研究

SARS-CoV-2変異株型別するリアルタイムPCRによるスクリーニングを構築した。また、次世代シーケンサー（NGS）による全ゲノム解析を行い、ゲノムデータベース（GISAID）への登録、公開を行った。都内性感染症検査施設で採血された血清でSARS-CoV-2のN抗体とS抗体を対象とする抗体調査を行った。都内下水処理場で採取された下水のサンプルについてSARS-CoV-2検査を行い、都内の感染者数と比較した。

イ 課題研究

(ア) ウイルス分離試験における網羅的ウイルス検索の適用方法の検討

ウイルス分離試験で細胞変性が認められた培養上清を用いて、網羅的リアルタイムPCRの検討を行った。また、NGSによる網羅的ウイルス検索を実施し、アデノウイルス、RSウイルスおよびエンテロウイルスのゲノムデータが得られた。

(イ) 感染症発生動向調査におけるウイルスの分子疫学解析法の検討

精度管理向上を目的に、リアルタイムPCR法へのインターナルコントロールの導入検討を実施し、臨床検体のインターナルコントロール検出系を構築した。エムポックスウイルス、下水中の新型コロナウイルスについて、NGSにより全長配列を取得し、GISAID等への塩基配列の登録、公開を実施した。

(ウ) 次世代シーケンサーを用いた胃腸炎起因ウイルスの網羅的解析法の検討

ウイルス量が少ない臨床検体からの全長配列取得を目的に、ターゲットキャプチャー法によるウイルスゲノムの濃縮工程を加えたNGSの改良の検討を行った。その結果、従来法では検出できなかった低濃度のノロウイルス検体やA群ロタウイルスと新型コロナウイルスの重複感染検体で各ウイルスゲノムの全長を取得することができた。ウイルス量が少ない臨床検体から網羅的解析が可能となり、原因不明疾患時における原因ウイルスの探索に有効な方法を構築した。

(エ) HIVの血清学および分子生物学的解析と検査プロトコールの検討

2022年度のHIV検査においてHIV-1陽性検体を対象に遺伝子解析を実施した結果、76.3%

がサブタイプ B であった。また、本年度より導入した確認 IC 法により陽性検体の96.0%が HIV-1陽性と確定し、確定されなかった残り4.0%が核酸増幅検査（NAT 法）により判定された。昨年度は既存法により判定できず NAT 法を実施した割合が10.8%であったことから、確認 IC 法の導入により迅速な結果判定に繋がることが示唆された。

（3） 試験検査

ア 食中毒疑いの胃腸炎起因ウイルス検査

食中毒関連調査（有症苦情を含む）228 事例、1,705 検体について胃腸炎起因ウイルスの検索を行い、57 事例（25.0%）、425 検体（24.9%）から胃腸炎起因ウイルスを検出した。その内訳はノロウイルス（NoV）G II が 55 事例、サポウイルスが 2 事例であった。遺伝子解析依頼があった 3 事例の遺伝子型別は、G II.4 が 1 事例、G II.17 が 2 事例であり、3 事例すべてで患者と調理従事者等から検出されたウイルスの遺伝子型が一致した。

イ 積極的疫学調査

感染症法による積極的疫学調査として患者や関係者の臨床検体（咽頭拭い液、糞便等）についてウイルス検査を実施した。

（ア） インフルエンザ検査

集団発生事例への対応として、クラスタ（集団発生）サーベイランス及び依頼検査として搬入された22件の患者検体について遺伝子検査を行った。その結果、インフルエンザウイルス AH1pdm09 が 1 件、AH3亜型が19件、A 型インフルエンザウイルスが 1 件検出された。これらの結果は、東京都感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）により直ちに感染症対策課及び当該保健所へ報告した。

（イ） 感染性胃腸炎集団発生のウイルス検査

保育園や学校等における胃腸炎集団発生53事例、124検体の検査では、46事例（86.8%）、77検体（62.1%）から胃腸炎起因ウイルスを検出した。その内訳は、NoV G II が30事例、サポウイルスが12事例、アデノウイルスが 3 事例、NoV G II とアデノウイルスの重複事例が 1 事例であった。

（ウ） 麻しん及び風しんを疑う患者のウイルス検査

34検体を対象に遺伝子検査を実施したが、麻しんおよび風しんウイルス遺伝子の検出はみられなかった。

（エ） 蚊媒介感染症患者のウイルス検査

デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症を疑う患者から採取された21検体について検査を行い、デングウイルス 1 型 4 件、デングウイルス 2 型 5 件、デングウイルス 3 型 4 件を検出した。

（オ） A型肝炎ウイルス検査

医療機関においてA型肝炎と診断された患者から採取された 6 検体について検査を実施した。2 検体からA型肝炎ウイルスが検出され、遺伝子型はそれぞれ I A 型および III A 型

であった。

(カ) E型肝炎ウイルス検査

医療機関でE型肝炎と診断された患者から採取された102検体について検査を実施した。

51検体からE型肝炎ウイルスが検出され、遺伝子型は3型が50件、4型が1件であった。

(キ) エムポックスウイルス検査

医療機関でエムポックスを疑う患者から採取された241検体について検査を行い、171検体からエムポックスウイルス、5検体から水痘・帯状疱疹ウイルスが検出された。

ウ 感染症発生動向調査事業

病原体定点医療機関から搬入された検査材料についてウイルス検査を実施した。小児科、内科、眼科、性感染症、基幹病原体定点より搬入された検体は392件（咽頭拭い液311件、鼻汁19件、糞便17件、直腸拭い液20件、髄液12件、結膜拭い液1件、水疱内容物2件、陰部尿道頸管擦過物/分泌物0件、その他10件）であり、278件でインフルエンザウイルス、ライノウイルス、ノロウイルス等のウイルス遺伝子が検出された。また、ウイルス分離試験では、インフルエンザウイルス、アデノウイルス、エンテロウイルス等が85株分離された。

エ 感染症流行予測調査事業

感染症の流行を予測することを目的として感受性調査を実施している。2022年度は、0歳から70歳までの健康な都民の血清229件を対象に、以下の疾患に対する抗体調査を実施した。

(ア) 日本脳炎

日本脳炎ウイルスに対する中和抗体保有率（10倍以上）は、62.6%であった。抗体保有者の平均抗体価を算出すると、中和抗体価は90.4倍であった。

(イ) ポリオ

ポリオウイルス1及び3型に対する中和抗体価を測定した。中和抗体保有率（4倍以上）は1型87.2%、3型70.5%であり、その平均抗体価は各々24.5倍、25.2倍であった。

(ウ) インフルエンザ

HI試験による40倍以上の抗体保有率は、A（H1N1）型（A/Victoria/1/2020）株抗原に対し17.9%、A（H3N2）型（A/Darwin/9/2021）株抗原に対し17.5%、B型山形系統（B/Phuket/3073/2013）株抗原に対し71.6%、B型ビクトリア系統（B/Austria/1359417/2021）株抗原に対し4.8%であった。

(エ) 麻しん及び風しん

ゼラチン粒子凝集法による麻しんウイルス抗体保有率（16倍以上）は98.3%、EIA法による麻しんウイルス抗体保有率（4.0 IU/ml以上）は89.5%、風しんウイルスに対するHI抗体保有率（8倍以上）は97.2%であった。

(オ) ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症

20歳以上の男女の血清134件を対象とし、HPVに対するELISA法抗体価を測定した。HPV抗体陽性（4.0 IU/mL以上）は10.4%であった。

(カ) 水痘

水痘・帯状疱疹ウイルス（VZV）に対する EIA 抗体価を測定した結果、VZV 抗体陽性（4.0 EIA 価以上）は79.9%であった。

(キ) B 型肝炎

B 型肝炎ウイルス表面抗体（HBs 抗体）価を EIA 法により測定した結果、HBs 抗体陽性（10 IU/L 以上）は42.5%であった。

(ク) ポリオ感染源調査（環境水調査）

病原体の潜伏状況及び潜在流行の把握を目的としてポリオ感染源調査を実施した。都内の下水処理場の放流水及び流入水について、2022年6月から2023年3月の期間においてポリオウイルス遺伝子試験を実施した。毎月各1検体を検査した結果、全て陰性であった。

(ケ) 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルスに対する中和抗体を測定した結果、5倍以上の抗体保有率を有していた人の割合は85.1%であった。

オ HIV・エイズ検査

東京都新宿東口検査・相談室、都及び区保健所等より搬入された血液13,109件について HIV 検査を実施した。スクリーニング検査陽性検体71件について確認検査（確認 IC 法・NAT 法）を実施し、67件の陽性が確認された。

カ 感染症媒介蚊サーベイランス

(ア) 広域サーベイランス

6月から10月まで、都内16施設において捕集された蚊について、デングウイルス、チクングニアウイルス、ジカウイルスの遺伝子検査を各210件、ウエストナイルウイルスの遺伝子検査を393件、計1,023件実施した。結果はすべて陰性であった。

(イ) 重点サーベイランス

4月上旬から11月上旬まで、都内9か所の公園50地点において捕集された蚊の幼虫及びヒトスジシマカ群等の媒介蚊の成虫について、デングウイルス、チクングニアウイルス、ジカウイルスの遺伝子検査を各604件、計1,812件実施した。結果はすべて陰性であった。

キ 東京感染症アラート検査

MERS疑い患者を対象に4件の緊急検査を実施した。MERSの遺伝子検査結果はすべて陰性であり、季節性インフルエンザウイルスAH1pdm09の遺伝子が2件検出された。なお、この陽性検体2件は同一人物の検体である。また、鳥インフルエンザ疑いの緊急検査依頼はなかった。

ク 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）検査

新型コロナウイルス感染症疑い例（散発例、集団発生例等）3,705件を対象にSARS-CoV-2 検査を行い、23,036件について変異株スクリーニング検査を実施した。また、都内下水処理施設（20ヶ所）の流入下水を用いてSARS-CoV-2遺伝子検査を実施した。

II 食品化学部

1 食品成分研究科

(1) 科内業務の概略

都内に流通する食品の安全性と都民の食に対する安心を確保するため、当研究科は食品衛生法に基づく各種食品（清涼飲料水、乳・乳製品等）の成分規格、有害成分、カビ毒、放射性物質、食品衛生法及び食品表示法に基づく遺伝子組換え食品（GMO）、食品表示法及び健康増進法に基づく食品の栄養成分、並びに食品表示法に基づくアレルゲンについて、試験検査及びそれらに関する調査研究を行っている。また、水銀・カドミウム等重金属の有害化学物質による食品の汚染実態調査も実施している。加えて、都内で発生する化学物質及び自然毒による食中毒の原因物質の解明や、都民から寄せられる食品中の異物等の苦情についても対応している。

(2) 調査研究

ア 食品中食物繊維の簡便かつ迅速な分析法に関する研究

食品中食物繊維の分析法のうち、水溶性食物繊維の分析を行う HPLC 測定の分析条件について時間短縮を目的として検討を行い、良好な結果が得られた。

イ LC-MS/MS を利用した食品中のアレルゲン定量法に関する検討

乳、卵及びそばのペプチドのうち、特異的かつ安定的な測定が可能なものを定量用のペプチドとして決定した。食品中のタンパク質を LC-MS/MS により検出するための前処理法のうち、タンパク質抽出及び精製の工程を改良した。

ウ 指定成分の通知試験法及び改良法の研究

指定成分 4 種について、通知法より選択性及び精度が高く、効率的な試験法の構築を目的として検討し確立した。

エ 自然毒に関する新規分析法の研究

昨年度選定した分析対象化合物の中から、スイセンの有毒成分であるリコリン及びイヌサフランの有毒成分であるコルヒチンの組み合わせを選択し、LC-PDA 条件及び q-NMR 条件を検討、最適化を行い、RMS の算出を行った。

オ 食事由来の化学物質ばく露量推計調査

健康安全部からの依頼で、マーケットバスケット方式により総水銀、メチル水銀、カドミウム、鉛及び放射性物質 4 核種（ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137、カリウム 40）を測定した。

(3) 試験検査

令和 4 年度の試験検査件数は総計 14,222 件で、福島第一原子力発電所事故に関連する食品の放射性物質検査、清涼飲料水、乳・乳製品等の成分規格試験やカビ毒等の有害物質検査、食品に表示されている栄養成分の試験検査、水銀、カドミウム等重金属による食品の汚染実態調査を実施した。また、化学物質及び自然毒による食中毒や食品苦情等の依頼検体につい

ても検査を実施した。さらに、食品中のアレルゲンの検査、遺伝子組換え食品の検査、異物を始めとする食品苦情の検査等、高度な分析技術を要する検査項目にも対応した。

ア 食品表示法及び健康増進法に基づく食品の栄養成分検査

小売り店舗から収去した 34 検体について、たんぱく質、脂質、ミネラル、ビタミン等 321 項目の栄養成分検査を行った結果、3 検体が許容差の範囲から外れて要調査となった。その内訳は、調味料（炭水化物）、菓子（ナトリウム）及び菓子（炭水化物）であった。

イ 遺伝子組換え食品の検査

当センター広域監視部、多摩地区保健所及び市場衛生検査所より搬入された大豆加工品、トウモロコシ加工品、米加工品及びパイヤ等、計 101 検体について組換え遺伝子の検査を行ったところ、違反はなかった。

ウ カビ毒及び有害化学物質の検査

都内で製造された食品及び流通食品についてカビ毒の検査を行った。乳、果実加工品及び穀類加工品 42 検体について、食品に対する基準値があるアフラトキシン、パツリン及びデオキシニバレノールを検査したところ、穀類加工品 1 検体からデオキシニバレノールを検出したが、暫定的な基準値は超えていなかった。

基準値のないカビ毒のうち、フモニシン、ゼアラレノン、オクラトキシン及びシトリニンの検査を行った。穀類加工品及び酒類 8 検体について検査したところ、穀類加工品 2 検体からフモニシン B1 及びフモニシン B2 を検出し、穀類加工品 1 検体からゼアラレノンを検出した。

食品中の有害化学物質では、酒類 10 検体についてカルバミン酸エチルを検査したところ、4 検体から検出された。

エ 福島第一原子力発電所事故に関連する食品の放射性物質検査

都内流通食品の放射性物質検査では、ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137 について、ヨウ化ナトリウム(タリウム)シンチレーションスペクトロメータによるスクリーニング検査及びゲルマニウム半導体核種分析装置による確定検査を実施した。国産品 800 検体及び輸入品 70 検体でいずれも基準値を超えたものはなかった。

オ アレルゲンを含む食品の検査

都内流通食品 40 検体について、牛乳、小麦、卵、及びそばのいずれかを対象とした特定原材料検査を実施したところ、牛乳を対象とした 1 検体（どら焼き）及び小麦を対象とした 1 検体（粉末調味料）がスクリーニング陽性であった。どら焼きは確認検査も陽性であったが、粉末調味料は確認検査が陰性であった。どちらの検体にも原材料表示に検査対象となる特定原材料の記載は無かった。

カ 食品中の重金属検査

魚介類及びその加工品 44 検体について総水銀及びメチル水銀を検査した結果、食品衛生法における規制値を超えるものはなかった。また、都内搬入米のカドミウムによる汚染

調査として、国内産玄米 139 検体を検査したところ、食品衛生法における基準値を超えるものはなかった。

キ 化学物質及び自然毒による食中毒事例

11 件の化学物質及び自然毒による食中毒疑い事例(有症苦情含む)について検査を行った。内容はヒスタミンに関するものが 6 件、ふぐ毒に関するものが 2 件、ソラニン類に関するものが 1 件、洗剤に関するものが 1 件、その他 1 件であった。そのうち、未熟なジャガイモからソラニン類を検出した。

ク 食品苦情への対応

5 件の食品苦情について検査を行った。苦情内容は異物混入に関するものが 3 件、異臭に関するものが 1 件、洗剤に関するものが 1 件であった。

(4) 精度管理

令和 4 年度外部精度管理調査に参加した。オートミール中の栄養成分（熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、水分、灰分、ナトリウム、食塩相当量、カリウム、銅）、生乳中成分（乳脂肪分、無脂乳固形分）、遺伝子組換え食品（遺伝子組換えパパイヤ）、特定原材料（卵）、さば水煮中のヒスタミン、及び玄米（粉末）中カドミウムについて実施し、いずれも良好な結果を得た。

2 食品添加物研究科

(1) 科内業務の概略

都民の食の安全・安心を確保するため、食品衛生法に基づき、食品中の食品添加物試験、輸入かんきつ類の防かび剤検査、食品添加物の品質規格試験及び食品用器具・容器包装・おもちゃの規格試験等を行っている。いずれの試験検査も GLP（食品検査における適正業務管理）の基準に従い、検査の信頼性を確保している。

調査研究業務についても積極的に進めており、食品中の新規指定添加物の試験法開発、輸入食品中の指定外添加物の試験法開発、試験法が未整備の既存添加物の試験法開発、規格基準を作成するための基礎的な調査研究など幅広い課題に取り組んでいる。

(2) 調査研究

ア 食品中の6種甘味料、10種保存料および3種酸化防止剤の一斉抽出法に関する検討

昨年度の報告では、3種酸化防止剤について食品毎の抽出回数の区分けが明確ではなかった。そのため、検査依頼のある食品を用いて検討を行い、種実類、マヨネーズ、油脂類は4回抽出、それら以外は2回抽出という基準を設定した。次に、水、油、高たんぱく食品等の幅広い加工食品に6種甘味料、10種保存料、3種酸化防止剤を定量限界値の2倍相当添加し、開発法で分析した。その結果、回収率 76.6～108%、RSD 0.1～5.7%と良好な結果であり、開発法は実試料に適応可能と考えられた。

イ 食品中の二酸化硫黄及び亜硫酸塩類等の含有量実態調査

定量法として適応可能であることを明らかにした HPLC 法を用い、ネギ属、アブラナ属、シイタケなど、SO₂を含有すると報告されている生鮮食品を中心に49検体の含有量実態調査を行った。定量限界値 0.5 µg/g 以上検出したのは10検体あったが、SO₂含有量は少ないことから、加工食品の原材料として使用された際に添加物としての使用の有無に関する行政判断への影響は小さいと考えられた。

ウ 魚肉中の一酸化炭素検査法の改良及び含有量の実態調査

一酸化炭素 (CO) は、魚肉の鮮度を偽装する目的で使用される可能性があり、食品衛生法で使用が禁止されている。昨年度に改良した検査法を用い、COの低減なく試料を保管できる条件を検討し、冷凍で7日間は保存可能であることを確認した。また、市販のまぐろ及びぶりを対象として含有量実態調査を行い、CO未使用の魚肉から判定基準を超えるCOが検出されることを確認した。

エ 食品用器具・容器包装等から溶出される化学物質についての研究

市販の食品用器具・容器包装等44製品を対象として、食品へ移行する可能性のある物質についての研究を行った。まず、FT-IRを用いて製品の材質を鑑別し、その材質ごとに食品安全委員会が策定した「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針2019年5月(2020年10月改訂)」を参考に、溶出試験を実施した。溶出量は、EU(欧州連合)の食品への移行量に換算し、算出した。その結果、本研究で対象とした測定対象物質のうち、物質の移

行量を EU の SML（特定移行限度値）と比較した結果、最大で3/5程度であった。

オ 農産物中 8 種防かび剤の一斉分析法開発に関する研究

防かび剤の分析法を構築し、使用基準が設定されているキウイ、パイナップル、りんご等を用いて添加回収試験を実施し、本分析法が適用可能であることを確認した。オレンジ及びグレープフルーツについては、本分析法の性能評価を行い、良好な結果が得られた。さらに、オレンジ10検体の防かび剤の残留実態調査と耐性菌の有無を確認し、その関係性についても調査を行った。

カ 乳等の容器包装におけるヒ素試験法の試験溶液調製法および測定法の検討

乳等の合成樹脂製容器包装に対するヒ素の改良試験法として、①硝酸マグネシウム・エタノール溶液で灰化し原子吸光光度計で測定する方法、②マイクロウェーブで分解し ICP-MS で測定する方法について検討した。添加回収試験を実施した結果、①では材質にチタンを含む白色容器を除き良好な結果を得た。②では、①が適用できる容器に加え、材質にチタンを含む容器でも回収率は良好であった。

キ 輸入食品対策に係わる試験法開発

輸入食品対策事業の一環として、食品中指定外添加物である *tert*-ブチルヒドロキノンについて、9 種の保存料と同時抽出する分析法を開発した。また、キノリンイエローについて、TLC、HPLC に加え、LC-MS/MS を用いた高感度分析法を開発した。

(3) 試験検査

令和 4 年度の試験検査件数は18,598件で、その内訳は食品中の食品添加物試験18,364件、輸入果実中の防かび剤試験198件、食品添加物の品質規格試験及び食品用器具・容器包装・おもちの規格試験36件であった。

これらの検査は、広域監視部食品監視第一課及び第二課、多摩地区及び区保健所からの依頼に基づき実施した。

(4) 精度管理

GLP に基づき、日常検査の信頼性確保のため、実施要領に則って内部精度管理試験を実施した。また、食品衛生外部精度管理調査に参加し、着色料及びソルビン酸について実施した。

(5) 特記事項

ア 食品中の食品添加物の試験検査における違反事例

メキシコ産のハラペーニョ（青唐辛子）・酢漬けから対象外使用の安息香酸を検出した。

イ 食品用容器包装における苦情事例

カビが生えた食品の原因を追及するため、当該容器包装 6 検体についてピンホール試験を行った結果、ピンホールが認められた。

3 残留物質研究科

(1) 科内業務の概略

残留物質研究科は、輸入青果物、冷凍野菜・果実、農産加工食品中の残留農薬及び乳、食肉、魚介類等の畜水産食品中の残留動物用医薬品、残留農薬、残留有害化学物質（ポリ塩化ビフェニル(PCB)、有機スズ化合物(TBTO 及び TPT) 等)の試験検査を実施している。また、これら食品の安全性確保と都民の健康被害を未然に防止あるいは食生活の安全性評価に関する情報提供を目的とし、調査研究として、様々な残留物質を対象とした試験法開発・改良及びその信頼性確保の検証、「食品からの農薬、ダイオキシン類の一日摂取量調査」等を進めている。

(2) 調査研究

ア 食品中の残留農薬に関する研究

(ア) 食品中の残留農薬試験法

国際整合性の流れにより、残留農薬試験の検査対象部位の見直しが進められている。残留農薬基準値の改訂に合わせ、国内でも「もも」の検査部位が「果皮及び種子を除去したもの」から「果皮及び種子を含む」に順次変更されているが、一部の農薬では「果皮を含む」が適用され、検査部位が混在している状態にある。そこで、現行の試験法の果皮を含む果肉部分に対する妥当性評価試験を実施し、変更後の検査部位にも同試験法が適応可能であることを確認した。

(イ) 輸入農産物中の農薬残留実態

野菜、果実、穀類、豆類等農産物及びその加工品等 83 種 402 検体について調査した。有機リン系、カルバメート系、含窒素系農薬及びピレスロイド系等 29 種類の農薬を、32 種 98 検体から 0.01~1.1 ppm 検出した。そのうち以下の 4 検体が基準値を超過した。オーストラリア産ぶどうからビフェントリンが残留基準値 0.7 ppm を超過して 1.1 ppm が検出した。中国産未成熟えんどうからプロピコナゾールが残留基準値 0.05 ppm を超過して 0.18 ppm、同検体からジニコナゾールが一律基準値を超過して 0.10 ppm 検出した。タイ産の未成熟えんどうからもプロピコナゾールが残留基準値 0.05 ppm を超過して 0.30 ppm、同検体からジニコナゾールが一律基準値を超過して 0.27 ppm 検出した。また、カナダ産レンズ豆からトリフロキシストロビンが一律基準値を超過して 0.02 ppm 検出した。それ以外はいずれも食品衛生法の残留基準値以下であった。

(ロ) 国内産野菜及び果実中の農薬残留実態

野菜及び果実 26 種 80 検体について調査し、有機リン系、カルバメート系及び含窒素系農薬の 12 種類の農薬を 14 種 21 検体から 0.01~0.32 ppm 検出した。いずれも食品衛生法の残留基準値以内であった。

(ハ) ベビーフード中の農薬残留実態

輸入品 5 検体及び国産品 25 検体について、有機リン系、含窒素系及びカルバメート系等約 40 種類の農薬を調査し、いずれの検体からも痕跡程度の農薬しか検出しなかった。

(オ) 都内流通米中の農薬残留実態

国内産玄米 20 検体について 50 種類の農薬を調査し、含窒素系農薬 2 種類を 8 検体から 0.01~0.05 ppm 検出した。いずれも食品衛生法の残留基準値以内であった。

(カ) 畜水産食品中の農薬残留実態

輸入及び国内産の畜水産食品 122 検体（牛肉、豚肉、鶏肉等の食肉 80 検体、生乳等 16 検体、鶏卵 20 検体、魚介類及びその加工品等 6 検体）について、有機塩素系化合物等（BHC、DDT、アルドリン及びディルドリン、クロルデン、ヘキサクロロベンゼン、ヘプタクロル、エンドリン、クロルピリホス）の残留調査を実施した。食品衛生法の残留基準値を超える値を検出しなかった。

イ 食品中の残留有害化学物質に関する研究

(ア) 食品中の汚染実態調査

PCB、TBTO 及び TPT の汚染実態調査を実施した。PCB は魚介類、食肉等 332 検体を、TBTO 及び TPT は魚介類 24 検体を調査したところ、規制値等を超える値を検出しなかった。魚介類 164 検体のうち 40 検体について、ドリノ類 3 種類及びクロルデン類 5 種類の農薬を調査したところ、*t*-ノナクロルが 1 検体から 0.002 ppm 検出されたが、食品衛生法の一律基準値 0.01 ppm を参考にしても低い値であった。

(イ) 東京湾産魚介類汚染調査

東京湾で採取したアサリ、ホンビノスガイ、ボラ、スズキ及びマアナゴの計 30 検体について PCB 及び TBTO 及び TPT の汚染状況調査を実施したところ、規制値等を超える値を検出しなかった。

(ウ) 食事由来の化学物質ばく露量推計調査

マーケットバスケット方式による都民の食事を介した PCB 及びダイオキシン類の一日摂取量を調査したところ、PCB は 0.0077 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、ダイオキシン類は 0.44 pgTEQ/kg 体重/日であり、いずれの摂取量も一日摂取許容量等を下回っていた。

ウ 畜水産食品中の残留動物用医薬品に関する研究

(ア) 畜水産食品中に残留する動物用医薬品の試験法

国際整合性に伴い動物用医薬品の規制で新たな対象薬剤の設定、基準値の変更等が実施されている。さらに、使用状況の変遷により国内外で食品中の残留事例が報告されており、規制や使用実態に合わせた検査が必要である。そこで、効率的な分析法が少ない薬剤について、国際水準の検査が可能な 2 系統の新規試験法の開発を試みている。一つ目は、非ステロイド系抗炎症薬である。海外で違反、検出事例のある乳を対象に試験法を開発した。さらに、実態調査を行った結果、植物ホルモンであるサリチル酸が高率に検出され、餌や生草を介した残留を示唆した。二つ目は、抗原虫薬のトルトラズリルである。昨年度の取組で初めて国内で残留を認めた鶏卵について、低濃度まで同定、定量が可能な開発分析法を基に実態調査を行った。その結果、残留傾向と飼育状況に関連性

があることを推定した。

(イ) 畜水産食品中の動物用医薬品の残留実態

輸入及び国産の食肉、魚介類、鶏卵、はちみつ及び乳類等 201 検体について抗生物質、合成抗菌剤、寄生虫駆除剤及び殺菌剤等、計 7,661 検査項目の検査を実施した。国産鶏卵 1 検体から残留基準値のないドキシサイクリン 0.01 ppm を検出し、通知に則り「含有してはならない」での適用事例として対応した。さらに、国産鶏肉 2 検体からラサロシド 0.001~0.002 ppm、ブラジル産鶏肉 1 検体からジクラズリル 0.014 ppm、国産豚肉 1 検体からドキシサイクリン 0.02 ppm、中国産、国産のはちみつからアミトラズ 0.01~0.03 ppm を検出した。いずれも食品衛生法の残留基準値以下であった。

エ 食品中の残留抗微生物薬に関する研究

ワンヘルスアプローチに基づく薬剤耐性菌対策の一環として、当科では、流通食品中の抗微生物薬の残留実態把握を目指し、分析法の整備を進めている。

畜水産分野では、カルバペネム系およびアミノグリコシド系薬剤についての分析法開発を行った。カルバペネム系薬剤については、乳を対象に、迅速・簡便な前処理工程とすることで、安定性の極めて低い薬剤 5 剤について、一律基準の 1/10 の濃度でも精確な分析ができる試験法を開発した。アミノグリコシド系薬剤については、はちみつを対象に、1 つの前処理工程で原理の異なる細菌学的測定と理化学的測定が可能な試験法を開発した。12 剤について、細菌学的測定では、擬陽性がなく確実に薬剤の残留を検出することができ、理化学的測定では精確な定量ができる試験法を開発した。

農産分野では、農薬として使用されるキノロン系、テトラサイクリン系およびアミノグリコシド系 3 系統の薬剤についての前処理法の開発を行った。過去に違反事例のあるグレープフルーツを対象に、2 種類の固相カートリッジを組合せることで系統の異なる 6 剤を同時に抽出し、基準値を十分に検出可能な前処理法を開発した。

これらの成果をもとに、さらなる対象食品の拡大と都内に流通する食品の残留実態調査を進めていく。

オ 食品中の残留細菌性毒素に関する研究

ウェルシュ菌食中毒に起因する細菌性毒素エンテロトキシンは、結果判定が不安定な逆受身ラテックス凝集反応法が汎用される。そこで、低濃度の同定、定量が可能な LC-MS/MS を用いた試験法開発に着手した。分析条件を最適化し、人工腸液中で検査が可能な試験法を開発した。さらに、エンテロトキシンの残留が疑われたアルファ化米を対象に前処理条件を検討し、スクリーニング検査が可能となった。また、都内で発見された既存とは異なる新たなエンテロトキシンの検査に向けて、条件検討に取り組んだ。

カ 輸入食品対策に係わる試験法開発

輸入食品対策事業の一環として、農産物中のチアクロプリド、テトラコナゾール、チアベンダゾール試験法及び畜水産食品中のタイロシンについて試験法を開発した。

キ 厚生労働省残留農薬等試験法開発事業に係わる試験法開発

畜産物中のシクラニリドについて分析法を検討した。試料からアセトンで抽出した後、アセトニトリル／ヘキサン分配で脱脂後、C18 及び PSA ミニカラムで精製し、LC-MS/MS で測定する方法を確立した。開発した試験法を牛の筋肉及び肝臓等 4 食品に適用した結果、真度 83～111%、併行精度は 2～7% の良好な結果が得られた。

(3) 試験検査

令和 4 年度の試験検査総件数は 72,990 件で、広域監視部食品監視第一課及び第二課から送付された検体の他、食品監視課、環境保健衛生課、市場衛生検査所、都保健所依頼の検体について実施した。

(4) 精度管理

GLP に基づき、日常検査の信頼性確保のため、実施要領に則って内部精度管理試験を実施した。また、令和 4 年度食品衛生外部精度管理調査に参加し、残留農薬検査ではクロルピリホス及びフェントエート、動物用医薬品検査ではスルファジミジンについて精度管理を実施し、良好な結果を得た。

ISO/IEC17025 に基づく業務管理要領改定による国際整合性を踏まえた試験検査体制の構築を図った。職員全員に関連知識の定着と確実な実践を促すオンデマンド型部内研修や計量トレーサビリティとして天秤及びピペットの校正、日常検査における管理図を用いた内部品質管理に取り組んだ。さらに、検査の基となる標準作業手順書等の文書管理の整備を進めた。

Ⅲ 薬事環境科学部

1 医薬品研究科

(1) 科内業務の概略

医薬品及び医薬品原料、生薬、無承認無許可医薬品（医薬品成分を含有する健康食品、危険ドラッグ等）、化粧品、医薬部外品、医療機器、家庭用品並びに毒物劇物に関して、調査研究並びに福祉保健局の薬事衛生関連の指導取締り業務に必要な理化学試験及び植物鑑別試験を行っている。また、後発医薬品の品質確保のための基礎資料となる溶出試験、法定受託事務である医薬品、医薬部外品の製造販売承認に伴う規格及び試験方法の審査、医薬品等製造業者に対する製造及び品質管理に関わる技術的な助言や製品の試験検査等を行っている。

なお、薬用植物園は、医薬品研究科に所属し、大麻・ケシのほか、健康食品及び危険ドラッグに含有される植物について、鑑別試験を担当しているが、独自の事業を展開しているため、当該独自部分について別項において述べる。

(2) 調査研究

令和3年度から開始した重点研究1題、課題研究1題の成果は、以下のとおりである。

ア 重点研究：危険ドラッグ等に含まれる薬物の科学分析法及び生体影響評価法に関する研究

(ア) 危険ドラッグに含有される薬物の迅速探索法に関する研究

既存のスクリーニング分析法で位置異性体の分離が困難な Fluorophenmetrazine (FPM) について、2D-LC を用いた分析法を確立した。本法を3種類の位置異性体を含有する危険ドラッグの検体に適用したところ、各位置異性体を分離することができた。今回、確立した分析法はFPMの位置異性体分析に有効であり、他の Phenmetrazine 系薬物にも応用可能であると考えられる。

(イ) 危険ドラッグ等への含有が懸念される植物及び由来成分に関する研究

含有が懸念される植物及び類似植物について、顕微鏡で観察するとともに、分子生物学的手法を用いた実験を検討した。

カンナビノイド系化合物を対象とした分析時に、留意すべき製品特性を明らかにするとともに、有用なスクリーニング分析法を作成した。

イ 課題研究：医薬品、化粧品及び家庭用品に係る試験法の開発及び改良に関する研究

(イ) 医薬品等に係る試験法の開発及び改良に関する研究

開発した医薬品成分のスクリーニングキットの定量性に関する検討を行った。また、NMRの低温測定を用いたカルボデナフィル類の構造解析法を確立した。

(イ) 化粧品等に係る試験法の開発及び改良に関する研究

防腐剤のLC/MS分析法の検討を行い、13成分同時分析法を確立した。分析時間が約10分であり迅速に試験することが可能である。また、水質試験法を参考に、化粧品中のホルムアルデヒドをDNPH誘導体化HPLC/MS法で測定できるかを検討し、良好な結果を得た。

(イ) 家庭用品等に係る試験法の開発及び改良に関する研究

家庭用品に規制される有機水銀化合物の公定法の改良に取り組んだ。抽出溶媒として四塩化炭素を規定しているが、より安全性の高い試薬であるシクロヘキサン・酢酸エチル混液を代替として用いる方法を検討し、良好な結果を得た。

(3) 試験検査

令和4年度は、薬用植物園の担当分も含め、18,314件の試験検査を行った。

ア 医薬品等一斉監視指導において、薬局及び医薬品販売業等への立入検査に伴い収去された一般用医薬品、医療用医薬品及び配置薬58検体について、製造販売承認書等に準じ試験を行った。

イ 化粧品及び医薬部外品の試験検査では、歯みがき、クリーム、ファンデーション、化粧水、乳液、口紅、石鹸、シャンプー、コンディショナー、洗顔料、浴用剤、染毛剤、育毛剤及び生理処理用品、111検体について、化粧品基準や承認規格に準じて試験を行った。

ウ 危険ドラッグ対策事業に伴い、ケミカル系及び植物系危険ドラッグ107検体について、成分検査を行った結果、いずれからも規制薬物は検出されなかった。

エ 薬物サーベイランス事業に伴い、ケミカル系危険ドラッグ3検体について成分検査を行った結果、新たに2種の薬物（MET、5-MMPA）を検出した。

オ 尿サーベイランス事業に伴い、2検体について尿中代謝物の検査を行った。

カ 健康食品対策事業において、健康食品72検体の成分検査を行った。その結果、1製品からN-アセチル-L-システインを検出した。

キ 後発医薬品の品質試験として、国の実施する「後発医薬品品質確保対策事業」において指定されたテオフィリン製剤5検体について、溶出規格及び溶出曲線測定を実施した結果、溶出規格は全て適合し、オレンジブック収載値との溶出挙動も類似していると判定された。

ク シアン指導取締事業において、電気めっき業及び金属熱処理工場の廃水100検体を試験した結果、18検体からシアンを検出し、そのうち基準値（1mg/L）を超えるものが2検体あった。

ケ 医薬品及び指定医薬部外品の製造販売承認申請書の規格及び試験方法について、医薬品17検体及び指定医薬部外品10検体の計27検体の審査を行い、試験方法改良の指示や、記載不備の指摘等を行った。医薬部外品の製造販売承認申請に係る審査では、染毛剤（164検体）、薬用歯みがき類（22検体）及び浴用剤（13検体）合計199検体のうち、計50検体について試験方法改良の指示や、記載不備の指摘等を行った。

コ 健康安全部の監視計画に基づく医療機器の試験検査では、電子体温計、温灸器、家庭用温熱パック、生理用タンポン、医療ガーゼ、男性向け避妊用コンドーム、家庭用創傷パッド、医薬品・ワクチン注入用針、医療脱脂綿、膣洗浄器、手術用手袋、家庭用永久磁石磁気治療器、コンタクトレンズ等16検体について性能及び安全性に関する規格等の確認検査を行い、不適になるものがないことを確認した。

サ 健康安全部の監視計画に基づく家庭用品の試験検査では、住宅用及び家庭用洗浄剤、家庭用エアゾル製品、接着剤、乳幼児用及び大人用繊維製品、寝具、敷物、クレオソート油で処

理された木材製品等172検体を対象に、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」(家庭用品規制法)で指定されたホルムアルデヒド、メタノール、ベンゾ[*a*]ピレン等44種の有害物質の検査を実施した結果、不適となるものはなかった。また、先行調査として、家庭用品規制法の規制対象外製品である服飾生地及びワッペン製品20検体について、ホルムアルデヒドの検査を実施した。

区保健所から依頼された38検体についても家庭用品規制法に基づく検査を行った結果、不適となるものはなかった。

(4) 特記事項

ア 「東京都薬物情報評価委員会」に、15種の未規制薬物(DMXE、Protonitazene、CUMYL-CBMICA、CUMYL-CBMINACA、LSZ、4-fluoro-3-methyl- α -PVP、MXiPr、5-MMPA、Etazene、ADP-HEXINACA、APP-BINACA、p-Fluorofuranylfentanyl、MET、1V-LSD、3-Me-PCPy)の審議資料を提出した。

イ 事故・苦情に関わる検体として、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の違反を疑われる下着3検体について、本法律で指定されるホルムアルデヒド、有機水銀化合物、トリフェニル錫化合物、トリブチル錫化合物、ディルドリン、アゾ化合物等30種の有害物質の検査を実施した結果、不適となるものはなかった。

2 薬用植物園

(1) 業務の概略

薬用植物園は、大麻、ケシをはじめ、麻薬原料植物、薬用植物、ハーブ等を栽培、整備し、栽培研究を通じて医薬品の品質、有効性及び安全性を図ることにより、薬事行政の適正な執行及び都民の医療水準の向上に寄与してきた。平成15年度の組織再編により医薬品研究科所属となり、試験研究機関として位置付けられた後は、従来業務に加え、大麻・ケシの鑑別試験、健康食品や危険ドラッグに含有される植物の鑑別試験を中心とした試験検査及びこれらに関する調査研究の充実を図っている。

また、都内唯一の「麻薬原料植物、大麻及びケシを栽培研究する施設」として、麻薬取締員、薬事監視員等に対する研修を実施している。そのほか、都内で抜去した大麻及びケシの処分場として園内で埋立処分を行うとともに、これらの植物について鑑別相談に対応するなど、薬物乱用防止対策に貢献している。

なお、園が栽培する薬用植物種を薬事監視等に必要不可欠な約750種に整理し、植物の鑑定鑑別業務及び大麻・ケシ等麻薬植物に関連する栽培、研修等の業務を除き、平成22年度から、園の運営業務を公益社団法人東京生薬協会に全面委託している。

(2) 調査研究及び試験検査

上記の1 医薬品研究科に、まとめて記載した。

なお、令和4年度の試験検査実績は3,794件であった。(健康食品に関する植物鑑別試験等106件、危険ドラッグに関する植物鑑別試験等0件、大麻・ケシの鑑別試験等3,688件)

(3) 研修及び啓発活動

取締機関、行政機関及び薬物乱用防止関係団体等を対象に大麻・ケシ等違法植物の研修(34回、599名)を行った。

また、園内において、薬草教室(7回、333名)を含む普及啓発事業(34日、921名)を行い、薬用植物に関する知識の普及啓発を図った。

(4) 特記事項

ア 麻薬取締員等及び警察が抜去し、園内で埋立処分したケシは88箇所分、2,389本、大麻は0箇所分、0本であった。また、大麻・ケシ等に関する鑑別相談は181件であった。

イ 危険ドラッグに含有される規制植物等の入手困難な種子を導入するため、国内外の植物園や研究機関と種子交換を行った(種子交換リストの収受14箇所、種子交換リストの送付127箇所、種子の収受1箇所、種子の送付14箇所)。今年度はリストの掲載や受注をオンライン上で行う種子交換を実施した。

ウ 来園者数は102,731名、植物に関する相談・問い合わせは1,971件であった。

エ 植物の譲渡を9件(試験用53種、教育用3種)行った。

3 環境衛生研究科

(1) 科内業務の概略

環境衛生研究科は、空気、水及び衛生動物等に係る生活環境の安全性確保とそれらの質的向上を目標として、理化学及び生物・微生物学的側面から以下のような調査研究と試験検査を行っている。

(2) 調査研究

ア 重点研究：ワンヘルスアプローチに基づく抗微生物薬と薬剤耐性微生物の実態把握に関する研究

(ア) 環境水中における農業用殺菌剤等の存在実態及び浄水処理等による挙動解明

アミノグリコシド系薬剤4物質について、2グループに分けて再度前処理の検討を行った。ストレプトマイシン及びジヒドロストレプトマイシンは、弱陽イオン交換型カラムに保持させ、溶出液は2%ギ酸含有20%メタノール水溶液とした。バリダマイシン及びカスガマイシンは、グラファイトカーボン型固相カラムに保持させ、溶出液は75%アセトニトリル水溶液とした。いずれの前処理も、水道水及び河川水への添加回収試験で良好な結果が得られた。また、農業用殺菌剤等37薬剤について、環境水中の存在実態調査を行ったところ、多摩川水系河川水からはアズキシストロビン(AS)、カルベンダジム(MBC)及びアミド系薬剤3物質が、多摩川流域下水処理場からはAS、MBC及びチオファネートメチルが、多摩地区井戸水からはMBCがそれぞれ検出された。検出物質の使用用途及び出荷量と、それらの検出時期及び濃度に相関性が認められた。

イ 課題研究：衛生動物の発生状況及び遺伝子解析を利用した同定・防除に関する研究

(ア) 都内に生息するマダニの発生状況等に関する研究

平成28年から継続して調査を行っている1箇所及び昨年度の調査でマダニが捕集された新規1箇所において、通年のマダニ調査を旗ざり法により実施した。形態及び遺伝子による同定を行い、種類及び発育段階ごとに計数し、ホームページに結果を公開した。過去の調査結果から都内のフタトゲチマダニは単為生殖系が優勢であると推察されるが、遺伝子解析を行ったところ、これを支持する結果となった。

(イ) 在来種ゴキブリ等の遺伝子解析に関する研究

昨年度に引き続き、45種のゴキブリについて形態同定を実施し、個体ごとにミトコンドリア*COI*の遺伝子を解析した。この内、42種について解析ができるようになった。また、チャバネゴキブリのフェニルピラゾール系殺虫剤の作用点である*rdl*遺伝子の塩基配列を解析したところ、国内初のSer302(TCC)の個体を確認した。

(ウ) 都内に生息する衛生動物における殺虫剤抵抗性遺伝子の解析に関する研究

都内25ヶ所で捕集したアカイエカ群の蚊について、ピレスロイド系薬剤の作用点の遺伝子変異(ナトリウムチャンネルのLeu1014、Val1016)及び有機リン系殺虫剤の作

用点の遺伝子変異（パラロガスアセチルコリンエステラーゼの Gly119）を検出した。DNA 配列の違いによる種同定の結果、特別区及び多摩地区でアカイエカとチカイエカの両方の種が確認された。また、チカイエカにおいて、Leu1014 の抵抗性型である Phe(TTT/TTT)が 26 匹検出され、全て特別区で捕集された個体であった。Val1016 及び Gly119 については、捕集したアカイエカ群の全てが感受性型であった。

ウ 基盤研究

(ア) 都内空間放射線量率と環境試料中の放射性物質のモニタリング調査

令和4年4月～12月のモニタリングポスト（MP）における空間放射線量率の上昇原因として、降雨が15件、放射性医薬品被投与患者のMP近傍通過が1件確認された。月間降下物中の¹³⁴Csは全て不検出、¹³⁷Csは季節変動による濃度推移があった。令和4年1月～11月に1週間ごとの大気浮遊じんを採取し、昨年度に確立した方法を用いて測定・解析した結果、迅速法では¹³⁷Csが3回、試料を灰化し1か月分をまとめたモニタリング法では、極微量の¹³⁷Csが毎月検出（0.0011～0.0046 mBq/m³）された。MP7局の天然核種3系列を解析した結果、各局の合計天然線量率は19～32 nGy/hであり、3系列の割合はどの局も同程度であった。人工放射線量率を表す環境γ線線量率と合計天然線量率の差を見ると、江戸川局が最も大きかったが、人工放射線量率の減少に伴い、差は次第に小さくなり合計天然線量率に近づくと考えられた。

(イ) 家庭用殺虫剤の有効成分以外の化学物質による室内環境汚染に関する研究

電気蚊取りマットタイプの補助剤を調査した結果、ピペロニルブトキシド（PBO）が検出された。PBOは妊娠後期中のばく露濃度と、36か月の小児における精神発達の遅れに顕著な関連があるとの報告がある。そこで、使用時の室内濃度を推定するため、ビニルハウス（約1.5 m³）の中で製品を稼働し、ハウス内のPBO濃度を測定した。測定値及びハウス内の換気回数等から放散速度を算出し、想定室（室容積23 m³、換気回数0.5回/h）における濃度を推定した結果、約10～25 ng/m³となり、文献による実態調査結果と同程度の濃度であった。しかし、この推定濃度については、ハウス内で加湿器を稼働させ浮遊粒子濃度を増加させると10倍以上高くなることが分かった。同じ製品から放散される補助剤成分のVOC類では浮遊粒子濃度との関連は見られなかったことから、実験条件によって評価に影響が生じる補助成分があることが分かった。

(ウ) レジオネラ症発生時の感染源調査及び公衆浴場等の施設管理におけるレジオネラ属菌遺伝子検査の改良

浴槽水80検体を用いて、カラム抽出及び簡易抽出後カラム抽出（新法）によるEMA-qPCR法の結果と培養法の結果を比較した結果、新法EMA-qPCR法が非常に培養法に近い結果となった。さらに、新法EMA-qPCR法と従来法の簡易抽出LAMP法を比較すると、感度は両法とも良好であり、特異度についても同等の結果を示すことができ、培養法の陰性結果を反映できることが明らかになった。2年間の研究により、新法EMA-qPCR法では、

従来法よりも手順が簡便になり、1度により多くの検体数が測定可能となった。また、機器の反応時間が30分程度短縮され、より多くの菌種を網羅でき、培養法の陰性結果を反映できることが明らかになった。これらの成果から、新法EMA-qPCR法を従来法の代替法として行政検査へ導入することにしたため、本年度の報告をもって基盤研究を終了とした。

(エ) MALDI-TOF-MSを用いた環境水中レジオネラ属菌の迅速検査法の検討

浴槽水等から得られた*Legionella pneumophila*の保存菌株を用いて、培地の種類及び前処理方法がMALDI-TOF-MSの測定結果（スコア値）に与える影響について検討を行った。培地の種類の影響について、BCYE α 寒天培地、WY0 α 寒天培地及びGVPC α 寒天培地で培養した株をセルスマア法で測定したところ、スコア値に大きな影響を与えなかった。3種類の前処理法（セルスマア法、ギ酸添加法、エタノール・ギ酸抽出法）について検討したところ、セルスマア法では約67%（16/24株）、ギ酸添加法では約88%（21/24株）及びエタノール・ギ酸抽出法では100%（24/24株）が、スコア値2.0以上となった。今後は*Legionella pneumophila*以外のレジオネラ属菌について、保存菌株に加えて、実検体を用いた同定を検証する。

(3) 試験検査

令和4年度に当研究科が実施した主な試験検査のあらましを示す。

ア 東京湾産魚介類に対する重点監視・指導

東京都内湾魚介類について、ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用が疑われる化学物質としてジクロロジフェニルトリクロロエタン（DDT）及びその代謝物、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル（DEHA）、ベンゾフェノン（BZP）、アルキルフェノール類（APs）、ペンタクロロフェノール（PCP）、2,4-ジクロロフェノール（2,4-DCP）の汚染状況調査を行った。検体数は、スズキ8検体、ボラ8検体、アナゴ8検体及びホンビノスガイ6検体であった。分析の結果、ダイオキシン類、DDT及びその代謝物の濃度は前年度並みであり、DEHA、BZP、APs、PCP及び2,4-DCPは不検出であった。

イ 大気汚染等保健対策に係る基礎的実験的研究

昭和62年度から、大気汚染保健対策に係る基礎的実験的研究を実施している。令和4年度は、大気中浮遊粒子状物質（PM）に含まれる硫酸水素アンモニウムの生体への影響に関する情報を得るためばく露実験を行った。ヒト気管支上皮由来 Calu-3 細胞への気相ばく露実験をした結果、ばく露濃度に関わらず炎症を起こすような変化は見られなかった。Calu-3 細胞への液相ばく露実験では、Calu-3 細胞の細胞膜間結合力に一過性の低下が見られ、即時的な影響を及ぼす可能性が示唆された。また細胞膜間結合力の低下は、ばく露濃度に依存する傾向があった。また、PMに含まれる硫酸水素アンモニウムについて、令和4年8月から測定を開始し、1年間連続して実施することとした。

ウ 島しょ及び多摩地区の小規模水道施設を対象とした水質検査

東京都水道水質管理計画に基づき、当該施設の原水、浄水（各 19 件）及び給水栓水（3 件）を対象として、農薬類を含む水質管理目標設定項目（原水：129 項目、浄水及び給水栓水：133 項目）及び要検討項目（原水：13 項目、浄水及び給水栓水：23 項目）を検査した。浄水及び給水栓水における水質管理目標設定項目では、水道水が有すべき性状に関する項目である蒸発残留物、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、腐食性（ランゲリア指数）、臭気強度（TON）、アルミニウム及びその化合物等で目標値を超過している施設が見られた。なお、放射性物質は全て不検出であった。

エ 多摩地域の専用水道、飲用井戸水等の水質検査

東京都水道水質管理計画に基づき、地下水等を原水とする専用水道の原水 18 件、浄水 18 件を対象として水質検査を実施した。1 施設の浄水で、水質基準項目である臭気に異常があり、種類は薬品臭であった。また、浄水における水質管理目標設定項目では、水道水が有すべき性状に関する項目である蒸発残留物、硬度、ランゲリア指数、TON 等で目標値を超過している施設が見られ、健康に関する項目であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）で目標値を超過している施設が 3 件あった。また、東京都の飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱に基づき、飲用井戸 55 件を対象として水質検査を実施した。水質基準項目である一般細菌、大腸菌、鉄及びその化合物で基準値を超過している箇所が見られ、管理目標設定項目で目標値を超過している箇所は、PFOS 及び PFOA で 5 件、ニッケル及びその化合物で 1 件であった。また、クリプトスポリジウム汚染指標細菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌で指針値を超過している施設があった。なお、放射性物質は全て不検出であった。

オ プール水の水質検査

多摩地域及び島しょのプール水 553 件について検査し、pH で 2 件、過マンガン酸カリウム消費量で 7 件、一般細菌で 24 件、大腸菌で 3 件が不適となった。

カ 生活用水・都市環境水におけるレジオネラ属菌の汚染状況等に関する検査

冷却塔水、浴槽水及びプール水等、計 922 件について、レジオネラ属菌の検査を行った。レジオネラ属菌は、冷却塔水 69 件中 23 件（33.3%）、浴槽水 604 件中 111 件（18.4%）から検出され、浴槽水のうち 30 件は、公衆浴場・旅館業法に係る都条例の基準を超過した。また、プール水 250 件中 51 件（20.4%）からレジオネラ属菌が検出され、このうち 15 件でプール等取締条例の基準を超過した。

キ 水道等における原虫類並びに汚染指標細菌類に関する検査

島しょ及び多摩地区の水道及び簡易水道施設の原水 14 件及び浄水 14 件について、原虫類（クリプトスポリジウム、ジアルジア）とクリプトスポリジウム汚染指標細菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）を調査した。汚染指標細菌は、原水 12 件から検出され、原虫類汚染のおそれがあることが示された。

ク レジオネラ症患者発生時における積極的疫学調査

レジオネラ症の患者発生に伴い、浴槽水、プール水及びシャワー水等 34 件についてレジオネラ属菌の遺伝子検査及び培養検査を実施し、このうち培養検査において 3 件 (8.8 %) からレジオネラ属菌を検出した。

ケ 感染症媒介蚊サーベイランス (広域サーベイランス)

蚊が媒介する感染症発生の拡大防止を図る一環として、6 月から10月までの期間、都内 16か所で全10回実施した。合計3,331匹、18種の蚊成虫を同定した。ヒトスジシマカとアカイエカ群が優占し、両種で総数の83.2%を占めた。

コ 感染症媒介蚊サーベイランス (重点サーベイランス)

デング熱等の発生の拡大防止を図る一環として、4 月から11月までの期間、都内の人が集まる公園等の施設 9 か所で全14回実施した。合計8,491匹、13種の蚊成虫を同定した。ヒトスジシマカとアカイエカ群が優占し、両種で総数の95.4%を占めた。蚊幼虫及び蛹の調査は全 8 回実施し、雨水枡等の貯留水各100 mL中から合計3,429匹を検査した。

サ 感染症媒介蚊の同定

都以外の自治体で実施された感染症媒介蚊調査について、1 保健所 5 回検査し、蚊149 匹 3 種 (状態の悪い個体を除く) を同定した。

シ 食品に混入した昆虫等異物の同定

食品に混入して苦情等となった昆虫等の異物を 1 検体検査した。同定の結果、ゴキブリ目であった。

ス 室内等で発生した昆虫等の同定

室内等で発生し、保健所等に持ち込まれた昆虫等を 1 検体検査した。同定の結果、シロアリ目であった。

(4) 環境放射能モニタリング

ア 環境放射能水準調査 (原子力規制庁委託事業)

令和 3 年度に引き続き、都内 8 か所のモニタリングポスト (原子力規制庁委託 5 台のほか都独自 2 台と東京都立産業技術研究センター 1 台) による空間放射線量率の測定結果を常時オンラインでホームページに公表した。また、降水ごとの全 β 線測定、大気浮遊じん、月間降下物、土壌、陸水、牛乳及びムロアジについて放射性核種分析を行った。

イ 原発事故に伴う環境放射能モニタリング (東京都独自事業)

原発事故に伴う環境放射能モニタリングとして、降下物及び蛇口水の放射性核種分析を毎日実施し、結果をホームページで公表した。

4 生体影響研究科

(1) 科内業務の概略

生体影響研究科では、主に化学物質の安全性を評価するために、実験動物や培養細胞を用いて、一般毒性試験、細胞毒性試験、次世代影響試験及び発達神経毒性試験などを行っている。

(2) 調査研究

ア 重点研究：危険ドラッグ等に含まれる薬物の科学分析法及び生体影響評価法に関する研究

(7) 非フェンタニル系合成オピオイド (Non-fentanyl-derived Synthetic Opioid, NSOs) の精神依存性に関する研究

4物質の Benzimidazole 類について、予備試験（行動・神経症状観察試験とマイクロダイアリシス試験）を実施し、被験物質投与前後のマウスの状態やドーパミン量の増加率を観察した。行動・神経症状観察試験では、全物質で中枢神経作用が見られ、かつ6時間以内に作用が消失した。マイクロダイアリシス試験では、側坐核の細胞外ドーパミンレベルが上昇した。被験物質の μ 受容体結合能の情報も考慮し、本試験で用いる投与量を決定した。

(4) 培養細胞を用いるフェンタニル系薬物等の生物活性に関する研究

フェンタニル系薬物等の μ オピオイド受容体(MOR)に対する作用について評価するため、目的の遺伝子を培養細胞に導入し、薬剤により目的のタンパク質を安定的に発現する細胞株を選択した。得られた細胞に陽性対照薬物を適用したところ良好な応答性が確認できた。

イ 基盤研究

(7) マウスを用いた幻覚性薬物の首振り反応 (HTR) 試験の改良に関する実験

昨年度検討したビデオ法とマグネトメーター法を用いた HTR 解析では、従来の動画解析による HTR の検出方法と比較して効率化することができたが、手動での波形分類や不明瞭な波形の動画確認などの煩雑な作業があった。最近では、AI 等を使って全自動で HTR の波形を検出する方法などが報告されているが、これを導入するには課題が多いため、簡単に自動で HTR を検出できるように波形解析のフィルタリング設定を検討した。生データから周波数 70~200 Hz を抽出し、電圧 0.15 mV 以上の波形を検出する設定にした。平均エラー率は 11.2%であった。正確性は多少劣るが、大幅な解析時間の短縮が実現し、HTR を検出するためのスクリーニング法として有用である。

(4) 浸透性農薬とその関連化学物質のマウスの行動発達に関する研究

ネオニコチノイド系殺虫剤であるジノテフランが次世代マウスの行動発達に及ぼす影響を調査するため、混餌法によりジノテフランを最大 0.06% (ADI 値の約 500 倍相当) まで4段階、マウスに2世代にわたって投与した。出生時の平均産仔数は用量依存的に増加し、平均性比(雄%)は用量依存的に減少した。次世代の行動発達では雄の14日齢の嗅覚性指向反応の所要時間が用量依存的に抑制された。次世代の探査行動(3週齢)では、雄の総移動距離と平均移動速度が用量依存的に減少し、平均立ち上がり時間と排糞数が用量依存的に増加した。雌では立ち上がり関連項目が用量依存的に増加した。ジノテフランの

食品からの推定摂取量 (15.75 μ g/kg/日) は ADI 値 (0.2 mg/kg/日) の 1/12 以下であるので、食品からのジノテフランの摂取量では人の健康に対して影響を及ぼさないものと思われる。

(ウ) ラット気管支内投与による多層カーボンナノチューブの新規発がん性試験方法

多層カーボンナノチューブ (MWCNT) はアスベストに類似する性質を持ち、動物実験では肺がんや胸膜中皮腫などの呼吸器系への毒性が報告されている。2年間のラット吸入曝露試験を代替可能な手法の開発を目的として、昨年度、実験初期に全ての MWCNT を反復気管内に投与し、その後2年後まで飼育するという実験を開始した。今年度は、投与終了時に解剖した動物について肺負荷量の測定を行った。総投与量に対する肺負荷量の割合は、低用量群で4割、中用量で7割、高用量、超高用量群で9割程度であり、用量が増えるに従い、肺のクリアランス能力が低下することが明らかとなった。試験開始後 81 週経過時点において、投与に関連した死亡は認められていない。残りの動物については飼育を継続し、2年後に発がん性の評価を行う予定である。

(エ) 大気汚染物質としての球状高純度酸化鉄粒子の観察

昨年度に引き続き、大気降下物中の球状高純度酸化鉄粒子を観察した。

観察できた酸化鉄粒子は令和3年春ごろより増加したが、その要因については不明であった。観察した酸化鉄粒子を、粒径を基準にして 100 μ m 以下の吸引性酸化鉄粒子、10 μ m 以下の咽頭通過性酸化鉄粒子、4 μ m 以下の吸引性酸化鉄粒子の三種に区分した。その結果、吸引性酸化鉄粒子は 3,400 個観察できた。そのうち、約 65% が咽頭通過性酸化鉄粒子、約 15% が吸入性酸化鉄粒子であった。

また、形態別に標準型 (N 型)、その派生型 (N2~7 型)、回転型 (R 型)、崩壊型 (B 型) の九種類に分類した。崩壊型の酸化鉄粒子に着目したとき、それらには標準型、派生型そして回転型に類似する粒子があった。この結果から、九種類のいずれの形態であっても同様な生成過程を経ているものと推察できた。生成過程において熱せられた酸化鉄の一次粒子が集結し、冷却されるときに表面張力等の影響を受けて球状に変化すると考えられた。

(3) 試験検査

ア 危険ドラッグに関する生体影響試験

健康安全部薬務課からの試験依頼により、16物質の未規制薬物について、ヒト胎児腎臓由来の培養細胞株 HEK293 を用いた神経伝達物質トランスポーターの阻害試験、マイクロダイアリシス法によるマウス線条体内神経細胞外神経伝達物質濃度の変動分析試験、行動観察、中枢・自律神経症状観察、自発運動量測定、病理組織学的観察試験、カタレプシー試験、首振り試験及び体温測定などを合計 19,408 項目行った。得られた結果を令和4年度東京都薬物情報評価委員会へ報告し、以下の(ア)から(イ)の15物質が知事指定薬物として指定された。

(ア) DMXE、(イ) Protonitazene、(ウ) CUMYL-CBMICA、(エ) CUMYL-CBMINACA、(オ) LSZ、(カ) 4-fluoro-3-methyl- α -PVP、(キ) MXiPr、(ク) 5-MMPA、(ケ) Etazene、(コ) ADB-HEXINACA、(サ)

APP-BINACA、(シ) para-Fluorofuranylfentanyl、(ス) MET、(セ) 1V-LSD、(ソ) 3-Me-PCPy

イ 大気汚染保健対策に係る基礎的実験的研究

健康安全部環境保健衛生課からの依頼により、PM_{2.5}等大気汚染物質についての基礎的な研究を実施している。令和3年度から3か年計画で、硫酸水素アンモニウムの生体影響を調べており、今年度は、まず、最終年度に実施する吸入ばく露試験の予備検討を行った。ぜん息モデルマウスに、超純水あるいは硫酸水素アンモニウムを鼻部吸入ばく露装置により毎日3時間、2週間連続でばく露した（目標濃度50 mg/m³）。最終ばく露の翌日に剖検し、体重、臓器重量、病理組織学的解析、血液学的解析及び生化学的解析を実施した。明らかなぜん息増悪作用は認められなかったが、硫酸水素アンモニウムばく露群で比較的強い影響が見られる試験項目もあったため、次年度も同じ濃度設定で本試験を行うこととした。

次に、呼吸機能解析装置を用い、0.05、0.5及び5 g/Lの硫酸水素アンモニウム水溶液を、マウスに3分間気管内噴霧ばく露し、直後の呼吸機能を調べた。正常マウスでは呼吸抵抗及び中枢気道抵抗が有意に上昇したが、明確な用量依存性は認められなかった。また、ぜん息モデルマウスにおいても即時影響が見られたが、変化率は正常マウスと同レベルであり、増悪影響は認められなかった。

これらの結果を令和4年度東京都環境保健対策専門委員会の大気汚染保健対策分科会に報告した。

ウ 医療機器の生物学的安全性試験

収去により得られたコンタクトレンズ2検体及び男性向け避妊用コンドームの潤滑剤1検体について細胞毒性試験を実施した。結果は、すべて陰性であった。

IV 精度管理室

1 室内業務の概略

精度管理室では、東京都食品衛生検査施設（当センター、都保健所、市場衛生検査所、食肉衛生検査所）の「食品衛生法」、当センター水質部門の「水道法」、医薬品部門の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、及び病原体検査施設の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく検査業務管理（GLP）における信頼性確保部門としての業務を行っている。また、「臨床検査技師等に関する法律」に基づき、東京都内の衛生検査所の精度管理調査及び監視指導を行っている。

(1) GLP に関する業務

精度管理室では、内部点検により検査の精度と妥当性を検証し、GLP に関する法令等からの逸脱や改善事項があれば文書により改善を求め、透明性と信頼性の確保を図っている。また、検査を実施する部門の検査担当者の技能水準の確保及び日常検査の精度を適正に保つことを目的として、検査施設が自ら行う内部精度管理の結果及び厚生労働省等が認可した機関の行う外部精度管理調査結果について確認を行っている。改善が必要な場合は検査部門責任者へ文書により改善措置要請を行う。

(2) 衛生検査所に関する業務

精度管理室では、福祉保健局医療政策部医療安全課と協力して、病院から委託された血液や微生物等の検査を行う衛生検査所に対して、精度向上と検査業務に対する信頼性の確保を図っている。衛生検査所に試料と調査票を直接配付するオープン方式と、試料を調査であることを伏せて日常の検体として東京都医師会選定の協力医療機関から衛生検査所へ委託依頼するブラインド方式の2つの方式により、精度管理調査を実施している。

ここで得られた生化学的検査、血液学的検査、免疫学的検査、微生物学的検査、病理学的検査、遺伝子検査及び寄生虫学的検査の結果を集計し解析することで、各衛生検査所の検査精度を評価して年1回報告書にまとめている。その結果、検査精度に問題のある衛生検査所に対しては、23区並びに2政令市と共同で、翌年、特別監視指導を行っている。また、東京都が管轄する衛生検査所に対して2年に1回、定例監視指導を実施している。

2 令和4年度業務実績

(1) GLP に関する業務

ア 東京都食品衛生検査施設に対する内部点検を実施した。点検した施設は、当センター19施設、都保健所9施設、福祉保健局市場衛生検査所4施設、及び福祉保健局食肉衛生検査所1施設であった。GLP 関連書類を点検し、適切な業務管理が行われ、検査の信頼性が保たれているか確認を行った。また、内部精度管理の実施計画書及び実施結果報告書と外部精度管理の結果報告書を点検し、検査精度が担保されていることを確認した。点検の結果、文書に

よる改善措置要請はなかった。

イ GLP システムについての理解を深め、精度の向上を図るため、東京都食品衛生検査施設の GLP 担当者及び検査担当者を対象に GLP 講習会を開催した。

ウ 当センター水道水検査部門に対して、内部点検を実施した。また、内部精度管理の実施計画及び実施結果と外部精度管理調査結果を点検し、検査精度が担保されていることを確認した。

エ 当センター医薬品検査部門に対して、自己点検（内部点検に相当）を実施した。

オ 当センター病原体検査部門に対して、内部点検を実施した。また、病原体検査担当者を対象に、GLP 講習会を開催した。

カ 当センター医療機器検査部門に対して、内部点検を実施した。

(2) 衛生検査所に関する業務

ア オープン方式及びブラインド方式による精度管理調査を実施した。調査結果は、インターネットの WEB 上から調査回答を回収した。オープン方式の調査では、遺伝子検査として新型コロナウイルスの病原体核酸検査の調査を実施した。また、寄生虫学的検査でトリコモナスの塗抹標本を配布し、回答を求めた。ブラインド方式の調査では、昨年度に引き続き新型コロナウイルスの病原体核酸検査、及び免疫学的検査で前立腺特異抗原 (PSA) の調査を実施した。これらの結果は、「第41回 東京都衛生検査所精度管理事業報告書」にて報告するとともに、ホームページへの掲載を行った。（詳細は第5節 精度管理調査事業の第1項 東京都衛生検査所精度管理調査）

イ 特別監視指導対象施設は7施設、定例監視指導対象施設は49施設であった。このうち精度管理室は、特別監視対象の全施設、定例監視対象施設のうち東京都管轄5施設の監視指導を担当した。

V 中央機器室

1 機器の管理運営

中央機器室は、当センター全体で使用する共用性の高い高精度な大型機器を中心とした各種分析装置が設置された共同利用施設である。保有する機器は、核磁気共鳴装置（NMR）、高速液体クロマトグラフ質量分析計（LC-MS/MS）、Q-ToF 型質量分析システム、蛍光 X 線分析装置、X 線回折装置、誘導結合プラズマ発光分光分析装置、誘導結合プラズマ質量分析装置、アミノ酸分析装置、電子顕微鏡（透過型、走査型）、プロテオーム解析システム、DNA シークエンサー、次世代シークエンサー、リアルタイム PCR 装置、DNA 画像解析装置、フローサイトメーター、全自動凍結乾燥機、デジタルマイクロスコープ等を含む、計 34 項目の機器が整備されている。これらの機器は、微量化学物質の同定や構造解析、病原微生物の同定や型別、毒性発現機序の解明等を目的として、試験検査及び調査研究に共同利用されている。

中央機器室の管理運営及び機器の機種選定に関する事項は、担当の管理職、特命委員及び各研究科委員で構成する中央機器室管理運営委員会において裁定されている。また、各機器の維持管理は、中央機器室管理運営委員会から依頼を受けた複数名の管理担当者により行われ、機器の保守やトラブル対応等、円滑な機器の共同利用を図っている。

2 試験検査、調査研究及び研修

令和 4 年度において中央機器室は、微生物部、食品化学部、薬事環境科学部の各研究科の試験検査及び調査研究に共同利用され、また研修でも活用されている。

主な機器の使用事例として、NMR は医薬品や危険ドラッグの成分及び新規検出化合物の構造解析、健康食品中の医薬品成分の構造決定、医薬品中の添加物や食品中の合成着色料等の同定確認等に使用されている。

LC-MS/MS は、食品中のかび毒、食物アレルギー、残留農薬及び動物用医薬品、食品添加物等の定性・定量あるいは確認試験、健康食品中の医薬品成分や危険ドラッグの検査、食中毒原因菌の毒素の検査等に使用されている。

Q-ToF 型質量分析システムは、対象物質の精密質量を測定することで化合物やペプチド等の構造推定に使用している。さらに取得したデータは、調査研究等において、多岐にわたるサンプル群の差異分析や代謝物分析といった網羅的解析に活用されている。

蛍光 X 線分析装置は、農産物中の残留臭素の分析、食品中の二酸化チタンの分析、容器包装中の金属成分の同定、医薬部外品の規格試験等に使用されている。また、食品や水質の異物苦情検体の検査にも活用されている。

X 線回折装置は、建材や医薬部外品中の成分の確認、並びに建材やタルカムパウダーに含まれるアスベストの実態調査等に使用されている。

誘導結合プラズマ発光分光分析装置及び誘導結合プラズマ質量分析装置は、清涼飲料水の成

分規格試験、食品中の各種金属含有量調査、食事由来の重金属の暴露量推計調査、サプリメント中のミネラル成分の分析、食品添加物、器具及び容器包装に含まれる金属類の実態調査、医薬品成分の規格試験等に使用されている。

アミノ酸分析装置は、甘味料の分析、食品添加物製剤中の含有アミノ酸の分析、医薬品の承認規格試験、医薬部外品の規格試験等に使用されている。

電子顕微鏡は、ウイルスや細菌あるいは培養細胞の形態観察及び画像データの広報への活用、生体試料の微細構造変化の観察による安全性評価、多層カーボンナノチューブの計測、PM2.5 関連物質の粒子形状の観察、アスベスト及び代替物の同定、苦情食品中の異物鑑定等に使用されている。

プロテオーム解析システムは、カーボンナノチューブ及びアスベストがラットに及ぼす生態影響の基礎的データを得るための発現タンパクの差異解析等に使用されている。

DNA シークエンサーは、各種微生物の同定や型別試験、薬剤感受性の判別や感染及び汚染経路の推定に資する遺伝子解析のほか、化学性食中毒や食品苦情に関連する植物や魚介類等の種鑑別ならびに衛生害虫等の鑑別や推定等にも使用されている。

次世代シークエンサーは、新型コロナウイルスをはじめとするウイルスや細菌等病原体の全ゲノム系統解析を中心に使用されている。

リアルタイム PCR 装置は、新型コロナウイルス等のウイルスや細菌等、病原体の検出や変異型解析に使用されている。

DNA 画像解析装置は、菌型試験、細菌同定試験、核酸検出検査、結核菌型別検査及び研究開発試験等に使用されている。

フローサイトメーターは、生体から採取した臓器、血液及び腹腔洗浄液等の細胞集団の免疫表現型解析に使用されている。

全自動凍結乾燥機は、各研究部門において、検査試料の前処理や保存用試料の作成に用いられている。

デジタルマイクロスコープは、食品用容器包装のピンホールの観察、食品の異物苦情検体の検査、医療機器分野でのコンタクトレンズの表面観察等に使用されている。

その他、中央機器室のみが保有している機器等が試験検査及び調査研究・研修に使用されている。

3 ケミカルハザード室

ケミカルハザード室は、ダイオキシン類をはじめとする微量有害化学物質を取り扱う共同利用の特殊実験施設であり、有害物質安全管理委員会による使用許可を受けた職員が作業にあっている。室内は常に負圧に保たれ室内の空気が外に漏れ出ない構造となっており、室内及び室外への給排気は HEPA フィルター及び活性炭等のフィルターを通していている。実験室は高濃度実験室と低濃度実験室があり、それぞれ排気型実験台、ドラフトチャンバー、ソックス

レー抽出装置、濃縮装置等を備え、種類や濃度レベルの異なる試料を安全に前処理することが可能となっている。分析室には二重収束型ガスクロマトグラフ質量分析計（HRGC/HRMS）及びデータ処理用コンピュータを備え、抽出からデータ解析までの全ての作業を同室内で実施している。

第2節 調査研究課題

(令和4年度実績)

1 重点研究

研究課題	研究科
統括課題1 健康危機管理に関連する微生物の分子疫学解析と検査法の開発に関する研究	微生物部
個別 都内の新型コロナウイルスについての分子遺伝学的及び血清学的解析に関する研究 流行性ウイルス・細菌感染症の疫学解析と情報統合 結核菌の型別及び薬剤耐性検査に資する遺伝子検査法の検討 多剤耐性菌の原因となるプラスミドの分子疫学解析 真菌の同定法及び疫学解析に関する研究 三類感染症起因菌を対象とした検査法の構築及び分子疫学解析手法に関する研究 芽胞形成菌を中心とした食中毒起因菌の疫学解析と検査法の確立及び病原因子の解明に関する研究	ウイルス研究科 健康危機管理情報課 病原細菌研究科 病原細菌研究科 食品微生物研究科 食品微生物研究科 食品微生物研究科
統括課題2 ワンヘルスアプローチに基づく抗微生物薬と薬剤耐性微生物の実態把握に関する研究	食品化学部
個別 人及びコウブニオンアニマルにおける薬剤耐性菌の実態把握及びゲノム解析 食品および環境由来薬剤耐性菌の分離状況と疫学解析に関する研究 畜産食品中における高極性抗微生物薬の新規試験法開発と残留実態調査 農産食品中抗微生物薬の分析法開発と残留実態の把握 環境水中における農業用殺菌剤等の存在実態及び浄水処理等による挙動解明	病原細菌研究科 食品微生物研究科 残留物質研究科 残留物質研究科 環境衛生研究科
統括課題3 危険ドラッグ等に含まれる薬物の科学分析及び生体影響評価法に関する研究	薬事環境科学部
個別 危険ドラッグに含有される薬物の迅速探索法に関する研究 危険ドラッグ等への含有が懸念される植物及び由来成分に関する研究 非フェンタニル系合成オピオイド(Non-fentanyl-derived-Synthetic Opioid, NSOs)の精神依存性に関する研究 培養細胞を用いるフェンタニル系薬物等の生物活性に関する研究	医薬品研究科 医薬品研究科 生体影響研究科 生体影響研究科

2 課題研究

研究課題	研究科
統括課題1 食品中の有害微生物のHACCPに対応した試験法および疫学解析に関する研究	食品微生物研究科
個別 食品安全の国際標準化を踏まえた流通食品における細菌検査法の検討 Staphylococcus属菌における病原性因子の探索 食品に危害を与えるカビの生育と制御法に関する研究 保健所の食中毒調査情報と連結させたカンピロバクター食中毒の疫学解析に関する研究	
統括課題2 分子生物学的手法を用いた病原細菌ならびに寄生虫の解析に関する研究	病原細菌研究科
個別 侵襲性感染症起因菌の型別、薬剤感受性および遺伝子解析に関する研究 薬剤耐性菌をはじめとする性感染症起因菌の分子疫学的解析 動物由来性感染症起因菌の病原性に関する微生物学的研究 分子生物学的手法を用いた病原寄生虫の寄生実態調査及び疫学的解析	
統括課題3 ウイルス感染症に係わる病原体の網羅的検索と迅速検査方法の検討	ウイルス研究科
個別 ウイルス分離試験における網羅的ウイルス検索の適用方法の検討 感染症発症動向調査等におけるウイルスの分子疫学的解析法の検討 次世代シーケンサーを用いた胃腸炎起因ウイルスの網羅的解析法の検討 HIVの血清学的及び分子生物学的解析と検査プロトコールの検討	

統括課題4 食品成分試験法の開発、改良と性能評価	食品成分研究科
個別 食品中食物繊維の簡便かつ迅速な分析法に関する研究 LC-MS/MSによる食物アレルギー検出法に関する研究 指定成分の通知試験法及び改良法の研究 自然毒に関する新規分析法の研究	
統括課題5 食品中の食品添加物分析法の開発及び含有量調査に関する研究	食品添加物研究科
個別 食品中の6種合成甘味料、10種保存料及び3種酸化防止剤の一斉抽出法に関する検討 農産物中8種防かび剤の一斉分析法開発に関する研究 食品中の二酸化硫黄及び亜硫酸塩類の含有量実態調査	
統括課題6 食品中の残留化学物質を検査する高品質な試験法の開発	残留物質研究科
個別 GC-MS/MSを用いた分析困難な内蔵試料における残留農薬試験法開発 水産食品中に残留するPCB試験法における前処理工程等の改良 畜産食品中に残留する非ステロイド系抗炎症薬の試験法開発	
統括課題7 医薬品、化粧品及び家庭用品に係る試験法の開発及び改良に関する研究	医薬品研究科
個別 医薬品等に係る試験法の開発及び改良に関する研究 化粧品等に係る試験法の開発及び改良に関する研究 家庭用品等に係る試験法の開発及び改良に関する研究	
統括課題8 衛生動物の発生状況及び遺伝子解析を利用した同定・防除に関する研究	環境衛生研究科
個別 都内に生息するマダニの発生状況等に関する研究 在来種ゴキブリ等の遺伝子解析に関する研究 都内に生息する衛生動物における殺虫剤抵抗性遺伝子の解析に関する研究	

3 基盤研究

研究課題	研究科
遺伝子検査法を応用した食品からの食中毒起因菌検出法の検討	食品微生物研究科
環境水中における食中毒起因菌の疫学解析に関する研究	食品微生物研究科
培養細胞を用いた新型コロナウイルスの性状解析に関する研究	病原細菌研究科
細菌の顕微鏡操作による病原性数値化手法の開発	病原細菌研究科
都内で伝播する性感染病原体の疫学解析に関する研究	ウイルス研究科
食品用器具・容器包装等から溶出される化学物質についての研究	食品添加物研究科
魚肉中の一酸化炭素検査法の改良及び含有量の実態	食品添加物研究科
乳等の容器包装における毒素試験法の試験溶液調製法および測定法の検討	食品添加物研究科
LC-MS/MSを用いたはちみつ中の残留農薬試験法開発	残留物質研究科
畜産食品中トルトラズリルの新規試験法開発	残留物質研究科
イムノクロマト法による生乳中マクロライド系等抗生物質6剤の検査に向けた取組: QUAD2テストキットの検討	残留物質研究科
食品中ウェルシュ菌エンテロトキシン検出に向けたLC-MS/MSの応用	残留物質研究科
ニテンピラムおよびその代謝物の新規試験法開発	残留物質研究科
農産物中グリホサート及び関連化合物の新規試験法開発と残留実態調査	残留物質研究科
GC-MS/MSを用いた養殖サーモンにおける飼料由来の酸化防止剤試験法開発	残留物質研究科
都内空間放射線量率と環境試料中の放射性物質のモニタリング調査	環境衛生研究科
水環境における医薬品の光分解挙動の要因と分解産物に関する研究	医薬品研究科

家庭用殺虫剤の有効成分以外の化学物質による室内環境汚染に関する研究	環境衛生研究科
レジオネラ症発生時の感染源調査及び公衆浴場等の施設管理におけるレジオネラ属菌遺伝子検査の改良	環境衛生研究科
MALDI-TOF-MSを用いた環境水中レジオネラ属菌の迅速検査法の検討	環境衛生研究科
マウスを用いた幻覚性薬物の首振り反応試験	生体影響研究科
浸透性農薬とその関連化学物質のマウスの行動発達に及ぼす影響	生体影響研究科
ラット気管支内投与による多層カーボンナノチューブの新規発がん性試験方法の開発	生体影響研究科
大気汚染物質としての球状高純度酸化鉄粒子の観察	生体影響研究科

4 共同研究

研究課題	研究科
衛生動物の分子生物学的手法を用いた同定手法の検討等に関する研究	環境衛生研究科
危険ドラッグ試験に用いる薬物の標準品の合成に関する研究	医薬品研究科
ヒトおよび動物から分離されたRhodococcus属菌等についてのゲノム解析	病原細菌研究科
質量分析計を用いた食品由来微生物のライブラリー構築に関する研究	食品微生物研究科
食品および環境由来薬剤耐性真菌の分離状況と疫学解析に関する研究	食品微生物研究科
カンピロバクター食中毒予防のアンケート調査に関する研究	食品微生物研究科
Streptococcus pyogenes emm89 型の病原性に関する研究	病原細菌研究科
食中毒細菌の病原性に関する研究	食品微生物研究科
ウェルシュ菌の芽胞形成に関する研究	食品微生物研究科
ウェルシュ菌の新規下痢原性毒素に関する研究	食品微生物研究科
乳児ボツリヌス症発症機序の解明に関する研究	食品微生物研究科
動物由来病原菌の疫学調査並びに病原性発生機序の解明	病原細菌研究科
劇症型レンサ球菌感染症由来レンサ球菌の全ゲノム解析とデータベース構築	病原細菌研究科
カルバペネム耐性緑膿菌株の分子生物学的解析	病原細菌研究科
COVID-19感染感受性と重症化に関連するマーカーをオミックス情報解析から探索する研究	所長
病院排水における薬剤耐性の分布と特性の包括的精査	環境衛生研究科
ボツリヌス毒素に関する研究	食品微生物研究科
新型コロナウイルスのゲノム解析と検査法の開発に関する共同研究	ウイルス研究科
新型コロナウイルスの体内変異についての研究	ウイルス研究科
検知管を用いた医薬品等のスクリーニングに関する研究	医薬品研究科

5 受託研究

研究課題	研究科
ナノマテリアル吸入曝露影響評価のための効率的慢性試験法の開発に関する研究	生体影響研究科
CRE感染症の臨床的疫学的解析	病原細菌研究科
国内流行HIV及びその薬剤耐性株の長期的動向把握に関する研究	微生物部
ワンヘルスに基づく食品由来薬剤耐性菌のサーベイランス体制の強化のための研究	食品微生物研究科
公衆浴場の衛生管理の推進のための研究	環境衛生研究科
食中毒原因細菌の検査法の整備のための研究	食品微生物研究科
食品由来感染症の病原体解析の手法及び病原体情報の共有に関する研究	食品微生物研究科
劇症型溶血性レンサ球菌感染症の発症機序と新規治療薬の開発に向けた研究	病原細菌研究科
家庭用品中の有害物質の規制基準に関する研究	医薬品研究科
水道水及び原水における化学物質等の実態を踏まえた水質管理の向上に資する研究	環境衛生研究科
水道水及び水道原水における化学物質等の実態を踏まえた水質管理の向上に資する研究	環境衛生研究科
鶏肉のフードチェーンを通じたカンピロバクターの定量的動態解析とリスク低減効果の評価に向けた研究	食品微生物研究科
感染症危機対応医薬品等の利用可能性確保に関する研究	所長
食中毒原因ウイルス等の汎用性を備えた検査法と制御を目的とした失活法の開発のための研究	所長
ボツリヌス毒素遺伝子の検出法に関する研究	食品微生物研究科

わが国の病原体検査の標準化と基盤強化、ならびに、公衆衛生上重要な感染症の国内検査体制維持強化に資する研究	所長
医薬部外品・化粧品とその原料中の不純物及び配合禁止物質等の試験法と規格基準に関する研究	医薬品研究科
総合的な試験と評価のアプローチによる新医薬品の環境リスク評価フレームワークの開発に関する研究	医薬品研究科
日本におけるHIV感染症の発生動向に関する研究	ウイルス研究科
室内空気汚染化学物質の標準試験法の開発・規格化および国際規制状況に関する研究	環境衛生研究科
感染症を媒介する節足動物に関する研究	環境衛生研究科

6 応募研究

研究課題	研究科
生薬の鏡検に関する研究	医薬品研究科
地方衛生研究所と保健所の役割機能の整理及び感染症健康危機対応の強化に向けた研究	微生物部
細菌感染と共役するアクチン細胞骨格動態のメカノバイオロジー	病原細菌研究科
地方衛生研究所と保健所の役割機能の整理及び感染症健康危機対応の強化に向けた研究	ウイルス研究科
食物繊維の適正な摂取を推進するための取り組みー食品中食物繊維の迅速、簡便かつ信頼性の高い分析法に関する検討ー	食品成分研究科
生薬の鏡検に関する研究	医薬品研究科
ウェルシュ菌エンテロトキシンの高精度な分析法から目指す毒素産生機構の解明	残留物質研究科
農産食品に残留する抗菌薬の分析法確立と実態把握から迫る細菌の薬剤耐性化機構	残留物質研究科
緑膿菌におけるイミペネム/レレバクタム合剤に対する耐性機構の解明	病原細菌研究科
顕微力学解析によって解き明かすネズミチフス菌の細胞内侵入機構	病原細菌研究科
自己接続性を欠いたカルバペネム耐性プラスミドにおける伝達メカニズムの解明	病原細菌研究科
全ゲノム解析で探る豚レンサ球菌の病原性および薬剤耐性獲得のメカニズム	病原細菌研究科

<研究の区分について>

研究の区分	説 明	課題数
重点研究	行政施策として緊急かつ重点的に取り組むべき課題で、所が取り組む必要のある研究	3
課題研究	行政施策との関連において、研究成果が短期的に活かされると見込まれる研究。研究課題は原則として研究科単位の業務に対応	8
基盤研究	行政施策との関連において、研究成果が中長期的観点から活かされると見込まれる研究で、今実施する必要性の高い研究	24
共同研究	所以外の研究者と共同で行う調査研究	20
受託研究	国又は地方公共団体等から依頼を受けて行う調査研究	21
応募研究	国、財団又は基金などが研究の奨励のために行う公募研究に応募して行う調査研究	12
合 計		88

第3節 研究年報、著書、論文、総説・解説、行政報告、学会発表

検査研究部門で実施している調査研究の成果は、当所の研究年報を通じて広く内外に周知するほか、研究者による活発な論文投稿や学会発表により、外部の公衆衛生行政関係者、研究者に紹介されている。(実績は指定の無い場合は分野別掲載(微生物・食品化学・医薬品・環境保健・精度管理))

1 研究年報

調査研究業務の周知及び学術交流のため、研究年報を発行している。研究年報は、東京都立衛生研究所年報(旧組織)として昭和24年度の第1号以来、令和4年度発行分で73号を数え、広く内外の行政関係者、研究者に好評を得ている。

第73号では、「総説」「感染症等に関する調査研究」「医薬品等に関する調査研究」「食品等に関する調査研究」「生活環境に関する調査研究」「生体影響に関する調査研究」「精度管理に関する調査研究」の7部門において35編の論文を掲載した(以下、第73号での著者名及び題名のみ掲載)。

総 説

長島真美：東京都健康安全研究センターにおける新型コロナウイルスの検査対応

横山知子：栄養成分の表示制度と東京都における栄養成分検査

論文 I 感染症等に関する調査研究

<原著>

吉田 勲, 長島真美, 浅倉弘幸, 熊谷遼太, 長谷川乃映瑠, 磯貝まや, 藤原卓士, 鈴木 淳, 貞升健志：東京都において分離された Severe acute respiratory syndrome coronavirus 2 (SARS-

CoV-2) オミクロン変異株の分離培養条件の検討

神門幸大, 畠山 薫, 小林甲斐, 久保田寛顕, 小西典子, 小林和弘, 藤澤美和子, 横山敬子, 鈴木 淳, 貞升健志：都内のと畜場に搬入されたブタの *Escherichia albertii* 検出状況と遺伝子解析

浅倉弘幸, 吉田 勲, 藤原卓士, 永野美由紀, 鈴木 愛, 根岸あかね, 河上麻美代, 伊藤 仁, 矢尾板 優, 黒木絢士郎, 横田翔太, 北村有里恵, 加來英美子, 磯貝まや, 長谷川道弥, 原田幸子, 熊谷遼太, 糟谷 文, 天野有紗, 林 志直, 三宅啓文, 長島真美, 貞升健志：東京都内で分離された新型コロナウイルス(オミクロン株)の次世代シーケンサーを用いた遺伝子解析

河上麻美代, 山崎貴子, 北村有里恵, 浅倉弘幸, 林 真輝, 永野美由紀, 根岸あかね, 矢尾板優, 黒木絢士郎, 磯貝まや, 長谷川道弥, 藤原卓士, 鈴木 淳, 三宅啓文, 長島真美, 貞升健志：東京都の HIV 検査における HIV-1 陽性の WB 法判定保留例または陰性例を用いた HIV-1/2 抗体確認検査法の有用性の検討

北村有里恵, 熊谷遼太, 河上麻美代, 加來英美子, 林 真輝, 根岸あかね, 黒木絢士郎, 林志直, 浅倉弘幸, 永野美由紀, 矢尾板 優, 磯

貝まや，藤原卓士，鈴木 淳，千葉隆司，三宅啓文，長島真美，貞升健志：インフルエンザ様疾患における核酸多項目同時検出試薬の有用性の検討

<資料>

井田美樹，村上 昂，小林真紀子，浅山睦子，加藤 玲，樋口容子，寺村 渉，衣笠俊之，高久素美，鈴木 淳，横山敬子，貞升健志：東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で実施した食品細菌検査

長島真美，藤原卓士，長谷川道弥，久保田寛頭，小林真紀子，小西典子，上原さとみ，草深明子，森 功次，鈴木 淳，千葉隆司，横山敬子，三宅啓文，新開敬行，貞升健志：東京2020大会に向けた東京都健康安全研究センター微生物検査部門の準備と実践

三宅啓文，黒木絢士郎，天野有紗，磯貝まや，横田翔太，伊藤 仁，根岸あかね，糟谷 文，鈴木 愛，熊谷遼太，原田幸子，北村有里恵，矢尾板 優，河上麻美代，永野美由紀，浅倉弘幸，長谷川道弥，藤原卓士，長島真美，貞升健志：新型コロナウイルス変異株 B.1.1.529 系統（オミクロン株）における「懸念される変異株における監視下の系統」の全ゲノム情報による解析

藤原卓士，浅倉弘幸，永野美由紀，鈴木 愛，矢尾板 優，磯貝まや，根岸あかね，河上麻美代，伊藤 仁，黒木絢士郎，横田翔太，北村有里恵，林 志直，三宅啓文，長島真美，貞升健志：東京都における小児肝炎疑い事例の検査結果について（2022年度4-7月）

藤原卓士，山崎貴子，河上麻美代，浅倉弘幸，林 真輝，永野美由紀，熊谷遼太，原田幸子，鈴木 愛，天野有紗，黒木絢士郎，北村有里恵，小杉知宏，磯貝まや，三宅啓文，横山敬子，鈴木 淳，鈴木 仁，千葉隆司，新開敬行，長島真美，貞升健志，吉村和久：当センター職員の血清を用いた新型コロナウイルスワクチン接種前後の抗体価の変動

永野美由紀，浅倉弘幸，矢尾板 優，鈴木 愛，磯貝まや，藤原卓士，根岸あかね，河上麻美代，伊藤 仁，黒木絢士郎，横田翔太，北村有里恵，加來英美子，長谷川道弥，三宅啓文，千葉隆司，鈴木 淳，長島真美，貞升健志：東京都の感染症発生動向調査事業における感染性胃腸炎のウイルス検出状況（2019年度～2021年度）

鈴木 愛，熊谷遼太，原田幸子，糟谷 文，天野有紗，長谷川道弥，森 功次，吉田 勲，長島真美，貞升健志：東京都における病原体レファレンス事業と感染症発生動向調査事業における不明発疹症のウイルス検査結果（2016～2021年）

根岸あかね，林 真輝，山崎貴子，三宅啓文，原田幸子，熊谷遼太，鈴木 愛，糟谷 文，黒木絢士郎，天野有紗，伊藤 仁，横田翔太，磯貝まや，藤原卓士，長谷川道弥，森 功次，浅倉弘幸，永野美由紀，河上麻美代，矢尾板 優，北村有里恵，林 志直，鈴木 淳，長島真美，貞升健志：東京都における新型コロナウイルスの全ゲノム解析（2022年1月～5月）

矢尾板 優，長谷川道弥，浅倉弘幸，永野美由

紀，林 志直，根岸あかね，河上麻美代，林真輝，山崎貴子，黒木絢士郎，磯貝まや，北村有里恵，加來英美子，藤原卓士，鈴木 淳，三宅啓文，長島真美，貞升健志：東京都内で検出されたノロウイルスの遺伝子解析（2021年度）

論文Ⅱ 医薬品等に関する調査研究

<資料>

茂木友里，鈴木淳子，清水聖子，丸山祐可，高橋美佐子，浦出朋子，中村 耕，斎藤徹利，瀬戸隆子，塩田寛子，中嶋順一，鈴木俊也，守安貴子，猪又明子：センノシドが検出された健康食品の植物鑑別及び理化学試験結果（2017年度～2021年度）

西山 麗，市川瑤子，塩田寛子，鈴木淳子，小杉有希，植村望美，立川 孟，清水聖子，鈴木郁雄，森内裕香，佐藤美紀，高久靖弘，茂木友里，岸本清子，伊藤善光，高橋美佐子，浦出朋子，中嶋順一，鈴木 仁，鈴木俊也，守安貴子，猪又明子：健康食品に含有される医薬品成分の検査事例（2017年度～2021年度）

寺岡大輔，橋本秀樹，成瀬敦子，斎藤友里，中村 絢，蓑輪佳子，伊藤善光，鈴木俊也，守安貴子，猪又明子：化粧品における配合成分の検査結果（令和2～3年度）

論文Ⅲ 食品等に関する調査研究

<原著>

磯野真彩，安井明子，山嶋裕季子，小林千種，大塚健治：食品中の二酸化硫黄及び亜硫酸塩類

試験法に関する検討—試験品中の安定性について—

<資料>

酒井奈穂子，小林麻紀，大町勇貴，森田有香，大塚健治，横山知子：輸入農産物中の残留臭素実態調査（平成29年度～令和3年度）

岡 優香，田原正一，下井俊子，飯田憲司，岩波英恵，平山いずみ，高梨麻由，田中智哉，鈴木綾菜，長谷川恵美，志良堂裕子，観 公子，濱田文香，大野祐美，松沢聡美，貞升友紀：食品中の放射性物質の検査結果（令和3年度）

田中智哉，飯田憲司，観 公子，貞升友紀：食品の苦情事例（令和3年度）

鈴木公美，羽石奈穂子，荻本真美，吉川光英，小林千種，大塚健治：乳幼児用おもちゃからの17元素の溶出に関する実態調査

伊藤彩子，門間公夫，坂牧成恵，大塚健治：試験溶液調製にケルダール分解装置を使用した食品中の二酸化チタン分析

富澤早苗，八巻ゆみこ，上條恭子，中島崇行，山本和興，高田朋美，小鍛治好恵，渡邊趣衣，大澤佳浩，大塚健治，横山知子：輸入農産物中の残留農薬実態調査（令和3年度）—野菜類及びその他—

富澤早苗，八巻ゆみこ，上條恭子，中島崇行，山本和興，高田朋美，小鍛治好恵，渡邊趣衣，大澤佳浩，大塚健治，横山知子：輸入農産物中の残留農薬実態調査（令和3年度）—果実類—

富澤早苗，八巻ゆみこ，上條恭子，中島崇行，山本和興，高田朋美，小鍛冶好恵，渡邊趣衣，大澤佳浩，大塚健治，横山知子：国内産野菜・果実類中の残留農薬実態調査（令和3年度）

上條恭子，富澤早苗，八巻ゆみこ，中島崇行，山本和興，高田朋美，小鍛冶好恵，渡邊趣衣，大澤佳浩，大塚健治，横山知子：蛍光 X 線分析装置を用いた玄米中臭素の妥当性評価試験

大町勇貴，小林麻紀，酒井奈穂子，森田有香，大塚健治，横山知子：魚介類中の残留有機塩素系農薬実態調査（令和元～2年度）

森田有香，小林麻紀，酒井奈穂子，大町勇貴，大塚健治，横山知子：畜水産物中の残留有機塩素系農薬実態調査（令和3年度）

論文IV 生活環境に関する調査研究

<資料>

鈴木 滯，武藤千恵子，梅津萌子，高久靖弘，田中和良，中島順一，守安貴子，猪又明子：東京都（多摩地域及び島しょ地域）におけるプール水及びジャグジー水等からのレジオネラ属菌の検出状況（平成30年度～令和2年度）

論文V 生体影響に関する調査研究

<原著>

雑賀 絢，北條 幹，生嶋清美，前野 愛，野村紗希子，篠岡恭子，中村麻里，平松恭子，湯澤勝廣，長澤明道，坂本義光，山本行男，海鉾藤文，多田幸恵，大貫 文，五十嵐 剛，牧

倫郎，堀内詩歩，前田恭兵，鈴木 仁，猪又明子，守安貴子：硫酸水素アンモニウムの28日間反復吸入ばく露によるマウス呼吸器への影響評価

<資料>

角田徳子，大久保智子，大貫 文，中嶋順一，猪又明子：ヒト気管支上皮由来 Calu-3 細胞を用いた細胞膜間結合力の測定方法の検討

論文VI 精度管理に関する調査研究

<資料>

山崎貴子，小杉有希，渡邊喜美代，栗田 翔，木下輝昭，中嶋順一，猪又明子：東京都における水道水質検査の外部精度管理調査結果（令和3年度）

2 著書

臨床検査データブック 2023-2024，医学書院，高久史磨監修，分担執筆，貞升健志，成人 T 細胞白血病ウイルス，ヒト免疫不全ウイルス抗体，HIV 関連遺伝子検査，HIV ジェノタイプ薬剤耐性検査，新型コロナウイルス検査

3 他誌発表論文

（代表執筆者（先頭に氏名を記載）が所外研究者の場合は、当該研究の共同研究者となっている所内研究者にアンダーラインを記した。）

[微生物]

河村真保，村上 昂，山梨敬子，小野明日香，小西典子，尾畑浩魅，横山敬子，貞升健志：東京において分離された赤痢菌の菌種および血清型と薬剤耐性菌の出現状況（2000年～2017年），

日本感染症学雑誌, 96, 219-229, 2022.

森 功次, 鈴木 淳, 糟谷 文, 熊谷遼太, 鈴木 愛, 原田幸子, 天野有紗, 長谷川道弥, 長島真美, 貞升健志: 東京都におけるつつが虫病の発生状況. 病原微生物検出情報. 43, 178-179, 2022.

森 功次, 鈴木 淳, 糟谷 文, 熊谷遼太, 鈴木 愛, 原田幸子, 天野有紗, 長谷川道弥, 長島真美, 貞升健志: 東京都内で検出された麻疹ウイルス遺伝子のM/F-NCR領域を用いた解析. 病原微生物検出情報. 43, 205-206, 2022.

糟谷 文, 長谷川道弥, 原田幸子, 熊谷遼太, 鈴木 愛, 天野有紗, 小杉知宏, 森 功次, 鈴木 淳, 長島真美, 貞升健志, 千葉隆司: 東京都における感染症媒介蚊サーベイランスについて. 病原微生物検出情報, 43, 129-130, 2022.

貞升健志, 長島真美, 横山敬子, 三宅啓文, 新開敬行, 鈴木 淳, 草深明子, 千葉隆司, 南須原 亮, 灘岡陽子, 吉田 敦, 杉下由行: 地方衛生研究所(東京都健康安全研究センター)としての東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への準備. 病原微生物検出情報, 43, 156-158, 2022.

太田雅之, 大森 俊, 池上千晶, 山岸拓也, 島田智恵, 砂川富正, 杉下由行, 貞升健志: B.1.1.529 系統(オミクロン株) SARS-CoV-2 国内流行初期に都内神社 A において発生したオミクロン株による集団感染事例(2021年12月~2022年1月), 病原微生物検出情報, 43, 196-198, 2022.

河上麻美代, 北村有里恵, 伊藤 仁, 黒木絢士郎, 藤原卓士, 三宅啓文, 長島真美, 貞升健志: 東京都の HIV 検査における HIV-1 陽性例を用いた HIV-1/2 抗体確認検査法の有用性の検討. 病原微生物検出情報, 43, 226-227, 2022.

[食品]

佐々木隆宏, 田原正一, 森川麻里, 五十嵐友希, 貞升友紀, 牛山慶子, 山嶋裕季子, 小林千種: 食品の亜硝酸根分析法の改良. 食品衛生学雑誌, 64(1), 21-28, 2023.

阿部 裕, 阿部智之, 大野浩之, 大橋公泰, 尾崎麻子, 風間貴充, 片岡洋平, 鈴木公美, 永井慎一郎, 花澤耕太郎, 早川雅人, 平林直之, 山口未来, 渡辺一成, 六鹿元雄, 佐藤恭子: 台所用洗剤中のメタノール改良分析法の室間共同実験. 食品衛生学雑誌, 63(2), 97-103, 2022.

尾崎麻子, 六鹿元雄, 岸 映里, 阿部智之, 阿部 裕, 安藤景子, 石原絹代, 牛山温子, 内田晋作, 大坂郁恵, 大野浩之, 風間貴充, 加藤千佳, 小林 尚, 佐藤 環, 柴田 博, 関戸晴子, 高島秀夫, 田中 葵, 外岡大幸, 花澤耕太郎, 山口未来, 山口悟志, 吉川光英, 渡辺一成, 佐藤恭子: 合成樹脂製の器具・容器包装における溶出試験の精度の検証. 食品衛生学雑誌, 63, 51-61, 2022.

大場由実, 中島崇行, 神田真軌, 林 洋, 永野智恵子, 吉川聡一, 松島陽子, 小池 裕, 林もも香, 大塚健治, 笹本剛生: はちみつ中における殺ダニ剤の残留実態調査. 食品衛生学雑誌, 63, 92-96, 2022.

小林麻紀, 酒井奈穂子, 大町勇貴, 森田有香, 根本 了, 大塚健治: LC-MS/MSによる畜産物中クロロタロニル代謝物I分析法, 食品衛生学雑誌, 63, 195-201, 2022.

【医薬品】

寺岡大輔, 坂本美穂, 田中一絵, 佐伯祐樹, 岸本清子, 長嶋眞知子, 鈴木俊也, 猪又明子, 守安貴子: 薬局製造販売医薬品「外皮用薬37-①」の確認試験の改良法, YAKUGAKU ZASSHI, 8(142), 883-892, 2022.

鈴木淳子, 中嶋順一, 塩田寛子, 清水聖子, 茂木友里, 高橋美佐子, 浦出朋子, 植村望美, 内本勝也, 鈴木俊也, 守安貴子, 菊地祐一, 圖師玲子, 柳本佳子, 諸田隆, 鎌倉浩之, 袴塚高志: 日本薬局方重金属試験法における呈色反応の定量化, 医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス, 53(3), 239-248, 2022.

【生活環境】

小林憲弘, 土屋裕子, 高木総吉, 吉田 仁, 大窪かおり, 北原健一, 坂本晃子, 木下輝昭, 仲野富美, 橋本博之, 古川浩司, 粕谷智浩, 岩間紀知, 平林達也, 小嶋 隼, 林 幸範, 古口健太郎, 五十嵐良明: 水道水中農薬のGC/MSターゲットスクリーニング分析のデータ解析における誤差要因の分析, 環境化学, 33, 26-40, 2023.

【微生物】

Mori, K., Nagano, M., Yaoita, Y., Asakura, H., Suzuki, A., Isogai, M., Fujiwara, T., Nagashima, M., Suzuki, J., Tohma, K., Sadamasu, K.: Genetic

characteristics of archival noroviruses detected from the 1970s to the 1990s, Archives of Virology, 167, 2723-2727, 2022.

Mori, K., Suzuki, A., Kumagai, R., Harada S., Kasuya F., Amano A., Kosugi, T., Hasegawa, M., Nagashima, M., Suzuki, J., Sadamasu, K.: A conventional PCR-based method to detect the E2 gene of the rubella virus for epidemiological analysis, Virus Disease, 34, 92-96, 2023.

Ariyoshi, T., Aoki, K., Kubota H., Sadamasu K., Ishii, Y., Tateda, K. : Molecular characterization of *bla*_{NDM}-carrying IncX3 plasmids: *bla*_{NDM-16b} likely emerged from a mutation of *bla*_{NDM-5} on IncX3 plasmid. Microbiol Spectr., 10, e0144922, 2022.

Ito, H., Okamoto, K., Ariyoshi, T., Yamamoto, S., Yamashita, M., Kanno, Y., Ikeda, M., Okugawa, S., Moriya, K.: *Neisseria meningitidis* serogroup W135 in a traveler visiting Japan from Argentina, 2019. J Infect Chemother., 28, 1180-1181, 2022.

Kojima, H., Nakamura-Uchiyama, F., Ariyoshi, T., Kosaka, A., Washino, T., Sakamoto, N., Iwabuchi, S., Makino, J.: Non-serogroupable *Neisseria meningitidis* pneumonia in an immunocompetent patient with severe COVID-19 pneumonia: A case report. IDCases. 31, e01656, 2023.

Suzuki, Y., Sakaizawa, N., Takai, S., Kubota, H., Hasegawa, N., Sasaki, Y., Kakuda, T.: An Autobioluminescent Method for Evaluating In Vitro and In Vivo Growth of *Rhodococcus equi*., Microbiol Spectr., 10, e0075822, 2022.

Suzuki, Y., Takai, S., Kubota, H., Hasegawa, N., Ito, S., Yabuuchi, Y., Sasaki, Y., van Duijkeren, E., Kakuda, T.: Rhodococcus equi U19 strain harbors a nonmobilizable virulence plasmid., Microbiol Immunol., 66, 307-316, 2022.

Ikebe, T., Otsuka, H., Chiba, K., Kazawa, Y., Yamaguchi, T., Okuno, R., Date, Y., Sasaki, M., Isobe, J., Ohnishi, M., Akeda, Y.: Natural mutation in the regulatory gene (*srrG*) influences virulence-associated genes and enhances invasiveness in *Streptococcus dysgalactiae* subsp. *equisimilis* strains isolated from cases of streptococcal toxic shock syndrome, EBioMedicine, 81, 104133, 2022.

Ikebe, T., Okuno, R., Uchitani, Y., Takano, M., Yamaguchi, T., Otsuka, H., Kazawa, Y., Fujita, S., Kobayashi, A., Date, Y., Isobe, J., Maenishi, E., Ohnishi, M., Akeda, Y.: Serotype distribution and antimicrobial resistance of *Streptococcus agalactiae* isolates in nonpregnant adults with streptococcal toxic shock syndrome in Japan in 2014 to 2021, Microbiol Spectr., 11, e0498722, 2023.

Kimura I, Yamasoba D, Nasser H, Zahradnik J, Kosugi Y, Wu J, Nagata K, Uriu K, Tanaka YL, Ito J, Shimizu R, Tan TS, Butlertanaka EP, Asakura H., Sadamasu K., Yoshimura K., Ueno T, Takaori-Kondo A, Schreiber G; Genotype to Phenotype Japan (G2P-Japan) Consortium; Toyoda M, Shirakawa K, Irie T, Saito A, Nakagawa S, Ikeda T, Sato K.: The SARS-CoV-2 spike S375F mutation characterizes the Omicron BA.1 variant. iScience. 2022 Dec 22;25(12):105720. doi: 10.1016/j.isci.2022.105720. Epub 2022 Dec 5.

Ogihara S, Aoki K, Nagashima M., Sadamasu K., Ishii Y, Tateda K: Performance evaluation of Novaplex SARS-CoV-2 variants assay kit series for SARS-CoV-2 detection using single nucleotide polymorphisms, Access Microbiology 2022;4:000447, DOI 10.1099/acmi.0.000447.

Saito A, Tamura T, Zahradnik J, Deguchi S, Tabata K, Anraku Y, Kimura I, Ito J, Yamasoba D, Nasser H, Toyoda M, Nagata K, Uriu K, Kosugi Y, Fujita S, Shofa M, Monira Begum M, Shimizu R, Oda Y, Suzuki R, Ito H, Nao N, Wang L, Tsuda M, Yoshimatsu K, Kuramochi J, Kita S, Sasaki-Tabata K, Fukuhara H, Maenaka K, Yamamoto Y, Nagamoto T, Asakura H., Nagashima M., Sadamasu K., Yoshimura K., Ueno T, Schreiber G, Takaori-Kondo A; Genotype to Phenotype Japan (G2P-Japan) Consortium, Shirakawa K, Sawa H, Irie T, Hashiguchi T, Takayama K, Matsuno K, Tanaka S, Ikeda T, Fukuhara T, Sato K. : Virological characteristics of the SARS-CoV-2 Omicron BA.2.75 variant. Cell Host Microbe. 2022 Oct 18:S1931-3128(22)00516-9. doi: 10.1016/j.chom.2022.10.003.

Yoshida I, Nagashima M, Asakura H, Hasegawa N, Shinkai T, Sadamasu K: The isolation rate of the severe acute respiratory syndrome coronavirus 2 Omicron variant strains using Vero lineage cells, The KITASATO medical Journal 52,105-111,2022.

Yoshida I, Nagashima M, Asakura H, Shinkai T, Sadamasu K: Construction of persistently infected cells of SARS-CoV-2 Delta strain using Caco-2 cells, The KITASATO medical Journal 52,73-80,2022.

Ueno M, Iwata-Yoshikawa N, Matsunaga A, Okamura T, Saito S, Ashida S, Yoshida I, Nagashima M, Asakura H, Yaoita Y, Suzuki J, Sadamasu K, Yoshimura K, Kutsuna S, Shiwa-Sudo N, Nagata N, Suzuki T, Suzuki A, Okamoto M, Kimura M, Ohmagari N, Miura R, Ishizaka Y: Isolation of human monoclonal antibodies with neutralizing activity to a broad spectrum of SARS-CoV-2 viruses including the Omicron variants. *Antiviral Res.* 2022 May;201:105297. doi: 10.1016/j.antiviral.2022.105297. Epub 2022 Mar 24.

Kimura I, Yamasoba D, Tamura T, Nao N, Suzuki T, Oda Y, Mitoma S, Ito J, Nasser H, Zahradnik J, Uriu K, Fujita S, Kosugi Y, Wang L, Tsuda M, Kishimoto M, Ito H, Suzuki R, Shimizu R, Begum MM, Yoshimatsu K, Kimura KT, Sasaki J, Sasaki-Tabata K, Yamamoto Y, Nagamoto T, Kanamune J, Kobiyama K, Asakura H, Nagashima M, Sadamasu K, Yoshimura K, Shirakawa K, Takaori-Kondo A, Kuramochi J, Schreiber G, Ishii KJ; Genotype to Phenotype Japan (G2P-Japan) Consortium, Hashiguchi T, Ikeda T, Saito A, Fukuhara T, Tanaka S, Matsuno K, Sato K : Virological characteristics of the SARS-CoV-2 Omicron BA.2 subvariants, including BA.4 and BA.5. *Cell.* 2022 Oct 13;185(21):3992-4007.e16. doi: 10.1016/j.cell.2022.09.018. Epub 2022 Sep 14.

Ode H, Nakata Y, Nagashima M, Hayashi M, Yamazaki T, Asakura H, Suzuki J, Kubota M, Matsuoka K, Matsuda M, Mori M, Sugimoto A, Imahashi M, Yokomaku Y, Sadamasu K, Iwatani Y: Molecular epidemiological features of SARS-CoV-2 in

Japan, 2020-1. *Virus Evol.* 2022 Apr 7;8(1):veac034. doi: 10.1093/ve/veac034. eCollection 2022.

Yamasoba D, Kimura I, Nasser H, Morioka Y, Nao N, Ito J, Uriu K, Tsuda M, Zahradnik J, Shirakawa K, Suzuki R, Kishimoto M, Kosugi Y, Kobiyama K, Hara T, Toyoda M, Tanaka YL, Butlertanaka EP, Shimizu R, Ito H, Wang L, Oda Y, Orba Y, Sasaki M, Nagata K, Yoshimatsu K, Asakura H, Nagashima M, Sadamasu K, Yoshimura K, Kuramochi J, Seki M, Fujiki R, Kaneda A, Shimada T, Nakada TA, Sakao S, Suzuki T, Ueno T, Takaori-Kondo A, Ishii KJ, Schreiber G; Genotype to Phenotype Japan (G2P-Japan) Consortium, Sawa H, Saito A, Irie T, Tanaka S, Matsuno K, Fukuhara T, Ikeda T, Sato K. : Virological characteristics of the SARS-CoV-2 Omicron BA.2 spike. *Cell.* 2022 May 2:S0092-8674(22)00533-5. doi: 10.1016/j.cell.2022.04.035.

Akiyama Y, Kinoshita N, Sadamasu K, Nagashima M, Yoshida I, Kusaba Y., Suzuki T., Nagashima M., Ishikane M., Takasaki J., Yoshimura K., Ohmagari N: A pilot study of viral load in stool samples of patients with COVID-19 suffering from diarrhea, *Jpn J Infect Dis.* 75, 36-40, 2022.

Nagashima M, Kawakami M, Hayashi M, Kumagai R, Kasuya F, Yoshida I, Kashihara N, Morita K, Yamada K, Fujiwara T, Kitamura K, Yoshida H, Chiba T, Kenji Sadamasu K: RNA detection using RT-qPCR and non-isolation of SARS-CoV-2 in concentrated wastewater (June–August 2020, Tokyo), *Jpn J Infect Dis.* 75, 212-215, 2022.

Suzuki R, Yamasoba D, Kimura I, Wang L, Kishimoto M, Ito J, Morioka Y, Nao N, Nasser H, Uriu K, Kosugi Y, Tsuda M, Orba Y, Sasaki M, Shimizu R, Kawabata R, Yoshimatsu K, Asakura H, Nagashima M, Sadamasu K, Yoshimura K; Genotype to Phenotype Japan (G2P-Japan) Consortium, Sawa H, Ikeda T, Irie T, Matsuno K, Tanaka S, Fukuhara T, Sato K: Attenuated fusogenicity and pathogenicity of SARS-CoV-2 Omicron variant. *Nature*. 2022 Feb 1. doi: 10.1038/s41586-022-04462-1.

Kasuya F, Mori K, Harada S, Kumagai R, Suzuki A, Amano A, Kosugi T, Hasegawa M, Nagashima M, Suzuki J, Sadamasu K. Molecular and Epidemiological Analysis of Respiratory Syncytial Virus Detected in Tokyo, Japan in 2021 Season. *Jpn J Infect Dis*. 2023 Jan 24;76 (1):87-90. doi: 10.7883/yoken.JJID.2022.035. Epub 2022 Sep 30.

[食品]

Terami, S., Kubota, H., Koganesawa, N., Murakoshi, S., Satou, M., Sekine, Y., Watanabe, S., Tsuruoka, N., Sugiki, M., Tahara, S., Yasunaga, M., Kamimoto, K., Nakashima, A., Ihara, S., Takeshita, T., Kawahara, R., Takamine, T., Koja, A., Ebisu, N., Yanagimoto, T., Tatebe, C., Tada, A., Sato, K.: Estimation of daily intake of food additives by Japanese young children using the market basket method in 2018. *Food Additives & Contaminants: Part A*. 40, 328-345, 2023.

Hayashi, M., Kanda, M., Yoshikawa, S., Nakajima, T., Hayashi, H., Matsushima, Y., Ohba, Y., Koike, H., Nagano, C., Otsuka, K., Sasamoto, T. : Single-laboratory Validation Study and Surveillance Using

an Improved Multiresidue Analytical Method for Veterinary Drugs in Livestock Products by LC-MS/MS. *J. Food Hyg. Soc. Japan*. 64, 53-60, 2023.

Koike, H., Hayashi, M., Kazama, K., Yoshikawa, S., Hayashi, H., Ohba, Y., Matsushima, Y., Nagano, C., Kanda, M., Otsuka, K., Sasamoto, T. : Validation and application of an immunochromatographic test to detect four macrolides and two lincosamides in raw cow milk. *Food Additives & Contaminants: Part A*. 40, 528-541, 2023.

Koike, H., Kanda, M., Yoshikawa, S., Hayashi, H., Matsushima, Y., Ohba, Y., Hayashi, M., Nagano, C., Otsuka, K., Kamiie, J., Sasamoto, T. : Proteomic identification and quantification of *Clostridium perfringens* enterotoxin using a stable isotope-labelled peptide via liquid chromatography tandem mass spectrometry. *Forensic Toxicology*. 41, In press.

[医薬品]

Ichikawa-Kaji, Y., Ishizawa, F., Nishiyama, R., Tachikawa, H., Uemura, N., Moriuchi, Y., Hsiao, Y-Y., Moriyasu, T., Suzuki, T., Takahashi, Y., Inomata, A.: Development of a detector tube for screening tadalafil and its analogues in adulterated sexual enhancement products, *Drug Test. Anal.*, 15, 345–360, 2023.

[生体影響]

Hojo, M., Maeno, A., Sakamoto, Y., Ohnuki, A., Tada, Y., Yamamoto, Y., Ikushima, K., Inaba, R., Suzuki, J., Taquahashi, Y., Yokota, S., Kobayashi, N., Ohnishi, M., Goto, Y., Numano, T., Tsuda, H., Alexander, D.B., Kanno, J., Hirose, A., Inomata, A.,

Nakae, D.: Two-year intermittent exposure of a multiwalled carbon nanotube by intratracheal instillation induces lung tumors and pleural mesotheliomas in F344 rats. Part Fibre Toxicol. 19(1), 38, 2022.

Horibata, K., Takasawa, H., Hojo, M., Taquahashi, Y., Shigano, M., Yokota, S., Kobayashi, N., Sugiyama, K.I., Honma, M., Hamada, S.: In vivo genotoxicity assessment of a multiwalled carbon nanotube in a mouse ex vivo culture. Genes Environ. 44(1), 24.

Tanaka, T., Tada, Y., Suzuki, J.: Reproductive and neurobehavioral effects of maternal exposure to dinotefuran in the F₁-generation mice. Birth Defects Res. 114, 1266–1285, 2022.

Ono, Y., Sakamoto, M., Makino, K., Tayama, K., Tada, Y., Nakagawa, Y., Nakajima, J., Suzuki, J., Suzuki, T., Takahashi, H., Inomata, A., Moriyasu, T.: Hepatic and renal toxicities and metabolism of fentanyl analogues in rats. Naunyn Schmiedebergs Arch Pharmacol. 396 (1), 149-159, 2023.

4 総説・解説

(代表執筆者(先頭に氏名を記載)が所外研究者の場合は、当該研究の共同研究者となっている所内研究者にアンダーラインを記した。)

【微生物】

高橋由美, 上原さとみ, 千葉隆司: トマトジュース中におけるカビ生育, クリーンテクノロジー, 32, 73-76, 2022.

鈴木 淳: 国内における食肉を介した寄生虫症, 食衛誌, 63, J73–76, 2022.

貞升健志, 吉村和久: COVID-19対策における地方衛生研究所の業務の実際, 公衆衛生, 86, 691-698, 2022.

貞升健志, 今さら聞けない新型コロナウイルスについての知識, 食衛誌, 63, J-1-3, 2022.

長島真美, 吉村和久: COVID-19診断法の進歩, Current Therapy, 40, 771-775, 2022.

長島真美, 新型コロナウイルス感染症の流行でその他の感染症の発生動向はどう変化したか? —麻疹, 風疹の発生動向の変化—, 臨床と微生物, 49, 2, 145-150, 2022.

【食品】

飯田憲司: 東京都健康安全研究センターにおける食品中の異物検査対応について, 食品機械装置, 59, 10-14, 2022.

【生活環境】

高橋久美子: 身の回りの虫との付き合い方 第5回 しらみつぶしに探そう ~アタマジラミ~, 都薬雑誌, 44 (9), 20-23, 2022.

井口智義: 身の回りの虫との付き合い方 第6回 「熨斗目模様」の蛾(第1報), 都薬雑誌, 44 (12), 14-17, 2022.

5 行政報告

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)総括・分担研究

報告書，地方衛生研究所と保健所の役割機能の整理及び感染症健康危機対応の強化に向けた研究，研究代表者 貞升健志

淀谷雄亮，佐々木麻里，田栗利紹，柳本恵太，武藤千恵子，花田祐一，前川純子：新規酵素基質培地キットであるレジオラート/QT法の有効性の検討，厚生労働科学研究費補助金・健康安全・危機管理対策総合事業「公衆浴場におけるレジオネラ症対策に資する検査・消毒方法等の衛生管理手法の開発のための研究」令和3年度分担研究報告書，2021.

黒木俊郎，佐々木麻里，金谷潤一，中西典子，田栗利紹，森本 洋，大森恵梨子，武藤千恵子，陳内理生，中嶋直樹，磯部順子，枝川亜希子，平塚貴大，藤江香予，浅野由紀子，緒方喜久代，倉 文明，中臣昌広，斉藤利明，藤井 明，縣邦雄，石森啓益，前川純子：入浴施設の衛生管理及び集団発生疫学調査ガイドライン作成，厚生労働科学研究費補助金・健康安全・危機管理対策総合事業「公衆浴場におけるレジオネラ症対策に資する検査・消毒方法等の衛生管理手法の開発のための研究」令和3年度総括分担研究報告書，2021.

磯部順子，金谷潤一，中西典子，佐々木麻里，大森恵梨子，武藤千恵子，長岡宏美，高橋直人，枝川亜希子，浅野由紀子，前川純子：入浴施設の水環境におけるレジオネラ属菌検査の内部精度管理のための手引きの作成，厚生労働科学研究費補助金・健康安全・危機管理対策総合事業「公衆浴場におけるレジオネラ症対策に資する検査・消毒方法等の衛生管理手法の開発のための研究」令和3年度分担研究報告書，2021.

金谷潤一，佐々木麻里，淀谷雄亮，中西典子，山口友美，武藤千恵子，磯部順子，枝川亜希子，森本 洋，中筋 愛，吉崎美和，小澤賢介，稲窪大治，前川純子：レジオネラ症の感染源調査のための迅速・簡便な検査法の開発，厚生労働科学研究費補助金・健康安全・危機管理対策総合事業「公衆浴場におけるレジオネラ症対策に資する検査・消毒方法等の衛生管理手法の開発のための研究」令和3年度分担研究報告書，2021.

6 学会発表等

（代表執筆者（先頭に氏名を記載）が所外研究者の場合は、当該研究の共同研究者となっている所内研究者にアンダーラインを記した。）

<一般学会>

【微生物】

高橋由美，上原さとみ，千葉隆司，和田紀乃，横山敬子，貞升健志：*Penicillium digitatum*に拮抗する酵母の探索およびオレンジへの接種試験，第49回日本防菌防黴学会年次大会，2022年9月.

福井理恵，高林晃子，市川めぐみ，西野由香里，黒田寿美代，山崎華恵子，畠山 薫，横山敬子，貞升健志：都内流通食肉における腸内細菌科菌群試験法の適用，第43回日本食品微生物学会学術総会，2022年9月.

上原さとみ，萩原 大祐：国産チューリップ球根のアゾール耐性*Aspergillus fumigatus*分離状況，第66回日本医真菌学会総会・学術集会，2022年10月.

上原さとみ, 高橋由美, 和田紀乃, 千葉隆司, 横山敬子, 貞升健志: MALDI-TOF MS同定用の糸状菌前処理方法の検討, 第43回日本食品微生物学会学術総会, 2022年9月.

岡田若葉, 門間千枝, 古田菜摘, 上原さとみ, 小池 裕, 神田真軌, 横山知子, 横山敬子, 貞升健志: *Bacillus cereus* 食中毒分離菌株のMALDI-TOF MSによるセレウリド産生性試験, 第43回日本食品微生物学会学術総会, 2022年9月.

古田菜摘, 門間千枝, 岡田若葉, 齊木 大, 前田雅子, 赤瀬 悟, 尾畑浩魅, 河村理恵子, 館山優乃, 横山敬子, 貞升健志: 東京都内で発生した鮎のいずしによるE型ボツリヌス食中毒事例—検査と分離株の解析—, 第43回日本食品微生物学会学術総会, 2022年9月.

西野由香里, 下島優香子, 福井理恵, 高林晃子, 市川めぐみ, 黒田寿美代, 山崎華恵子, 畠山薫, 横山敬子, 貞升健志: 都内流通食品におけるメチシリン耐性黄色ブドウ球菌の分離状況及び分離株の解析, 第43回日本食品微生物学会学術総会, 2022年9月.

和田紀乃, 小西典子, 前田雅子, 小野明日香, 村上 昂, 小林甲斐, 神門幸大, 横山敬子, 貞升健志: 健康者糞便および鶏肉から分離した大腸菌の薬剤耐性菌出現状況と分離株の解析, 第118回日本食品衛生学会学術講演会, 2022年11月.

門間千枝, 上原さとみ, 岡田若葉, 古田菜摘, 齊木 大, 前田雅子, 赤瀬 悟, 尾畑浩魅, 横

山敬子, 貞升健志: F型ボツリヌス毒素産生 *Clostridium baratii* によるボツリヌス症, 第43回日本食品微生物学会学術総会, 2022年9月.

尾畑浩魅, 小西典子, 齊木 大, 岡田若葉, 古田菜摘, 赤瀬 悟, 門間千枝, 横山敬子, 貞升健志: 仕出し弁当を原因とした*astA* 保有大腸菌による集団食中毒事例, 第43回日本食品微生物学会学術総会, 東京, 2022年9月.

赤瀬 悟: 食肉の生食等に関する行政対応および消費者動向, 第15回日本カンピロバクター研究会総会シンポジウム (オンライン), 2022年10月.

赤瀬 悟, 小西典子, 和田紀乃, 岡田若葉, 古田菜摘, 齊木 大, 門間千枝, 尾畑浩魅, 横山敬子, 貞升健志: 東京都内で分離された散発下痢症患者由来 *Campylobacter jejuni* の Penner PCR 法および MLST 法による遺伝子型の分布状況とその関連性, 第34回地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部細菌研究部会総会・研究会, 2023年2月.

赤瀬 悟: カンピロバクター食中毒の国内発生状況およびその原因, 日本家禽学会 2023 春季大会公開シンポジウム (オンライン), 2023年3月.

門間千枝, 上原さとみ, 岡田若葉, 古田菜摘, 齊木 大, 前田雅子, 赤瀬 悟, 尾畑浩魅, 横山敬子, 貞升健志: 2021-2022年に東京都で発生したF型ボツリヌス症とE型ボツリヌス食中毒, 第52回日本嫌気性菌感染症学会総会・学術集会, 2023年3月.

Monma, C., Uehara, S., Okada, W., Furuta, N., Saiki, D., Akase, S., Obata, H., Yokoyama, K., Sadamasu, K.: Botulism caused by botulinum neurotoxin type F-producing *Clostridium baratii* in Tokyo, Japan, 第96回日本細菌学会総会, 2023年3月.

村上 昂, 河村真保, 小野明日香, 小西典子, 山梨敬子, 和田紀乃, 横山敬子, 貞升健志: 都内で報告された *Shigella sonnei* の分子疫学解析, 第96回日本細菌学会総会, 2023年3月.

長谷川乃映瑠, 安中めぐみ, 吉田 勲, 久保田寛顕, 中村三琴, 吉田 敦, 鈴木 淳, 貞升健志: カプセルホテルにおける結核集団感染事例の全ゲノム解析, 第34回日本臨床微生物学会総会・学術集会(神奈川), 2023年2月.

内谷友美, 奥野ルミ, 有吉 司, 田淵優里, 久保田寛顕, 鈴木 淳, 貞升健志: 同一患者から分離された莢膜型24Fおよび24B肺炎球菌のゲノム解析, 第52回レンサ球菌研究会(宮城), 2022年7月.

鈴木康規, 久保田寛顕, 高井伸二, 佐々木由香子, 角田 勤: *Rhodococcus equi* 毒力関連抗原 VapN の発現量はアンチセンスRNA の発現変化によって制御される, 第74回日本細菌学会東北支部会学術集会・総会(福島), 2022年8月.

小林甲斐, 久保田寛顕, 神門幸大, 水戸部森歌, 有吉 司, 安中めぐみ, 吉田 勲, 長谷川乃映瑠, 鈴木 淳, 貞升健志: 都内のイヌおよびネコから分離された基質特異性拡張型 β ラクタマーゼ産生大腸菌のゲノム解析, 第165回日本獣

医学会学術集会 (WEB開催), 2022年9月.

神門幸大, 村田理恵, 鈴木 淳, 貞升健志: 養殖サバにおけるアニサキス寄生状況調査, 第165回日本獣医学会学術集会 (WEB開催), 2022年9月.

鈴木康規, 境澤南帆, 高井伸二, 久保田寛顕, 長谷川乃映瑠, 佐々木由香子, 角田 勤: 自家生物発光を利用した *Rhodococcus equi* の細胞内増殖評価法の開発, 第165回日本獣医学会学術集会 (WEB開催), 2022年9月.

鈴木康規, 高井伸二, 久保田寛顕, 長谷川乃映瑠, 小林甲斐, 壁谷英則, 入江隆夫, 佐々木由香子, 角田 勤: 野生鳥獣糞便からの黄色ブドウ球菌及び β ラクタム系抗菌薬耐性腸内細菌目細菌の分離とゲノム解析, 第43回日本食品微生物学会学術総会(東京), 2022年9月.

久保田寛顕, 下澤東吾, 小林甲斐, 水戸部森歌, 鈴木 淳, 貞升健志: サルモネラ菌の感染時におけるアクチン細胞骨格動態の顕微力学解析, 第60回日本生物物理学会年会(北海道), 2022年9月.

久保田寛顕, 下澤東吾, 小林甲斐, 水戸部森歌, 鈴木康規, 鈴木 淳, 貞升健志: *Salmonella Typhimurium* の細胞内侵入における力学的負荷の影響, 第105回日本細菌学会関東支部総会 (WEB開催), 2022年10月.

水戸部森歌, 久保田寛顕, 小林甲斐, 三宅啓文, 高野 操, 水島大輔, 岡 慎一, 鈴木 淳, 貞升健志, 全ゲノム系統解析による *Chlamydia*

*trachomatis*伝播経路の分子疫学調査, 日本性感
染症学会第35回学術大会 (福岡), 2022年12月.

安藤尚克, 水島大輔, 高野 操, 水戸部森歌,
小林甲斐, 三宅啓文, 久保田寛顕, 鈴木 淳,
瀧永博之, 岡 慎一: 耐性*Mycoplasma genitalium*
感染症に対するsalvage療法としてのシタフロキ
サシンとドキシサイクリンの併用療法の有効性,
日本性感染症学会第35回学術大会 (福岡),
2022年12月.

久保田寛顕, 下澤東吾, 小林甲斐, 水戸部森歌,
鈴木康規, 鈴木 淳, 貞升健志: *Salmonella*
*Typhimurium*の侵入に誘発されるアクチン細胞
骨格再編成の力学応答, 第96回日本細菌学会総
会 (兵庫), 2023年3月.

鈴木康規, 高木美羽, 久保田寛顕, 高井伸二,
佐々木由香子, 角田 勤: GntR 型転写因子は
アンチセンス鎖 RNA を介して *Rhodococcus*
equi 毒力関連抗原 VapN 発現を制御する, 第
96回日本細菌学会総会 (兵庫), 2023年3月.

貞升健志: HIV 検査の現状と今後の戦略, 第
36 回日本エイズ学会学術集会・総会 (浜松
(現地&WEB 開催)), 2022 年 11 月.

貞升健志: 新型コロナウイルス Variants 解析の
意義を考える, 第 36 回日本エイズ学会学術集
会・総会 (浜松 (現地&WEB 開催)), 2022
年 11 月.

長島真美: HIV-1/2 抗体確認検査試薬 (HIV 確
認 IC 法) の特徴と課題, 第 36 回日本エイズ学
会学術集会・総会 (浜松 (現地&WEB 開催)),

2022 年 11 月.

土屋菜歩, 佐野貴子, 城所敏英, 根岸 潤, 堅
多敦子, 川畑拓也, 貞升健志, 須藤弘二, 加藤
眞吾, 大木幸子, 生島 嗣, 今井光信, 今村顕
史: COVID-19 流行下での保健所・特設検査所
における HIV 検査・相談実施状況と課題及び
工夫, 第 36 回日本エイズ学会学術集会・総会
(浜松 (現地&WEB 開催)), 2022 年 11 月.

近藤真規子, 佐野貴子, 須藤弘二, 井戸田一朗,
土屋菜歩, 貞升健志, 今井光信, 加藤眞吾, 櫻
木淳一, 中澤よう子, 今村顕史: 新型コロナウ
イルス感染症流行禍の 2 年間 (2020-2021 年)
における HIV 検査体制の実態, 第 36 回日本エ
イズ学会学術集会・総会 (浜松 (現地&WEB
開催)), 2022 年 11 月.

安藤尚克, 水島大輔, 高野 操, 青木孝弘, 上
村 悠, 渡辺恒二, 水戸部森歌, 小林甲斐, 久
保田寛顕, 三宅啓文, 新開敬行, 貞升健志, 瀧
永博之, 岡 慎一: Sitafloracin therapy for
Mycoplasma genitalium in men who have sex with
men, 第 36 回日本エイズ学会学術集会・総会
(浜松 (現地&WEB 開催)), 2022 年 11 月.

菊池 正, 西澤雅子, 小島潮子, 大谷眞智子,
椎野禎一郎, 俣野哲郎, 佐藤かおり, 豊嶋崇徳,
伊藤俊広, 林田庸総, 瀧永博之, 岡 慎一, 古
賀道子, 長島真美, 貞升健志, 近藤真規子, 宇
野俊介, 谷口俊文, 猪狩英俊, 寒川 整, 中島
秀明, 吉野友佑, 堀場昌秀, 茂呂 寛, 渡邊珠
代, 蜂谷敦子, 今橋真弓, 松田昌和, 重見 麗,
岡崎玲子, 岩谷靖雅, 横幕能行, 渡邊 大, 阪
野文哉, 森 治代, 藤井輝久, 高田清式, 中村

麻子, 南 留美, 山本政弘, 松下修三, 饒平名聖, 仲村秀太, 健山正男, 藤田次郎, 吉村和久, 杉浦 亙: 2021 年の国内新規診断未治療 HIV 感染者・AIDS 患者における薬剤耐性 HIV-1 の動向, 第 36 回日本エイズ学会学術集会・総会 (浜松 (現地&WEB 開催)), 2022 年 11 月.

熊谷遼太, 森 功次, 林 志直, 林 真輝, 糟谷 文, 浅倉弘幸, 天野有紗, 長島真美, 貞升健志: 東京都内における流入下水中の新型コロナウイルスの検出状況 (2020-2022 年), 第 63 回日本臨床ウイルス学会 (東京), 2022 年 6 月.

天野有紗, 熊谷遼太, 糟谷 文, 森 功次, 長島真美, 貞升健志: 東京都内におけるパラインフルエンザウイルス 3 型の検出状況(2021 年), 第 63 回日本臨床ウイルス学会 (東京), 2022 年 6 月.

浅倉弘幸, 長島真美, 貞升健志: 都内感染性胃腸炎事例におけるアストロウイルスの検出状況, 第 63 回日本臨床ウイルス学会 (東京), 2022 年 6 月.

浅倉弘幸, 永野美由紀, 矢尾板 優, 鈴木 愛, 磯貝まや, 藤原卓士, 三宅啓文, 長島真美, 貞升健志: 分散型固相抽出法による食品検体からのノロウイルス検出法の検討, 日本食品衛生学会第 118 回学術講演会 (長崎), 2022 年 11 月.

浅倉弘幸, 矢尾板 優, 永野美由紀, 鈴木 愛, 磯貝まや, 藤原卓士, 三宅啓文, 長島真美, 貞升健志: 東京都内の胃腸炎集団感染事例における次世代シーケンサーを用いた原因ウイルスの

特定と検査法の開発, 令和 4 年度 全国公衆衛生獣医師協議会 調査研究発表会 (WEB 開催), 2022 年 9 月.

河上麻美代, 山崎貴子, 北村有里恵, 青木 均, 中澤証哉, 柴田伸一郎, 野本竜平, 仁平 稔, 柿田徹也, 藤原卓士, 三宅啓文, 長島真美, 鈴木 淳, 貞升健志, 吉村和久: HIV スクリーニング検査偽陽性検体を用いた HIV-1/2 抗体確認検査法の目視判定に関する検討, 第 36 回日本エイズ学会学術集会・総会 (浜松 (現地&WEB 開催)), 2022 年 11 月.

糟谷 文, 熊谷遼太, 長島真美, 貞升健志: 東京都における RS ウイルスの遺伝子学的解析 (2018 年-2021 年), 第 71 回日本感染症学会 (札幌 (現地&WEB 開催)), 2022 年 10 月.

三宅啓文, 水戸部森歌, 久保田寛顕, 小林甲斐, 高野 操, 安藤尚克, 水島大輔, 岡 慎一, 鈴木 淳, 貞升健志: MSM 専門外来受診者における梅毒感染状況および型別の調査, 日本性感染症学会第 35 回学術大会 (福岡), 2022 年 12 月.

【食品】

神田真軌, 林 洋, 小池 裕, 吉川聡一, 松島陽子, 大場由実, 林 もも香, 永野智恵子, 中島崇行, 渡邊趣衣, 横山知子, 笹本剛生: 残留アミノグリコシド系抗生物質検査へのバイオアッセイ改良法の導入に向けた取組, 第118回日本食品衛生学会学術講演会 (長崎), 2022年11月.

高梨麻由, 田原正一, 飯田憲司, 貞升友紀: LC-ICP-MSを用いたミネラルウォーター類中の

六価クロム分析法の性能評価，第118回日本食品衛生学会学術講演会（長崎），2022年11月．

田中智哉、飯田憲司、観 公子、貞升友紀、笹本剛生：相対モル感度を用いた植物性自然毒分析法の検討，第118回日本食品衛生学会学術講演会（長崎），2022年11月．

田原正一，高梨麻由，松沢聡美，酒井奈穂子，飯田憲司，岩波英恵，長谷川恵美，岡 優香，濱田文香，観 公子，貞升友紀，笹本剛生：効率的な食物繊維分析法の検討～酵素処理条件および脱塩処理条件について～，日本薬学会第143年会（札幌），2023年3月．

六鹿元雄，阿部智之，阿部 裕，岩越景子，大野浩之，尾崎麻子，金子令子，河村葉子，中西徹，松井秀俊，渡辺一成：生活用品試験法：器具・容器包装および玩具試験法：プラスチック製品中のビスフェノール A の溶出試験および材質試験，日本薬学会第 143 年会（札幌），2023 年 3 月．

吉川聡一，永野智恵子，神田真軌，林 洋，松島陽子，大場由実，小池 裕，林 もも香，横山知子，笹本剛生：乳中の非ステロイド系抗炎症薬（NSAIDs）の試験法開発及び残留実態調査，第118回日本食品衛生学会学術講演会（長崎），2022年11月．

大場由実，林 洋，永野智恵子，神田真軌，吉川聡一，松島陽子，小池 裕，林 もも香，横山知子，笹本剛生：LC-MS/MSによる乳中カルバペネム系抗生物質の新規分析法開発，第118回日本食品衛生学会学術講演会（長崎），2022

年11月．

林 もも香，神田真軌，吉川聡一，林 洋，松島陽子，大場由実，小池 裕，永野智恵子，横山知子，笹本剛生：LC-MS/MSによる鶏卵中トルトラズリルの新規試験法開発，第118回日本食品衛生学会学術講演会（長崎），2022年11月．

山本純代，大谷陽範，大河内聡子，森岡みほ子，横山知子，笹本剛生，水産食品中に残留するPCB試験法における前処理工程等の改良，日本薬学会第143年会（札幌），2023年3月．

【医薬品】

丸山卓郎，小栗一輝，清水聖子，鈴木淳子，小松かつ子，川原信夫，河野徳昭，高野昭人，酒井英二，中嶋順一，山口茂治，徳本廣子，伊藤美千穂：日本薬局方における生薬の性状記載の改正及び整備について，第8回次世代を担う若手のためのレギュラトリーサイエンスフォーラム（東京），2022年8月．

関智弘，シャオイヤン，石澤不二雄，市川瑤子，高橋遥一郎，菅野幸子：検知管によりフェノチアジン系薬物がスクリーニング可能であったIVeX-screen[®]偽陽性の剖検例，第36回日本中毒学会東日本地方会（東京），2023年1月．

鈴木俊也，藤原泰之：環境・衛生部会衛生試験法シンポジウム：水環境における化学物質分析の最新動向，日本薬学会第143年会（札幌），2023年3月．

【生活環境】

木下輝昭, 山崎貴子, 栗田 翔, 小田智子, 中嶋順一, 猪又明子: 環境水中農薬類におけるGC/MSスクリーニングメソッドの作成及び解析, 第57回日本水環境学会 (愛媛), 2023年3月.

栗田 翔, 相原三菜子, 渡邊喜美代, 山崎貴子, 小田智子, 木下輝昭, 中嶋順一, 猪又明子: 環境水中における農業用殺菌剤等の分析方法確立及び存在実態調査, 第57回日本水環境学会 (愛媛), 2023年3月.

伊賀千紘, 高橋久美子, 井口智義, 中嶋順一, 猪又明子: 東京都における平成30年度から令和3年度までのマダニ調査結果, 第73回日本衛生動物学会東日本支部大会 (長野), 2022年11月.

井口智義, 伊賀千紘, 高橋久美子, 秦 和寿, 中嶋順一, 猪又明子: 新宿における感染症媒介蚊捕集状況 (2017-2021), 第73回日本衛生動物学会東日本支部大会 (長野), 2022年11月.

高橋久美子, 伊賀千紘, 井口智義, 横尾愛虹, 中嶋順一, 猪又明子: 東京都で捕集されるアカイエカ群の蚊におけるピレスロイド作用点遺伝子の変異の保有状況について, 第 73 回日本衛生動物学会東日本支部大会 (長野), 2022 年 11 月.

【生体影響】

前野 愛, 北條 幹, 坂本義光, 湯澤勝廣, 長澤明道, 生嶋清美, 山本行男, 平松恭子, 矢野範男, 大貫 文, 稲葉涼太, 鈴木 仁, 横田理, 高橋祐次, 小林憲弘, 菅野 純, 広瀬明彦, 猪又明子, 中江 大: 多層カーボンナノチューブ (MWCNT) の 2 年間間欠気管内投与による

ラット発がん性試験. 第 49 回日本毒性学会学術年会 (札幌). 2022 年 6 月.

北條 幹: ラット気管内投与法によるナノマテリアルの発癌性の評価手法の発展と課題. 第 49 回日本毒性学会学術年会 (札幌). 2022 年 6 月.

前野 愛, 北條 幹, 坂本義光, 湯澤勝廣, 長澤明道, 平松恭子, 大貫 文, 稲葉涼太, 鈴木仁, 横田 理, 高橋祐次, 小林憲弘, 広瀬明彦, 猪又明子, 中江 大: 多層カーボンナノチューブ (MWCNT) の 2 年間間欠気管内投与によるラット肺腫瘍及び中皮腫の発生. 第 39 回日本毒性病理学会学術集会 (東京・ハイブリッド). 2023 年 1 月.

田中豊人, 多田幸恵, 鈴木 仁, 守安貴子: ジノテフランの妊娠期・授乳期投与によるマウスの次世代に及ぼす影響. 第 49 回日本毒性学会学術年会 (札幌). 2022 年 6 月.

小野恭司, 坂本美穂, 牧野宏章, 田山邦昭, 多田幸恵, 中川好男, 中嶋順一, 鈴木 仁, 鈴木俊也, 高橋秀依, 猪又明子, 守安貴子: ラットにおけるフェンタニルアナログの肝・腎毒性及び代謝. 日本薬学会第 143 年会 (札幌). 2023 年 3 月.

中村麻里, 長谷川悠子, 北條 幹, 生嶋清美, 雑賀 絢, 野村紗希子, 平松恭子, 籾岡恭子, 鈴木 仁, 猪又明子, 守安貴子: 東京都の危険ドラッグ対策事業における幻覚性薬物の首振り反応試験. 日本法中毒学会第41年会 (香川). 2022年6月.

【公衆衛生】

吉田 敦. 施設内の COVID-19 アウトブレイク事例. 第 37 回日本環境感染学会総会・学術集会 (横浜), 2022 年 6 月.

中村貴枝子. COVID-19 集団感染事例に、東京都感染対策支援チームとして関わった活動について. 第 37 回日本環境感染学会総会・学術集会 (横浜), 2022 年 6 月.

村田ゆかり, 鈴木江利子, 星 美代子, 宗村佳子, 吉田 敦, 杉下由行, 吉村和久. 東京都における梅毒の発生状況 (2019 年～2021 年). 第 81 回日本公衆衛生学会総会 (甲府), 2022 年 10 月.

<第 2 回 MALDI-MS 食品微生物研究会シンポジウム> (2022 年 9 月)

上原さとみ: 東京都健康安全研究センターにおける MALDI-MS の活用

<第 24 回腸管出血性大腸菌感染症研究会> (2022 年 10 月)

齊木 大, 尾畑浩魅, 小西典子, 岡田若葉, 古田菜摘, 赤瀬 悟, 門間千枝, 横山敬子, 貞升健志: 仕出し弁当を原因とした *astA* 保有大腸菌による集団食中毒事例

小西典子, 尾畑浩魅, 河村真保, 齊木 大, 村上 昂, 小野明日香, 赤瀬 悟, 前田雅子, 岡田若葉, 古田菜摘, 和田紀乃, 浅山睦子, 門間千枝, 横山敬子, 貞升健志: COVID-19 流行下における東京都の腸管出血性大腸菌感染症および食中毒発生状況と分離株の特徴

<公衆衛生獣医師協議会>

令和 4 年度 全国公衆衛生獣医師協議会 調査研究発表会 (WEB開催, 2022)

坂井勇太, 齊藤隆一, 牛窪 恵, 小林甲斐: 「豚における *Streptococcus suis* の保有状況調査と MLST 法による疫学的検討」

<地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部 研究部会>

第34回細菌研究部会研究会 (神奈川, 2023)

小林甲斐, 久保田寛頭, 神門幸大, 水戸部森歌, 有吉 司, 安中めぐみ, 吉田 勲, 長谷川乃映瑠, 鈴木 淳, 貞升健志: 「都内のイヌおよびネコから分離された基質特異型 β ラクターマーゼ産生大腸菌のゲノム解析」

水戸部森歌, 久保田寛頭, 小林甲斐, 三宅啓文, 長谷川乃映瑠, 安中めぐみ, 吉田 勲, 鈴木 淳, 貞升健志: 「全ゲノム解析を用いた *Chlamydia trachomatis* 伝播経路の分子疫学調査 (2019～2020年度)」

梅津萌子, 武藤千恵子, 高久靖弘, 田中和良, 鈴木 滯, 中嶋順一, 猪又明子: 東京都内におけるシャワー水中のレジオネラ属菌検出状況

高久靖弘, 武藤千恵子, 梅津萌子, 田中和良, 鈴木 滯, 中嶋順一, 猪又明子: MALDI-TOF MS を用いた環境水中 *Legionella pneumophila* の迅速検査法の検討

武藤千恵子, 梅津萌子, 鈴木 滯, 高久靖弘, 田中和良, 中嶋順一, 猪又明子: 東京都におけるプール水からのレジオネラ属菌検出状況

第35回理化学研究部会総会・研究会

(千葉 Web開催, 2023)

神田真軌, 吉川聡一, 小池 裕, 林 洋, 松島陽子, 大場由実, 林 もも香, 永野智恵子, 横山知子, 笹本剛生: 残留抗生物質検査における原理の異なる分析法整備の有用性～テトラサイクリン系抗生物質の検出事例～

<全国衛生化学技術協議会>

第59回年会 (神奈川, 2022)

堀田彩乃, 木本佳那, 大貝真実, 嶋谷真希, 萩野賀世, 貞升友紀, 笹本剛生: LC-MS/MSでの分析に適した食物アレルギー抽出液の評価—

(1)～総タンパク質の定量・定性的な比較～

木本佳那, 堀田彩乃, 大貝真実, 嶋谷真希, 萩野賀世, 貞升友紀, 笹本剛生: LC-MS/MSでの分析に適した食物アレルギー抽出液の評価—

(2)～LC-MS/MSによる食物アレルギー抽出量の比較～

森内裕香, 西山 麗, 小杉有希, 市川瑠子, 植村望美, 立川 孟, 小野恭司, 田山邦昭, 鈴木俊也, 鈴木 仁, 猪又明子: 健康食品から検出された強力なPDE5阻害活性を有するN-フェニルプロポキシフェニルカルボデナフィルについて

立川 孟: 部門別研究会薬事部門「食薬区分制度と申請について」食薬区分に掲載のない医薬品成分の検出事例について

大嶋直浩, 高木規峰野, 高橋夏子, 酒井信夫, 五十嵐良明, 千葉真弘, 柴田 学, 岩館樹里, 後藤吉乃, 佐藤智子, 田中智子, 大竹正芳, 魚

第36回ウイルス研究部会総会・研究会

(川崎, 2022)

原田幸子, 鈴木 愛, 森 功次, 天野有紗, 糟谷 文, 熊谷遼太, 長谷川道弥, 長島真美, 貞升健志: リアルタイム PCR を用いたヒトパレコウイルスの検査法の検討

伊藤 仁, 河上麻美代, 北村有里恵, 吉田 勲, 藤原卓士, 長島真美, 貞升健志: 新型コロナウイルス抗原定性検査キットのウイルス分離株を用いた比較検討

黒木絢士郎, 三宅啓文, 根岸あかね, 磯貝まや, 天野有紗, 熊谷遼太, 原田幸子, 糟谷 文, 鈴木 愛, 横田翔太, 伊藤 仁, 長谷川道弥, 藤原卓士, 長島真美, 貞升健志: 東京都内で検出された新型コロナウイルスのオミクロン株BA.5系統の分子系統樹解析

<地方衛生研究所全国協議会

関東甲信静支部研究会>

第12回公衆衛生情報研究部会研究会

(WEB開催, 2022)

吉田 敦. 地衛研によるHER-SYS情報システムの活用と課題について

第18回東京都福祉保健医療学会

(東京, 2022)

藤原卓士, 浅倉弘幸, 熊谷遼太, 長谷川道弥, 三宅啓文, 長島真美, 貞升健志, 他 (新型コロナウイルス変異株検査チーム): 東京都における新型コロナウイルス感染症の変異株スクリーニング検査系の構築について

田徳子, 上村 仁, 田中礼子, 佐々木清隆, 中村雄介, 堀井裕子, 望月映希, 伊藤 彰, 山本優子, 大野浩之, 藤本恭史, 吉田俊明, 古市裕子, 八木正博, 伊達英代, 谷脇 妙, 松本弘子, 吉村裕紀, 前田美奈子: 令和3年度 室内空気環境汚染に関する全国実態調査

山崎貴子, 小杉有希, 渡邊喜美代, 栗田 翔, 木下輝昭, 中嶋順一, 猪又明子: 令和3年度東京都水道水質外部精度管理調査結果について- ナトリウム及びその化合物、有機物(全有機炭素(TOC)の量) -

<全国衛生化学技術協議会>

第59回年会(東京, 2022)

羽石奈穂子, 荻本真美, 鈴木公美, 吉川光英, 小林千種: 乳等の容器包装におけるヒ素試験法の改良

多田敦子, 堀江正一, 内山陽介, 栗田史子, 山嶋裕季子, 杉浦 潤, 大槻 崇, 渡部 緑, 保英樹, 久保田浩樹, 建部千絵, 寺見祥子, 日置冬子, 佐藤恭子, 杉本直樹: 食品中の食品添加物分析法改正に向けた検討(令和3年度)

久保田浩樹, 村越早織, 木村雅子, 林 柚衣, 根岸真奈美, 関根百合子, 佐々木隆宏, 門間公夫, 藤田直希, 安永 恵, 渡部 緑, 中島安基江, 竹下智章, 小川尚孝, 仲眞弘樹, 古謝あゆ子, 寺見祥子, 建部千絵, 長尾なぎさ, 多田敦子, 佐藤恭子, 杉本直樹: 令和3年度マーケットバスケット方式による食品添加物の一日摂取量調査

<第50回 建築物環境衛生管理全国大会>

研究集会(東京, 2023)

岩田洵一: コロナ禍における特定建築物の飲料水の実態

松本侑弥: コロナ禍において着目した特定建築物の空気環境変化とその対策

<国際学会など>

[微生物]

Monma, C., Furuta, N., Okada, W., Saiki, D., Akase, S., Obata, H., Yokoyama, K., Sadamasu, K.: Type E foodborne botulism caused by fermented fish food “izushi” in Japan, 58th Interagency Botulism Research Coordinating Committee Meeting (Virtual), 2022, Oct.

Ando, N., Mizushima, D., Takano, M., Aoki, T., Yanagiwa, Y., Watabane, K., Uemura, H., Mitobe, M., Kobayashi, K., Kubota, H., Miyake, H., Shinkai, T., Sadamasu, K., Gatanaga, H., Oka, S.: Sitafoxacin therapy for *Mycoplasma genitalium* in men who have sex with men, The 24th International AIDS Conference (カナダ), 2022年7月.

[生活環境]

Yodotani, Y., Nishizato, E., Yoshida, Y., Yuzawa, E., Kojima, Y., Okabe, N., Taguri, T., Masuwa, B., Ihara, M., Sasaki, M., Yanagimoto, K., Muto, C., Ogata, K., Tanaka, N., Hanada, Y., Amemura-Maekawa, J., Izumiyama, S.: Comparative Study between Legiolert/Quanti-Tray and Plate Culture Methods for Detecting *L. pneumophila*, The 10th International Conference on Legionella, September, 2022.

[生体影響]

Taquahashi, Y., Yokota, S., Tsuji, M., Morita, K., Suga, K., Hojo, M., Hirose, A., Kanno, J.: Preliminary report on a two-year, 4-week-interval intermittent whole body inhalation study of the multi-walled carbon nanotube (MWNT-7) in male mice. Society of Toxicology 62nd Annual Meeting, Nashville, US, March, 2023.

第4節 試験検査取扱件数

1 総覧（令和4年度）

項目	総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	そ の 他						
						サーベ	流行予測	病レ	開発試験	保菌者	TBTO等	放射能(受託)
微生物部	94,439	74,247	11,717	37	0	2,955	3,333	463	1,340	347	0	0
食品微生物	19,063	13,935	4,082	0		72		291	337	346		
病原細菌	23,264	18,001	3,732	37		546	687	88	172	1		
ウイルス	52,112	42,311	3,903	0		2,337	2,646	84	831			
食品化学部	113,357	66,947	54	0	0	0	0	0	45,988	0	368	0
食品成分	14,222	7,867	41	0					6,314			
食品添加物	26,145	18,598	11	0					7,536			
残留物質	72,990	40,482	2	0					32,138		368	
薬事環境科学部	83,245	72,108	1,345	12	226	0	0	0	7,607	0	0	1,947
医薬品	18,314	16,353	1,283	0	226				452			
環境衛生	41,140	31,965	61	12	0				7,155			1,947
生体影響	23,791	23,790	1	0	0							
合計	291,041	213,302	13,116	49	226	2,955	3,333	463	54,935	347	368	1,947

- (注1) 行政検査・・・行政上必要とするもの
 特別区・市依頼検査・・・特別区、八王子市及び町田市から依頼され、手数料を徴収するもの
 一般依頼検査・・・都民等から依頼され、手数料を徴収するもの
 準依頼検査・・・福祉保健局各部を通じ依頼され、当該各部が手数料を徴収するもの
 サーベ・・・感染症発生動向調査
 流行予測・・・感染症流行予測調査
 病レ・・・病原体レファレンス事業
 開発試験・・・開発試験等
 保菌者・・・保菌者検索事業
 TBTO等・・・TBTO（トリブチルスズオキシド）等調査
 放射能・・・原子力規制庁委託による環境放射能水準調査

(注2) 手数料条例施行規則別表第一に項目の無い検査についても計上している。

2 受託事業等実績

事業名	行政主管課・委託機関	件数
感染症発生動向調査	感染症対策部防疫・情報管理課	2,955
感染症流行予測調査	感染症対策部防疫・情報管理課	3,333
病原体レファレンス事業	東京都健康安全センター病原体レファレンス事業実施要綱	463
保菌者検索事業	健康安全部食品監視課	347
TBTO（トリブチルスズオキシド）等調査	健康安全部食品監視課	368
環境放射能水準調査	原子力規制庁	1,947
合計		9,413

【事業の説明】

1 感染症発生動向調査

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて行う調査。感染症の流行状況を常時監視し、感染症対策の基本である感染症発生情報の正確な把握と分析を行い、その結果を住民や医療関係者等に速やかに公開し、還元することによって、感染症に対する有効かつ適切な予防対策の確立に資することを目的としている。

2 感染症流行予測調査

厚生労働省健康局長通知（毎年）に基づいて行う調査。感染症に関する感受性（集団免疫）の現状（感受性調査）及び、病原体の検索等の調査（感染源調査）を行い、予防対策の効果的な運用を図るとともに、長期的視野に立ち感染症の流行を予測する。

3 病原体レファレンス事業（東京都健康安全研究センター独自事業）

都内で発生している感染症の病原体を積極的に収集し、当該病原体を分析して遺伝子変異や薬剤耐性などを解明することで、有効な感染拡大防止や予防措置に資する情報を都民、医療機関等に提供するとともに、当センターの病原体レファレンス機能を強化する。

4 保菌者検索事業

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく事業。感染力が強く、少菌量で感染することが知られている腸管出血性大腸菌O157及びサルモネラを原因とする散発型の食中毒の発生要因を究明し、集団発生を未然に防止する。

5 TBTO（トリブチルスズオキシド）等調査

昭和60年厚生省環境衛生局長通知に基づいて行う魚介類中のTBTO調査、並びに各種有害化学物質（TPP（トリフェニルスズ化合物）等）による魚介類等の汚染を把握する調査。

6 環境放射能水準調査

環境中の人工放射能の経年的監視を目的とした原子力規制庁からの受託事業

3 食品微生物研究科検査実績表

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	保菌者	サーベ	病レ	開発試験
細菌内	腸管病原細菌1項目 ふん便培養	876	407	397	0	0	0	72	0	0
	海外旅行者検便	0	0	0	0	0	0	0	0	0
試験型	菌型試験 複雑でないもの	657	134	410	0	0	0	0	89	24
	菌型試験 複雑なもの	1,141	277	205	0	0	346	0	159	154
	菌型試験 特に複雑なもの	4	4	0	0	0	0	0	0	0
ペロ毒素産生性大腸菌検査 (ヒトふん便由来に限る)		133	80	53	0	0	0	0	0	0
食中毒試験	ふん便培養 (吐物を含む)	1,873	370	1,503	0	0	0	0	0	0
	飲食物培養 (水を含む)	645	80	565	0	0	0	0	0	0
	拭き取り培養	1,141	204	937	0	0	0	0	0	0
	ポツリヌス菌毒素検査	6	2	4	0	0	0	0	0	0
	ポツリヌス菌培養 複雑でないもの	2	1	1	0	0	0	0	0	0
	ポツリヌス菌培養 複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1項目 ふん便培養 (吐物を含む)	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	1項目 飲食培養 (水を含む)	42	37	5	0	0	0	0	0	0
	1項目 拭き取り培養	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		3,710	694	3,016	0	0	0	0	0	0
一般食品	細菌学的検査 複雑でないもの	8,025	7,894	0	0	0	0	0	0	131
	細菌学的検査 複雑なもの	3,736	3,726	0	0	0	0	0	0	10
	ポツリヌス菌培養 複雑でないもの	14	14	0	0	0	0	0	0	0
	ポツリヌス菌培養 複雑なもの	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	定性分析 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定量分析 複雑でないもの	7	7	0	0	0	0	0	0	0
	定量分析 複雑なもの	7	7	0	0	0	0	0	0	0
	定量分析 特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		11,790	11,649	0	0	0	0	0	0	141
真菌	培養試験	695	676	1	0	0	0	0	0	18
	かび毒産生試験	4	4	0	0	0	0	0	0	0
	菌型試験	10	10	0	0	0	0	0	0	0
	落下菌検査	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	顕微鏡検査	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		709	690	1	0	0	0	0	0	18
薬剤感受性(耐性)検査 ア.1菌種		43	0	0	0	0	0	0	43	0
その他抗原抗体(ウイダール反応)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品中のレジオネラ検査		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		19,063	13,935	4,082	0	0	346	72	291	337

4 病原細菌研究科検査実績表

項目	総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	サーベ	流行予測	病レ	保菌者	開発試験
医薬品										
無菌試験（輸液製剤、注射薬等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無菌試験（生物学的製剤、医療機器、その他）	15	0	0	15	0	0	0	0	0	0
細菌定量培養試験（感冒剤、ビタミン剤等）	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
細菌定量培養試験（その他）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
細菌分離・同定試験（生物学的製剤など）	22	0	0	22	0	0	0	0	0	0
医部外薬品										
無菌試験（輸液製剤、注射薬等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
細菌定量培養試験（感冒剤、ビタミン剤等）	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
細菌定量培養試験（その他）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
細菌分離・同定試験（生物学的製剤など）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
化粧品										
細菌定量培養試験（その他）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
細菌分離・同定試験（生物学的製剤など）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療器										
無菌試験（生物学的製剤、医療機器、その他）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
細菌定量培養試験（その他）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
細菌分離・同定試験（生物学的製剤など）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
承認規格										
定性分析 複雑でないもの	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0
定量分析（乳酸菌数等）	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0
定量分析（ビタミン定量等）	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
殺菌効力試験	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
抗菌力試験	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消毒機械器具の効力試験	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
破傷風検査 抗体価凝集法検査（定量）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
呼吸器系細菌（培養検査）	497	389	0	0	0	69	0	34	0	5
その他（血液等）の細菌（培養検査）	141	0	0	0	0	141	0	0	0	0
薬剤感受性検査 1菌種	186	16	0	0	0	60	0	3	0	107
菌型試験 複雑でないもの	103	36	0	0	0	60	0	3	0	4
菌型試験 複雑なもの	342	251	0	0	0	70	0	18	0	3
寄生虫顕微鏡検査（直接法）	77	77	0	0	0	0	0	0	0	0
虫卵検出（集卵法）（糞便）	154	154	0	0	0	0	0	0	0	0
寄生原虫顕微鏡検査	120	106	2	0	0	0	0	0	0	12
寄生虫鑑別試験	50	2	48	0	0	0	0	0	0	0
魚介類寄生虫検査	187	148	39	0	0	0	0	0	0	0
野菜類寄生虫卵検査	555	546	0	0	0	0	0	0	0	9
寄生原虫の抗体検査	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
寄生原虫等抗原検出検査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品中の寄生原虫検出検査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤痢アメーバ抗体価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
核酸検出検査（PCR一回法）	225	95	126	0	0	4	0	0	0	0
梅毒トレポネーマ抗体（FTA-ABS試験）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
梅毒トレポネーマ抗体定性	1,256	1,163	90	0	0	0	0	0	0	3
梅毒トレポネーマ抗体定量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
梅毒血清反応（STS）定性（スクリーニング）	12,970	11,421	1,548	0	0	0	0	0	0	1
梅毒血清反応（STS）定量	319	285	34	0	0	0	0	0	0	0
淋菌核酸同定検査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クラミジアトラコマチス及び淋菌核酸同定検査	2,452	1,543	767	0	0	142	0	0	0	0
グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クラミジアトラコマチス核酸同定検査	764	0	764	0	0	0	0	0	0	0
遺伝子を増幅しないもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
遺伝子検査（PCR一回法）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
遺伝子検査（PCR二回法）	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0
遺伝子検査精密測定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塗抹検査（蛍光顕微鏡を使用するもの）	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0
抗酸菌分離培養（液体培地法）	6	4	2	0	0	0	0	0	0	0
同定検査 結核菌群核酸検出	12	4	2	0	0	0	0	0	0	6
同定検査 抗酸菌核酸同定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬剤感受性検査（4薬剤以上）	75	75	0	0	0	0	0	0	0	0
結核菌型別検査	162	138	0	0	0	0	0	10	0	14
結核菌特異的インターフェロニンγ産生能	989	682	301	0	0	0	0	0	0	6
ジフテリア（中和）	229	0	0	0	0	0	229	0	0	0
百日咳菌抗体価精密検査（抗FHA）	229	0	0	0	0	0	229	0	0	0
百日咳菌抗体価精密検査（抗PT）	229	0	0	0	0	0	229	0	0	0
抗原その他検査										
凝集法 定性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
凝集法 定量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
間接蛍光抗体法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
イムノクロマト法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精密測定 定性（寄生虫）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精密測定 定性（その他）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人獣共通感染症										
菌型試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菌型試験 複雑なもの	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0
薬剤感受性検査 1菌種	156	156	0	0	0	0	0	0	0	0
細菌学的検査 複雑でないもの（一菌種につき）	92	92	0	0	0	0	0	0	0	0
細菌学的検査 複雑なもの（一菌種につき）	446	444	0	0	0	0	0	0	0	2
狂犬病検査	18	18	0	0	0	0	0	0	0	0
マウスによる試験	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
遺伝子検査（PCR一回法）	52	52	0	0	0	0	0	0	0	0
遺伝子検査（PCR二回法）	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
遺伝子検査精密測定	100	79	0	0	0	0	0	20	1	0
その他抗原抗体検査凝集法定量 1項目（ウイダール反応）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	23,264	18,001	3,732	37	0	546	687	88	1	172

5 ウイルス研究科検査実績

項目	総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	サーベ	流行予測	病レ	開発試験
つつが虫病リケッチア	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アデノ	61	0	0	0	0	61	0	0	0
ポリオ	1	0	0	0	0	1	0	0	0
エコー	1	0	0	0	0	1	0	0	0
コクサッキー	1	0	0	0	0	1	0	0	0
インフルエンザ	145	0	0	0	0	145	0	0	0
日本脳炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パラインフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
エンテロ	130	0	0	0	0	130	0	0	0
ヘルペス	39	0	0	0	0	39	0	0	0
ムンプス	23	0	0	0	0	23	0	0	0
A型肝炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	626	1	0	0	0	618	0	4	3
抗原									
アデノ (酵素抗体)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ロタ (酵素抗体)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
デングNs-1 (酵素抗体)	3	3	0	0	0	0	0	0	0
計	1,030	4	0	0	0	1,019	0	4	3
P C R									
H I V	5	5	0	0	0	0	0	0	0
肝炎	112	112	0	0	0	0	0	0	0
ノロ	33	0	0	0	0	33	0	0	0
アデノ	180	0	1	0	0	179	0	0	0
エンテロ	279	8	5	0	0	266	0	0	0
ポリオ・エンテロ	17	7	2	0	0	0	8	0	0
ジカ	4	4	0	0	0	0	0	0	0
チクングニア	4	4	0	0	0	0	0	0	0
デング	18	18	0	0	0	0	0	0	0
ヘルペス	100	0	0	0	0	94	0	6	0
ヒトバルボ	106	0	2	0	0	41	0	26	37
インフルエンザ	170	24	0	0	0	146	0	0	0
RS	41	0	2	0	0	39	0	0	0
麻疹	84	34	0	0	0	35	0	0	15
風しん	70	34	0	0	0	36	0	0	0
ムンプス	26	0	0	0	0	26	0	0	0
リケッチア	19	12	6	0	0	1	0	0	0
新型コロナ	4,629	3,893	0	0	0	0	0	0	736
その他	722	380	5	0	0	322	12	3	0
遺伝子検査 一回法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
遺伝子検査 二回法	6	6	0	0	0	0	0	0	0
遺伝子検査 精密測定	23,404	23,231	68	0	0	98	0	7	0
計	30,029	27,772	91	0	0	1,316	20	42	788
SARS									
SARSコロナウイルス核酸増	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パルボウイルス (酵素抗体)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他 (酵素抗体)	586	1	0	0	0	0	547	38	0
デング (酵素抗体)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(IFA)ツツガ虫病抗体価	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	586	1	0	0	0	0	547	38	0
項目	総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	サーベ	流行予測	病レ	開発試験
C F									
日本脳炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コクサッキー	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘルペス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ムンプス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アデノ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H I									
日本脳炎 (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本脳炎 (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
インフルエンザ (1)	229	0	0	0	0	0	229	0	0
インフルエンザ (2)	229	0	0	0	0	0	229	0	0
インフルエンザ (3)	229	0	0	0	0	0	229	0	0
インフルエンザ (4)	229	0	0	0	0	0	229	0	0
インフルエンザ (5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パラインフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
風しん	229	0	0	0	0	0	229	0	0
計	1,145	0	0	0	0	0	1,145	0	0
中 和									
ポリオ (1型)	229	0	0	0	0	0	229	0	0
ポリオ (2型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ポリオ (3型)	229	0	0	0	0	0	229	0	0
日本脳炎	229	0	0	0	0	0	229	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	687	0	0	0	0	0	687	0	0
(PA)麻疹	229	0	0	0	0	0	229	0	0
蚊の分類	13	0	0	0	0	0	13	0	0
HIV-1. 2抗原・抗体同時測定	13,177	11,486	1,691	0	0	0	0	0	0
HIV-1抗体 (ウエスタンブロッ	2	2	0	0	0	0	0	0	0
HIV-2抗体 (ウエスタンブロッ	2	2	0	0	0	0	0	0	0
HIV-1核酸定量	8	7	1	0	0	0	0	0	0
間接蛍光抗体検査 (IFA法)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H B s 抗原定性・半定量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H B s 抗体定性・半定量	5	0	0	0	0	0	5	0	0
HCV抗体定性・定量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
HCV核酸検出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
HA抗体	0	0	0	0	0	0	0	0	0
I g M-HA抗体	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ノウイルスリアルタイムPCR検査 (食中毒)	2,292	445	1,807	0	0	0	0	0	40
食中毒ウイルス検査	196	23	173	0	0	0	0	0	0
ノウイルスリアルタイムPCR検査 (感染症)	124	1	123	0	0	0	0	0	0
ノロウイルス遺伝子精密検査	2,587	2,568	17	0	0	2	0	0	0
計	18,635	14,534	3,812	0	0	2	247	0	40
合計	52,112	42,311	3,903	0	0	2,337	2,646	84	831

6 食品成分研究科検査実績

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	開発試験
成分分析・天然・中毒・バイオ	定性分析 複雑でないもの	151	102	9	0	0	40
	定性分析 複雑なもの	3,049	2,712	2	0	0	335
	定性分析 特に複雑なもの	853	4	3	0	0	846
	定量分析 複雑でないもの	72	33	2	0	0	37
	定量分析 複雑なもの	4,006	2,776	0	0	0	1,230
	定量分析 特に複雑なもの	502	2	0	0	0	500
	有害性金属試験 複雑でないもの	536	326	0	0	0	210
	有害性金属試験 複雑なもの	746	206	0	0	0	540
	有害性物質試験 複雑でないもの	1,523	486	20	0	0	1,017
	有害性物質試験 複雑なもの	5	5	0	0	0	0
	有害性物質試験 特に複雑なもの	1,419	275	5	0	0	1,139
	肉種鑑別試験	0	0	0	0	0	0
かび毒試験	259	99	0	0	0	160	
計	13,121	7,026	41	0	0	6,054	
栄養	定性分析 複雑でないもの	102	102	0	0	0	0
	定性分析 複雑なもの	120	120	0	0	0	0
	定量分析 複雑でないもの	99	99	0	0	0	0
	定量分析 複雑なもの	208	208	0	0	0	0
	定量分析 特に複雑なもの	90	30	0	0	0	60
	定量分析 特殊なもの	18	18	0	0	0	0
	計	637	577	0	0	0	60
組換え遺伝子検査 定性分析	433	233	0	0	0	200	
組換え遺伝子検査 定量分析	31	31	0	0	0	0	
合計	14,222	7,867	41	0	0	6,314	

7 食品添加物研究科検査実績表

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	開発試験
食品添加物	定性分析 複雑でないもの	211	113	0	0	0	98
	定性分析 複雑なもの	8,819	8,546	0	0	0	273
	定性分析 特に複雑なもの	13,875	9,716	3	0	0	4,156
	定性分析 特殊なもの	0	0	0	0	0	0
	定量分析 複雑でないもの	14	14	0	0	0	0
	定量分析 複雑なもの	0	0	0	0	0	0
	定量分析 特に複雑なもの	3,168	179	2	0	0	2,987
	定量分析 特殊なもの	0	0	0	0	0	0
	有害性金属試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0
	有害性金属試験 複雑なもの	0	0	0	0	0	0
	有害性物質試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0
	有害性物質試験 複雑なもの	0	0	0	0	0	0
有害性物質試験 特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0	
計		26,087	18,568	5	0	0	7,514
添加物品質	定性分析 複雑でないもの	2	2	0	0	0	0
	定性分析 複雑なもの	0	0	0	0	0	0
	定性分析 特に複雑なもの	13	13	0	0	0	0
	定量分析 複雑でないもの	6	4	0	0	0	2
	定量分析 複雑なもの	0	0	0	0	0	0
	定量分析 特に複雑なもの	5	5	0	0	0	0
計		26	24	0	0	0	2
容器包装	定性分析 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0
	定性分析 複雑なもの	7	1	6	0	0	0
	定性分析 特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0
	定量分析 複雑でないもの	20	2	0	0	0	18
	定量分析 複雑なもの	1	1	0	0	0	0
	定量分析 特に複雑なもの	4	2	0	0	0	2
	有害性物質試験 特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0
計		32	6	6	0	0	20
合計		26,145	18,598	11	0	0	7,536

8 残留物質研究科検査実績表

項目	総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	TBT0等	開発試験
定性分析 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0
定性分析 複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
定性分析 特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
定量分析 複雑でないもの	30	30	0	0	0	0	0
定量分析 複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
定量分析 特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
有害性物質試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0
有害性物質試験 複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
有害性物質試験 特に複雑なもの	108	60	0	0	0	48	0
有害性物質試験 (定量分析 複雑でないもの)	0	0	0	0	0	0	0
残留農薬定量分析	55,970	32,004	0	0	0	320	23,646
ダイオキシン類分析	420	420	0	0	0	0	0
動物用医薬品試験 複雑でないもの(細菌学的試験)	3,399	3,399	0	0	0	0	0
動物用医薬品試験 複雑なもの(理化学的試験)	12,344	4,187	2	0	0	0	8,155
動物用医薬品試験 特に複雑なもの	20	20	0	0	0	0	0
PCB食品中の定量分析	699	362	0	0	0	0	337
合計	72,990	40,482	2	0	0	368	32,138

9 医薬品研究科検査実績表

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	開発試験
医薬品・危険ドラッグ・製薬所・健康食品・サプリメント・捜査等	定性分析 複雑でないもの	2,290	2,240	50	0	0	0
	定性分析 複雑なもの	56	4	49	0	0	3
	定性分析 特に複雑なもの	1,162	1,000	142	0	0	20
	定性分析 特殊なもの	9,080	9,021	0	0	0	59
	定量分析 複雑でないもの	1,064	1,058	6	0	0	0
	定量分析 複雑なもの	54	6	47	0	0	1
	定量分析 特に複雑なもの	201	24	150	0	0	27
	定量分析 特殊なもの	30	0	0	0	0	30
	物理試験 複雑でないもの	14	3	11	0	0	0
	物理試験 複雑なもの	38	1	37	0	0	0
	生薬鑑別試験	21	21	0	0	0	0
	植物鑑別試験	959	959	0	0	0	0
食品衛生試験：有害性物質試験 複雑なもの	0	0	0	0	0	0	
計	14,969	14,337	492	0	0	140	
部外品・化粧品・家庭用品・苦情等	定性分析 複雑でないもの	147	57	90	0	0	0
	定性分析 複雑なもの	1,754	1,400	314	0	0	40
	定性分析 特に複雑なもの	94	5	0	0	0	89
	定性分析 特殊なもの	0	0	0	0	0	0
	定量分析 複雑でないもの	108	60	48	0	0	0
	定量分析 複雑なもの	381	190	129	0	0	62
	定量分析 特に複雑なもの	289	235	42	0	0	12
	医薬品等試験：定量分析 特殊なもの	4	0	4	0	0	0
	物理試験 複雑でないもの	26	7	18	0	0	1
	物理試験 複雑なもの	35	17	17	0	0	1
	食品衛生試験：有害性金属試験 複雑でないもの	44	6	30	0	0	8
食品衛生試験：有害性金属試験 複雑なもの	52	3	15	0	0	34	
計	2,934	1,980	707	0	0	247	
医薬品・指定医薬部外品製造承認試験	30	0	0	0	27	3	
医薬部外品製造承認試験	211	0	0	0	199	12	
(受託) 後発医薬品品質試験	20	20	0	0	0	0	
下水又は廃水等試験：定量分析 複雑なもの (シアン)	150	16	84	0	0	50	
合計	18,314	16,353	1,283	0	226	452	

10 環境衛生研究科検査実績表

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	受託	開発試験
塵埃	塵埃検査 (大きさ、数)	0	0	0	0	0	0	0
	塵埃検査 (量、種類)	0	0	0	0	0	0	0
有毒ガス	有毒ガス試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0
	有毒ガス試験 複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
	有毒ガス試験 特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
有害性化学物質等	有害性金属試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0
	有害性金属試験 複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
	有害性物質試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0
	有害性物質試験 複雑なもの	3,299	3,299	0	0	0	0	0
	有害性物質試験 特に複雑なもの	625	540	0	0	0	0	85
	ダイオキシン類の分析	1,558	1,353	0	0	0	0	205
計		5,482	5,192	0	0	0	0	290
上水	定性分析 複雑でないもの	389	389		0	0	0	0
	定性分析 複雑なもの	2	2		0	0	0	0
	定量分析 複雑でないもの	717	697		0	0	0	20
	定量分析 複雑なもの	3,751	3,203	18	0	0	0	530
	定量分析 特に複雑なもの	2,603	1,787	16	0	0	0	800
	定量分析 特殊なもの	13,366	12,102		0	0	0	1264
	省略不可試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0
	省略不可試験 複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
	省略不可試験 特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
	食品衛生法にかかる水質検査	0	0	0	0	0	0	0
ダイオキシン類の分析	0	0	0	0	0	0	0	
計		20,828	18,180	34	0	0	0	2,614
下水	定性分析 複雑でないもの	553	553	0	0	0	0	0
	定量分析 複雑でないもの	1,106	1,106	0	0	0	0	0
	定量分析 複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
	定量分析 特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
	定量分析 特殊なもの	0	0	0	0	0	0	0
	定量分析 消毒副生成物	0	0	0	0	0	0	0
	BOD試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0
	BOD試験 複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
	有害性物質試験 内分泌かく乱科学物質	0	0	0	0	0	0	0
計		1,659	1,659	0	0	0	0	0
省略不可細菌試験 (一般細菌及び大腸菌)		0	0	0	0	0	0	0
細菌及び生物試験 複雑でないもの		1,376	1,336	0	0	0	0	40
細菌及び生物試験 複雑なもの		81	81	0	0	0	0	0
細菌及び生物試験 特に複雑なもの		130	130	0	0	0	0	0
細菌及び生物試験 特殊なもの		0	0	0	0	0	0	0
下水又は廃水 (レジオネラ検査 浴槽水、プール水、給湯水)		878	872	6	0	0	0	0
下水又は廃水 (レジオネラ検査 冷却塔水、その他)		80	74	5	0	0	0	1
遺伝子検査 (PCR一回法)		170	25	9	0	0	0	136
クリプトスポリジウム等原虫検出検査 (環境水)		36	28	0	4	0	0	4
クリプトスポリジウム等原虫検出検査 (飲料水)		44	28	0	8	0	0	8
空中落下細菌数		0	0	0	0	0	0	0
空中浮遊細菌数		0	0	0	0	0	0	0
害虫検査 複雑でないもの		5,329	1,260	7	0	0	0	4,062
害虫検査 複雑なもの		0	0	0	0	0	0	0
おしぼり衛生検査		0	0	0	0	0	0	0
計		8,124	3,834	27	12	0	0	4,251
放射能検査等		5,047	3,100	0	0	0	1,947	0
合計		41,140	31,965	61	12	0	1,947	7,155

1 1 生体影響研究科検査実績表

(1) 東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則別表第一に項目のある検査

項目	総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	その他
定性分析	0	0	0	0	0	0
発熱性物質試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0
発熱性物質試験 複雑なもの	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

(2) 東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則別表第一に項目のない検査

項目	総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	その他
危険ドラッグ試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0
危険ドラッグ試験 複雑なもの	19,408	19,408	0	0	0	0
細胞毒性試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0
細胞毒性試験 複雑なもの	3	2	1	0	0	0
大気汚染物質試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0
大気汚染物質試験 複雑なもの	4380	4,380	0	0	0	0
合計	23,791	23,790	1	0	0	0

第5節 精度管理調査事業

精度管理調査は、精度管理実施機関が試験検査機関に試料を配付し、その試料の試験検査の結果を評価し、試験検査上の問題点を把握・改善することにより、各機関の試験検査精度の維持、向上を図ることを目的に実施している。

「東京都衛生検査所精度管理調査」、「東京都水道水質管理計画に基づく水道水質検査機関に対する精度管理調査」、「都区精度管理調査」の令和4年度実績は下記のとおりである。

1 東京都衛生検査所精度管理調査

福祉保健局医療政策部の事業に基づき、東京都医師会等と協力して都内の登録衛生検査所等、合計103施設を対象に「東京都衛生検査所精度管理調査」を実施した。

(1) オープン方式及びブラインド方式による調査

当センターから直接試料を配付するオープン方式による調査と、医療機関を通じて試料を配付し、調査であることを伏せて行うブラインド方式による調査を行った。遺伝子検査は、新型コロナウイルスの病原体核酸検査とし、オープン方式とブラインド方式で行った。

区 分	オープン方式	ブラインド方式 (延べ)
生 化 学 的 検 査	43 施設	23 施設
血 液 学 的 検 査	45 施設	22 施設
免 疫 学 的 検 査	39 施設	23 施設
微 生 物 学 的 検 査	20 施設	15 施設
遺 伝 子 検 査	54 施設	8 施設

(2) 細胞診、病理組織及び寄生虫学的検査については、以下の調査をオープン方式調査と同時期に実施した。

区 分	実施施設数
細胞診検査実施状況調査	17 施設
細胞診検査標本抜き取り調査	16 施設
病理組織検査実施状況調査	15 施設
病理組織検査標本作成技術調査	15 施設
病理組織検査標本抜き取り調査	13 施設
寄生虫学的検査	12 施設

2 東京都水道水質管理計画に基づく水道水質検査機関に対する精度管理調査

都内の水道事業者(東京都水道局を含む)及び都内を営業区域とする水道法第20条に基づく厚生労働大臣登録検査機関(以下、検査機関)における水質検査の信頼性の確保及び向上を図るため、環境衛生研究科が主体となり、これらの検査機関に対して外部精度管理調査を実施し、その結果について講評会を開催している。令和4年度は、無機物としてフッ素及びその化合物(以下、フッ素)、有機物としてシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン(以下、1,2-ジクロロエチレン)を対象項目とした。フッ素の参加検査機関数は37機関で、全参加機関が評価基準を満たしていた。また、1,2-ジクロロエチレンの参加検査機関数は36機関で、そのうち1機関が評価基準を満たさなかったため、原因究明及び改善報告書の提出を求めた。本調査の実施結果については、講評会にて報告を行うとともに、東京都健康安全研究センターのホームページ(水道水質精度管理)にて公表した。

3 都区精度管理調査

都区協定に基づく都及び区の保健衛生検査機関を対象とした「都区精度管理調査」を実施した。当センター及び区職員からなる専門委員会が作成した精度管理調査計画に基づき、担当研究科を中心に精度管理試料の調製及び配付、結果の解析を行い、参加機関を対象として講評を行った。

項 目		特別区	都	担当研究科
腸内細菌	赤痢菌、チフス菌・パラチフスA菌を除くサルモネラ及び腸管出血性大腸菌(O157、O26及びO111)の分離・同定	施設 15	施設 5	食品微生物研究科
水質	塩化物イオン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、TOC、過マンガン酸カリウム消費量、鉄、亜硝酸態窒素の定量試験(全て自由参加)	8	1	環境衛生研究科
食品化学	着色料(食用赤色3号、黄色5号及び青色2号)の定性試験(全て自由参加)	7	1	食品添加物研究科
食品細菌	細菌数の測定、大腸菌群及びサルモネラの検出	15	1	食品微生物研究科
合 計		45	8	

第6節 病原体レファレンス事業

地方衛生研究所は、地方衛生研究所設置要綱（昭和51年9月10日付厚生事務次官通知（厚生省発衛第173号））に基づき、試験検査に不可欠な標準品及び標準株を確保・提供するレファレンスセンターとしての役割を担うこととされている。当センターにおいても平成20年度から新規事業として病原体レファレンス事業を立ち上げ、都内で発生する感染症の病原体を積極的に収集し、当該病原体を分析して遺伝子変異、薬剤耐性や流行菌型の変化等を解明することで、有効な感染拡大防止対策や予防措置に資する情報を都民や医療機関等に提供している。

1 病原体レファレンス事業の概要

(1) 協力医療機関からの病原体収集事業

感染症法第12条第1項に規定する届出対象感染症以外の病原体であって、かつセンターが指定する病原体が協力医療機関の検査により分離された場合、センターが当該病原体を収集し、疫学解析を実施する。協力医療機関として、都立病院及び公益財団法人東京都保健医療公社病院と協定を締結し、事業協力を受けている。また、事業の開始に当たっては、当センター及び各協力医療機関の倫理審査委員会による審査・承認を得た。令和4年度に収集した病原体は表1のとおりである。

(2) 都区市保健所の積極的疫学調査の一環として実施される病原体検査の支援事業

都内で特異的な感染症の流行が観測された場合には、必要なサンプル数を確保し、全都又は特定地域における疫学的解析を実施する必要がある。そこで、保健所の積極的疫学調査として実施される病原体検査の一部について、病原体の運搬、検査及び疫学的解析を当センターが担当し、総合的な解析を行う。

(3) 病原体所持機関とその都度連携し、情報共有及びレファレンス機能強化に資する病原体を収集する事業

他自治体の地方衛生研究所や国立感染症研究所等の病原体所持機関とその都度協議し、当該機関の協力のもと、当センターのレファレンス機能強化に資する病原体の収集・解析等を行う。

(4) 協力医療機関又は保健所等と連携し、生体試料・疫学情報を収集する事業

感染症が発生し、診断確定のための生体試料の検査や疫学情報の解析等が必要と認められる場合、関係する医療機関や保健所等と協議し、生体試料等の検査・分析を行う。

2 事業結果

(1) 協力医療機関からの病原体収集事業

本事業で収集した病原体の概要を表1に示した。収集した病原体は、微生物部各研究科で解析し、その結果は、協力医療機関にその都度、検査成績として提供した。また、病原体の疫学的解析結果のまとめは、当センターのホームページ（<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/epid/>）に、東

京都微生物検査情報等として提供している。

表1 協力医療機関等から収集した病原体の概要（令和4年4月～令和5年3月）

対象病原体	収集菌株数
1 溶血性レンサ球菌（劇症型溶血性レンサ球菌を除く。）	12
2 肺炎球菌（侵襲性を除く。）	1
3 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（感染症由来菌株を除く。）	0
4 髄膜炎菌（侵襲性を除く。）	1
5 カンピロバクター	66
6 大腸菌（下痢症患者由来とし、腸管出血性大腸菌を除く。）	69
7 サルモネラ	27
8 ビブリオバルニフィカス	0
9 エルシニア	4
10 リステリア	0
11 コリネバクテリウム・ウルセランス	0
12 インフルエンザ菌（侵襲性を除く。）	0
13 その他協力医療機関等の院内検査で、菌種等の同定が困難なもの（センターとの事前協議を経たものに限る。）	28

(2) 都区市保健所の積極的疫学調査の一環として実施される病原体検査の支援事業

ウイルス検査では、積極的疫学調査として実施された麻しん及び風しん検査の陰性例を対象に類症鑑別検査を実施した。検査陰性例 34 検体について遺伝子検査を行った結果、ヒトヘルペスウイルス 6 型の遺伝子が 2 検体から検出された。

(3) 病原体所持機関とその都度連携し、情報共有及びレファレンス機能強化に資する病原体を収集する事業

他自治体の地方衛生研究所、特別区の衛生検査機関等と連携し、サルモネラ43株を収集、型別試験及び薬剤感受性試験を行った。このほか、カルバペネム耐性疑い腸内細菌科細菌及びメチシリン感受性黄色ブドウ球菌の型別試験を行った。

第 2 章 広域監視部門

第1節 業務の内容

概 況

1 食品監視指導

食品衛生の分野では、平成30年6月、食品衛生法の一部を改正する法律が公布され、営業許可業種の再編、営業届の新設、HACCPに沿った衛生管理の制度化の他、食品のリコール情報の報告制度等が新たに制定された。

食品表示制度については、平成27年4月、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合した食品表示法が施行された。平成31年4月、食品表示基準の改正により、加工食品の原料原産地表示制度が施行された。

また、近年の食品安全に関する諸課題を整理し、都民の意見や国の動きを踏まえ、令和3年3月に東京都食品安全条例に基づき、東京都食品安全推進計画が改定された。

当センターでは食品衛生法の改正及び食品表示法等に対応した監視体制を整備するとともに、HACCPに沿った衛生管理の制度化では、大規模製造業や問屋業に対し、自主的衛生管理の水準向上のため、事業者の衛生レベルに則したHACCP定着への技術的支援を行っている。一方、輸入業に対しては自主管理向上の動機付けと技術的支援を行う「自主管理推進事業」について引き続き実施している。また、都内に流通する食品の細菌検査、添加物や残留農薬、放射性物質等の検査の他、食品製造施設における食物アレルギー対策等を実施している。

2 薬事監視指導 医療機器監視

薬事衛生の分野では、平成17年4月から、市販後安全対策の充実・強化、医療機器に係る安全対策の見直し等に係る規定が全面施行となり、新たに都道府県事務として、医薬品等製造販売業や医療機器販売業に許可制が導入された。

また、青少年の間にまで蔓延する覚醒剤や違法（脱法）ドラッグなどの薬物乱用防止が急務となっていたことから、「東京都薬物の濫用防止に関する条例」が公布、平成17年4月から施行され、6月には条例に基づく知事指定薬物が指定され、販売等が規制された。その後、薬事法が改正され、平成19年4月から法律による指定薬物として販売等が規制されることとなった。

平成24年4月の組織改正により、薬務課から医薬品等の製造販売業、製造業、修理業、配置販売業の許認可事務及び毒物劇物製造業、輸入業、特定毒物研究者の登録等事務が移行し、許可・登録から監視指導まで一貫した業者指導を行っている。

医薬品等による保健衛生上の危害を未然防止するとともに、医療機器の特性に合わせた規定を設け、さらに再生医療等製品を規制対象として新たに定義するため、薬事法が改正され平成26年11月25日から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」となった。

3 建築物監視指導

建築物衛生の分野では、中央式給湯設備や雑用水（再生水）使用施設の増加、レジオネラ属菌やホルムアルデヒド等新たな健康被害の発生、個別式空調管理方式の増加、ねずみ昆虫等対策における「総合的防除（IPM）」の導入など新たな規定整備が必要となり、平成14年に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「建築物衛生法」という。）の政省令が大幅に改正された。

平成22年には、特定建築物の維持管理権原者を明確にするため同政省令が改正された。

建築物事業登録制度については、平成13年の建築物衛生法の改正により新たに2業種が追加され、現在8業種の登録を行っている。

また、設計段階から健康で快適なビル環境を確保するため「建築基準法第93条第5項及び第6項に基づき保健所長が行う建築確認申請時審査及び指導に係る事務手続要領」に基づき、建築確認時の図面審査指導を行っているところであるが、平成24年に具体的な指導事項を定めた「ビル衛生管理の建築確認申請時審査に係る指導要領」の一部改正を行っている。

第2節 食品監視第一課・食品監視第二課

1 食品機動監視班等の沿革等

(1) 沿革

昭和45年4月、都の食品機動監視班は、都民の生命に係わる食生活の安全確保を図るため、全国に先駆けて設置された。

当時は、人工甘味料のサイクラミン酸塩（チクロ）や合成着色料赤色103号（エオシン）等、食品添加物の安全性が社会的に問題視され始めた時期であった。また、カネミ油症事件や森永ヒ素ミルク中毒事件等、食品に起因する事故が多発した時代でもあった。

このことから、食品衛生に関する諸問題を解決するために、機動力をもち、保健所の行政区域を越えて緊急的・広域的な監視を行う組織として設置されたのが食品機動監視班である。

それ以降、食品衛生行政を取り巻く環境の変化に応じ、表1に示した組織改変を経て、現在は食品監視第一課・食品監視第二課の2課体制（輸入食品監視担当2個班、食品機動監視担当8個班、市場監視担当4個班、ハサップ指導担当1個班、食品表示監視担当2個班）となっている。

表1 食品機動監視班等の沿革

年月	組織体制	食品衛生行政を取り巻く環境
昭和45年4月	食品機動監視班設置 ・1個班あたり食品衛生監視員3名、運転手1名 ・23区内の保健所7か所、多摩地区の保健所3か所の計10所に分駐	食品添加物に対する安全性が問題視。食品に起因する事故の多発
昭和50年4月	都の食品衛生監視員の身分に加え特別区の食品衛生監視員の身分を併任	食品衛生行政の一部が特別区へ移管。広域監視実施要綱施行
昭和54年4月	併任解除	
昭和56年4月	業務の見直しによる減員 ・1個班あたり食品衛生監視員2名、運転手1名 ・特別区内の保健所7か所、多摩地区の保健所3か所の計10所に分駐	特別区の検査体制等整備に伴い、都の補完的業務を終了
昭和62年4月	業務の集中化による組織改変 ・特別区内の7個班を3分室に集中・統合 ・3分室及び多摩地区の3分駐在保健所に副主幹を配置	輸入食品の増大、食品製造技術の高度化
平成2年4月	輸入食品監視班設置 ・食品衛生監視員3名	平成元年9月、「食品安全条例制定」の直接請求
平成2年8月	食品環境指導センター設置 ・食品環境指導センター（特別区内）：食品機動監視班7個班、輸入食品監視班1個班 食品環境指導センター多摩支所（多摩地区）：食品機動監視班3個班	有害食品等のより迅速な排除、輸入食品の根元での専門監視を実施
平成7年4月	業務見直し ・特別区内食品機動監視班7個班：1個班あたり3名⇒2名へ	
平成14年4月	東京都食品指導センターと改称 ・特別区内食品機動監視班は6個班に	JAS法に基づく監視権限の付与
平成15年4月	健康安全研究センター設置 ・広域監視部食品監視指導課：特別区内食品機動監視班6個班、輸入食品監視班2個班 ・多摩支所広域監視課：多摩地区食品機動監視班2個班、市場監視班4個班、ハサップ指導班1個班	危害発生未然防止型の安全対策実現のため、食と薬に係る監視・検査・研究体制の一元化
平成21年4月	業務見直し ・輸入食品監視班：2個班⇒3個班へ	
平成24年4月	組織改正 ・広域監視部食品監視指導課→広域監視部食品監視第一課 ・食品監視第一課内に食品表示監視班設置（2個班） ・多摩支所広域監視課→広域監視部食品監視第二課	平成23年7月、米トレ法に基づく産地情報の伝達制度開始
平成25年4月	業務見直し ・輸入食品監視班：3個班⇒2個班へ	

(2) 事業概要及び実績

主な業務内容は、大規模製造業、食品流通拠点、輸入業・倉庫業、多摩地区の市場等に対する監視指導、広域流通食品の収去検査、表示検査である。また、緊急に有害食品等を排除する事態が生じた場合に備え、「緊急監視」の出動体制を整えている。そのほか、食品による危害の未然防止と食品の規格基準設定に向けた情報を収集するための先行調査、衛生講習会等の普及啓発等業務は多岐にわたる。

過去3年間の事業実績は表2のとおりである。

表2 年度別事業実績（令和2年度～令和4年度）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
有害食品等 監視指導	収去検査品目数	36,610	41,055	43,011
	〔規模数／執行率〕	[47,000/77.9%]	[47,000/87.4%]	[47,000/91.5%]
	〔違反数／違反率〕	[14/0.04%]	[10/0.02%]	[23/0.05%]
食品等表示 監視指導	表示検査実施数	362,392	364,969	419,342
	〔規模数／執行率〕	[421,000/86.1%]	[409,400/89.1%]	[409,400/102.4%]
	〔違反数／違反率〕	[1,074/0.30%]	[745/0.20%]	[1,203/0.29%]
牛乳等検査	収去検査品目数	1,592	1,992	2,513
	〔違反数／違反率〕	[0/0.00%]	[0/0.00%]	[0/0.00%]
普及啓発（衛生講習会等）		950人 (34回)	992人 (25回)	637人 (22回)
職場内実務研修等		49人 (2回)	136人 (3回)	76人 (4回)

※現場で発見した違反を含む。

※講習会等はweb開催及び書面開催を含む。

(3) 特別区、八王子市及び町田市との役割分担

都と特別区における広域監視事業の役割分担は、「保健衛生事務事業に関わる都区協定」に基づく「広域監視実施要綱」により規定されている。広域監視実施要綱及び都区協定の仕組みについては、第3編参考資料を参照のこと。

都と八王子市、都と町田市についても、同様の協定を制定している。

(4) 都保健所との役割分担

施設等の監視指導等を行うに際して、令和3年3月26日付2福保健食第2308号に基づき、表3のとおり都保健所との役割分担を明確にして対応している。

表3 都保健所と健康安全研究センター広域監視部との役割分担について

令和3年6月1日現在

	営業の許可、届出等	食中毒調査	健康被害情報の届出	不利益処分 ※4	苦情処理 ※5	違反処理	監視、収去	自主回収情報の届出
大規模製造業	保健所 ※1	保健所 ※2	保健所 ※3	保健所	広域監視部	広域監視部	広域監視部 ※6	広域監視部 ※7、8
乳処理業、乳製品製造業及び 総合衛生管理製造過程承認施設	保健所 ※1	保健所 ※2	保健所 ※3	保健所	広域監視部	広域監視部	広域監視部 ※6	広域監視部 ※7、8
卸売市場内施設 (多摩地区)	保健所 ※1	保健所 ※2	保健所 ※3	保健所	広域監視部	広域監視部	広域監視部 ※6	広域監視部 ※7
食品等の問屋業及び 流通センター等	保健所 ※1	保健所 ※2	保健所 ※3	保健所	広域監視部	広域監視部	広域監視部 ※6	広域監視部 ※7
食品等の輸入業、輸入 食品等を保管する倉庫業	保健所 ※1	保健所 ※2	保健所 ※3	保健所	広域監視部	広域監視部	広域監視部 ※6	広域監視部 ※7
上記以外の施設	保健所	保健所	保健所	保健所	保健所	保健所	保健所	保健所

※1 保健所と広域監視部は、必要に応じて、営業許可に係る申請（施設設備の大型の変更を含む。）や施設設備の指導状況等について情報を共有し、円滑な許可更新等に努めること。

※2 食中毒調査における施設調査については、必要に応じて、広域監視部と連携して行うこと。

※3 広域監視部が担当する施設から健康被害情報の届出を受けた際は、広域監視部と情報共有すること。

※4 食中毒事件に関する不利益処分は保健所で処理すること。

※5 苦情の受付や苦情者説明については、苦情者住所地を所管する保健所で対応すること。

※6 広域監視部が担当する施設の食品衛生監視票の採点は、広域監視部で対応すること。

※7 広域監視部が担当する施設について、自主回収情報届出に係る国システムからのメールは保健所に送付されるので、広域監視部にメールを転送する等連携して行うこと。

※8 同一施設内に所在する当該事業者の本社等が、他の製造工場の製品に関して自主回収を行う場合等も、広域監視部で対応すること。

2 令和4年度事業内容

(1) 年間事業計画

食品等による健康被害を未然に防止するため、食品機動監視班等の有する高度専門性・機動性を活かした広域的な監視指導を表4の年間事業計画に基づき実施している。

表4 健康安全研究センター食品衛生監視指導計画（令和4年度）

事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大規模製造施設	菓子製造業	←										
	そう菜製造業	←										
	めん類製造業	←										
	添加物製造業	←										
	つげ物製造業	←										
	乳処理業	←										
	冷凍食品製造業	←	→									
	清涼飲料水製造業	←	→									
	豆腐製造業	←	→									
	水雪製造業	←	→									
	水産製品製造業	←	→									
	酒類製造業	←	→									
	乳製品製造業	←	→									
	アイスクリーム類製造業	←	→									
	あん類製造業	←	→									
	密封包装食品製造業	←	→									
	みそ又はしょうゆ製造業	←	→									
	調味料等製造・加工業	←	→									
	食肉処理業（食鳥含む）	←	→									
	食肉製品製造業	←	→									
	食用油脂製造業	←	→									
食品流通拠点	夏期 - 斉監視指導											
卸売市場	年末 - 斉監視指導											
食品等の輸入業・倉庫業	夏期 - 斉監視指導											
食品の適正表示等調査	夏期 - 斉監視指導											
先行調査	食品等の安全確認及び安全基準設定等のための調査を実施する。											
緊急監視等	広域性がありかつ緊急に有害食品等の排除を要する場合に実施する。											
HACCPの取組	事業者の衛生管理状況を把握し、HACCPに沿った衛生管理の取組支援を行い、自主的衛生管理の水準向上を図る。											
表示検査	食品表示法及び米トレーサビリティ法に基づく監視指導を実施する。											
食品汚染調査	PCB、水銀に関する検査を実施する。											
輸入食品対策	残留農薬、放射能、理化学検査等について実施する。											

(2) 各監視事業と実績

令和4年度の業態別立入等件数は表5のとおりであり、食品分類別の検査項目数及び違反件数は表6のとおり、原産国食品分類別の検査件数及び違反件数は表7のとおりであり、違反内容の詳細については表8のとおりである。また、食品表示検査結果は表9のとおりである。

表5 業態別立入等件数（令和4年度）

業態別立入件数

業種	立入 軒数	立入 延軒数	収去軒数 (買上含む)	法違反 (収去)軒数
合計	6,106	22,871	637	7
製造業	755	2,097	193	2
輸入業	245	247	10	0
倉庫業	54	59	42	0
問屋・卸売業、その他	316	750	26	0
販売業	3,318	14,440	352	5
調理営業	1,418	5,278	14	0

(1) 製造業・処理業（改正前食品衛生法等）

業種	立入 許可数	立入 延許可数	
合計	882	1,568	
食品衛生法52条 合計	808	1,395	
菓子製造業	パン製造業	63	110
	生菓子製造業	71	88
	その他	109	245
あん類製造業	9	12	
アイスクリーム類製造業	5	9	
乳処理業	12	15	
乳製品製造業	43	56	
食肉処理業	73	88	
食肉製品製造業	37	43	
魚肉ねり製品製造業	6	6	
食品の冷凍業	71	86	
食品の冷蔵業	22	106	
清涼飲料水製造業	33	43	
乳酸菌飲料製造業	5	6	
氷雪製造業	3	3	
食用油脂 製造業	動物性油脂	2	3
	植物性油脂	7	10
マーガリン又はショートニング製造業	1	2	
みそ製造業	1	1	
しょう油製造業	0	0	
ソース類製造業	13	18	
酒類製造業	8	10	
豆腐製造業	9	32	
納豆製造業	1	2	
めん類製造業	18	21	
そうざい製造業	170	359	
かん詰又はびん詰食品製造業	9	13	
添加物製造業	7	8	
旧食品製造業等取締条例 合計	74	173	
つけ物製造業	15	17	
製薬材料等製造業	3	5	
粉末食品製造業	3	4	
そう菜半製品等製造業	7	11	
調味料等製造業	19	23	
魚介類加工業	27	113	
液卵製造業	0	0	
許可を要しない製造業 合計	0	0	
製粉・精米・製麦	0	0	
添加物製造業	0	0	
器具・容器包装・おもちゃ製造業	0	0	
その他	0	0	

(2) 販売業（改正前食品衛生法等）

業種	立入 許可数	立入 延許可数
食品衛生法52条 合計	1,712	5,733
食肉製造業	728	2,049
魚介類せり売り営業	17	169
魚介類販売業(一般)	960	3,499
魚介類販売業(自動車)	7	16

(3) 調理営業（改正前食品衛生法等）

業種	立入 許可数	立入 延許可数
合計	1,499	4,279
飲食店(弁当)	495	727
飲食店(そう菜)	502	1,128
その他	502	2,424

※令和3年6月1日の食品衛生法改正により、新たな許可制度が施行されたため改正前の食品衛生法等に基づく施設((1)~(3))と改正後の食品衛生法に基づく施設((4)~(6))に分けて集計を行っている。

※令和3年6月1日、東京都食品製造業等取締条例は廃止されたが、令和6年5月31日まで新法適用の経過措置期間であり、業態を把握するため便宜的に計上している。

(4) 製造業・処理業（改正後食品衛生法）

業種	立入 許可数	立入 延許可数
合計	525	1,718
食品衛生法55条 合計	411	1,394
乳処理業	4	6
食肉処理業	31	62
菓子製造業	111	435
アイスクリーム類製造業	4	8
乳製品製造業	9	14
清涼飲料水製造業	11	12
食肉製品製造業	24	60
水産製品製造業	24	103
氷雪製造業	3	4
液卵製造業	1	1
食用油脂製造業	4	4
みそ又はしょうゆ製造業	0	0
酒類製造業	3	4
豆腐製造業	14	74
納豆製造業	2	2
麺類製造業	22	124
そうざい製造業	95	388
複合型そうざい製造業	15	15
冷凍食品製造業	14	53
複合型冷凍食品製造業	4	4
漬物製造業	2	2
密封包装食品製造業	3	5
食品の小分け業	11	14
添加物製造業	0	0
食品衛生法57条 合計	114	324
添加物製造・加工業	0	0
いわゆる健康食品の製造・加工業	12	16
コーヒー製造・加工業(飲料を除く)	0	0
農産保存食料品製造・加工業	13	48
調味料製造・加工業	25	64
糖類製造・加工業	0	0
精穀・製粉業	5	6
製茶業	16	116
海藻製造・加工業	0	0
卵選別包装業	8	15
器具・容器包装の製造・加工業 (合成樹脂製に限る)	0	0
その他の食料品製造・加工業	35	59

(5) 販売業（改正後食品衛生法）

業種	立入 許可数	立入 延許可数
合計	3,889	15,499
食品衛生法55条 合計	614	1,761
食肉販売業	267	785
魚介類販売業	346	975
魚介類競り売り営業	1	1
食品衛生法57条 合計	3,275	13,738
食肉販売業(包装)	198	1,003
魚介類販売業(包装)	191	922
乳類販売業	624	1,191
氷雪販売業	32	150
弁当販売業	8	9
野菜果物販売業	579	2,413
米穀類販売業	56	311
通信販売・訪問販売	0	0
コンビニエンスストア	1	1
百貨店、総合スーパー	515	1,058
自動販売機による販売業(下記を除く)	16	91
その他の食料・飲料販売業	1,055	6,589

(6) 調理営業（改正後食品衛生法）

業種	立入 許可数	立入 延許可数
合計	525	1,978
食品衛生法55条 合計	472	1,700
飲食店(一般)	415	1,576
飲食店(集団給食)	0	0
飲食店(自動車)	0	0
調理機能を有する自動販売機	57	124
食品衛生法57条 合計	53	278
コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	53	278

表6 食品分類別検査項目数及び違反件数（令和4年度）

	検査項目数		違反件数		違反件数内訳				輸入食品（抜粋）				
	検査品目数	検査項目数	検査項目数内訳		違反件数	検査結果に基づく違反件数内訳			輸入食品検査項目数	輸入食品の違反件数			
			理化学検査	細菌検査		小計	食品添加物	残留農薬・動物用医薬品			その他	細菌検査	現場で発見した違反
合計	3,382	43,011	32,676	10,335	23(1)	8	2	5	1	0	15	18,048	9(1)
魚介類	188	973	586	387								209	
魚介加工品	167	1,368	629	739								41	
無加熱採取冷凍食品	16	391	262	129	1							125	
加熱後採取凍結前加熱冷凍食品	14	355	244	111								112	
加熱後採取凍結前未加熱冷凍食品	31	858	556	302								387	
生食用冷凍鮮魚介類	5	42	24	18								42	
肉・卵類及びその他の加工品	289	10,597	7,894	2,703	1	1						5,482	
牛乳・加工乳・その他の乳	119	659	629	30									
牛乳製	287	1,695	1,387	308								644	
乳類加工品	8	139	85	54									
アイスクリーム類・氷菓子	1	20	18	2								20	
穀類及びびその加工品	284	1,555	1,387	168								438	
野菜類・果実及びびその加工品	1,153	13,605	11,710	1,895	14(1)	7	2	4	1			9,237	9(1)
菓子類	185	3,220	2,059	1,161	1							92	
清涼飲料水	147	1,227	1,071	156								69	
酒精飲料	15	148	133	15								53	
氷雪	7	7	7	7									
水	5	7	2	5									
調味料	129	1,878	1,252	626								366	
そうざい類及びびその半製品	122	2,223	1,193	1,030								33	
その他の食品	197	2,027	1,538	489	1							695	
化学的合成品及びその製剤													
その他の添加物	2	4	4										
器具及び容器包装	11	13	13									3	
おもちゃ													

※表中（ ）内の数字は他自治体等からの通報により対応した件数（再掲）

表7 原産国・食品分類別検査・違反件数（令和4年度）

検査品目数	アジア・オセアニア・中東										ヨーロッパ							南北アメリカ				アフリカ		不明													
	日本	インド	マレーシア	オーストラリア	タイ	ニューギニア	フィリピン	ベトナム	韓国	台湾	中国	その他(アジア・オセアニア・中東)	イタリ	オランダ	スペイン	デンマーク	ドイツ	ハンガリー	フランス	ベルギー	ポーランド	その他(ヨーロッパ)	アメリカ		カナダ	チリ	ブラジル	メキシコ	その他(南北アメリカ)	南アフリカ	その他(アフリカ)						
合計	3382(23)	2545(13)	3	0	36(2)	51(1)	29	39	9	3	155(1)	22(2)	7	61	10	24	13	14	4	46	9	4	31	89	36(1)	26	17(1)	48	26(1)	13	3	1(1)					
魚介類	169								1							1						5			12												
魚介加工品	165							1														1															
肉・卵類及びその加工品	198(1)		15	3						3						9	5	1	3					12	13	1	15	11									
乳・加工乳	119																																				
乳製品	209		1			2							14	8		4	3	26	1			11		8													
乳類加工品	8																																				
アイスクリーム類・氷菓	1					1																															
穀類及びその加工品	284(5)	235(5)	1	1	5		1	1		8	1	3	12										10	1													
野菜・果物及びその加工品	1153(4)	656(4)	2	19(2)	41(1)	26	39	6	9	2	118(1)	19(2)	3	20	2	3	3	8	1	11	4	3	7	54	18(1)	9	1(1)	37	16(1)	12	3	1(1)					
冷凍食品	66(1)	41(1)						1		10			1										1	1	4												
菓子類	185(1)	180(1)																					3	2													
そうざい類及びその半製品	122	121																																			
調味料	129	108												8		1	1	1	1																		
清涼飲料水	147	137																																			
酒類	15	12																																			
氷雪	7	7																																			
水	5	5																																			
その他の食品	197(1)	164(1)			2					11	1	1	5			3	1	2	1						4	1											
化学的合成品及びその製剤																																					
その他の添加物	2	2																																			
器具容器包装	11	8								3																											
おもちゃ																																					

その他(アジア・オセアニア・中東)・・・イスラエル、インドネシア、スリランカ、トルコ、ミャンマー
 その他(ヨーロッパ)・・・アルバニア、ギリシャ、クロアチア、スイス、セルビア、ノルウェー、ブルガリア、ポルトガル、ラトビア、ロシア
 その他(南北アメリカ)・・・アルゼンチン、エクアドル、ハイチ、その他、ペルー
 その他(アフリカ)・・・エスワティニ(旧スワジランド)、チュニジア、モロッコ
 ()は違反件数

表8 違反内容

違反条項		品名	違反概要	原産国
食品衛生法 第12条	他の自治体等からの 通報によるもの	Avocado oil Powder	指定外添加物であるTBHQを134 μg/g 検出	ブラジル
小計 () は輸入品の再掲 1(1)				
食品衛生法 第13条	検査の結果違反が 判明したもの	ぶどう (クリムゾン)	ピフェントリン1.1 ppmを検出	オーストラリア
		スナップエンドウ	プロピコナゾールを0.18ppm、ジニコナゾールを 0.10ppm検出	中国
		シアン化合物含有バター豆	シアン化合物をシアン化水素として540ppm検出	ミャンマー
		フルーツ卵	ドキシサイクリンを0.01ppmを検出	日本
		スナップエンドウ	プロピコナゾールを0.30ppm、ジニコナゾールを 0.27ppm検出	タイ
		レンズ豆	トリフロキシストロピンを0.02ppm検出	カナダ
小計 () は輸入品の再掲 6(5)				
食品表示法 第5条	検査の結果違反が 判明したもの	ネーブルオレンジ	防かび剤の用途名および物質名の表示欠落	オーストラリア
		ビール	原料原産地名及び製造所の所在地の欠落	日本
	現場で違反を発見 したもの	ビール	原料原産地名及び製造所の所在地の欠落	日本
		煎茶	①原料原産地名の事項名を原産国と表示 ②加工所所在地及び加工者の名称の欠落	日本
		粉茶	①原料原産地名の事項名を原産国と表示 ②加工所所在地及び加工者の名称の欠落	日本
		玄米の素	①原料原産地名の事項名を原産国と表示 ②加工所所在地及び加工者の名称の欠落	日本
		紅茶	①原産国名の誤表記 (スリランカをセイロンと表示) ②加工所所在地及び加工者の名称の欠落	スリランカ
		コーヒー	①原産国名をハイチ他と表示 ②加工者の名称の欠落 (省略して表示)	ハイチ他
		表茶	①原材料名の誤表記 (茶と表示) ②原料原産地名の事項名を原産国と表示	日本
		むぎ茶	①原料原産地名の事項名を原産国と表示 ②加工所所在地及び加工者の名称の欠落	日本
		焼きのり	①原料原産地名の事項名を原産国と表示 ②加工所所在地及び加工者の名称の欠落	日本
		緑茶	加工所所在地及び加工者の名称の欠落	日本
		明太子ソース	食品の品質表示「調理冷凍食品」の「原材料配合割合」の未記載	日本
		カフェインレスインスタント コーヒー	製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏 名又は名称の欠落	不明
		デカフェコーヒー	製造者の住所の欠落、賞味期限の表示方法が不適切、 原料原産地表示の表示方法が不適切 (疑い)	日本
パウンドケーキ	着色料の物質名表示漏れ	日本		
小計 () は輸入品の再掲 16(3)				
合計 () は輸入品の再掲 23 (9)				

※ 現場で発見した違反は、違反通報した事案のみ計上

表9 食品表示検査件数（令和4年度）

	検査品目数	違反・不適正表示品目数	内訳 (複数計上可)															内訳 (複数計上可)					
			違反・不適正表示品目数	衛生事項			品質事項					保健事項			措置した品目数	文書指導	口頭指導	その他					
				無表示	期限表示	食品添加物	その他	生鮮食品の原産地	加工食品の原料産地	輸入加工食品の原産国	その他	栄養成分表示	機能性表示	その他									
																			違反・不適正表示品目数	無表示	期限表示	食品添加物	その他
合計	419,342	28,674	2,877	190,968	144	1,203	316	74	71	116	464	144	5	338	54	0	2	1,203	0	1,199	5		
加工食品※1	農産物	1	1,935		839																		
	麦類	1	1,935		839																		
	粉類	2	7,517	468	13	4,662	2	2										2			2		
	でん粉	3	1,331	225		678	1	1										1			1		
	野菜加工品	4	21,414	3,128		13,522	7	26	13	1			3		9	1		26			25	1	
	果実加工品	5	16,759	1,915		10,641	2	10	5				2		6			10			10		
	茶、コーヒー及びココアの調製品	6	6,315	18	64	2,557		15		2	8		6	2	10			15			13	2	
	香辛料	7	4,249			1,625																	
	めん・パン類	8	15,153	1,463		13,737	5	7	2		1		3		2			7			7		
	穀類加工品	9	11,110	1,421	37	8,097		12	6		3		3		3	1		12			12		
	菓子類	10	23,877	5,014	169	19,267	11	47	3		3	3	17		57			47			47	1	
	豆類の調製品	11	13,370	6,374		9,516	2	90	27		50	50	54		60	45		90			90		
	砂糖類	12	2,457	9	13	253																	
	その他の農産加工食品	13	4,065			2,067		2			1	1		1	1	1		2			2		
	畜産物	14	16,405			13,009	6	13		3	2	3			7			13			13		
	食肉製品	14	16,405			13,009	6	13		3	2	3			7			13			13		
	酪農製品	15	19,962	154	425	18,026	5	2	1						1			2			2		
	加工卵製品	16	2,508			2,348		1							1			1			1		
	その他の畜産加工食品	17	1,958			770		17					2		16			17			17		
	水産物	18	23,488		556	15,783	22	140	43	37	6	9	19	1	61	3		2	140		140		
	加工魚介類	18	23,488		556	15,783	22	140	43	37	6	9	19	1	61	3		2	140		140		
	加工海藻類	19	5,421			1,555		17	2	3	2	8	7		5	1		17			17		
	その他の水産加工食品	20	1,618			1,472		1		1								1			1		
	その他	21	18,289	1,951		13,764	8	24	13	2	2	2	5	1	9	2		24			24		
	調味料及びスープ	21	18,289	1,951		13,764	8	24	13	2	2	2	5	1	9	2		24			24		
食用油脂	22	3,494	280	80	2,029	5	3	1						2			3			3			
調理食品	23	22,529	1,773		18,049	5	42	7	19		15	13		7			42			42			
その他の加工食品	24	7,150	490	158	5,107		11		1			7		9			11			11			
飲料等	25	18,343	1,202	351	9,202	2	21	16			2	2		3			21			21			
小計	270,717	25,885	1,866	188,575	80	504	142	69	66	105		144	5	269	54		2	504		501	4		
生鮮食品※2	農産物	26	5,679			18	7					2			7			7		6	1		
	米穀	26	5,679			18	7					2			7			7		6	1		
	麦類	27	5,316	54	13	1,975																	
	雑穀	28	3,284	282																			
	豆類	29	5,909	1,253		2																	
	野菜	30	38,665	927	572	6	5	340	54			266		30				340		340			
	果実	31	26,421	273	426	2	1	149	14		5	129		4				149		149			
	その他の農産食品	32	1,573																				
	畜産物	33	19,927			20	30	90	49	3		4	32		10			90		90			
	食肉	33	19,927			20	30	90	49	3		4	32		10			90		90			
	乳	34																					
	食用鳥卵	35	4,320																				
	その他の畜産食品	36																					
水産物	37	22,231			3	79	41	1		4	26			11			79		79				
魚類	37	22,231			3	79	41	1		4	26			11			79		79				
貝類	38	5,835			5	16	9			3	4						16		16				
水産動物類	39	2,431				18	7	1			5			7			18		18				
水産動物類	39	2,431				18	7	1			5			7			18		18				
水産ほ乳動物類	40	278																					
海藻類	41	3,719																					
小計	145,588	2,789	1,011	2,003	64	699	174	5	5	11	464			69			699		698	1			
添加物	42	3,037	0	0	390	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0		

※1 食品表示基準 別表第一による。

※2 食品表示基準 別表第二による。

ア 大規模製造業及び食品流通拠点に対する監視指導

本事業については食品機動監視担当及びハサップ指導担当が中心となって実施している。(9個班)

大規模製造業(都県を越えて流通する食品等を製造する概ね従業員20名以上の施設。対象施設:590軒)に立ち入り、製造基準等の法令を遵守し、食品を衛生的な取り扱いのもとに製造しているか監視指導を行っている。特に、ハサップ指導担当は、乳処理業等の国際認証を取得する食品製造施設等を中心に監視指導を実施している。

食品の間屋、流通センター等(対象施設:1,137軒)に立ち入り、商品の適切な保存温度での保管など、食品が衛生的に管理され、取り扱われているか監視指導を実施している。

立ち入る際には、表示の監視を行うとともに、対象施設の取扱品目や衛生管理の状況を勘案しながら、食品や器具・容器包装等について収去検査を実施し、食品等の成分規格又は添加物使用基準等の違反及び不良品等の発見、排除に努めている。

また、HACCPに沿った衛生管理の制度化に応じて、事業者の衛生管理レベルに則したHACCPの導入と定着に向けた技術的支援を行うなど、衛生レベルの向上にむけた指導を実施している。

食品機動監視担当及びハサップ指導担当の立入状況等は表10のとおりである。(表5の一部再掲)

表10 立入件数(食品機動監視担当等)

業種	立入 軒数	立入 延軒数	収去軒数 (買上含む)
合計	1,593	1,987	442
製造業	358	452	181
輸入業	1	1	0
倉庫業	5	5	5
問屋・卸売業等	46	50	24
販売業	763	965	219
調理営業	420	514	13

イ 輸入業及び倉庫業等に対する監視指導

本事業については輸入食品監視担当が中心となって実施している。(2個班)

食品等の輸入業及び輸入食品等を保管する倉庫業等(対象施設:1,291軒)に立ち入り、商品の適切な保存温度での保管など、食品が衛生的に管理され、取り扱われているか監視指導を実施している。

立ち入る際には、表示の監視を行うとともに、過去の違反事例や検疫所の違反情報などに基づき、食品や器具・容器包装等について収去検査を実施し、輸入食品等が都内に流通する前段階における違反品、不良品の排除に努めている。

また、自主管理に関する点検票を用いて食品等の衛生的な取扱いや従業員の衛生教育、衛生管理の体制等の状況を把握し、その結果を踏まえて、事業者の取り組み状況に応じた指導を行っている。

輸入食品監視担当の立入状況等は表11のとおりである。(表5の一部再掲)

表11 立入件数(輸入食品監視担当)

業種	立入軒数	立入延軒数	収去軒数(買上含む)
合計	415	444	77
製造業	0	0	0
輸入業	238	239	10
倉庫業	41	41	37
問屋・卸売業等	0	0	0
販売業	136	164	30
調理営業	0	0	0

ウ 多摩地区の市場に対する監視指導

本事業については市場監視担当が中心となって実施している。(4個班)

多摩地区にある中央卸売市場(1箇所)及び地方卸売市場等(10箇所)計11箇所にある食品・添加物等の卸売業、販売業及び調理営業等(対象施設:297軒)に対し、早朝の立入を実施し、食品の取扱状況・表示等の監視と必要に応じて収去検査を実施し、市場流通における根元チェックを行っている。また、細菌検査等スクリーニング検査による衛生監視指導も併せて実施し自主的衛生管理の支援を実施している。

市場監視担当の立入状況等は表12のとおりであり(表5の一部再掲)、スクリーニング検査の実施状況は表13のとおりである。

表12 立入件数(市場監視担当)

業種	立入軒数	立入延軒数	収去軒数(買上含む)
合計	3,723	20,049	118
製造業	379	1,625	12
輸入業	0	0	0
倉庫業	6	11	0
問屋・卸売業等	244	671	2
販売業	2,217	13,103	103
調理営業	877	4,639	1

表13 スクリーニング検査実施件数

検査法	項目	検体数(品目数)	検査件数(項目数)	判定	
				良	不良
	合計	1,436	8,713	0	0
細菌検査	小計	986	8,263	0	0
	ふきとり	939	8,079		
	その他	47	184		
化学検査	小計	450	450	0	0
	残留塩素検査	181	181		
	ルミテスター	237	237		
	イムノクロマト	32	32		
	pH他	0	0		

エ 食品関連事業者に対する食品の品質等に関する表示の監視指導

本事業については、食品表示監視担当が中心となって実施している。(2個班)

都内全域を対象として、都民や農林水産省、他自治体からの通報や同位体検査等の結果に基づき、食品表示法の品質事項に係る表示の不適正が疑われる案件について、事業者に対する調査や指導を行っている。令和4年度は調査の結果、改善の指示と事業者名の公表に至ったもの及び文書による改善指導を行ったものはなかった。

また、スーパーマーケット、商店街及び産地直売所等を対象とした品質事項に係る表示の監視指導も行っている。食品表示監視担当の立入状況は表14のとおりである(表5の一部再掲)。

さらに、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティー法)に基づく表示検査については、対象事業者に対して、伝票等により取引記録の作成・保存状況を確認するとともに、事業者間や一般消費者への産地情報の伝達状況を確認している。実施状況は表15のとおりである。

表14 立入件数(食品表示監視担当)

業種	立入軒数	立入延軒数
合計	375	391
製造業	18	20
輸入業	6	7
倉庫業	2	2
問屋・卸売業等	26	29
販売業	202	208
調理営業	121	125

表15 米トレーサビリティー法に基づく表示検査件数

	立入軒数 (都域)	立入軒数 (広域)	口頭指導 軒数	内訳(再掲)	
				産地情報の 不伝達	その他
合計	174	65	64	60	28
飲食店営業施設	76	9	54	52	24
食品販売施設	96	45	9	8	3
製造業	2	11	1	0	1
問屋・卸売業・流通拠点	0	0	0	0	0
輸入業	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

3 先行調査

(1) 令和4年度先行調査結果

先行調査は、食品の安全確認及び安全基準の設定や、監視業務への応用など事業に資するため、年間を通じて各班が個々にテーマを設定し実施する調査研究である。令和4年度のテーマ及び結果の概要は表16のとおりである。

表16 令和4年度先行調査結果

No	テーマ	調査対象	調査内容
1	養殖サーモンにおける飼料由来酸化防止剤の残留実態調査について(新規)	銀鮭 9 検体、アトランティックサーモン 4 検体、トラウトサーモン 2 検体 (計 15 検体)	<p>1990 年代以降、ノルウェーやチリの海面養殖によるサーモンの流通量が増加し、生鮮魚介類の中でもサーモンは消費量の上位を占めている。日本においてもチリ、ノルウェーなどからサケ・マス類を輸入している。</p> <p>一方、魚介類(さけ目魚類)における食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の基準値は、ブチルヒドロキシアニソール(以下「BHA」という。)0.5ppm、ジブチルヒドロキシトルエン(以下「BHT」という。)10ppmに設定されている。過去の収去検査において、食品添加物として検査したチリ産の養殖サーモンから BHT が最大 0.03g/kg(≒30ppm相当)を検出した事例があり、調査の結果、飼料由来による検出の可能性が示唆された。しかし、輸入事業者への自主管理点検事業の聞き取りの範囲では、輸入事業者自らが飼料添加物について管理又は把握しているケースはほとんど確認できなかった。</p> <p>そこで今回、養殖サーモンにおける飼料由来の酸化防止剤である BHA、BHT の残留実態調査を実施した。</p> <p>調査の結果、トラウトサーモン、銀鮭においては BHA 及び BHT とともに定量下限値未満であった。一方、アトランティックサーモン 3 検体において BHA は定量下限値未満であったが、BHT は基準値超過又は基準値に近い値を検出した。</p> <p>続いて、水産物取扱い事業者に対しアンケート調査及びヒアリング調査を実施したところ、養殖場における酸化防止剤の残留対策を実施している事業者は少ないことが分かった。また、輸入元の養殖業者は主な取引先である EU やアメリカの基準に適合した管理を行っており、これらの国では魚体における BHT の残留基準は設定されていないことが分かった。そのため、日本の輸入事業者が BHT 等の残留対策として現実的に実施できる対策として輸入時の自主検査等に限られ、養殖方法や飼料の管理は困難であることが推測された。</p> <p>以上を踏まえ、今後も引き続き輸入養殖サーモンの酸化防止剤の残留実態調査を進め、あわせて、自主管理点検業務を通じて輸入者への結果のフィードバックを行う。</p>
2	天然由来の食品中安息香酸の含有実態調査について(新規)	生鮮農産物 13 科 48 検体	<p>安息香酸(BA)は食品添加物の保存料として使用される一方、これを天然成分として含む生鮮食品もあり、加工食品から検出された場合、添加されたものか天然由来か判断を要する。</p> <p>食品中の BA 含有量は文献により得られることもあるが、調査が実施されてから長期経過しており、定量限界や試験法の詳細が記されていないことも少なくない。また、育種や生産技術の進歩、新たな輸入食品の開拓により以前はなかった食品も現在は市場に出回っている。これらのことから、生鮮食品中の BA 含有量をあらためて調査した。</p> <p>その結果、13 科 48 検体の生鮮農産物のうち、3 科 16 検体から BA を検出した。果実は、バラ科の梅 5 検体全て(8~36mg/kg)、プラム 1 検体(4mg/kg)、プルーン 2 検体(6~8mg/kg)、桃 2 検体(3mg/kg)の他、ツツジ科のブルーベリー</p>

No	テーマ	調査対象	調査内容
			2 検体(3mg/kg)から BA が検出された。また、キノコ類は、ハラタケ科のマッシュルーム 4 検体(4~7mg/kg)から BA が検出された。
3	魚介類のアニサキスの寄生実態調査（継続）	<p>1 市販養殖ブリ 8 品目 16 検体及び養殖カンパチ 5 品目 9 検体</p> <p>2 ブリ及びカンパチの出荷者（養殖業者）</p>	<p>令和 2 年度から 3 年度に実施した養殖マサバの調査において、天然種苗を使用した養殖マサバにアニサキスの寄生が認められたことから、令和 4 年度は主に天然種苗を使用し、刺身等で生食される機会が多い養殖魚のうち、国内生産量の多い養殖ブリ及びカンパチについて調査を実施した。</p> <p>1 市販養殖ブリ及びカンパチにおけるアニサキス寄生実態調査 それぞれ内臓、腹膜下、腹側筋肉、背側筋肉の部位を検査した結果、全ての検体からアニサキスは検出されなかった。</p> <p>2 ブリ及びカンパチの養殖業者に対する養殖条件等聞き取り調査 養殖業者に対し、種苗の由来等の養殖条件等について聞き取り調査を実施した。 養殖ブリは 8 品目全てで国産の天然種苗が使用されていた。養殖カンパチの種苗は、回答が得られた 4 品目中 3 品目が中国産の天然種苗、1 品目が人工種苗であった。養殖ブリ及びカンパチの天然種苗として使用されるモジャコは流れ藻とともに海面を浮遊して生活するため、アニサキスの中間宿主であるオキアミを捕食する機会が少なく、種苗の段階でアニサキスに感染する可能性は低いと考えられた。さらに、与えられていた飼料は、いずれもアニサキスを死滅させるのに十分な加熱処理が施されたペレット、若しくは凍結処理された原料を用いたペレットであり、飼料由来の感染の可能性は無いものと考えられた。 以上のことから、今回の調査では、使用する種苗とアニサキス寄生との関連性は見られなかった。 しかし、養殖場所は全てが海面生簀であり、生簀に迷い込むオキアミなどの捕食によって感染する可能性は否定できない。養殖ブリ及びカンパチのアニサキス寄生状況を明らかにするためには、さらなるデータの蓄積が必要であると考えられた。</p>
4	チーズ中の不揮発性アミン類の含有実態調査（継続）	<p>1 都内流通している輸入及び国産チーズ 151 検体</p> <p>2 チーズ取扱事業者 2 社</p>	<p>チーズに含まれる不揮発性アミン類（以下「アミン類」という。）の含有実態調査を実施し、アミン類による食中毒及び生理活性作用への関与の可能性について調査した。</p> <p>1 アミン類の含有実態調査 フレッシュタイプとプロセスチーズ以外のすべてのタイプのチーズ 44 検体でアミン類が検出された（検出率 29.1%）。検出されたアミン類は、ヒスタミン、チラミン、プトレシン及びカダベリンであり、スペルミジンは検出されなかった。また、チーズの種類別では熟成期間の長いハードタイプとセミハードタイプが高い検出傾向であった。 1 検体で食中毒症状を呈するとされる量のヒスタミンが検出され、8 検体で一度に 100g 以上食べた場合に発症する可能性がある量のヒスタミン、チラミンが検出された。</p>

No	テーマ	調査対象	調査内容
			<p>また、チラミンが相互作用し、副作用を呈する恐れがあるモノアミノオキシダーゼ阻害薬の服用患者が一度に 100g 以上食べた場合に、発症する可能性があるものが 31 検体あった。</p> <p>その他、ヒスタミン単独の検出量が発症量以下の場合でも他のアミン類が共存することでヒスタミン作用が増強され、食中毒症状を呈する可能性があるため、アミン類の相互作用についても考慮する必要がある。</p> <p>2 チーズの衛生管理に関する聞き取り調査</p> <p>2社とも一般的な衛生管理は実施しているが、チーズにアミン類が含まれることを知らなかった。</p> <p>アミン類の生成には熟成期間のほかに、熟成に関与する複数の要因が影響していると考えられた。本調査結果は食中毒発生時の基礎情報としても活用できる可能性があるため、次年度はさらにデータを蓄積し、アミン類の検出及び分布の傾向を把握していく予定である。あわせて、事業者に対し、アミン類の基礎知識を普及啓発していきたい。</p>
5	鯨肉における寄生虫の寄生実態調査（継続）	鯨肉 37 検体	<p>鯨肉について、寄生虫（住肉胞子虫、トキソプラズマ、旋毛虫）の寄生実態を調査した。</p> <p>検査の結果、トキソプラズマ及び旋毛虫の寄生は確認されなかった。</p> <p>住肉胞子虫は、商業捕鯨で捕獲する 3 種の大型鯨類（ミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラ）に寄生が認められ、そのうち凍結工程を経していない検体ではブラディゾイトが生存していた。部位別では赤身、ウネス、尾の身、頬及び舌に寄生していたが、心臓及び肝臓には寄生が認められなかった。</p> <p>ミンククジラにおいて、捕獲海域による寄生率の差が認められなかった。また同一個体で部位により寄生の差があったことから、個体内で寄生に偏りがある可能性が示唆された。</p> <p>なお、本調査で検出された住肉胞子虫の種及び病原性は不明であるため、今後解明されることが期待される。</p>
6	大豆加工製品中に含まれる重金属等の含有実態調査について（継続）	大豆加工製品 100 検体 (令和 3、4 年度合計検体数)	<p>大豆加工製品に含まれる重金属（カドミウム、鉛、総水銀）及びヒ素を定量検査し、その結果を検証した。</p> <p>鉛及びヒ素について、大豆加工製品の含有量は、農林水産省から報告されている大豆の含有量と同程度であった。</p> <p>総水銀について、全検体で定量下限値未満であった。</p> <p>カドミウムについて、大豆加工製品の含有量は、農林水産省から報告されている大豆の含有量と比較して、全体的に低い傾向にあった。また、大豆ミート 1 検体（以下「当該品」という。）において、カドミウムが 0.59 mg/kg 検出された。当該品を小児が食肉の代替として喫食した場合、カドミウムの耐容一日摂取量を超過していたが、本調査で検査した大豆ミート 10 検体のうち、国内における玄米及び精米の成分規格（0.4 ppm）を超えるカドミウムが検出されたのは 1 検体のみで、その他の検体からは極く微量のカドミウムしか検出されなかった。</p>

No	テーマ	調査対象	調査内容
			<p>本調査により、これまで調査されていなかった大豆加工製品の重金属等含有実態を把握することができた。今後も大豆ミートをはじめとしたプラントベース食品の市場規模の拡大が見込まれることから、本調査結果を基礎データとして活用し、都民の食の安全の確保に努めていきたい。</p>
7	カフェインレス焙煎飲料等に含まれるアクリルアミドの含有実態調査（継続）	カフェインを低減した又は含まない旨を謳ったコーヒー及び茶等の焙煎飲料 81 検体	<p>アクリルアミド（以下「AA」という。）は国際がん研究機関で「ヒトに対しておそらく発がん性がある物質」に分類され、アスパラギンと還元糖の加熱により生成される。本調査では、カフェインレス焙煎飲料の AA 含有量を調査した。</p> <p>1 検出状況</p> <p>81 検体中、定量下限値（製品：10ppb、抽出液：1.0ppb）以上の AA を検出した検体は、製品で 79 検体、抽出液では検査を実施した 65 検体中、57 検体であった。</p> <p>2 カフェインレスコーヒーの AA 含有実態調査</p> <p>製品から 53～750ppb、抽出液からは 3.5～18ppb の AA が検出された。レギュラーよりもインスタントの製品における AA 平均値の方が有意に高かったが（$p=0.0003$）、1 杯分（120mL）の AA 平均含有量については有意差がみられず、摂取する AA 量には差がないと示された。</p> <p>3 その他のカフェインレス焙煎飲料の AA 含有実態調査</p> <p>製品の検出値は定量下限値未満～27,000ppb、抽出液は定量下限値未満～150ppb であった。たんぼぼコーヒー5/5 検体、ごぼう茶 4/4 検体、菊芋茶 4/4 検体、なた豆茶 4/4 検体、そば茶 2/4 検体、どくだみ茶 1/3 検体、杜仲茶 2/2 検体及びコーン茶 1/4 検体が EU の指標値（穀物のみを原料とする代用コーヒー：500ppb）を上回った。AA 検出値が上位であったチコリコーヒー、たんぼぼコーヒー、ごぼう茶及び菊芋茶は全てキク科植物の根又は塊茎を原料としており、原料中のイヌリンが焙煎されたことにより生じたフルクトースが AA 生成要因となったことが考えられた。</p> <p>4 日本人の AA 推定平均摂取量との比較</p> <p>食品安全委員会では日本人 AA 推定平均摂取量（以下、「推定摂取量」という。）を 0.240μg/kg 体重/日としている。国民平均体重（55.1kg）を用いて 1 杯分の AA 含有量と推定摂取量を比較したところ、平均値の AA を含有するたんぼぼコーヒー（ティーバッグ）を 1 杯飲むことで、1 日の推定摂取量の 61.7%を占めると算出された。</p> <p>5 抽出条件の違いによる AA 含有量の比較</p> <p>10 検体について、抽出時間 1・3・5・10・15・20 分間で煮出した各抽出液の AA 含有量を比較したところ、全 10 検体が 15 分又は 20 分時点で最大検出値を示した。また、7 検体の最大検出値は、抽出液（商品記載方法で抽出）の検出値の約 1.1～1.5 倍であり、商品記載方法より長時間抽出することで、より多くの AA が抽出されることが示された。</p> <p>日本人の推定摂取量は国際機関で評価している値と比較して低く、これを上回ることにより直ちに健康へ悪影響を及ぼす可能性は考えにくい。しかし、AA 摂取量は可能な限り減らすように努めていく必要があるため、得られた結果について、消費者に対する情報提供の手法を検討していく。</p>

No	テーマ	調査対象	調査内容
8	「食品の製造工程における食物アレルギー対策ガイドブック」(仮)の改訂(継続)	多摩地域の食品製造業及び加工業等	<p>当センターでは、平成24年にアレルギー管理構築の手順等を示した「食品の製造工程における食物アレルギー対策ガイドブック(以下「ガイドブック」という。)」を作成した。しかし、作成後、アレルギー表示に関する制度が改正されたほか、令和2年には、CODEXにおいて「食品事業者向け食品アレルギー管理に関する実施規範(以下、「CODEX規範」という。)」が採択されるなど、アレルギー管理を取り巻く状況は大きく変化している。</p> <p>令和4年度は、令和3年度に実施した食品製造業におけるアレルギー管理の取組状況調査結果をもとに、食品製造業への技術指導及びガイドブックの改訂を行った。</p> <p>1 食品製造業への技術指導 管内食品製造業において、イムノクロマト法によるふき取り検査を実施し、アレルギーの残留状況を確認した。その結果をもとに、アレルギーマップを活用したアレルギー管理の検討や機械器具類の洗浄効果の検証を行い、対象施設のアレルギー管理改善を図った。</p> <p>2 アレルギー表示漏れによる自主回収原因の調査・分析 ガイドブックの改訂の検討に資するため、過去の自主回収事例について調査・分析した結果、全報告数のうちアレルギー表示漏れを原因とする報告数は全体の21%を占めた。</p> <p>回収原因について、表示・包材等作成時のミスが43%で最も多かった。一方、ラベルシールの誤貼付・貼り忘れなど、製造現場でのミスによる回収原因は約50%であった。</p> <p>3 ガイドブックの改訂 CODEX規範で求められるアレルギー管理を分かりやすく整理するとともに、写真やイラストを交え、理解の促進に向けた取組を行った。「事故事例による注意喚起」、「段階的取組の支援」及び「具体的な取組の解説」の3点を重視して改訂した。</p> <p>作成時は、まず、CODEX規範を翻訳し、その内容を製造工程に沿って整理した。分かりにくい表現については原文と齟齬がないよう考慮し、平易な表現に意識した。この素案をもとに、外部有識者及び都の食品監視部門の担当者からなる検討会を2回開催し、内容の検討を行った。</p> <p>作成したガイドブックは冊子にし、保健所等を通じて食品事業者に配付するとともに、幅広い関係者が活用できるよう、当センターホームページに掲載した。</p> <p>今後は、ガイドブックの周知、活用を通じて、意図しないアレルギーの混入防止や特定原材料の表示欠落防止等、事業者による自主的なアレルギー管理を推進していく。</p>
9	多摩地区市場におけるHACCP導入後の外部検証による更なる支援(継続)	多摩地区市場内事業者	<p>食品衛生法の改正により、原則全ての食品等事業者に対してHACCPに沿った衛生管理が制度化された。HACCP導入後に多摩地区市場内事業者が適切に衛生管理を運用できるよう助言、指導した。</p> <p>1 HACCPの取組状況についてのアンケート調査結果に基づき、取組が遅れている施設を中心に指導を行ったところ、令和5年3月末時点で117施設(97%)の施設が衛生管理計</p>

No	テーマ	調査対象	調査内容
			<p>画を整備し、114 施設（94%）が点検結果を記録していることを確認した。</p> <p>2 4 市場内 10 施設で、冷蔵設備外で陳列されている要冷蔵品及び常温品について温度管理状況のモニタリング調査を行った。要冷蔵品については、表示記載の保存方法を超える温度で陳列していた施設に対して、指導を行った。その結果、保冷剤とふたの使用や冷蔵ショーケースの導入等の改善が見られた。常温品は、室温とほぼ同じように変化しており、20 時間程度 30～38℃で保管されている商品もあった。</p> <p>3 店頭陳列品の保冷についての実証実験を行い、より効果的な保冷方法を検証した。陳列用の箱にふたを使用しない場合、保冷剤の種類にかかわらずいずれも保冷効果を保てなかったが、ふたを使用することで効果を保つことができた。ふたを使用することで冷気が陳列用の箱に留まるため、保冷剤を入れた上でふたを使用することが重要であることがわかった。</p> <p>4 温度管理状況のモニタリング結果をもとに、店頭陳列品 9 品目に温度負荷をかけ、細菌検査、理化学検査及び比較検査を行った。また、同時に温度負荷をかけない検体も検査し、結果を比較した。負荷をかけることで、細菌数等の増加や臭いを強く感じる等の変化が見られた。結果に基づき助言指導し、温度管理の必要性について認識を深めた。</p> <p>5 器具の洗浄工程のある 21 施設で洗浄・清掃の前後で同一箇所のみ取り検査を行い、効果を検証した。洗浄後に細菌数等が増加した施設に対して、洗浄後の消毒等を指導し、洗浄方法の変更後に再度検査を行い、効果を検証した。</p> <p>以上の取組から、各施設の状況を把握し、普段の状況を数値により可視化し、指導を行うことで、事業者への問題意識の喚起につなげた。その結果、HACCP 取組状況や衛生管理状況等に改善が見られた。今後も、本調査で得られたデータを情報誌や講習会で活用し、啓発を図る。</p>
10	キノコ類のリストERIA属菌を中心とした微生物学的汚染実態調査（継続）	都内小売店等で購入したキノコ類（国産 52 検体及び輸入 12 検体）	<p>2016 年から 2019 年にかけて、海外でエノキダケによるリストERIA・モノサイトゲネス（以下「<i>Lm</i>」という。）食中毒の散発的広域発生があり、31 人が入院し 4 人が死亡した。</p> <p>日本においてキノコ類は基本的に加熱調理するものと考えられていたが、近年、WEB サイト上で、一部のキノコ類について加熱せずに使用する調理法が散見されるようになった。このことにより、汚染されたキノコ類による直接又はそれらの流通段階や調理場等での二次汚染による食中毒が懸念される。</p> <p>そこで、キノコ類のリストERIA属菌を中心とした細菌汚染実態調査及び生食に関する実態調査アンケートを行った。</p> <p>細菌検査の結果、国産のキノコ類の一部で <i>Lm</i> が検出され、栽培もしくは流通段階で付着した可能性があった。<i>Lm</i> が陰性であった検体においても、その他のリストERIA属菌が一部の検体で検出されたため、<i>Lm</i> が生育可能な条件であると考えられた。</p>

No	テーマ	調査対象	調査内容
			<p>次に、要加熱表示の有無について調査したところ、ナメコは100% (14/14)、エノキダケは64%(13/19)、キクラゲは57%(8/13)で要加熱表示があった。一方、マッシュルームは20検体全てに表示がなく、種別に偏りが見られた。</p> <p>消費者を対象としたアンケートの結果、キノコ類を十分に加熱する必要性を知らなかった人が過半数を占めた。種別に偏りはあるが、一部キノコを生食する人がいることから消費者に向け十分な加熱調理について普及啓発を行う必要があることが示唆された。また、キノコを扱った調理器具を洗浄せずにサラダや刺身などを扱う人がおり、扱うキノコが食中毒起因菌に濃厚に汚染されていた場合、二次汚染による食中毒が発生する可能性が考えられた。また、検体を購入した22店舗の従業員は、キノコの生食レシピがWEBサイト上のレシピサイトで紹介されていることや海外でキノコによる細菌性食中毒が発生していることを知らなかった。</p> <p>以上を踏まえ、管内市場関係者に情報誌等でキノコは十分な加熱調理が必要であることを改めて啓発し、販売時には消費者への注意喚起を行うように促した。</p> <p>毒キノコに関しては従来より行政機関による啓発が行われている。今後、食用キノコの細菌や有害物質による危害発生防止のため、加熱調理に関してあわせて普及啓発に努めていく。</p>

4 普及啓発及び研修等

(1) 衛生講習会

食品監視第一課及び食品監視第二課では、年間を通じて、各種講習会を実施している。主な内容は、輸入事業者を対象とした「食品等の自主管理推進講習会」、大規模製造業者や市場関係業者を対象とした「食品衛生講習会」がある。令和4年度の実績は以下のとおりである。

内 容	回 数	受講人数
令和4年度 食品等の自主管理推進講習会（輸入業）	1回	71名
令和4年度 食品等の自主管理推進講習会（製造業・問屋業）	1回	322名
市 場 関 係 業 者 向 け	14回	190名
合 計	16回	583名

(2) 研修

食品衛生監視業務の着実な実施のためには、新たな事項についての知識の修得が必要である。このような観点から、適宜、テーマを設定し、監視員に向けた研修を実施している。

また、特別区や八王子市等の監視員を対象とした実務研修やインターンシップの受入研修等も実施している。

海外の専門家を対象とした受入研修等については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策等により令和4年度も中止した。

令和4年度の実績は以下のとおりである。

	実施月日	研修内容
職員研修	令和4年4月4日～7日	転入職員受入研修（29名）
	令和4年5月12日	広域監視部食品GLP研修（35名）
	令和4年10月24日～25日	広域監視部門「食品衛生監視指導実務研修」（9名）
受入研修	令和4年9月14日	インターシップ受け入れ（3名）

(3) ホームページ等

健康安全研究センターのホームページ内に広域監視部門（食品衛生）のページを運営し、広域監視部門の業務内容や食品衛生に関する知識について広く都民に情報提供を行っている。

ホームページアドレス https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_shokuhin/

また、市場関係者向けに広報誌を年4回発行し、食品の安全に関する知識の普及を図っている。

第3節 薬事監視指導課

薬事監視指導課では、医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品（以下、医薬品等という。）の品質、有効性及び安全性の確保、毒物劇物による保健衛生上の危害発生の防止、薬物乱用の防止等を目的として、以下のような許認可、監視指導、普及啓発等の業務を行っている。

なお、体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業については、許可・登録の規制が医療機器と同一であるため医療機器監視課が所管している。

当課の担当業務及び担当区域は下表のとおりである。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 医薬品販売業（卸売販売業及び配置販売業に限る。）及び再生医療等製品販売業に係る許可、届出の受理、実査及び監視指導（卸売：23区、配置：都内、再生医療等製品：都内）(2) 管理医療機器の販売業及び貸与業（卸売販売業及び再生医療等製品販売業の営業所において併せて行う場合に限る。）に係る監視指導等（23区）(3) 卸売販売業に係る向精神薬卸売業の免許、届出受理及び監視指導（23区）(4) 卸売販売業者及び配置販売業者の行う医薬品の広告の適正化に関する条例に基づく監視指導（23区）(5) 医薬品等製造販売業及び医薬品等製造業（再生医療等製品を除く。）に係る申請、届出等の受理、実査及び監視指導等（都内）(6) 医薬品及び医薬部外品適合性調査に係る申請の受理及び調査（都内）(7) 医薬品等製造販売業者、製造業者及び医薬品販売業者が行う医薬品等の広告の相談及び監視指導（都内）(8) 毒物劇物の製造業及び輸入業の登録、特定毒物研究者の許可、特定毒物使用者の指定、届出の受理、実査及び監視指導（都内）(9) 毒物劇物の業務上取扱者（タンク、大学）の監視指導（八王子市・町田市を除く多摩地区）(10) 健康食品に係る医薬品医療機器等法に基づく相談指導（23区）(11) 薬事思想の普及及び薬事に関する相談指導（23区）(12) 薬物乱用防止に関する啓発（23区）(13) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定及び監視指導（都内） |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

1 許認可業務

- (1) 卸売販売業・配置販売業の許可等

医薬品医療機器等法に基づく卸売販売業・配置販売業の許可申請、許可更新申請、各種届出の受理・審査・許可に関する業務を行った。

（令和4年度の件数⇒表1-1、表1-2）

表 1 - 1 卸売販売業の許可・届出件数（令和 4 年度）

特別区名	令和4年 3月末数	新規 許可数 (増)	廃止数 (減)	令和5年 3月末数	更新数	書換え 交付数	再交付数	休止数	再開数	変更届書	
										構造設備	その他
1 千代田	232	29	29	232	23	3	0	2	1	18	87
2 中央	261	37	39	259	42	7	0	2	2	20	145
3 港	155	29	25	159	15	6	1	6	1	25	100
4 新宿	93	14	11	96	14	1	0	1	0	10	44
5 文京	124	7	8	123	22	3	0	0	0	12	46
6 台東	67	10	4	73	8	2	0	0	0	6	18
7 墨田	40	1	7	34	4	0	0	0	0	1	18
8 江東	79	8	8	79	8	3	0	0	0	10	47
9 品川	46	4	4	46	6	0	0	0	0	4	37
10 目黒	16	1	1	16	2	0	0	0	0	0	3
11 大田	55	10	6	59	5	2	0	0	0	11	21
12 世田谷	33	3	1	35	4	0	0	0	0	4	13
13 渋谷	45	14	1	58	7	2	0	0	0	2	19
14 中野	17	5	2	20	1	0	0	0	0	2	9
15 杉並	16	2	2	16	2	1	0	0	0	2	4
16 豊島	61	5	8	58	10	1	0	1	0	2	24
17 北	23	3	1	25	6	1	0	1	0	2	6
18 荒川	22	3	2	23	1	0	0	0	0	0	4
19 板橋	53	4	3	54	5	0	0	0	0	5	13
20 練馬	34	3	3	34	3	1	0	1	0	3	14
21 足立	38	2	4	36	3	0	0	1	1	0	17
22 葛飾	19	2	0	21	4	0	0	0	0	0	4
23 江戸川	37	1	1	37	5	1	0	0	0	2	10
合計	1,566	197	170	1,593	200	34	1	15	5	141	703

表 1 - 2 配置販売業の許可等件数（令和 4 年度）

	業態数	身分証明書	従事届
配置販売業	122	275	235
既存配置販売業	107	138	90
計	229	413	325

※既存配置販売業：薬事法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 69 号）附則改正法第 10 条

第1項に基づき、平成21年6月1日以降引き続き業務を行うもの及び附則改正法第13条第1項の規定による許可を受けたもの。

(2) 再生医療等製品販売業の許可等

平成26年11月25日からは、医薬品医療機器等法の施行により、再生医療等製品販売業の許可、届出の受理等の審査業務を開始した。

表1-2-2 再生医療等製品販売業の許可等（令和4年度）

	特別区	市町村	合計
再生医療等製品販売業	81	20	101

(3) 医薬品等の製造販売業、製造業の許可、届出、医薬品等適合性調査申請の受理等

平成24年4月の組織改正により、医薬品、医薬部外品、化粧品の製造販売業、製造業の許可、化粧品製造販売届書等の届出の受理及び医薬品等適合性調査申請の受理について、当課に業務が移管された。また、平成26年11月25日からは医薬品医療機器等法の施行により、再生医療等製品製造販売業の審査業務を開始した。

（令和4年度の件数⇒表1-3）

表1-3 医薬品等製造販売業・製造業許可・適合性調査申請・届出件数（令和4年度）

申請様式	医薬品		医薬部外品		化粧品		再生医療等製品	
	知事許可	進達	知事許可	進達	知事許可	進達	知事許可	進達
製造販売業許可申請書	16		41		106		1	
製造販売業許可更新申請書	34		75		212		1	
許可証書換え交付申請書(製造販売業)	14		30		89		3	
許可証再交付申請書(製造販売業)	1		0		2		0	
変更届書(製造販売業)	247		232		518		19	
休止届書(製造販売業)	1		5		7		0	
廃止届書(製造販売業)	13		26		63		1	
再開届書(製造販売業)	1		2		4		0	
製造業許可申請書	14	1	22		90			1
製造業許可更新申請書	12	0	29		88			0
許可証書換え交付申請書(製造業)	6	1	1		6			0
許可証再交付申請書(製造業)	0	0	0		2			0
変更届書(製造業)	167	13	92		256			7
休止届書(製造業)	1	0	2		5			0
廃止届書(製造業)	24	0	18		72			0
再開届書(製造業)	0	0	0		2			0
製造業許可区分[変更]申請書	0	0	0		1			0
製造業許可区分[追加]申請書	0	0	0		0			0
適合性調査申請書	78		5					
区分適合性調査申請書	0		0					
輸出用適合性調査申請書	3		0					
[選任製造販売業者・外国特例承認取得者]変更届書		0		0	0	0		0
生物由来製品製造管理者承認申請書	1	0	0					2
化粧品製造販売届書					33,186			
化粧品製造販売届出事項変更届書					13,275			
取下げ願い	1	0	0	0	14	0	0	0
合計	634	15	580	0	47,998	0	25	10

- (注) 「\」は該当のない項目
 *進達：厚生労働大臣又は関東信越厚生局長あての申請及び届出について、当課で受理後送付する行為。
 対象となる書類は以下のとおりである。
 ア 製造業許可申請書（許可区分による）
 イ 変更届書（許可区分による）
 ウ 生物由来製品管理者承認申請書
 エ 選任製造販売業者変更届書
 オ 外国特例承認取得者変更届書
 カ 上記アからオまでに係る取下げ願

なお、申請等とあわせて、新規許可、化粧品の販売名等の各種相談についても受け付けている。令和4年度においては、電話等による相談が6,758件、来庁による相談が129件であった。

(4) 毒物劇物製造業・輸入業の登録等

毒物劇物の製造業及び輸入業の登録、特定毒物研究者の許可、特定毒物使用者の指定、届出の受理・審査・登録等業務を行った。

(令和4年度の件数⇒表1-4)

表1-4 毒物劇物製造業・輸入業の登録等件数（令和4年度）

	種別	業態数	計
毒物劇物製造業	知事登録	142	142
毒物劇物輸入業	知事登録	895	895
特定毒物研究者・使用者	研究者	98	117
	使用者	19	

(5) 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定等

都内全域における地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定、届出の受理等業務を行った。（令和3年8月1日に施行された医薬品医療機器等法改正により新設）

(令和4年度の件数⇒表1-5)

表1-5 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定数（令和4年度）

認定の種別	令和3年度末数	認定数(新規)	認定数(更新)	返納数※	令和4年度末数
地域連携薬局	487	223	436	68	642
専門医療機関連携薬局	7	6	7	0	13

※ 返納数は有効期限切れによる認定失効（未届分）を含む。

2 監視指導業務

(1) 医薬品等の監視指導

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保することを目的として、医薬品の卸売販売業者、再生医療等製品販売業者、医薬品等の製造販売業者・製造業者に対して所要の監視指導を行っ

た。

ア 卸売販売業等の監視指導

卸売販売業者、再生医療等製品販売業者に対して、営業所の構造設備、管理者の管理状況、指針及び業務手順書の作成と運用状況、毒薬、劇薬、処方箋医薬品等の適正な取扱い、無承認品、不良品・不正表示品、虚偽・誇大広告の有無、医薬品情報の収集・提供状況などについて監視指導を行った。また、配置販売業者に対しても同様に、医薬品医療機器等法の遵守事項について監視指導を行った。

(令和4年度の実績⇒表2-1)

表2-1 卸売販売業、配置販売業、再生医療等製品販売業の監視指導数(令和4年度)

	(前年度末) 業態数	(施行年度) 施行検査数	(違反年度) 違反発見数	違反発見件数(年度中)													処分・措置件数(年度中)				(告発年度) 発件数			
				無許可・無届業	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告等	毒劇薬の譲渡等	毒劇薬の貯蔵陳列	譲渡記録等	処方箋医薬品の	制限品目の販売	構造設備の不備	医薬品販売業者の違反	品質管理の不備	その他	許可取消・業務停止等	始末書	報告書		指図書	口頭指導	
卸売販売業	1,566	615	32	\	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20	\	27	1	0	3	0	28	0
配置販売業	240	38	0	\	0	0	0	0	\	\	\	\	\	0	\	0	\	0	0	0	0	0	0	0
再生医療等製品販売業	96	46	1	\	0	0	0	0	\	\	\	\	\	0	0	\	2	0	0	0	0	0	1	0
計	1,902	699	33	\	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20	\	29	1	0	3	0	29	0	

(注) 「\」は該当のない項目

イ 医薬品等の製造販売業・製造業の監視指導

製造販売業・製造業の監視指導の担当及び担当区域は次のとおりである。

担当	担当区域
医薬品第一区担当	千代田、中央、墨田、江東、荒川、足立、葛飾、江戸川
医薬品第二区担当	港、文京、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷
医薬品第三区担当	新宿、台東、中野、杉並、豊島、北、板橋、練馬、多摩地区、島しょ地区

(7) 製造販売業の監視指導

医薬品等製造販売業者は、「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令」(以下「GVP」という。)と「医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令」(以下「GQP」という。)を遵守しなければならない。また、製造販売業者は、各種手順書等を整備し、それら手順書等の規定に基づき医薬品等の品質管理・製造販売後安全管理等の業務運営を総括製造販売責任者等に行わなければならない。

令和4年度は許可更新対象の製造販売業者を中心に監視指導を実施した。

(令和4年度の実績⇒表2-2)

医薬品等の自主回収の報告に対し、健康被害発生の未然防止のため、製造販売業者に円滑な回収処理、再発防止策の構築等の指導を行った。令和4年度の自主回収は、医薬品38件、医薬部外品6件、化粧品33件の計77件であった。

また、医薬品等の広告が虚偽・誇大にならないよう事業者からの事前相談に応需し、広告の適正化を図っている。令和4年度の相談件数は591件であった。

(イ) 製造業の監視指導

許可更新対象の製造業者に対し、薬局等構造設備規則等に適合しているか否かの調査を実施した。

製造所における製造管理及び品質管理の方法が「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」（以下「GMP」という。）に適合することが、GMPが適用される医薬品・医薬部外品（GMP適用医薬品等）の製造販売承認の条件になっている。このためGMP適用医薬品等製造業者に対し、製造販売承認申請時や、定期的（製造販売承認後5年ごと）にGMP適合性調査を実施することとなる。令和4年度は、GMP適合性調査87件のほか、各製造業者に対し定期的な監視指導を実施し、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図った。

（令和4年度の実績⇒表2-2）

表2-2 医薬品等製造販売業・製造業の監視指導数（令和4年度）

		業態数 (前年度末)	施行 入 施 入 査 数	違 反 発 見 件 数	違反発見件数													処分・措置件数					告 発 件 中 数				
					無 許 可 ・ 無 届 業 品	無 承 認 品	不 良 品	不 正 表 示 品	虚 偽 ・ 誇 大 廣 告 等	毒 劇 薬 の 誤 渡 等	毒 劇 薬 の 貯 蔵 陳 列 等	誤 方 箋 記 録 等	制 限 品 目 の 販 売	構 造 設 備 の 不 備 備	不 製 造 販 売 後 安 全 管 理 の 不 備	品 質 管 理 の 不 備	そ の 他	許 可 取 消 ・ 業 務 停 止	改 繕 命 令 等	検 査 命 令 等	廃 棄 命 令 等	そ の 他					
製 造 業		175	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
医 薬 品	製 造 販 売 業																										
	第1種	159	51	10	0	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0
	第2種	185	41	3	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0
医 薬 部 外 品	製 造 業	169	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製 造 販 売 業	529	131	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
化 粧 品	製 造 業	718	202	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製 造 販 売 業	1,545	378	17	0	0	1	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0
再 生 医 療 等 製 品	製 造 販 売 業	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		3,491	920	34	0	0	11	14	2	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0

(注) 「\」は該当のない項目

(注) 「\」は該当のない項目

ウ 医薬品等の一斉監視指導による収去検査

医薬品等の一斉監視指導を実施し、薬事監視指導要領に基づく薬事監視を行うとともに医薬品等の収去検査を行い、不良品や不正表示品の発見及び発生防止に努めた。

（令和4年度の収去試験結果⇒表2-3）

表 2 - 3 医薬品等一斉・収去試験検査結果（令和 4 年度）

区 分		収去試験	適	不 適	備 考
		検体数			
販売業者等からの収去	医療用医薬品	局方品	0	0	0
		局方外品	8	8	0
	一般用医薬品	局方品	0	0	0
		局方外品	2	2	0
	医薬部外品		2	2	0
	(指定医薬部外品 再掲)		(0)	(0)	(0)
	化粧品		1	1	0
	計		13	13	0

(2) 向精神薬の監視指導

麻薬及び向精神薬取締法に基づき、免許みなし向精神薬卸売業者である医薬品卸売販売業者に対し向精神薬の不正使用（乱用）及び不正取引防止の観点から監視指導を行った。

令和 4 年度は、615 件の立入検査を実施した。

（令和 4 年度の実績⇒表 2 - 4）

表 2 - 4 免許みなし向精神薬卸売販売業の監視指導（令和 4 年度）

	（対象事業所数） （前年度末）	（施行）		違反発見件数（年度中）										措置件数（年度中）									
		（施行） （年度） （検査） （数）	（違反） （年度） （発見） （数）	譲渡等	広告	容器及び被包の記載	向精神薬取扱責任者	保管・管理	廃棄	事故届	（1種・2種） （記録）	その他	計	告発・送致	免許取消	業務停止	始末書等	措置命令	改善命令	向精神薬取扱責任者変更命令	（口頭説諭等）	その他	計
免許みなし向精神薬卸売販売業	1,566	615	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 毒物及び劇物の監視指導

ア 毒物劇物の製造業者等の監視指導

毒物劇物の製造業者及び輸入業者に対して、製造設備、貯蔵設備、運搬容器、表示、廃棄、SDS（安全データシート）の作成・提供等について、特定毒物の研究者及び使用者に対して、取扱い、保管管理等について監視指導を行った。また、多摩地区における毒物及び劇物取締法第 22 条第 5 項に該当する業務上取扱者のうち、タンクで毒物劇物を大量貯蔵している事業所及び大学に対して、震災対策・盗難防止の観点から、取扱い、保管管理、SDS の入手・管理等について指導を実施した。

（令和 4 年度の実績⇒表 2 - 5）

表2-5 毒物劇物製造（輸入）業者及び業務上取扱者等監視指導数（令和4年度）

項目／業態		製造業	輸入業	特定毒物研究者使用者	電気めっき業	金属熱処理業	運送業	その他業務上取扱者	計
立入検査件数		35	279	13	\	\	\	0	327
違反業態数		1	20	0	\	\	\	0	21
違反件数		1	39	0	\	\	\	0	40
1 登録	(1) 無登録（届）業者	1	1	0	\	\	\	\	2
	(2) 登録及び制限品目外の取扱い	0	6	\	\	\	\	\	6
	(3) 登録（届出）事項の変更届	0	1	0	\	\	\	\	1
2 責任者	(1) 勤務状況	0	0	\	\	\	\	\	0
	(2) 変更届	0	0	\	\	\	\	\	0
	(3) 管理状況	0	12	\	\	\	\	\	12
3 譲渡	(1) 書面又は帳簿の記載	0	0	\	\	\	\	\	0
	(2) 記録の5年間保存	0	0	\	\	\	\	\	0
	(3) 18歳未満の者等への交付	0	0	\	\	\	\	\	0
	(4) 特定毒物の譲渡等	0	0	0	\	\	\	\	0
4 運送	(1) 荷送人の通知	0	0	0	\	\	\	0	0
	(2) その他運搬基準	0	0	0	\	\	\	0	0
	(3) 飛散、漏れ等の予防措置	0	0	0	\	\	\	0	0
5 表示	(1) 貯蔵場所	0	0	0	\	\	\	0	0
	(2) 容器及び被包	0	14	0	\	\	\	0	14
	(3) 着色、品質の基準	0	0	0	\	\	\	0	0
6 製造設備	(1) 飛散、漏れ等の予防措置	0	\	\	\	\	\	\	0
	(2) 粉じん、蒸気又は廃水処理設備	0	\	\	\	\	\	\	0
	(3) 変更届	0	\	\	\	\	\	\	0
7 貯蔵設備	(1) 他の物との区別	0	1	0	\	\	\	0	1
	(2) 飛散、流れ出等	0	0	0	\	\	\	0	0
	(3) 施錠、さく	0	0	0	\	\	\	0	0
	(4) 変更届	0	2	0	\	\	\	\	2
8 取扱	(1) 盗難等に対する予防措置	0	0	0	\	\	\	0	0
	(2) 飛散、流出等の予防措置	0	0	0	\	\	\	0	0
	(3) その他	0	0	0	\	\	\	0	0
9廃棄	(1) 適正な廃棄	0	0	0	\	\	\	0	0
10 事故	(1) 危害防止に対する応急措置	0	0	0	\	\	\	0	0
	(2) 関係機関に届出をしているか	0	0	0	\	\	\	0	0
11	S D S の交付	0	2	0	\	\	\	\	2
12	その他	0	0	0	\	\	\	0	0
処分・指導件数		1	20	0	\	\	\	0	21
	行政処分	0	0	0	\	\	\	0	0
	始末書	0	0	0	\	\	\	0	0
	報告書	1	10	0	\	\	\	0	11
	指導	0	10	0	\	\	\	0	10

(注) 「\」は該当のない項目

イ 毒物劇物の一斉監視指導

事件や事故が発生した場合に社会的影響が大きい毒物劇物について、一斉監視を実施し、その管理状況について監視指導を行った。

(令和4年度の実績⇒表2-6)

表 2-6 毒物劇物一斉立入検査件数（令和4年度）

	製造業	輸入業	ゴルフ場	要届出	非届出	計
シアン	5	5	0	0	5	15
農薬	0	5	0	0	0	5
トルエン	5	2	0	0	7	14
爆発性物質	0	6	0	0	0	6
計	10	18	0	0	12	40

ウ 毒物劇物運搬車両の路上検査

警視庁、消防庁等が行う路上での危険物運搬車両一斉検査に参加し、健康安全部薬務課、特別区及び多摩地区保健所と協力して毒物劇物積載車両の路上検査を実施した。

(4) 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局に対する監視指導

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定を受けた施設に対し、認定基準の適合状況を実地確認するとともに、地域包括ケアシステムの一翼を担う認定薬局としての機能向上を図るため、医薬品医療機器等法に基づく立入検査等を実施した。

令和4年度は、地域連携薬局 236 件、専門医療機関連携薬局 12 件の立入検査を実施した。

(令和4年度の実績⇒表 2-7)

表 2-7 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局立入検査件数（令和4年度）

	立入検査施行施設数	不適事項発見施設数	不適事項発見数					処件数						
			構造設備の不備	有他薬剤等の提供施設に関する情報共有	地域薬剤の供給業者に対する安定的調剤及び	居住用等における調剤及び指導	専門的業務体制に基づく	その他	認定取消	改善命令等	検査命令等	廃棄等	その他	口頭指示
地域連携薬局	236	15	0	3	8	0	5	0	0	0	0	0	0	15
専門医療機関連携薬局	12	2	0	0			1	1	0	0	0	0	0	2

3 普及啓発及び相談業務

(1) 薬物乱用防止の普及啓発事業

麻薬、覚醒剤、大麻、シンナー・トルエン、危険ドラッグ等の薬物乱用防止を図るため、東京都、東京都薬物乱用防止推進協議会等が主催する「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」都民の集いの街頭キャンペーンにおいて、薬物乱用防止等に関するパネルやリーフレット等の啓発資

材等を提供するなどの業務を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み開催を中止した。

(2) 薬事等講習会

ア 関係団体等の薬事講習会への講師派遣

東京薬事協会等が主催する薬事講習会等に職員を派遣し、医薬品販売業務における留意点及び薬事行政の動向等を周知するとともに、医薬品等の製造管理、品質管理及び安全管理に対する意識高揚を図った。

(令和4年度の実績⇒表3-1)

表3-1 関係団体等の薬事講習会への講師派遣状況(令和4年度)

年月日・場所	対象	内容	受講者数
令和4年6月5日 帝京平成大学	薬局開設者	薬事関係法規について	約300
令和4年6月28日 Web配信	医薬品製造販売業者、製造業者	製造販売業許可に係るGVP適合性評価の実際	—
令和4年7月3日 有楽町よみうりホール	薬局開設者等	地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定状況について	約2,000
令和4年7月29日 野村コンファレンスプラザ日本橋	医薬品製造販売業者、製造業者	東京都におけるGQP・GMP調査について	—
令和4年11月6日 書面開催	医薬品配置販売業者	配置販売業に係る法令について	—
令和5年2月15日～28日 Web配信	医薬品製造販売業者、製造業者	東京都における製造販売業調査について～GVP調査を中心に～	—
令和5年2月17日 薬業健保会館	薬局開設者等	地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定状況について	—

イ 毒物劇物事業者講習会等への講師派遣

毎年度、健康安全部主催の毒物劇物営業者講習会へ講師を派遣し、毒物劇物の適正管理や毒物劇物営業者等の登録等手続きについて講演、法令遵守を促している。令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Web配信により開催した。

(令和4年度の実績⇒表3-2)

表 3-2 毒物劇物講習会への講師派遣状況（令和4年度）

年月日・場所	対 象	内 容	
令和4年11月16日	毒物劇物輸入業者	・東京都における毒物劇物の輸入に関する手続き(登録等)について ・毒物劇物の適正な取扱いについて	Web配信
令和5年2月21日から 3月6日まで	毒物劇物輸入業者	・毒物劇物製造業・輸入業の各種申請、届出手続きについて	Web配信

(3) 「薬と健康の週間」における薬事思想の普及啓発

毎年10月17日を中心とした「薬と健康の週間」中には、薬の適正使用等に関するパネルやリーフレット等の啓発資材等を提供するなどの業務を行っている。

(4) 「健康食品」の表示・広告等の事前相談

「いわゆる健康食品」の取扱事業者からの健康食品の表示・広告の医薬品医療機器等法に係る事前の相談、その他薬事に係る種々の相談指導業務を行った。

(令和4年度の実績⇒表3-3)

表 3-3 薬事・健康食品相談対応件数（令和4年度）

薬事相談	健 康 食 品 相 談							
	受付件数	電 話 相 談						
		成分	形状	表示	広告	その他	全般	計
4,367	42	5	0	11	15	8	3	42

4 特別区との薬事衛生業務に係る連携及び連絡調整

平成17年4月1日から「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部改正」により、薬局及び毒物劇物業務上取扱者に係る許認可及び監視指導事務が特別区に移管された。

また、平成21年6月施行の改正薬事法（平成18年7月改正）により、特例販売業（区長権限）が卸売販売業（知事権限）へ移行された。さらに、薬局・店舗販売業（区長権限）と卸売販売業（知事権限）の重複許可が可能になったため、都区間における許可情報共有化の必要性が高まった。これら都区に関わる薬事関係業務を円滑に行うため、関係区との緊密な連携のもとに事業推進を図っている。

なお、毒物劇物業務上取扱者に係る監視指導は平成24年4月1日から、薬局に係る許認可及び監視指導事務は平成25年4月1日から、地方分権一括法に基づき移管された。

第4節 医療機器監視課

1 業務の概要

医療機器は、不具合が生じた場合に、人の生命及び健康に重大な影響を与えるものが「高度管理医療機器（クラスⅣ、Ⅲ）」、影響を与えるものが「管理医療機器（クラスⅡ）」、ほとんど与えないものが「一般医療機器（クラスⅠ）」に分類されている。また、リスク分類とは別に保守点検や修理等に専門的な知識・技能を必要とするものとして「特定保守管理医療機器」が指定されている。これらの分類により、必要となる製造販売業許可の種類（第一～三種）が異なるなど、取り扱う医療機器の種類に応じた規制がなされている。

平成26年11月25日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）が施行され、医療機器規制の再構築がなされた。

医療機器は、市場に流通することの適格性を確認するため、製品ごとに製品のリスク分類に応じた承認、認証又は届出が必要である。これらは、「医療機器製造販売業者」が取得又は届出し、市販される製品についての最終責任を負う。旧薬事法では、製造所ごと（製造所単位）のQMS（※）調査であったが、医薬品医療機器等法では、製品の製造工程全体を一つの単位（製造販売業者単位）としての調査を行う新たな規制体系が適用されることとなった。これに伴い、「医療機器製造業」は、国内の製造業は許可制、外国の製造業は認定制であったが、すべて登録制に改められた。なお、医療機器の修理を行うためには従来どおり「医療機器修理業許可」が必要である。

また従来は、業として高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器（以下、「高度管理医療機器等」という。）の賃貸を行う場合は許可が、管理医療機器の賃貸を行う場合は届出が必要であったが、対価を得ずに貸与を行う場合も許可又は届出の対象となった。これにより、名称も「賃貸業」から「貸与業」に変更された、なお、平成27年4月1日から高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可及び監視権限が東京都から営業所を所管する特別区の保健所に移管された。

体外診断用医薬品は、専ら診断に使用されることが目的とされる医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものと定義されている。医薬品医療機器等法により、「体外診断用医薬品製造販売業」「体外診断用医薬品製造業」が新設されるとともに、医療機器と同様の規制がなされるようになった。

医薬品医療機器等法施行に伴い、体外診断用医薬品に関する業務が、健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課から、同医療機器監視課に移管された。これにより、医療機器監視課では、従来の医療機器に加え、体外診断用医薬品についても品質、有効性及び安全性を確保することを目的として、医療機器及び体外診断用医薬品（以下「医療機器等」という。）製造販売業者、医療機器等製造業者、医療機器修理業者に対する許可・登録及び監視指導を行っている。

※QMS(Quality Management System)：医療機器等に求められる製造管理及び品質管理の方法

当課の担当業務及び担当区域は、下表のとおりである。

担当名	担当業務	担当区域
医療機器審査担当	医療機器等製造販売業、医療機器等製造業、医療機器修理業の許認可業務	都内全域
医療機器第一区担当	医療機器等製造販売業、医療機器等製造業、医療機器修理業の監視指導	千代田区、中央区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
医療機器第二区担当	医療機器等製造販売業、医療機器等製造業、医療機器修理業の監視指導	文京区、台東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区
医療機器第三区担当	医療機器等製造販売業、医療機器等製造業、医療機器修理業の監視指導	港区、新宿区、板橋区、多摩地区

2 許可・登録業務

医薬品医療機器等法に基づき許可・登録申請、許可・登録更新申請及び変更届等の各種届出書類の審査・受理に関する業務を行った。

(令和4年度の件数⇒表1)

表1 医療機器等製造販売業・製造業、医療機器修理業の許可届出件数(令和4年度)

	許可	更新	書換 交付	再交 付	休止	再開	変更 届	廃止 届	その 他	計
医療機器製造販売業、 製造業、修理業	255	436	100	3	9	1	1,400	205	43	2,452
体外診断用医薬品製造 販売業、製造業	28	13	2	0	3	1	86	11	2	146
合計	283	449	102	3	12	2	1,486	216	45	2,598

3 監視指導業務

(1) 各種業態の監視指導

令和4年度の業務内容及び実績は次のとおりである。

ア 医療機器等製造販売業の監視指導

医薬品医療機器等法では、医療機器等製造販売業者の製造管理又は品質管理に係る業務の体制及び製造販売後安全管理の方法について、それぞれ厚生労働省令で基準が定められ、許可の要件とされている。(体制省令及びGVP省令)

医療機器等製造販売業者に対して、体制省令及びGVP省令に基づく品質管理監督システムの確立等や安全管理に必要な文書等の作成・運用状況、及び総括製造販売責任者等の管理状況などについて監視指導を実施した。

また、医療機器等の自主回収の申出に対し、健康被害を防止するため、製造販売業者に円滑な回収処理、再発防止策の構築等の指導を行った。令和4年度の自主回収の報告件数は、医療機器229件、体外診断用医薬品16件であった。

イ 医療機器等製造業の監視指導

医薬品医療機器等法施行規則の規定に基づき、製造所の医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者による製造記録、試験記録及び製造所の管理に関する記録の作成及び保管状況について監視指導を実施した。

また、医療機器等の自主回収に際し、回収品に係る不正表示や不良品等の医薬品医療機器等法違反の有無の確認や事業者の報告通りに回収が行われたことの確認、また、回収品と他の製品等の混同を防止するための識別や隔離等の保管管理が適切に行われていることの確認を行い、必要な指導等を実施した。

ウ 医療機器修理業の監視指導

事業所の構造設備が、許可の要件である厚生労働省令で定める基準(薬局等構造設備規則)に適合しているか否かについて監視指導を実施した。

また、修理及び試験に関する記録その他事業所の管理に関する記録の作成及び保管、修理手順等の文書作成、医療機器の不具合による健康被害の発生等に関する製造販売業者への通知など、修理業者及び責任技術者による作業管理及び品質管理状況などについて監視指導を実施した。

(令和4年度実績⇒表2)

表2 医療機器製造販売業・製造業・修理業及び体外診断用医薬品製造販売業・製造業の
監視指導数（令和4年度）

	業 態 末 数	立 入 検 査 中 施 設 数	違 反 発 見 中 施 設 数	違反発見件数（年度中）										処分件数（年度中）				告 白 件 数			
				無 許 可 ・ 無 届 業	無 承 認 品	不 良 品	不 正 表 示 品	虚 偽 ・ 誇 大 広 告 等	構 造 設 備 の 不 備	製 造 販 売 後 安 全 管 理 の 不 備	品 質 管 理 の 不 備	そ の 他	許 可 取 消 ・ 業 務 停 止	改 善 命 令 等	検 査 命 令 等	廃 棄 命 令 等	そ の 他				
医 療 機 器	製 造 業	1,067	271	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	
	修 理 業	902	261	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	製 造 販 売 業	第1種	444	399	37	0	4	18	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
		第2種	440	204	4	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
		第3種	301	119	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	業 務 上 取 扱 う 施 設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
体 外 診 断 用 医 薬 品	製 造 業	53	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	製 造 販 売 業	107	50	7	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	
	業 務 上 取 扱 う 施 設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	3,314	1,318	50	0	4	22	20	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	50	0	

（注）「\」は該当のない項目

(2) 医療機器一斉監視指導

厚生労働省通知に基づき、製造販売業者、製造業者及び販売業者に対する監視指導を行った。

4 普及啓発及び相談等

(1) 関係団体等の薬事講習会への講師派遣

医療機器関係団体等が主催する薬事講習会等に職員を派遣し、医療機器の製造販売及び修理業務における留意点について周知するとともに、医療機器の安全管理について啓発を行った。

（令和4年度実績⇒表3）

表3 関係団体等が主催する薬事講習会への講師派遣状況（令和4年度）

年 月 日 ・ 場 所	対 象	内 容	受講者数
WEB研修期間 令和4年10月17日から 同年11月18日まで	商工組合日本医療機器協会	令和4年度高度管理医療機器販売業等の営業所管理者及び医療機器修理業の責任技術者のための「継続的研修」	570
WEB研修期間 令和4年11月28日から 令和5年1月20日まで	日本医療機器産業連合会	2022年度 医療機器業セミナー	500

(2) web 講習会等の実施

医療機器等許可・登録関係と調査関係の講習会形式のスライド（音声付き動画）、品質管理監督システム手順書モデル及びチェックリストを作成してホームページ上に掲載し、事業者の医薬品医療機器等法への理解を深めた。

ホームページアドレス <https://www.tniph.metro.tokyo.lg.jp/webkousyuukai/>

第5節 建築物監視指導課

1 建築物監視指導課の沿革等

(1) ビル衛生検査班の発足と組織の変遷

昭和45年の「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「建築物衛生法」という。）制定に伴い、衛生局（現福祉保健局）は、昭和46年度から公衆衛生部環境衛生課に建築物係を設置するとともに、特定建築物の立入検査の専従組織としてビル衛生検査班を発足させた。ビル衛生検査班は、当初、都内を5ブロックに分け、保健所等に分駐し、5班体制で検査に当たっていたが、昭和48年の建築物衛生法施行令改正により、対象が延べ面積5,000㎡以上のビルに拡大されたため（法制定時は、延べ面積8,000㎡以上）、所管施設の増加に対応し、昭和49年度からは6班体制となった。その後、昭和51年に対象が延べ面積3,000㎡以上となったが、昭和58年4月1日には、特別区内にある延べ面積5,000㎡以下の特定建築物については、特定建築物の監視指導業務が特別区長に委任された。

平成2年8月の組織改正により、ビル衛生検査班は、新たに創設された食品環境指導センター建築物衛生課に集中化され、分駐が廃止された。平成12年4月1日からは、特別区内にある延べ面積10,000㎡以下の特定建築物について、監視指導業務が特別区に委譲されている。

その後、組織改正等に伴い、ビル衛生検査係として、平成14年4月1日、地域保健部環境水道課に統合、平成19年4月1日には、健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課ビル衛生検査係となり現在に至っている。

この間、平成15年度には、専ら事務所に使用されているビル（地方労働局長管轄）への立入検査除外及び特定用途以外の部分が10%を超えるビルの法適用除外の規定がそれぞれ撤廃され、大幅に対象施設が増加した。また、平成16年4月1日からは、多摩地域の監視指導業務は各保健所長に委任されている。なお、八王子市が平成19年4月1日から、町田市が平成23年4月1日から保健所政令市となり、業務を各市に移管している。

現在、ビル衛生検査担当は、特別区内にある延べ面積10,000㎡を超える特定建築物及び島しょ地区の特定建築物に対して、4班体制で監視指導を実施している。

(2) 建築物事業登録制度の制定

特定建築物の維持管理は、所有者等による自主管理を原則としているが、空気環境測定、水質検査、飲料水貯水槽清掃やねずみ昆虫等の防除等の作業は、特別な機械器具を必要とし、また十分な知識や経験がないと適切に行うことができない等の理由で、専門事業者に委託して行うことが多い。

建築物事業登録制度は、これら建築物内の環境衛生管理業務の適切な実施が、建築物の衛生的環境を確保する上で重要であることをかんがみ、昭和55年5月、建築物衛生法の改正により、6業種について設けられた。また、建築物の環境衛生管理業務の専門化等を背景として平成13年12月に法改正が行われ、新たに2業種（建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物排水管用清掃

業)を追加するとともに、1業種の変更等(建築物環境衛生一般管理業から建築物環境衛生総合管理業)が行われ、登録基準等が追加された。さらに、平成24年に法施行規則が改正され建築物飲料水水質検査業の登録基準(機械器具)が強化された。

現在、建築物衛生担当は、事業登録業務を担当し、申請受付から立入検査、登録証明書の交付等を行っている。

2 事業概要

(1) ビル衛生検査担当

ア 監視指導

建築物衛生法では、空気環境の調整、給排水の管理、清掃、ねずみ・昆虫等の防除等に関して環境衛生上良好な状態を維持するために必要な措置として、建築物環境衛生管理基準が規定されている。ビル衛生検査担当では特定建築物において、この管理基準に従った適正な維持管理が実施され、良好な衛生的環境が確保されているか定期的に立入検査、報告審査を実施している。

(ア) 一般立入検査

1日以内で終了する施設への立入検査で、内容は、帳簿等の備付け状況、空調・給排水設備等の維持管理状況及び居室内の状況確認のための空気環境測定等の検査を行っている。ビルの所有者・管理技術者等に対して検査結果を解説し、不備・不良については措置報告を求める等、管理方法や設備改善を指導している。

(イ) 精密立入検査

新規届出のあった建築物を対象とし、使用開始から1年程度経過した後に検査することとしている。一般に、使用開始時は空調設備の運転、水使用量、排水槽の負荷、廃棄物の種類・量、ねずみ昆虫の発生などのデータの蓄積がなく、適切な維持管理が困難な場合が多い。そのため、備え付け帳簿及び設備等を検査し、不具合の原因究明調査、建築物に見合った特別な調査等により、適切な維持管理となるよう指導、助言している。また、一般立入検査で維持管理の不良を指摘した建築物、また、新技術が導入され、その適切な維持管理方法が不明な建築物など、一般立入検査では対応困難な、科学的検査を必要とする場合にも実施している。

概ね3日程度を要し、一般立入検査の内容に加え1日3回の空気環境測定、衛生上の問題点の原因究明や改善のための調査(特殊調査)を行う。検査結果については、詳細な測定データに基づく説明資料をビルの所有者及び建築物環境衛生管理技術者等に提出し、問題点の改善方法や今後の維持管理に関して意見交換を行い、具体的な管理方法や設備改善を指導している。

(ウ) 確認検査

立入検査における指摘事項に対する改善措置が、適切になされたか否か実地確認が必要

な場合に実施している。

(エ) 報告審査

建築物衛生法第 10 条に基づく備付け帳簿書類について、法第 11 条に基づく報告を求めらるもので、帳簿書類を審査することで維持管理の現状を把握し、必要な指導を行っている。その際、ビル管理者からの相談にも応じている。

(オ) 特殊調査

適切な維持管理を推進するため、新技術が導入された設備に関する調査、今後予想される環境衛生上の問題への対応などを目的とした先見的な調査として、精密立入検査時を中心に実施している。冷却塔におけるレジオネラ属菌生息実態調査、温湿度・空気清浄度連続測定、排水槽における硫化水素発生状況調査等、明らかになった知見については、ビル衛生管理講習会、関係学会等で発表している。

イ 特定建築物の建築確認申請時審査（図面審査）

建築物衛生法は、建築物の空調・給排水等の維持管理に関する基準を設け、衛生面での安全確保を図ることを目的として制定されたものである。しかし、完成した特定建築物の構造設備が不良であるため、適切な維持管理が困難な場合がある。これを調整するため、建築基準法第 93 条第 5 項及び第 6 項の規定により、保健所長は建築主事等に対し、維持管理に必要な意見を述べるができる。

そこで、「建築確認申請時審査及び指導に係る事務手続要領」及び「ビル衛生管理の建築確認申請時審査に係る指導要領」を制定し、立入検査で蓄積したデータを基に、空調・給水・給湯・雑用水・排水等の関連設備全般について図面審査を実施している。

都が所管する特別区内の延べ面積 10,000 ㎡を超える特定建築物については、都内の建築物衛生行政の一体性を確保する目的から、ビル衛生検査担当と特別区保健所とが共同して図面審査を実施している。

ウ ビル衛生管理講習会

都が所管する特定建築物の所有者・管理者等を対象に、衛生管理に関する専門知識の普及・啓発を図ることを目的に、毎年、ビル衛生管理講習会を実施している。本講習会では、立入検査での不適項目や維持管理不良の改善事例の解説に加え、法令改正で新たに追加された管理内容、最近のビル衛生管理上の課題など、ビルの衛生的環境の向上につながる情報提供、意見交換を行っている。

(2) 建築物衛生担当

ア 建築物事業登録

建築物内の環境衛生上の維持管理業務について 8 業種を対象に、営業所ごとに都道府県知事の登録を受けることができる。

(7) 登録対象業種

登録が受けられる業種とその業務内容は表 1 のとおりである。

表1 登録対象業種一覧

業 種	業 務 内 容
建築物清掃業	建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）
建築物空気環境測定業	建築物内における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業
建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」に掲げる事項を厚生労働大臣が定める方法により水質検査を行う事業
建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のを併せ行う事業

(イ) 登録基準

登録は、営業所ごとに、その営業所を管轄する都道府県知事が行う。

登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）、事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）及びその他の基準（作業の方法等の要件）に大別される。登録基準すべてに適合する営業所が、登録を受けることができる。

(ロ) 登録の有効期間

登録有効期間は、登録日から6年間である。この期間を超えて登録事業者の表示をする場合は再登録を受けなければならない。

(ハ) 登録の表示

登録を受けると、登録に係る営業所は登録事業者である旨の表示ができるが、登録を受けずに法に定める表示又はこれに類似する表示はできない。また、登録を受けた営業所以外の営業所について、登録営業所であると誤認させるような表示も同様にできない。

イ 登録事業者講習会

最新の専門知識の普及・啓発を目的として、毎年業種を選んで講習会を開催している。講習会では、各業種に係る専門分野の講義の他、法令改正や立入検査時の不適事項等について情報提供を行い、登録事業者の資質向上に努めている。

ウ 精度管理事業

建築物飲料水水質検査事業者の分析技術の改善等による信頼性を確保するとともに、併せて事業者の資質向上を図るため、当センター薬事環境科学部環境衛生研究科と外部精度管理

事業を実施した。

令和3年度は、都知事の登録を受けている建築物飲料水水質検査事業者（水道法第20条に規定する登録水質検査機関を除く28機関）を対象に実施し、事業者の検査業務の問題点等実態の把握に努めた。参加率は約71%（20機関）であった。

3 特定建築物届出数及び監視指導実績等

(1) 特定建築物届出数等

ア 特定建築物施設数

令和4年度末現在の特定建築物の用途別の届出施設数は表2のとおりである（特別区内の延べ床面積10,000㎡を超える施設及び島しょ地区がビル衛生検査担当の所管）。

表2 令和4年度 特定建築物施設数

用途	都 所 管		
	計	島しょ地区	特別区内 (10,000㎡を超える)
合計	2,709	12	2,697
事務所	1,665	5	1,660
店舗	280	0	280
百貨店	36	0	36
学校	469	2	467
旅館	129	5	124
興行場	55	0	55
集会場	35	0	35
遊技場	20	0	20
図書館	7	0	7
博物館	9	0	9
美術館	4	0	4

イ 特定建築物の新規届出数及び廃止数

令和4年度に新規及び廃止の届出がされた所管の特定建築物の用途別数は表3のとおりである。

表3 令和4年度 特定建築物の新規届出数及び廃止数

	総数	事務所	店舗	百貨店	学校	旅館	興行場	集会場	遊技場	図書館	博物館	美術館
新規	35	17	2	0	13	2	0	1	0	0	0	0
廃止	32	25	2	2	0	1	0	1	1	0	0	0

(2) 立入検査等の実績・結果

ア 立入検査等実績

令和4年度に実施した所管施設への立入検査等の実績は表4のとおりである。

表4 令和4年度 立入検査等実績（件）

総数	一般立入 検査	精密立入 検査	報 告 審 査	図 面 審 査	そ の 他 の 検 査	飲料水貯水槽 等維持管理状 況報告
880	396	50	397	33	4	2,571

イ 帳簿書類の検査結果

令和4年度の所管施設への立入検査における帳簿書類の中項目別不適率は表5のとおりである。

表5 令和4年度 帳簿書類の中項目不適率

	不適施設数	検査施設数	不適率
年間管理計画	5	443	1.1%
空調管理	177	443	40.1%
給水・給湯管理	31	422	7.3%
雑用水	20	241	8.3%
排水管理	52	441	11.8%
清 掃	7	438	1.6%
ねずみ等の防除	20	443	4.5%
吹付けアスベスト	3	43	7.0%
図 面 類	10	443	2.3%

ウ 設備の検査結果

令和4年度の所管施設への立入検査における設備の中項目別不適率は表6のとおりである。

表6 令和4年度 立入検査中項目不適率（設備）

		不適施設数	検査施設数	不適率
空調 管理	外気取入口	0	445	0.0%
	空気調和設備等	14	446	3.1%
	居室の空気環境	19	418	4.5%
給水 給湯 管理	貯水槽等	37	422	8.8%
	逆流防止措置等	326	446	73.1%
	防錆剤等	0	1	0.0%
雑用水	雑用水	34	250	13.6%
排水 管理	排水槽	2	374	0.5%
	排水の付帯設備	40	433	9.2%
清掃等	清 掃	18	446	4.0%
	廃棄物等	4	437	0.9%
防除	ねずみ害虫等の防除	54	446	12.1%
その他	吹付けアスベスト	0	29	0.0%

(3) ビル衛生管理講習会

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年度に引き続き中止とした。

なお、特定建築物の適切な管理に資するため、「建築物衛生法の政省令改正」や「効果的な換気」、「令和3年度立入検査結果と改善方法」に係る動画を作成し、当課ホームページに掲載した。

令和元年度の実績は表7のとおりである。

表7 令和元年度 ビル衛生管理講習会

	開催日	出席者数	対象者及び会場	主な内容
第1回	9月24日 (午後)	975名	特定建築物の管理者等 練馬文化センター	○「ビルピット」臭気のないまちづくり ○立入検査等における事例報告及び調査結果について ○平成30年度立入検査結果及び指導事項 ○飲料水貯水槽等維持管理状況報告書について ○事前質問に対する回答
第2回	9月25日 (午後)	980名		
合計		1,955		

4 建築物事業登録業務

(1) 建築物事業登録状況及び監視指導数

令和4年度の建築物事業登録営業所数及び登録数、監視指導数は表8のとおりである。

表8 令和4年度 業種別建築物事業登録営業所数及び登録数・監視指導数

業 種	登録営業所数 (4年度末)	実 績		
		新規登録数	再登録数	監視指導数
建築物清掃業	434	30	56	104
建築物空気環境測定業	134	4	26	44
建築物空気調和用ダクト清掃業	22	0	1	3
建築物飲料水水質検査業	39	1	8	14
建築物飲料水貯水槽清掃業	818	18	124	171
建築物排水管清掃業	172	4	22	27
建築物ねずみ昆虫等防除業	293	5	48	66
建築物環境衛生総合管理業	345	4	36	58
総 数	2257	66	321	487

(2) 登録事業者講習会

毎年業種を選定して建築物事業登録営業所講習会を実施している。

令和4年度の実績は表9のとおりである。

表9 令和4年度 建築物事業登録事業者講習会

実 施 日	令和4年11月29日
対 象	建築物空気調和ダクト清掃業（対象数23営業所）
出席者数	13営業所
内 容	○ ダクト火災についての最新の話題 ○ 建築物衛生法と事業登録 ○ 再登録申請手続きと変更届

第 3 章 健康危機情報部門

第1節 業務の内容

概 況

健康危機管理情報課は、多様化する健康危機に対し、健康被害情報の収集、解析、発信及び人材育成を行う拠点として平成 24 年 4 月に設置された。調査研究・試験検査に係る調整、研修等の企画、広報・普及啓発、感染症・食品・医薬品・環境保健衛生に係る健康危機管理情報の収集や解析、発信等を行っている。

第2節 環境情報

1 環境情報

(1) 業務の概略

環境情報担当は、環境に起因する健康影響について、花粉症、アレルギー疾患、放射線、感染症媒介蚊等に関する情報の収集・解析・提供を行っている。

花粉症や環境放射線については、正しい情報を分かりやすく提供するため、関連部署と連携し充実を図りながらホームページ等に測定結果を公表している。またアレルギー疾患は、教育・保育・救急等の部署と協議しながら、日常・緊急時を含めた対策の強化を図っている。

(2) 花粉症対策

ア 飛散花粉数の測定と予測

(ア) 花粉症の調査研究

花粉症対策への活用を目的とした「花粉症患者等基礎情報調査」として、(1)花粉・気象情報調査、(2)患者動向調査、(3)基礎的研究の3つの調査研究を実施している。これらの調査結果をもとに花粉症対策検討委員会において、花粉飛散予測や飛散花粉数が花粉症患者の症状へ与える影響の検証等を行っている。

また、平成 28 年度には、昭和 58 年度から 10 年ごとに実施している「花粉症患者実態調査」の第 4 回調査を行い、平成 29 年度に結果を公表した。

(イ) 花粉症対策検討委員会（昭和 58 年設置）

花粉症に係る調査研究の手法を確立し、実態の把握及び予防・治療方法の検討を行うとともに、適切な保健指導を講ずることを目的として花粉症対策検討委員会を設置している。

令和 4 年度は委員会を 2 回開催し、令和 4 年春のスギ、ヒノキ花粉の飛散状況の解析及び飛散予測の検証、令和 5 年春のスギ、ヒノキ花粉の飛散予測等について検討し、結果を公表した。

イ 飛散花粉情報の提供

(ア) インターネットによる情報提供

花粉症発症の予防や症状の軽減に役立てるため、スギ、ヒノキ花粉についての飛散開

始日や飛散数を予測、公表するとともに、ダーラム法による測定結果により、飛散花粉情報の提供を行っている。

<事業実施時期>

スギ、ヒノキ花粉：2月～5月上旬

草本花粉（イネ科、ブタクサ等）：5月～11月

令和4年度のホームページへのアクセス数は約140万件であった。

(イ) パンフレット

花粉症の予防・治療の基本的知識や自己管理の方法などの最新情報をまとめた「花粉症一口メモ」を毎年発行し、都民への普及啓発を行っている。（令和4年度：8,000部発行、ホームページに掲載）

(3) アレルギー疾患対策

ア アレルギー疾患対策検討部会

アレルギー疾患対策に係る普及啓発や情報提供の方法、調査研究の在り方などを検討するため、専門医等を委員として開催している。令和4年度は4回開催し、令和6年度に実施予定のアレルギー疾患の調査の検討及び東京都アレルギー情報navi.の監修を行った。

イ 普及啓発

(ア) 都民アレルギー講演会

アレルギー疾患のある子供の保護者や都民等を主な対象に、ぜん息、食物アレルギー、アトピー性皮膚炎などのアレルギー疾患に関する講演会を実施している。

令和4年度はWeb配信で1回開催し、総再生回数は4,154回であった。

(イ) 普及啓発用パンフレットの作成

ぜん息や食物アレルギー、アトピー性皮膚炎についてのパンフレットを作成し、ホームページに掲載しているほか、区市町村を通じて広く都民へ配布している。

ウ 人材育成（相談等に係る人材の資質の向上）

(ア) 子供のアレルギー相談実務研修

保育所・幼稚園職員、区市町村の保健衛生主管課や保育主管課職員、保健所職員等を対象に、子供のアレルギー疾患に関する知識と発症予防のための施設における日常生活管理のための研修を実施している。

令和4年度は疾患別・Web配信で3回開催し、合計1,605名が参加した。

(イ) 成人のアレルギー相談実務研修

医療保険者、訪問看護ステーション職員、高齢者施設職員等を対象に、成人ぜん息や食物アレルギーに関する知識と患者指導スキルの向上のための研修を実施している。

令和4年度は疾患別・Web配信で2回開催し、合計130名が参加した。

(ウ) ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修

保育所職員、区市町村の保健衛生主管課や保育主管課職員、保健所職員等を対象に、

ぜん息の発作、食物アレルギーアナフィラキシーに関する知識と緊急時対応スキルの向上のための研修を実施している。

令和4年度は対象別で2回開催し、合計1,150名が参加した。

(エ) アレルギー対応体制強化研修（施設管理者向け研修、行政職員向け研修）

保育所等の管理的立場の方及び区市町村の職員向けに、アレルギーの体制整備を目的とした研修を実施している。令和4年度は施設管理者向けをWeb配信で1回開催し、総再生回数は1,943回であった。行政職員向けは対象別で会場及びWeb配信のハイブリッド形式にて2回開催し、合計37名が参加した。

(オ) 都保健所アレルギー対策事業

アレルギー疾患患者の日常生活管理及び緊急時の対応が適切に行われるよう、アレルギー疾患患者やその家族に関わる関係者等を対象に、疾患に関する基礎知識及び予防や療養支援に関する知識・技術の普及等を行っている。

令和4年度は4保健所で実施した。内容は管内施設への研修資材の貸出しや専門医等による講習会の開催で、講習会の参加者は合計290名であった。都保健所に対しては、アレルギーに関する普及啓発及び研修用資材等の提供を行っている。

エ ぜん息り患児等重症化防止事業

東京都医師会と協力し、医師会会員や医療職等を対象に、最新の診療ガイドラインに基づく治療や患者の自己管理指導等に関する内容の講習会を実施している。

令和4年度はWeb(Live)及びアーカイブ配信で1回開催し、合計138名が参加した。

(4) 放射線に関する情報提供

ア ホームページによる情報提供

都内の放射線情報に係るポータルサイトとして、平成23年度よりホームページ「環境放射線測定結果」の運営を行っている。

都内8地点における空間放射線量率の提供を平成23年度より順次開始、平成25～26年度に英語版ページの充実、平成27年度にはスマートフォンへの対応など、都民のみならず、国内外からの観光者等のニーズに対応した情報の提供を行っている。

令和4年度のホームページのアクセス件数は、約298万件であった。

イ 相談への対応

環境放射線測定結果に関する都民相談に対応するため、専用の電話窓口を設けている。

令和4年度の相談受付件数は、8件であった。

ウ 講習会の開催

令和4年度は、自治体職員向け講習会を2回、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Web配信により開催した。

(5) 感染症媒介蚊サーベイランス

蚊媒介感染症対策の一環として、ウイルス保有蚊の生息サーベイランス（調査監視）を实

施し、結果をホームページで公表している。

ア 広域サーベイランス

都内 16 箇所において蚊の成虫を捕獲し、7種類（アカイエカ群、ヒトスジシマカ群、ネッタイシマカ、その他のシマカ亜属、コガタアカイエカ、ハマダラカ及びその他の蚊）に分類し、個体数を求めた。さらに、蚊の種類に応じて、ウエストナイルウイルス、デングウイルス、チクングニアウイルス、ジカウイルス及びマラリア原虫の遺伝子検査を実施した。令和4年度は、6月から10月にかけて全10回の調査を実施し、合計3,331匹の蚊を同定した。感染症病原体の遺伝子検査結果は、全て陰性だった。

イ 重点サーベイランス

平成26年8月のデング熱国内感染患者の発生を受けて、平成27年度からデング熱対策に特化したサーベイランスを実施している。令和4年度は、6月から11月にかけて都内9箇所50地点において、以下の調査を実施した。

(7) 幼虫調査

幼虫調査では、捕獲した幼虫の個体数を求めた上で、デングウイルス、チクングニアウイルス及びジカウイルス（以下、「デングウイルス等」とする。）の遺伝子検査を実施した。令和4年度は、全8回の幼虫調査を実施し、合計3,429匹の幼虫を捕獲した。幼虫が採集できた最初の調査回においては、病原体遺伝子検査を行い、結果は全て陰性だった。

(イ) 成虫調査

成虫調査では、捕獲した蚊を4種類（ヒトスジシマカ群、ネッタイシマカ、その他のシマカ亜属及びその他の蚊）に分類し、個体数を求めた。さらに、蚊の種類に応じて、デングウイルス等の遺伝子検査を実施した。令和4年度は、全14回の成虫調査を実施し、合計8,491匹の蚊を同定した。感染症病原体の遺伝子検査結果は、全て陰性だった。

(6) 施設管理者及び都民向け蚊対策講習会

東京都の蚊の発生防止強化月間（6月）に、公園、学校等施設管理者及び都民を対象に蚊媒介感染症や蚊の生態・防除方法等を周知する講習会を開催している。令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、会場開催と共にオンライン配信を行い、令和4年7月末から令和5年5月末まで東京動画（東京都公式動画チャンネル）によるオンデマンド配信を行った。

第3節 食品医薬品情報

1 食品医薬品情報

(1) 業務の概略

食品医薬品情報担当は、食品及び医薬品の安全性に関する情報を幅広く収集・分析・評価し、都民向けの各種安全性情報を提供することを主な業務としている。

主要な事業の一つとして、食品安全情報評価委員会、「健康食品」による健康被害事例専門委員会、情報選定専門委員会を運営し、都民の日常生活に欠かすことの出来ない「食の安全」を守るため、食品全般の情報収集・分析・評価を行っている。

また、保健医療局及び生活文化スポーツ局の関係部署で構成する「健康食品対策推進連絡会」を通して、健康食品の試買調査、事業者向け講習会、都・区・市の担当職員向け講習会を開催し、健康食品の安全性の確保、事業者への法令の周知、職員の専門性の向上に取り組んでいる。

このほか、食品安全に係るリスクコミュニケーション及び食品や医薬品に係る普及啓発等を行っている。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講習会及びリスクコミュニケーション等については、令和4年度も引き続き動画配信やウェブ会議等として実施した。

(2) 食品安全情報評価委員会

ア 食品安全情報評価委員会

「東京都食品安全情報評価委員会（以下「情報評価委員会」という。）」は、食品等の安全を確保するため、各種情報の分析及び評価等を行い、食品の安全対策を総合的に推進していくことを目的として、平成15年4月、要綱に基づく健康局長の諮問機関として設置された。平成16年4月には「東京都食品安全条例」の施行により、知事の附属機関として位置づけられた。

令和4年度は、7月及び2月の2回開催し、①「園芸植物等の誤食による食中毒」、②「加熱不十分な食肉を原因とする食中毒防止の更なる普及啓発」について検討を行った。

普及啓発が必要とされた事項については、ホームページ、東京都公式動画サイト「東京動画」及びリーフレット等で都民等への情報提供を行った。

イ 「健康食品」による健康被害事例専門委員会

情報評価委員会において、健康食品に関する健康被害情報等の疫学的な分析及び評価を行うことを目的として、東京都食品安全情報評価委員会規則に基づき、平成18年度に、「健康食品」による健康被害事例専門委員会を設置している。

当専門委員会においては、東京都医師会及び東京都薬剤師会を通じて医療機関から収集した健康食品との関連が疑われる健康被害情報等について、健康食品と健康被害との

関連性及び健康影響の内容や程度に関する分析・評価を行っている。

また、平成 30 年度から東京都消費生活総合センターと連携し、提供を受けた情報についても分析・評価を行っている。

令和 4 年度は、6 月と 1 月の 2 回開催し、68 事例の健康被害情報に関する分析・評価を行った。その結果については、情報評価委員会に報告し、東京都医師会及び東京都薬剤師会を通じて、医療機関等に情報提供を実施するとともに、ホームページやツイッターによる情報発信等を行い普及啓発を図っている。

ウ 情報選定専門委員会

情報評価委員会において分析及び評価を行う安全情報を選定することを目的として、東京都食品安全情報評価委員会規則に基づき平成 17 年度から情報選定専門委員会を設置している。

令和 4 年度は、6 月と 12 月の 2 回開催し、選定結果について情報評価委員会に報告した。

(3)健康食品

ア 健康食品対策推進連絡会事業

(7)健康食品試買調査

健康食品の表示・広告の適正化及び医薬品成分を含有する無承認医薬品による健康被害の未然防止を目的として、市場に流通する健康食品の試買調査を実施している。

令和 4 年度は、合計 125 製品の試買調査を実施し、このうち、103 製品の表示・広告に法違反又は違反の疑いを発見し、1 製品から医薬品成分を検出した（N-アセチル-L-システイン：1 製品）。

(1)健康食品取扱事業者講習会

健康食品を取り扱う事業者に対する、食品衛生法、健康増進法、食品表示法、医薬品医療機器等法、景品表示法、特定商取引法等の関係法令の周知と事業者の自主管理能力の向上を目的として、毎年、健康食品取扱事業者講習会を開催している。

令和 4 年度は、動画配信により実施し、講習会参加申込者は、496 名であった。

(2)健康食品関係業務担当職員向け講習会

健康食品に関する監視指導や相談業務等を担当する都区市職員の専門知識の向上を目的として、毎年、健康食品関係業務担当職員向け講習会を開催している。

令和 4 年度は、動画配信により実施し、講習会参加者は、95 名であった。

イ 健康食品に関する安全性情報共有事業

平成 18 年 7 月から東京都医師会及び東京都薬剤師会と連携し、健康食品の利用との関連が疑われる健康被害情報を収集し、「健康食品」による健康被害事例専門委員会において分析・評価を行い、その情報を医療関係者等に情報提供することにより、健康被害の拡大防止・未然防止に努めている。

事業発足以来、令和4年度末までに、合計501事例の健康被害情報を共有した。

(4) おくすり講座

医薬品等の適切な使用を推進し、都民の保健衛生の維持向上を図ることを目的として、平成18年度から「薬と健康の週間」(10月17日～23日)にあわせた時期等に開催している。

令和4年度の開催状況は以下のとおりである。

令和4年度 おくすり講座開催状況

開催日	実施方法	テーマ	備考	再生数
令和4年10月13日 (継続配信中)	ウェブ配信	知って備える。薬にまつわる災害時の心構え	協力：東京都薬剤師会	669回
令和5年3月1日 (継続配信中)	ウェブ配信	違法なインターネット広告にはだまされない #薬機法の豆知識		660回

※令和5年3月31日現在

(5) リスクコミュニケーション

ア 食の安全都民フォーラム

都民や事業者、行政等が、食に関する正しい情報を共有し、理解を深め、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、平成15年度から、都民、事業者、行政等が一堂に会し意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」を実施している。

令和4年度は、「今こそ！HACCP」をテーマに令和5年1月17日から令和5年2月28日までウェブ配信により実施し、1,815回の視聴があった。

イ 食の安全調査隊

平成19年度から、都民による「食の安全調査隊」を組織し、施設見学やメンバー間のディスカッション等のグループ活動による、参加者の主体的な取組を通じた新たなリスクコミュニケーション手法の充実を図っている。

令和4年度は、「食の安全子ども調査隊」として、食中毒予防に関する学習資料を用いた自宅学習形式で実施し、150名の小学生が参加した。

ウ 食の安全都民講座

平成27年度から、食品安全に係るリスクコミュニケーションの一層の充実に向け、都民を対象に講義や少人数のグループワーク等を行う「食の安全都民講座」を実施している。

令和4年度の開催状況は以下のとおりである。

令和4年度 食の安全都民講座開催状況

	開催日	テーマ	形式	人数・視聴回数
1	7月15日から 9月30日まで	知って備える。食にまつわる防災	講義動画を ウェブ配信	2,216回
2	10月13日から 1月16日まで	表示で読み解く健康食品	講義動画を ウェブ配信	2,086回
3	12月20日から 2月14日まで	学校教育関係者を対象とした食品安全に関する研修会	講義動画を ウェブ配信	1,355回
4	3月14日	これ食べられる？有毒植物の見分け方講座	集合形式	23人

(6) 普及啓発

ア インターネットによる情報提供

都民への食品安全に関する情報提供として、「食品安全 FAQ」、「食品安全アーカイブス」、「健康食品ナビ」、「くすりの救Q箱」、「磨け！選択眼」等のホームページコンテンツを発信している。

令和4年度は、健康食品の試買調査結果及び食品安全情報評価委員会で評価検討された内容等、最新の食品安全情報を随時ホームページに掲載した。

なお、令和4年度のアクセス数は、延べ約536万件であった。

イ メールマガジン

平成16年度より、月2回、食と薬の安全情報に関するメールマガジンを発行し、最新のトピックスや東京都の事業、関連ホームページの新着情報等を紹介している。令和4年度末の読者数は5,786人であった。

ウ 啓発資材による情報提供

都民への食品安全に関する情報提供を行うため、ポスター、リーフレット及びDVD等を作成、保健所等関係事業所に配布し、普及啓発に努めている。

令和4年度は、食肉の生食等による食中毒予防リーフレット等を作成及び配布した。

第4節 疫学情報

1 疫学情報

(1) 業務の概略

疫学情報担当は、主に感染症に関する「情報収集」「情報発信」「技術支援」「調査研究」を4本の柱として業務を実施している。

(2) 感染症に関する情報収集

ア 感染症発生動向調査

感染症法に基づく基幹地方感染症情報センターとして、都内医療機関から保健所を通して報告される全数把握対象疾患及び定点把握対象疾患等について、発生届に記載された内容の確認、集計等を行った後、国立感染症研究所に報告している。

令和4年における感染症発生動向の概況は以下のとおりであった。

(ア) 全数把握対象疾患

一類感染症の届出はなかった。二類感染症の届出は結核のみであった。新登録結核患者の総数は「東京都における結核の概況 令和4年(2022年)」を参照されたい。三類感染症は腸管出血性大腸菌感染症(356件)、腸チフス(6件)、パラチフス(4件)、細菌性赤痢(2件)、コレラ(1件)と5疾患で合計369件の届出があった。四類感染症はE型肝炎(131件)やレジオネラ症(120件)など14の疾患について328件の届出があった。五類感染症は、梅毒(3,677件)や後天性免疫不全症候群(288件)など21疾患で4,796件の届出があった。

(イ) 定点把握対象疾患

インフルエンザは2022年第50週に流行開始の目安となる定点当たり患者報告数が1.0人を超えたが例年並みの流行は見られなかった。小児科疾患では、感染性胃腸炎、手足口病、ヘルパンギーナが前年を上回った。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症

令和4年9月26日より発生届の対象者は65歳以上の者、入院を要する者等の4類型に限定された。新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)で、令和4年9月25日までの届出のうち保健所確認済となっている登録データ及び令和4年9月26日以降、同システム上に報告されたデータによると、令和4年に3,369,318件の届出・報告があった(令和5年3月27日現在)。

イ 救急搬送サーベイランスシステムの運用

救急搬送時に感染症が疑われた患者の症状等の情報を収集・解析することにより、感染症の発生、集積を早期に探知するシステムを運用している。令和4年度は14件の異常集積疑い事例を探知した。病態分類別では、嘔吐・嘔気9件、発熱5件であった。

(3) 結核対策

平成24年度から本庁機能の結核対策業務の一部として、保健所に対する結核相談の支援や各種報告の取りまとめ及び報告書の作成、講演会運営などの業務を実施している。

ア 相談支援

令和4年度に保健所から受けた相談件数は144件であった。保健所の依頼を受け、2回コホート検討会に出席した。

イ 保健所からの報告の受理

令和4年度は、初発患者調査報告(100件)、結核集団感染発生事例報告書(3件)、結核の接触者健診(集団感染対策)実施状況(3件)、コッホ現象事例報告書(40件)、結核患者死亡届出書(1件)、合計147件の報告を受理した。

ウ 報告書等の作成

結核対策に関する報告として、以下の報告書等を作成している。

(ア) 「東京都における結核の概況 令和3年(2021年)」の作成

令和3年の都内の結核発生状況をまとめ、保健所、市町村、結核病床を有する病院等に配布した。(配布部数440部)

(イ) 「結核2023」の作成

結核に関する知識の普及のために主に医学生・看護学生向けに作成し、都内医療系学校、都立病院、保健所等に配布した。(配布部数13,597部)

エ 結核予防講演会

結核対策の普及啓発のため、保健所や医療機関、大学、日本語教育機関、高齢者施設等の職員を対象に講演会を実施している。令和4年度は全9回(集合形式3回、オンライン形式6回)実施及び動画を2本作成しK-netに掲載した。

(4) 感染症に関する情報の発信

ア ネットワークを使った配信

(ア) ホームページの管理運営

東京都感染症情報センターホームページを管理運営し、インフルエンザをはじめとする感染症情報を都民に随時提供している。

当ホームページへのアクセス数は令和4年度合計で10,366千件であった。アクセス数は、インフルエンザに関する情報が992千件と最も多く、次いで感染性胃腸炎・ノロウイルス関連情報(611千件)、新型コロナウイルス感染症関連情報(483千件)、東京都微生物検査情報(452千件)が多かった。

(イ) 感染症健康危機管理情報ネットワークシステムの運用

感染症健康危機管理情報ネットワークシステム(以下、K-net)は、感染症に係る情報管理・情報共有を目的としたシステムで、保健所や感染症対策部との情報共有に活用している。

インフルエンザの流行を早期に探知するためのクラスターサーベイランス、積極的疫学調査による麻しんウイルスの遺伝子検査結果、疑似症サーベイランス、感染性胃腸炎や麻しん等の集団発生、インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等の情報収集・還元を行った。

(ウ) 感染症流行状況の情報連絡会議(コメンテーター会議)

都内の感染症の流行状況について保健所や感染症対策部、微生物部各研究科との情報共有を行うために、毎週WEB会議システムを利用した会議を開催している。令和4年度は定例会を

51回開催した。

イ 電子媒体（PDF）による発信

(ア) 「東京都感染症週報」の発行

都内各医療機関から報告される情報と微生物部による病原体検査結果を集計・解析し、毎週木曜日に「東京都感染症週報」として発行している。また、1年間の調査結果は感染症発生動向調査事業報告書（年報）としてまとめている。

(イ) 「東京都微生物検査情報」の発行

病原体定点医療機関から搬入された検体や食中毒関連の検体を中心に、微生物部がまとめた検査情報「東京都微生物検査情報（月報）」を発行している。

(ウ) 「東京都インフルエンザ情報」の発行

インフルエンザ患者報告数や検出されたウイルスの型別、学級閉鎖などの情報を収集し、全国比較や地域（保健所）別比較を行った後「東京都インフルエンザ情報」として、広く都民及び保健・医療関係者に提供している。

(エ) 「感染症通信」の発行

感染症発生動向調査により、注意喚起が必要な感染症の流行が見られた場合、保健所へ詳細な情報を提供するため、適宜「感染症通信」をK-netに掲載している。

(オ) 「感染症ひとくち情報」の発行

流行している感染症について都民向けに「感染症ひとくち情報」をホームページに掲載している。令和4年度は手足口病、サル痘、ダニ媒介性感染症、梅毒について発行した。

(5) 感染症対策に関する技術支援

ア 実地疫学調査チーム（TEIT：Tokyo Epidemic Investigation Team）

平成24年度から、疫学情報担当内に東京都実地疫学調査チーム（以下「TEIT」という）を設置し、感染症発生時に保健所が行う実地疫学調査のうち、特に集団発生時の技術的支援を保健所からの要請に基づき行っている。

(ア) TEIT派遣要請数

令和4年度の保健所からの集団感染事例の報告数は、合計10,528件（新型コロナウイルス感染症7,077件、インフルエンザ1,957件、感染性胃腸炎951件、その他543件）で、そのうちTEIT派遣要請があったのは新型コロナウイルス感染症の47件、その他2件であった。

(イ) TEIT活動実績

令和4年度のTEIT活動実績は、要請のあった49施設に対し、延76回の支援を実施している。そのうち、iCDC感染対策支援チームとの合同調査が47件であった。施設の内訳は、医療機関33ヶ所、高齢者施設15ヶ所、その他1ヶ所であった。

イ 実地疫学調査研修

第5節に記載した。

(6) 調査研究

ア 流行性ウイルス・細菌感染症の疫学解析と情報統合に関する研究

疫学データと、分子疫学的データがデータベース上で別々に保管されており、これらのデータを統合した新たなデータベースの作成を目的としている。令和3年度から令和5年度までの3か年計画の2年目を実施した。1年目で試験的に作成したバンコマイシン耐性腸球菌感染症のデータベースを元に、2年目は新たに、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症の4疾患のデータベースを作成した。また、データの消失を防ぐためのバックアップシステムについても作成を行い、現在試験運用のためのマニュアルを作成中である。

第5節 専門職研修、技術研修、実地疫学調査研修等

1 専門職研修

新たな健康危機の発生や国際規格への対応など、多様化・複雑化する行政課題に対応できる専門人材育成のため、「健康安全分野における専門職種の育成方針」に基づき、健康安全研究センターを中心に、平成24年度に既存の研修体系を整理し、新たな専門研修のプログラムを策定した。

専門職研修は、「専門知識・技術の習得・向上」と「行政実務力の習得・向上」を図り、職員一人ひとりの資質の向上と職務遂行能力の開発を目的に実施している。なお、専門知識・技術に係る研修については、区市職員にも広く受講を呼びかけている。

(健康安全研究センターより実施を通知した研修を掲載)

区分	名称	内容	回数 /年	日数 /回	受講 者数	実施期間	
共通研修	専門職共通新任研修	健康安全分野における専門職の役割、食品衛生監視業務、獣医職務、薬事監視業務、環境衛生監視業務、感染症対策業務、島しょ職場の紹介、健康安全研究センターの業務	1	1	18	令和4年5月16日	
衛生監視員研修 〈食品衛生〉	衛生監視員研修（初級）〈食品衛生〉	食品衛生監視員の業務、食品安全情報の評価とリスクコミュニケーション、食中毒調査、法令の見方・使い方（食品関係法令）、事例検討、行政法、不利益処分、食品表示法の基礎知識、監視と検査、違反・苦情処理の基礎知識、食品衛生監視員のあり方	1	4	59	令和4年8月22日～25日	
初級研修	環境衛生関係概論	環境衛生監視員の業務、年間の事業及び計画、事務処理	1		8	令和4年4月20日	
	環境保健事業概論	大気汚染保健対策、室内環境保健、花粉症対策、放射線対策	1		29		
	環境衛生営業六法等概論	環境衛生営業六法、プール等取締条例、温泉法等営業施設にかかわる法令の概要、監視指導、行政処分	1	1	33		
	水道事務概論	水道法、立入検査	1		33		
	ねずみ・衛生害虫概論	主な衛生害虫等に関する基礎知識、相談対応	1		30		
	環境衛生検査	公衆浴場等の水質検査等の方法	1	1	8		令和4年4月21日
	建築物衛生法概論	建築物衛生法、帳簿類の見方、機材管理、特定建築物の立入検査、確認申請時の図面審査指導、特定建築物システム（都のみ）	1	1	27		令和4年6月14日
	特定建築物検査実習	精密立入検査用機材準備、立入検査、検査指導票作成等検査業務の実務	1	2	4		令和4年11月21日～22日
	島しょ地区海水等（水浴場）調査実習	採水、細菌検査・化学検査等、砂浜での空間放射線量の測定、環境衛生業務支援	-	-	-		中止
獣医職研修	獣医職研修（初級）	獣医職の業務、食品衛生関係法令の基礎知識、乳等省令、東京都ふぐの取扱い規制条例、市場衛生検査所の業務、健康安全健康センターにおける監視業務、保健所における監視業務、若手職員のキャリアルートと経験談、芝浦食肉衛生検査所の業務、精密検査係の実務、家畜伝染病予防法概論、と畜場法、化製場法・動物質原料運搬業、動物愛護管理関係法令の基礎知識、感染症関係法令の基礎知識、狂犬病予防及び動物由来感染症対策、動物愛護相談センターの概要、動物取扱業監視・捕獲収容業務等、飼養管理・譲渡業務等、動物愛護行政での苦情対応	1	3	6	令和4年7月6日、8日、13日	
中級研修	衛生監視員研修 〈食品衛生〉	衛生監視員研修（中級）〈食品衛生〉	食品の苦情対応、食品衛生監視員のあり方、リスクコミュニケーションの進め方、監視指導と行政法、食中毒調査	1	3	25	令和5年2月14日、21日、24日

	衛生監視員研修 <環境衛生>	衛生監視員研修（中級）<環境衛生>	環境衛生関係施設と都市計画法、環境衛生関係施設と建築物バリアフリー条例、環境衛生とアレルギー、東京2020大会における公衆衛生関係業務、特定建築物の建築確認申請時審査に係る指導、環境衛生行政を振り返る、住宅宿泊事業法	1	2	41	令和4年12月12日～13日
	獣医職研修	獣医職研修（中級）	動物由来感染症に係る検査、高病原性鳥インフルエンザに係る防疫対策等、家畜防疫と公衆衛生、獣医食品衛生行政を振り返る	1	1	8	令和5年2月20日
専門研修	衛生監視員研修 <食品衛生>	食品技術講習会	添加物に係る基礎知識	4	0.5	145	令和4年6月29日
			ウエルシュ菌食中毒およびボツリヌス症の基礎知識と食中毒調査への応用			148	令和4年10月26日
			食品取扱施設における異物混入防止対策のポイント			143	令和4年12月8日
			HACCPに沿った衛生管理の導入に向けて			135	令和5年2月7日
	衛生監視員研修 <食品衛生>	食品衛生監視指導実務研修	広域監視業務、製造業等の監視指導（健康安全研究センター広域監視部実施）	1	2	9	令和4年10月24日～25日
			仲卸店舗に対する監視指導、市場における食品衛生、ふぐの徐毒（市場衛生検査所実施）	2	1	6	令和5年1月12日
			6			令和5年1月13日	
	衛生監視員研修 <環境衛生>	環境衛生実務研修	食肉市場の視察、食肉に関する知識（芝浦食肉衛生検査所実施）	2	1	10	令和4年11月2日
			10			令和4年11月9日	
	衛生監視員研修 <環境衛生>	ビル衛生検査技術研修	空調設備の基礎と設計	1	0.5	81	令和5年3月15日
飛散花粉数調査技術研修		ダーラム法によるスギ、ヒノキ花粉の測定方法に関する技術研修	1	0.5	9	令和4年12月7日	
行政実務研修	法令実務	法の解釈、行政指導の役割と限界、行政処分の手続き、国家賠償と行政訴訟事例、事例演習	1	0.5	63	令和5年2月1日	
	情報公開制度・個人情報保護制度	情報公開制度及び個人情報保護制度の概要・手続等	1	0.5	31	令和5年2月6日	
	食鳥検査関係技術講習会	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の概要、食鳥処理における微生物コントロール	1	0.5	53	令和5年2月17日	

2 技術研修

技術研修は、試験検査に関する基礎的かつ実務的な知識と技術の付与及び新しい技術を含めた技術水準の向上と習熟化を目的として実施している。

都職員については、食品衛生監視員、環境衛生監視員、薬事監視員及び保健所で栄養表示基準等業務に従事する栄養士に対する研修を実施している。また、特別区、八王子市及び町田市職員については、保健所等において試験検査業務に従事する職員、食品衛生監視員、環境衛生監視員及び薬事監視員に対する研修を実施している。

(1) 東京都職員技術研修

研修名	内容	回数／年	日数／回	受講者数	実施期間	担当研究科
食品衛生監視員（検査） 食品（魚介類の細菌検査）	魚介類に係る細菌学的検査 ※市場衛生検査所勤務職員優先	1	0.5	2	令和4年4月15日	食品微生物
食品化学（水銀）	食品中（魚介類）に含まれる水銀の検査法 ※市場衛生検査所の水銀検査経験のある職員対象	1	2	1	令和4年11月30日～12月1日	食品成分
食品（食品添加物1）	食品中の食品添加物分析法-1（保存料、漂白剤、酸化防止剤） *検査所勤務職員対象	1	5	1	令和5年1月23日～27日	食品添加物

	食品（食品添加物2）	食品中の食品添加物分析法－2（甘味料・着色料） ※ 検査所勤務職員対象	1	4	1	令和5年1月10日～13日	食品添加物
	残留物質（動物用医薬品等）	検査で得られた結果の見方及び基準値の確認方法習得と動物用医薬品検査の実践的な研修を実施 ※ 検査業務担当職員向け	1	1	1	令和4年12月2日	残留物質
食 品 衛 生 監 視 員	真菌	真菌概論及び真菌検査	2	1	1	令和5年1月19日	食品微生物
					1	令和5年1月26日	
	細菌学的品質検査	食品の衛生細菌学的検査	2	3	2	令和5年1月18日～20日	食品微生物
					3	令和5年1月25日～27日	
	細菌性食中毒	細菌性食中毒の検査	3	4	1	令和5年5月17日～20日	食品微生物
					1	令和5年5月24日～27日	
					0	令和5年5月31日～6月3日	
	乳・乳製品の検査法	乳・乳製品の細菌学的検査及び理化学検査 ※ 乳処理業の監視指導を行う都職員対象	1	1	4	令和4年5月13日	食品微生物 ／食品成分
	寄生虫	食品由来の寄生虫（原虫）概論 魚介類の寄生虫検査法	1	2	3	令和5年1月17日～18日	病原細菌
	ウイルス性食中毒	ノロウイルスをはじめとしたウイルス性食中毒の概論及び検査法	3	2	1	令和4年8月29日～30日	ウイルス
					0	令和4年9月5日～6日	
					1	令和4年9月12日～13日	
	食品のアレルゲン検査	アレルゲン（特定原材料）検査の概要 ELISAによるスクリーニング検査 ウエスタンブロット法及びPCR法による確認検査	2	1	2	令和5年1月13日	食品成分
					2	令和5年1月20日	
食品化学（食品成分）	乳・乳製品の成分規格（理化学）、カビ毒、遺伝子組換え食品、食品苦情、化学性食中毒、酸価・過酸化価、食品中の放射性物質検査	2	3	2	令和5年2月7日～9日	食品成分	
				3	令和5年2月14日～16日		
食品化学（食品添加物）	食品中の食品添加物の分析法	2	2	3	令和4年9月13日～14日	食品添加物	
				2	令和4年9月15日～16日		
食品化学（食品添加物品質規格等）	食品添加物概論 食品添加物の成分規格試験 食品添加物製剤の成分分析と成績書の読み方	2	1	2	令和4年5月26日	食品添加物	
				1	令和4年5月27日		
容器包装（合成樹脂）	食品衛生法に基づく器具及び容器包装、おもちゃの検査	1	1	1	令和4年5月24日	食品添加物	
食品化学（残留物質）	畜水産物中の残留動物用医薬品検査 畜水産物中の残留農薬分析 ※ 食品衛生監視業務担当職員向け	1	2	2	令和5年1月12日～13日	残留物質	
食品を加害する衛生動物	食品混入害虫検査法	3	2	0	令和4年5月17日～18日	環境衛生	
				0	令和5年1月24日～25日		
				2	令和5年1月26日～27日		
環 境 衛 生 監 視 員	環境衛生化学	空气中化学物質概論、空气中化学物質測定、アスペスト概論、簡易測定法、空气中化学物質評価	2	1	3	令和4年6月7日	環境衛生
					1	令和4年6月8日	
	衛生動物（屋内で発生する昆虫）	衛生動物の同定方法、顕微鏡の使い方	2	2	1	令和4年6月14日～15日	環境衛生
					0	令和4年6月16日～17日	
	衛生動物（蚊）	蚊の同定方法、蚊の捕集方法	2	2	2	令和4年7月5日～6日	環境衛生
					1	令和4年7月7日～8日	
	衛生動物（ダニ）	ダニ類の同定方法、ダニ類の調査方法、簡易ダニアレルゲン測定	2	2	1	令和4年9月6日～7日	環境衛生
				1	令和4年9月8日～9日		
水 質 監 視	水質監視（飲料水等の化学）	飲料水等の化学的水質の現状と検査方法及び苦情対応	2	1	4	令和4年10月20日	環境衛生
					3	令和4年10月21日	
	水質監視（プール水等の化学）	プール水等の化学的水質問題と検査方法	2	1	3	令和4年9月14日	環境衛生
				2	令和4年9月16日		

	水質監視（飲料水等の微生物）	飲料水等における微生物の現状と検査方法	2	1	4	令和5年2月14日	環境衛生
					3	令和5年2月15日	
	水質監視（浴槽水、プール水等の微生物）	公衆浴場、プール水等における微生物の現状と検査方法	2	1	4	令和5年2月28日	環境衛生
					3	令和5年3月1日	
薬 事 監 視 員	医薬品基礎コース	医薬品試験の概要	1	3	3	令和4年6月8日～10日	医薬品
	化粧品・部外品基礎コース	化粧品・医薬部外品試験の概要（検体受入れから結果報告まで）	1	2	3	令和4年6月9日～10日	医薬品
	シアン検査実務	毒物劇物取締法に基づくメッキ廃水中のシアン試験法概要	2	1	2	令和4年6月13日	医薬品
					1	令和4年6月14日	
	家庭用品検査実務	家庭用品試験の概要（機器分析・公定試験法）	2	1	2	令和4年6月16日	医薬品
					1	令和4年6月17日	
	医療機器試験法	品目仕様に基づく試験内容の紹介と試験法実習	2	1	2	令和4年6月2日	医薬品
					2	令和4年6月3日	
	不正ケン指導取締り	ケン等規制植物の基礎知識及び形態学的並びに理化学的特徴による植物鑑別法の講義と実習 ※ 薬用植物園で実施 ※ 都定員内で八王子市・町田市職員を対象を含む	1	1	3	令和4年5月13日	医薬品
	不正大麻指導取締り	大麻等規制植物の基礎知識及び形態学的並びに理化学的特徴による植物鑑別法の講義と実習 ※ 薬用植物園で実施	1	1	3	令和4年9月9日	医薬品
医薬品承認審査	医薬品製造承認審査の実際	1	1	2	令和4年6月1日	医薬品	
医薬部外品製造承認審査	医薬部外品承認審査の講義と実習	1	1	2	令和4年6月24日	医薬品	
医療機器の生物学的安全性評価	医療機器の生物学的安全性評価（コンタクトレンズの細胞毒性試験）	1	1	4	令和4年6月7日	生体影響	
全職種	環境放射能	環境放射能の基礎知識及び測定実習	1	1	6	令和4年4月22日	環境衛生
そ の 他	栄養成分の検査法	栄養成分検査の概論及び実習 ※ 都保健所及び健康安全部食品監視課の栄養士で栄養表示等普及促進事業に携わる職員及びそれに準ずる職員対象	1	1	3	令和4年9月8日	食品成分
	動物を加害する衛生動物	動物を加害する衛生動物の同定方法、顕微鏡の使い方 ※ 動物愛護等の業務を担当する職員（獣医職等）対象	1	2	2	令和4年9月21日～22日	環境衛生

（2）特別区・八王子市・町田市職員技術研修

研修名	内 容	回数 ／年	日数 ／回	受講 者数	実施期間	担当研究科	
衛 生 検 査	腸管系病原菌検査	腸管系病原菌の細菌学及び検査法	1	4	3	令和4年6月7日～10日	食品微生物
	食品細菌検査	腸管出血性大腸菌・サルモネラ属菌・ブドウ球菌・リステリア・カンピロバクター等を含む食品細菌検査	1	5	3	令和5年2月13日～17日	食品微生物
	真菌	真菌概論及び真菌検査	1	1	0	令和5年1月26日	食品微生物
	食品苦情検査（真菌・異物混入）	食品苦情の理化学検査法、食品苦情の微生物検査法	1	2	4	令和5年2月1日～2日	食品微生物 ／食品成分
	新型コロナウイルス検査	新型コロナウイルスの概論及び検査法等	2	1	4	令和4年6月14日	ウイルス
					4	令和4年6月15日	
	食品（食品添加物1）	食品中の食品添加物分析法－1（保存料、漂白剤、酸化防止剤） ※ 検査所勤務職員対象	1	5	2	令和5年1月23日～27日	食品添加物
食品（食品添加物2）	食品中の食品添加物分析法－2（甘味料・着色料） ※ 検査所勤務職員対象	1	4	2	令和5年1月10日～13日	食品添加物	

	残留物質（農薬等）	検査で得られた結果の見方及び基準値の確認方法習得と残留農薬検査の実践的な研修を実施 ※ 検査業務担当職員向け	1	1	0	令和5年1月11日	残留物質
	残留物質（動物用医薬品等）	検査で得られた結果の見方及び基準値の確認方法習得と動物用医薬品検査の実践的な研修を実施 ※ 検査業務担当職員向け	1	1	0	令和4年12月2日	残留物質
	食品を加害する衛生動物	食品混入害虫検査法	3	2	1	令和4年5月17日～18日	環境衛生
					2	令和5年1月24日～25日	
					1	令和5年1月26日～27日	
環境衛生化学	空气中化学物質概論、空气中化学物質測定、アスペスト概論、簡易測定法、空气中化学物質評価	2	1	1	令和4年6月7日	環境衛生	
1	令和4年6月8日						
水質監視（浴槽水、プール水等の微生物）	公衆浴場、プール水等における微生物の現状と検査方法	2	1	1	令和5年2月28日	環境衛生	
1	令和5年3月1日						
食品衛生監視員	真菌	真菌概論及び真菌検査	2	1	3	令和5年1月19日	食品微生物
					2	令和5年1月26日	
	細菌学的品質検査	食品の細菌学的品質検査	2	3	3	令和5年1月18日～20日	食品微生物
					2	令和5年1月25日～27日	
	細菌性食中毒	細菌性食中毒の検査	3	4	4	令和4年5月17日～20日	食品微生物
					5	令和4年5月24日～27日	
					6	令和4年5月31日～6月3日	
	寄生虫	食品由来の寄生虫（原虫）概論 魚介類の寄生虫検査法	3	2	4	令和5年1月24日～25日	病原細菌
					4	令和5年2月7日～8日	
					4	令和5年2月14日～15日	
	ウイルス性食中毒	ノロウイルスをはじめとしたウイルス性食中毒の概論及び検査法	3	2	5	令和4年8月29日～30日	ウイルス
					5	令和4年9月5日～6日	
					5	令和4年9月12日～13日	
	食品のアレルゲン検査	アレルゲン（特定原材料）検査の概要 ELISAによるスクリーニング検査 ウエスタンブロット法及びPCR法による確認検査	2	1	3	令和5年1月13日	食品成分
					3	令和5年1月20日	
食品化学（食品成分）	乳・乳製品の成分規格（理化学）、カビ毒、遺伝子組換え食品、食品苦情、化学性食中毒、酸価・過酸化価、食品中の放射性物質検査	2	3	2	令和5年2月7日～9日	食品成分	
				2	令和5年2月14日～16日		
食品化学（食品添加物）	食品中の食品添加物の分析法	2	2	1	令和4年9月13日～14日	食品添加物	
				3	令和4年9月15日～16日		
食品化学（食品添加物品質規格等）	食品添加物概論 食品添加物の成分規格試験 食品添加物製剤の成分分析と成績書の読み方	2	1	3	令和4年5月26日	食品添加物	
				3	令和4年5月27日		
容器包装（合成樹脂）	食品衛生法に基づく器具及び容器包装、おもちゃの検査	1	1	2	令和4年5月24日	食品添加物	
食品化学（残留物質）	畜水産物中の残留動物用医薬品検査 畜水産物中の残留農薬分析 ※ 食品衛生監視業務担当職員向け	1	2	0	令和5年1月12日～13日	残留物質	
残留物質（農薬等）	検査で得られた結果の見方及び基準値の確認方法習得と残留農薬検査の実践的な研修を実施 ※ 検査業務担当職員向け	1	1	0	令和5年1月11日	残留物質	
残留物質（動物用医薬品等）	検査で得られた結果の見方及び基準値の確認方法習得と動物用医薬品検査の実践的な研修を実施 ※ 検査業務担当職員向け	1	1	0	令和4年12月2日	残留物質	
食品を加害する衛生動物	食品混入害虫検査法	3	2	4	令和4年5月17日～18日	環境衛生	
				3	令和5年1月24日～25日		
				3	令和5年1月26日～27日		

環境衛生監視員	環境衛生化学	空气中化学物質概論、空气中化学物質測定、アスペスト概論、簡易測定法、空气中化学物質評価	2	1	2	令和4年6月7日	環境衛生
					2	令和4年6月8日	
	衛生動物（屋内で発生する昆虫）	衛生動物の同定方法、顕微鏡の使い方	2	2	5	令和4年6月14日～15日	環境衛生
					5	令和4年6月16日～17日	
	衛生動物（蚊）	蚊の同定方法、蚊の捕集方法	2	2	4	令和4年7月5日～6日	環境衛生
					5	令和4年7月7日～8日	
	衛生動物（ダニ）	ダニ類の同定方法、ダニ類の調査方法、簡易ダニアレルゲン測定	2	2	4	令和4年9月6日～7日	環境衛生
					4	令和4年9月8日～9日	
	水質監視（飲料水等の化学）	飲料水等の化学的水質の現状と検査方法及び苦情対応	2	1	2	令和4年10月20日	環境衛生
					3	令和4年10月21日	
水質監視（プール水等の化学）	プール水等の化学的水質問題と検査方法	2	1	3	令和4年9月14日	環境衛生	
				3	令和4年9月16日		
水質監視（飲料水等の微生物）	飲料水等における微生物の現状と検査法	2	1	2	令和5年2月14日	環境衛生	
				3	令和5年2月15日		
水質監視（浴槽水、プール水等の微生物）	公衆浴場、プール水等における微生物の現状と検査方法	2	1	1	令和5年2月28日	環境衛生	
				2	令和5年3月1日		
薬事監視員	医薬品基礎コース	医薬品試験の概要	1	3	2	令和4年6月8日～10日	医薬品
	化粧品・部外品基礎コース	化粧品・医薬部外品試験の概要（検体受入れから結果報告まで）	1	2	1	令和4年6月9日～10日	医薬品
	シアン検査実務	毒物劇物取締法に基づくメッキ廃水中のシアン試験法概要	2	1	1	令和4年6月13日	医薬品
					2	令和4年6月14日	
	家庭用品検査実務	家庭用品試験の概要（機器分析・公定試験法）	2	1	1	令和4年6月16日	医薬品
					2	令和4年6月17日	
	医療機器試験法	品目仕様に基づく試験内容の紹介と試験法実習	2	1	1	令和4年6月2日	医薬品
				1	令和4年6月3日		
	不正ケン指導取締り	ケン等規制植物の基礎知識及び形態学的並びに理化学的特徴による植物鑑別法の講義と実習 ※ 薬用植物園で実施 ※ 都定員内で八王子市・町田市職員を対象を含む	1	1	0	令和4年5月13日	医薬品
	医療機器の生物学的安全性評価	医療機器の生物学的安全性評価（コンタクトレンズの細胞毒性試験）	1	1	1	令和4年6月7日	生体影響
全職種	環境放射能	環境放射能の基礎知識及び測定実習	1	1	0	令和4年4月22日	環境衛生
その他	動物を加害する衛生動物	動物を加害する衛生動物の同定方法、顕微鏡の使い方 ※ 動物愛護等の業務を担当する職員（獣医職等）対象	1	2	1	令和4年9月21日～22日	環境衛生

3 実地疫学調査研修

平成24年度から、健康危機管理対策の基本理念及び基本的対応を修得し、感染症発生時に現場のリーダーとして対応に当たる人材の育成を図ることを目的に、実地疫学調査研修を実施している。

令和4年度は、10日間（16講座）の集合研修とし、うち6講座は公開講座とした。受講生は集合研修が15名、公開講座を受講した保健所は延87ヶ所であった。

4 その他

大学からの研修生受入れ

研修期間	研修生	担当研究科	人数
令和5年3月15日 ～令和5年3月16日	日本獣医生命科学大学	食品微生物研究科 病原細菌研究科 ウイルス研究科	1
合 計			1

第6節 見学、行事、広報

1 見学

(1) 国内

①本所

見学月日	見学者	担当研究科	人数
令和5年1月18日	(公財)結核予防会結核研究所	健康危機管理情報課 疫学担当	6
合 計			6

②薬用植物園

見学月日	見学者	担当研究科	人数
令和4年4月27日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園 (ケシ研修)	12
令和4年4月28日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園 (ケシ研修)	30
令和4年4月28日	新人薬事監視員	薬用植物園 (ケシ研修)	2
令和4年5月8日	漢方関係団体	薬用植物園 (ケシ研修)	97
令和4年5月9日	市場関係者	薬用植物園 (ケシ研修)	21
令和4年5月13日	薬事監視員	薬用植物園 (ケシ研修)	3
令和4年5月15日	漢方関係団体	薬用植物園 (ケシ研修)	5
令和4年5月17日	新人薬事監視員	薬用植物園 (ケシ研修)	2
令和4年5月25日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園 (ケシ・アサ 研修)	20
令和4年5月26日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園 (ケシ・アサ 研修)	15
令和4年5月26日	税関関係職員	薬用植物園 (ケシ・アサ 研修)	15
令和4年5月27日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園 (ケシ・アサ 研修)	21
令和4年5月29日	薬事関係団体	薬用植物園 (ケシ研修)	40
令和4年6月29日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園 (アサ研修)	13
令和4年7月5日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園 (アサ研修)	15
令和4年8月25日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園 (アサ研修)	21
令和4年9月4日	警察	薬用植物園 (ケシ・アサ 研修)	4
令和4年9月5日	薬事関係団体	薬用植物園 (アサ研修)	14

令和4年9月7日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園（アサ研修）	17
令和4年9月8日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園（アサ研修）	21
令和4年9月9日	薬事監視員	薬用植物園（アサ研修）	3
令和4年9月13日	大学	薬用植物園（ケシ・アサ・危険ドラッグ研修）	6
令和4年9月27日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園（アサ研修）	43
令和4年9月29日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園（アサ研修）	13
令和4年9月29日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園（アサ研修）	7
令和4年10月12日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園（アサ研修）	28
令和4年10月12日	中学校	薬用植物園（ケシ・アサ研修）	5
令和4年10月26日	中学校	薬用植物園（ケシ・アサ研修）	6
令和4年11月8日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園（アサ研修）	22
令和4年11月18日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園（アサ研修）	6
令和4年11月29日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園（ケシ・アサ研修）	15
令和4年12月6日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園（アサ研修）	14
令和5年3月29日	警察	薬用植物園（アサ研修）	32
合 計			588

(2) 国外

①本所

人数は通訳者及び引率者を含む。

見学月日	見 学 者	担 当 研 究 科	人数
令和4年11月17日	国立感染症研究所	食品微生物, 病原細菌, ウイルス	6
令和5年1月25日	国立感染症研究所	食品微生物, 病原細菌, ウイルス	13
合 計			19

②薬用植物園

人数は通訳者及び引率者を含む。

見学月日	見 学 者	担 当 研 究 科	人数
令和4年11月28日	台北市薬師公会	医薬品研究科	11
合 計			11

行事

(1) 夏休み子供セミナー

子供及びその保護者に対して、食品や環境に関する楽しい体験学習を通して当センターの業務の普及啓発を行うことを目的として開催している。

令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より来所方式での実施は中止し、体験に必要な材料やテキストを参加者宅に送り、自宅学習方式で実施した。

また、東京動画に実験手順等が分かる動画を掲載した。

テーマ 及び 内容	「体験しよう！科学のふしぎな世界」 インクの謎を探ろう！クロマトグラフィー
日時	令和4年8月
参加者	100名

(2) 施設公開

監視と検査により都民の生命と健康を守る東京都健康安全研究センターの業務内容を紹介することで、未来の人材に科学と技術で支える公衆衛生行政への関心を高めてもらうことを目的として開催している。

令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より来所方式での実施は中止し、東京都健康安全研究センターのホームページに動画コンテンツを掲載して、オンライン方式で実施した。

日時	令和4年12月1日（木曜日）～
内容	各部（各科）の調査研究や事業等の動画解説

(3) 結核普及啓発事業

ア 結核予防キャンペーン

公益財団法人東京都結核予防会との共催により、令和4年9月24日（土曜日）に秋葉原UDX サボニウス広場（千代田区外神田4丁目14番1号）において、結核予防普及啓発グッズを配布した。

イ 複十字シール募金運動

結核予防運動を積極的に推進し、結核予防の正しい知識の普及・啓発等結核予防活動の充実に寄与するため、福祉保健局各部及び事業所に協力を依頼した。

(4)ハンセン病普及啓発事業

ア ハンセン病映画上映会

平成 21 年度にハンセン病基本法が施行され、国は 6 月 22 日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と制定した。都においても平成 21 年度からこの日に合わせて普及啓発活動を行っている。令和 4 年度は、令和 4 年 6 月 18 日から 22 日まで東京都庁第一本庁舎 1 階アートワーク台座において、パネル展示を行った。

また、ハンセン病資料館学芸員によるオンライン講演会を実施し、東京動画にて、6 月 14 日から 7 月 14 日まで公開した。

イ ヒューマンライツ・フェスタ東京 2022

ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図り、偏見や差別の解消に努めるため、令和 4 年 10 月 13 日（日曜日）・19 日（土曜日）から 20 日（日曜日）に新宿駅西口広場イベントコーナー・東京国際フォーラムで行われたヒューマンライツ・フェスタ東京 2022（主催：総務局人権部）においてパネル展示を行った。

ウ ハンセン病療養所入所者等に対する慰問

春の慰問は、多磨全生園が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、園の中への立ち入り自粛を求めたため、懇談は行わなかった。

お手紙等の書類を園の職員に手渡し、納骨堂をお参りして終了した。

秋季の慰問は、少人数にて懇談した。

(5)薬用植物園の行事

ア 薬草教室

都民を対象とした薬草に関する知識の普及・啓発活動の一環として、薬草についての専門家を招聘し、毎回テーマを変えながら講演を実施している。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より開催を中止した。

	テ ー マ	開 催 日	参加者数	講 師
第 1 回	病は気から -多様な意味で-	令和4年 4月20日 (水)	48名	御影雅幸 (東京農業大学教授)
第 2 回	漢方薬を効かせるための工夫	令和4年 5月19日 (木)	50名	新井信 (東海大学医学部教授)
第 3 回	狭山茶の歴史と自然	令和4年 6月 9日 (木)	44名	小田部家秀 (元入間市博物館学芸員)
第 4 回	「東亜一北米型」の分布を示す植物	令和4年 7月15日 (金)	49名	門田裕一 (国立科学博物館名誉研究員)
第 5 回	知っていますか、江戸東京野菜	令和4年 9月16日 (金)	45名	福島秀史 (株式会社小城プロデュース)

第6回	楽しみ方いろいろ植物観察	令和4年10月20日(木)	51名	加藤裕一(日本植物友の会参与)
第7回	呼吸器疾患の漢方治療	令和4年11月17日(木)	中止	大野修嗣(大野クリニック院長)
第8回	武蔵野の開発と雑木林	令和4年12月13日(火)	46名	福嶋司(東京農工大学名誉教授)
合 計			333名	

イ 薬草観察会

第1回薬草観察会 (東吾野(ユガテ))	令和4年5月15日(日)	48名	薬草観察
第2回薬草観察会 (小石川植物園)	令和4年10月29日(土)	66名	薬草観察

ウ その他の普及啓発事業

平成19年度から啓発事業の一部を公益社団法人東京生薬協会に委託し、さらに平成22年度よりふれあいガーデン草星舎が営業並びにイベントを開始している。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、一部を除き開催を中止した。

主催：公益社団法人東京生薬協会

イベント名	開催日	参加者数
ケシのパネル展	令和4年5月1日～15日	
ケシのミニ講座	令和4年5月5日、6日	161名
夏休み親子植物教室	令和4年7月27日	9名
薬草クイズラリー	令和4年8月28日	39名
木の実・草の実リース作り教室	令和4年12月8日	40名
健康講座	令和5年3月3日	46名
ポタニカルアート&寒蘭展	令和5年3月10日～12日	
合 計		295名

主催：ふれあいガーデン草星舎

イベント名	開催日	参加者数
コケ玉作り 新緑編	令和4年4月25日	10名
ハーブソルト	令和4年6月25日	18名
押し花を楽しむ	令和4年7月2日	20名
秋色リース	令和4年9月10日	20名
群れで楽しむ薬用植物	令和4年9月24日	15名

季節の植物で染める草木染	令和4年10月1日	19名
ハーブロープ	令和4年10月8日	20名
アレンジレッスン 秋冬	令和4年10月22日	20名
ハーブ王子 2022	令和4年11月12日	43名
まちの植物 冬はどうしてる？	令和4年12月3日	47名
落語に見る食の風景 その6	令和4年12月10日	32名
植物と野鳥	令和4年12月17日	40名
合 計		304名

薬用植物等の正しい知識や使い方に関する普及啓発イベント

(薬用植物等の正しい知識・使い方に関する普及啓発運動実行委員会、東京都の共催事業)

イベント名	参加者数	開催日
薬用植物・生薬に関する講座 第1回	64名	令和4年8月21日(日)
薬用植物・生薬に関する講座 第2回	59名	令和4年9月25日(日)
薬用植物・生薬に関する講座 第3回	68名	令和4年10月23日(日)
薬草収穫感謝の会	当日来園者 1,052名	令和4年11月5日(土)
講演会 「においは薬になりますか」 講師 国立医薬品食品衛生研究所生薬 部部長 伊藤美千穂	320名	令和4年11月5日(土)
薬用植物・生薬に関する講座 第4回	55名	令和4年11月27日(日)
薬用植物・生薬に関する講座 第5回	60名	令和4年12月18日(日)

3 広報

(1) 令和4年度発行物等一覧

件名	発行年月日
東京都感染症週報	毎週（木曜日）
感染症発生動向調査事業報告書（年報）	令和4年7月
東京都微生物検査情報	毎月1回
東京都インフルエンザ情報（1号～22号）	令和4年10月～令和5年3月
東京都健康安全研究センター事業概要（令和4年版）	令和4年9月
東京都健康安全研究センター研究年報 第73号	令和5年3月
結核2023	令和5年3月
東京都における結核の概況（令和3年）	令和5年1月
広報誌くらしの健康	四半期

(2) アーカイブセンター

健康危機管理を未然に防ぐためには、都民自身が健康安全に関する正しい知識を持ち、その知識に基づいた行動を行うことが重要である。

当センターがこれまで蓄積してきた研究結果やデータ等の健康危機管理情報を分野別に整理し、都民等がいつでも迅速かつ簡便に活用できるホームページ「アーカイブセンター」を平成25年4月から公開した。

また、平成24年6月23日の本館開設式にあわせて当センター内に「アーカイブ室」を設置し、パンフレットや書籍等の収集、保管を行っている。

第3編 参考資料

1 東京都健康安全研究センター関係手数料条例

	昭和39年3月31日東京都条例第63号		
改正	昭和52年10月21日	〃	第92号
改正	昭和56年3月30日	〃	第38号
改正	昭和59年3月31日	〃	第39号
改正	平成2年3月31日	〃	第56号
改正	平成5年10月18日	〃	第60号
改正	平成6年3月31日	〃	第41号
改正	平成6年4月1日	〃	第84号
改正	平成12年3月31日	〃	第42号
改正	平成15年3月14日	〃	第53号
改正	平成18年3月31日	〃	第92号

(通 則)

第1条 東京都健康安全研究センターにおける衛生に関する試験、検査、鑑定、調査及び研究（以下「試験、検査等」という。）並びに検査書謄本等の交付に係る手数料については、この条例の定めるところによる。

(手数料)

第2条 試験、検査等及び検査書謄本等の交付を依頼する者からは、次の範囲内において東京都規則で定める手数料（以下「基準手数料」という。）を徴収する。ただし、試験、検査等で急を要するものは、基準手数料の3倍の額の範囲内の手数料を、特別の費用を要するものは、その実費を徴収することができる。

一 試験、検査手数料 1件 12万円

ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるところ（以下「厚生労働大臣が定める算定方法」という。）により算定できるものは、厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額の八割の額

二 鑑定、調査、研究手数料 実 費

三 検査書謄本等交付手数料 1件 400円

ただし、11葉以上の場合は、1葉につき40円として算定した額

(徴収時期)

第3条 手数料は、試験、検査等及び検査書謄本等の交付を依頼する際徴収する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、手数料の後納を認めることができる。

(減免)

第4条 手数料は、国若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公

共団体又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受ける者から申請があるとき、その他知事において特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

（不還付）

第5条 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（委 任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則（平成18年条例第92号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則

東京都規則第98号昭和39年3月31日、改正第57号昭和41年4月1日、改正第59号昭和42年4月1日、改正第67号昭和44年4月1日、改正第213号昭和46年11月19日、改正第167号昭和52年11月25日、改正第28号昭和56年3月30日、改正102号昭和56年6月9日、改正第32号昭和59年3月31日、改正第13号昭和60年2月28日、改正第59号昭和61年3月31日、改正第4号昭和62年1月31日、改正第60号昭和62年3月31日、改正第49号昭和63年3月31日、改正第82号平成2年3月31日、改正第79号平成4年3月31日、改正第156号平成5年11月30日、改正第84号平成6年4月1日、改正第20号平成7年2月24日、改正第110号平成8年3月29日、改正第5号平成9年1月31日、改正第114号平成10年3月31日、改正第82号平成11年3月26日、改正第222号平成12年3月31日、改正第103号平成13年3月30日、改正第116号平成14年3月29日、改正第43号平成15年3月14日、改正第99号平成16年3月31日、改正第81号平成17年3月31日、改正第137号平成18年3月31日、改正第89号平成19年3月30日、改正第88号平成20年3月31日、改正第61号平成21年3月31日、改正第94号平成22年3月31日、改正第39号平成23年3月22日、改正第96号平成24年3月30日、改正第69号平成25年3月29日、改正第64号平成26年3月31日、改正第124号平成27年3月31日、改正第148号平成28年3月31日、改正第57号平成30年3月30日、改正第30号令和元年6月28日、改正第76号令和2年3月31日、改正第69号令和3年3月30日、改正第99号令和4年3月31日、改正第59号令和5年3月31日

第1条 東京都健康安全研究センター関係手数料条例（昭和39年東京都条例第63号。以下「条例」という。）第1条に規定する試験、検査、鑑定、調査及び研究（以下「試験、検査等」という。）並びに検査書謄本等の交付の依頼は、東京都健康安全研究センター所長（以下「所長」という。）にしなければならない。

第2条 所長は、次の各号に掲げる場合には、前条の依頼に応じないことができる。

- 一 試験、検査等の価値がないと認めたとき。
- 二 東京都健康安全研究センター（以下「センター」という。）の業務に支障のあるとき。

第3条 試験、検査等を依頼する際には、所長の指定する量の供試品を提出しなければならない。

2 供試品は還付しない。ただし、依頼の際にあらかじめ申出があつたものは、残品があつた場合に限り還付する。

3 所長は、試験、検査等の終了後成績書、検査書または鑑定書を交付する。

第4条 条例第2条の規定に基づく手数料は、別表第1のとおりとする。ただし、次の各号に掲

げるものについては、当該各号に定める額とする。

一 試験、検査等で急を要するもの

別表第1に定める額の3倍額以内で所長が定める額

二 特別の費用を要するもの

その実費として所長が定める額

三 別表第1に定めのないもの

別表第1中の類似項目の額を基準として所長が定める額

2 前項第2号に規定する実費は、試験、検査等を依頼する際その概算額を徴収し、試験、検査等の終了後清算して、過不足があるときはこれを還付し、又は追徴する。

第5条 条例第3条ただし書の規定により手数料を後納しようとする者は、その理由を記載した申請書を提出して所長の承認を受けなければならない。

第6条 条例第4条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、別記様式による手数料免除減額申請書（生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受ける者の申請にあつては区市町村長またはこれに準ずる者の証明書を添付すること。）を提出し、所長の承認を受けなければならない。

第7条 条例第4条の規定による手数料の減免の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 生活保護法により保護を受ける者又は同法第6条第2項の規定による同法の保護を必要とする状態にある者で現にその保護を受けていない者 免除

二 国又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体 5割以内減額

三 別表第1 第1試験検査手数料中一から三2(1)までに掲げる試験、検査等の一項目について一括して50件以上の依頼をする者

500件未満の場合	1割以内減額
500件以上1,000件未満の場合	3割以内減額
1,000件以上の場合	5割以内減額

第8条 この規則により試験、検査等を受けた者が広告、掲示、印刷物、容器、包紙その他のものにセンターの保証又は試験済その他これらに類する文字を使用しようとする場合は、あらかじめ所長の承認を受け、かつ、成績書、検査書又は鑑定書の全文を表示しなければならない。

第9条 この規則の施行について必要な事項は、所長が定める。

附 則（令和5年規則第59号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

項	目	単位	金額(円)
第一 試験検査手数料			
一 血清学的検査			
1 梅毒反応検査			
	(1) 梅毒血清反応 (STS) 定性	1 件	120
	(2) 梅毒血清反応 (STS)		
	ア 梅毒血清反応 (STS) 半定量	1 件	270
	イ 梅毒血清反応 (STS) 定量	1 件	270
	(3) 梅毒トレポネーマ抗体定性	1 件	250
	(4) TPHA試験		
	ア 梅毒トレポネーマ抗体半定量	1 件	420
	イ 梅毒トレポネーマ抗体定量	1 件	420
	(5) 梅毒トレポネーマ抗体 (FTA-ABS試験)		
	ア 梅毒トレポネーマ抗体 (FTA-ABS試験) 定性	1 件	1,070
	イ 梅毒トレポネーマ抗体 (FTA-ABS試験) 半定量	1 件	1,070
	2 グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体	1 件	1,600
	3 百日咳菌抗体	1 件	2,050
	4 淋菌核酸同定検査、クラミジア・トラコマチス核酸同定検査等		
	(1) 淋菌核酸同定検査	1 項目	1,630
	(2) クラミジア・トラコマチス核酸同定検査	1 項目	1,540
	(3) 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	1 項目	2,160
	5 その他		
	(1) その他の抗原抗体検査凝集法定性	1 項目	250
	(2) その他の抗原抗体検査凝集法定量	1 項目	420
	(3) その他の抗原抗体検査精密測定定性	1 項目	2,320
	(4) その他の抗原抗体検査間接蛍光抗体法	1 項目	630
	(5) その他の抗原抗体検査イムノクロマト法	1 項目	230
	6 破傷風抗体価凝集法定量	1 件	7,000
二 寄生虫検査			
	1 寄生虫顕微鏡検査 (直接法)	1 件	160
	2 虫卵検出 (集卵法) (糞便)	1 件	120
	3 寄生原虫顕微鏡検査	1 件	400
	4 寄生虫検査精密測定定性	1 件	1,780
	5 寄生虫鑑別試験	1 件	400
	6 赤痢アメーバ抗原定性	1 件	1,780
	7 赤痢アメーバ抗体半定量	1 件	1,780
	8 PCR 1 回法による核酸検出検査	1 件	9,200
	9 寄生原虫等抗原検出検査	1 件	4,000
	10 食品中の寄生原虫検出検査	1 件	27,900

項	目	単位	金額(円)
11	野菜類寄生虫卵検査	1 件	1,800
12	魚介類寄生虫検査	1 件	2,800
13	環境水中のクリプトスポリジウム等原虫検出検査	1 件	117,900
14	飲料水中のクリプトスポリジウム等原虫検出検査	1 件	48,000
三	細菌学的検査		
1	顕微鏡検査		
(1)	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	1 件	400
(2)	保温装置使用アメーバ検査	1 件	360
(3)	その他のもの	1 件	510
2	培養検査		
(1)	腸管病原細菌		
ア	海外旅行者の検便	1 件	2,880
イ	糞便(1項目)	1 菌種	480
(2)	呼吸器系細菌	1 菌種	1,360
(3)	抗酸菌分離培養(液体培地法)	1 件	2,400
(4)	抗酸菌(結核菌)検査同定検査		
ア	結核菌群核酸検出	1 件	3,280
イ	抗酸菌核酸同定	1 件	3,280
ウ	結核菌型別検査	1 件	74,800
エ	結核菌薬剤感受性試験	1 件	21,500
オ	結核菌特異的インターフェロナーγ産生能	1 件	4,750
(5)	食中毒菌(ボツリヌス菌検査を除く。)		
ア	糞便(1項目)	1 件	480
イ	糞便(複数項目)	1 件	5,370
ウ	拭取り(1項目)	1 件	10,000
エ	拭取り(複数項目)	1 件	13,000
オ	飲食物(1項目)	1 件	10,000
カ	飲食物(複数項目)	1 件	14,100
(6)	菌型試験		
ア	複雑でないもの	1 項目	4,600
イ	複雑なもの	1 項目	10,200
ウ	特に複雑なもの	1 項目	27,400
(7)	薬剤感受性検査		
ア	1 菌種	1 件	1,440
イ	2 菌種	1 件	1,840
ウ	3 菌種以上	1 件	2,320
(8)	大腸菌ベロトキシン定性	1 件	1,510
3	ボツリヌス菌検査		
(1)	毒素検査	1 件	16,100

項	目	単位	金額(円)
(2)	培養検査		
	ア 一般食品		
	(ア) 複雑でないもの	1 件	25,400
	(イ) 複雑なもの	1 件	53,500
	イ その他のもの		
	(ア) 複雑でないもの	1 件	44,200
	(イ) 複雑なもの	1 件	69,100
四	ウイルス試験		
	1 血清反応検査		
	(1) 赤血球凝集抑制試験	1 項目	630
	(2) 補体結合反応検査	1 項目	630
	(3) HIV-1, 2 抗体		
	ア HIV-1, 2 抗体定性	1 件	890
	イ HIV-1, 2 抗体半定量	1 件	890
	ウ HIV-1, 2 抗体定量	1 件	1,010
	エ HIV-1, 2 抗原・抗体同時測定定性	1 件	890
	オ HIV-1, 2 抗原・抗体同時測定定量	1 件	1,010
	(4) HIV-1 抗体 (ウエスタンブロット法)	1 件	2,240
	(5) HIV-2 抗体 (ウエスタンブロット法)	1 件	3,040
	(6) HIV-1 特異抗体・HIV-2 特異抗体 (イムノクロマト法)	1 件	5,280
	(7) HTLV-I 抗体 (ウエスタンブロット法及びラインブロット法)	1 件	3,400
	(8) HIV-1 核酸定量	1 件	4,160
	(9) 間接蛍光抗体検査 (IFA法)	1 件	630
	(10) 肝炎関連ウイルス検査		
	ア HBs抗原 定性・半定量	1 件	230
	イ HBs抗体		
	(ア) HBs抗体定性	1 件	250
	(イ) HBs抗体半定量	1 件	250
	ウ HBs抗原	1 件	700
	エ HCV抗体 定性・定量	1 件	840
	オ HA抗体	1 件	1,160
	カ HA-IgM抗体	1 件	1,160
	キ HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体		
	(ア) HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性	1 件	1,280
	(イ) HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量	1 件	1,280
	ク HCV核酸検出	1 件	2,720
	(11) ツツガムシ抗体		
	ア ツツガムシ抗体定性	1 件	1,650
	イ ツツガムシ抗体半定量	1 件	1,650

項 目	単 位	金 額(円)
(12) ウイルス抗体検査 (酵素抗体)	1 項目	2,100
2 分離試験		
(1) 組織培養による試験	1 項目	37,500
(2) ふ化鶏卵による試験	1 項目	28,900
(3) マウスによる試験	1 項目	32,200
(4) ウイルス抗原検査 (酵素抗体)	1 項目	2,100
3 中和試験		
組織培養による試験	1 項目	45,000
4 遺伝子検査		
(1) 遺伝子検査 (PCR 1 回法)	1 項目	7,600
(2) 遺伝子検査 (PCR 2 回法)	1 項目	13,400
(3) 遺伝子検査 (核酸多項目同時検出)		
ア 呼吸器疾患起因ウイルス	1 件	10,800
イ 胃腸炎起因ウイルス	1 件	25,780
ウ 髄膜炎・脳炎起因ウイルス	1 件	31,060
(4) 遺伝子検査精密測定	1 項目	11,600
(5) SARSコロナウイルス核酸検出	1 件	3,600
5 食中毒検査		
(1) 食中毒ウイルス検査	1 項目	6,000
(2) 食中毒ウイルスリアルタイムPCR検査	1 項目	9,100
五 臨床検査 (一から四までに定めるものを除く。)		
健康保険法 (大正11年法律第70号) 第76条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額の8割の額		
六 動物試験		
実費を基準として所長が定める額		実 費
七 消毒剤、殺虫剤等の効力試験		
抗菌力試験	1 件	62,500
八 消毒機械器具の効力試験	1 件	15,300
九 環境衛生試験		
1 塵あい検査		
(1) 塵あい粒子の大きさ及び数の検査	1 件	3,300
(2) 塵あいの量及び種類の検査	1 件	4,900
2 空中細菌検査		
(1) 落下細菌数	1 件	10,300
(2) 浮遊細菌数	1 件	8,000
3 空中有害ガス試験		
(1) 複雑でないもの	1 成分	4,000
(2) 複雑なもの	1 成分	18,900
(3) 特に複雑なもの	1 成分	34,900

項	目	単位	金額(円)
4	害虫検査		
	(1) 複雑でないもの	1 件	19,000
	(2) 複雑なもの	1 件	120,000
5	おしぼりの衛生検査	1 件	10,600
十	食品等試験		
1	栄養成分試験		
	(1) 定性分析		
	ア 複雑でないもの	1 成分	10,600
	イ 複雑なもの	1 成分	20,500
	(2) 定量分析		
	ア 複雑でないもの	1 成分	14,200
	イ 複雑なもの	1 成分	20,200
	ウ より複雑なもの	1 成分	36,400
	エ 特に複雑なもの	1 成分	37,400
2	食品衛生試験		
	(1) 定性分析		
	ア 複雑でないもの	1 成分	3,300
	イ 複雑なもの	1 成分	8,000
	ウ 特に複雑なもの	1 成分	27,500
	エ 特殊なもの	1 成分	35,200
	(2) 定量分析		
	ア 複雑でないもの	1 成分	6,800
	イ 複雑なもの	1 成分	9,000
	ウ 特に複雑なもの	1 成分	41,400
	エ 特殊なもの	1 成分	100,900
	(3) 有害性物質試験		
	ア 複雑でないもの	1 成分	33,200
	イ 複雑なもの	1 成分	59,700
	ウ 特に複雑なもの	1 成分	64,200
	(4) 有害性金属試験		
	ア 複雑でないもの	1 成分	19,800
	イ 複雑なもの	1 成分	51,100
	(5) かび毒試験	1 成分	58,600
	(6) 動物用医薬品試験		
	ア 複雑でないもの(細菌学的試験)	1 成分	26,400
	イ 複雑なもの(理化学的試験)	1 成分	58,600
	ウ 特に複雑なもの	1 成分	88,100
	(7) 細菌学的検査		
	ア 複雑でないもの	1 菌種	4,900

項	目	単位	金額(円)
	イ 複雑なもの	1 菌種	11,700
(8)	肉種の鑑別試験	1 項目	17,100
(9)	真菌培養試験		
	ア 菌型試験	1 件	11,300
	イ かび毒産生試験	1 件	19,600
	ウ 培養試験	1 件	47,800
3	食品添加物等試験		
(1)	定性分析		
	ア 複雑でないもの	1 項目	3,600
	イ 複雑なもの	1 項目	6,400
	ウ 特に複雑なもの	1 項目	25,200
(2)	定量分析		
	ア 複雑でないもの	1 項目	10,300
	イ 複雑なもの	1 項目	18,500
	ウ 特に複雑なもの	1 項目	35,500
4	器具又は容器包装試験		
(1)	定性分析		
	ア 複雑でないもの	1 成分	3,300
	イ 複雑なもの	1 成分	8,000
	ウ 特に複雑なもの	1 成分	9,200
(2)	定量分析		
	ア 複雑でないもの	1 成分	6,700
	イ 複雑なもの	1 成分	8,800
	ウ 特に複雑なもの	1 成分	22,300
5	組換え遺伝子検査		
(1)	定性分析	1 項目	42,900
(2)	定量分析	1 項目	82,000
十一	水質試験		
1	上水		
(1)	化学的試験		
	ア 定性試験		
	(ア) 複雑でないもの	1 成分	1,200
	(イ) 複雑なもの	1 成分	7,200
	イ 定量試験		
	(ア) 複雑でないもの	1 成分	2,100
	(イ) 複雑なもの	1 成分	8,200
	(ウ) 特に複雑なもの	1 成分	16,000
	(エ) 特殊なもの	1 成分	22,200
(2)	水質基準項目試験		

項 目	単 位	金 額(円)
ア 省略不可試験		
(ア) 定期試験 1	1 件	23,500
(イ) 定期試験 2	1 件	80,600
(ウ) 定期試験 3	1 件	23,600
(エ) 細菌試験	1 件	8,100
イ 健康に関する項目試験		
(ア) 金属	1 件	29,600
(イ) 無機物	1 件	14,600
(ウ) 有機物	1 件	17,300
(エ) 消毒副生成物	1 件	90,100
ウ 性状に関する項目試験		
(ア) 金属	1 件	8,900
(イ) 無機物	1 件	13,900
(ウ) 有機物	1 件	70,100
エ 有機溶剤及び消毒副生成物に関する項目試験		
(ア) 有機溶剤 1	1 件	16,200
(イ) 有機溶剤 2	1 件	16,200
(ウ) 消毒副生成物 1	1 件	16,000
(エ) 消毒副生成物 2	1 件	23,300
(3) 特定建築物に係る水質試験	1 件	41,300
(4) 食品衛生法に係る水質試験	1 件	71,800
(5) 細菌及び生物試験		
ア 複雑でないもの	1 項目	4,900
イ 複雑なもの	1 項目	10,300
ウ 特に複雑なもの	1 項目	17,400
エ 特殊なもの	1 項目	15,900
2 下水又は廃水等		
(1) 化学的試験		
ア 定性分析		
(ア) 複雑でないもの	1 成分	2,700
(イ) 複雑なもの	1 成分	7,200
イ 定量分析		
(ア) 複雑でないもの	1 成分	13,300
(イ) 複雑なもの	1 成分	23,700
(ウ) 特に複雑なもの	1 成分	31,700
(エ) 特殊なもの	1 成分	37,400
(オ) 消毒副生成物	1 件	37,400
(2) 細菌及び生物試験		
ア 複雑でないもの	1 項目	4,900

項	目	単位	金額(円)
イ	複雑なもの	1項目	10,300
ウ	特に複雑なもの	1項目	17,400
エ	特殊なもの	1項目	15,900
(3)	BOD試験		
ア	複雑でないもの	1件	26,200
イ	複雑なもの	1件	28,000
(4)	レジオネラ検査		
ア	浴槽水、プール水及び給湯水	1件	18,000
イ	冷却塔水その他下水又は廃水等	1件	41,300
十二 医薬品、指定医薬部外品、生薬又は製薬原料等試験			
1 定性分析			
(1)	複雑でないもの	1項目	3,700
(2)	複雑なもの	1項目	5,800
(3)	特に複雑なもの	1項目	16,600
(4)	特殊なもの	1項目	56,400
2 定量分析			
(1)	複雑でないもの	1項目	12,300
(2)	複雑なもの	1項目	19,100
(3)	特に複雑なもの	1項目	34,800
(4)	特殊なもの	1項目	55,700
3 発熱性物質試験			
(1)	複雑でないもの	1件	52,400
(2)	複雑なもの	1件	56,900
4 無菌試験			
5 細菌定量培養試験			
6 物理試験			
(1)	複雑でないもの	1項目	8,100
(2)	複雑なもの	1項目	20,400
7 生薬鑑別試験			
8 植物鑑別試験			
十三 化粧品、医薬部外品(指定医薬部外品を除く)、家庭用品及び医療機器試験			
1 定性分析			
(1)	複雑でないもの	1項目	5,100
(2)	複雑なもの	1項目	15,600
(3)	特に複雑なもの	1項目	35,500
2 定量分析			
(1)	複雑でないもの	1項目	13,900
(2)	複雑なもの	1項目	23,500
(3)	特に複雑なもの	1項目	30,300

項	目	単位	金額(円)
3	無菌試験	1 件	29,800
4	細菌定量培養検査	1 件	32,200
5	物理試験		
	(1) 複雑でないもの	1 項目	3,200
	(2) 複雑なもの	1 項目	17,200
6	細菌分離・同定試験	1 件	29,100
7	細胞毒性試験	1 件	64,700
第二	鑑定調査研究手数料		
	実費の範囲内で所長が定める額		実 費
第三	検査書謄本等交付手数料		
1	検査書謄本	1 件	400
2	掲載承認書	1 件	400
	ただし、11葉以上の場合は、1 葉につき40円として算定した額とする。		

別記様式（第6条関係）

年 月 日
東京都健康安全研究センター所長 殿
住所 申請者 氏名
〔 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び 代表者の氏名 〕
手数料免除減額申請書
東京都健康安全研究センター関係手数料条例第4条の規定に基づき、下記のとおり手数料の免除・減額を申請します。
記
1 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
2 試験、検査等の項目及び予定件数
3 免除・減額申請額
4 申請理由

（日本産業規格A列4番）

全部改正〔平成8年規則110号〕、一部改正〔平成15年規則43号、令和元年規則30号、令和3年規則69号〕

3 広域監視実施要綱

昭和50年3月31日協定
昭和50年4月1日施行
昭和55年3月12日改正
昭和55年4月1日施行
平成8年8月1日施行
平成9年4月1日施行
平成15年4月1日施行

広域監視実施要綱

(広域監視)

第1 広域的に流通する食品等による危害を防止するため、専門監視、緊急監視及び先行調査について、都区が協力して広域監視(収去検査、調査も含む。以下同じ。)を行うものとする。

(監視体制)

第2 第1で定める広域監視について、卸売市場法第2条第2項に定める卸売市場内を除き、都が主として実施するものは、次のとおりとする。

(1) 専門監視

- ア 広域に流通する食品等を製造する一定規模以上の施設に対する監視
- イ 食品等の問屋業及び流通センター等の監視
- ウ 食品等の輸入業、輸入食品等の倉庫業に対する監視

(2) 緊急監視等

- ア 広域性があり、かつ緊急に有害食品等の排除を要する監視及び処置
- イ 複数の区にまたがり広域に流通する食品等の違反処理等を円滑に実施するための監視及び措置

(3) 先行調査

食品等の安全確認及び安全基準の設定等のための先行調査

(業務調整)

第3 広域監視の実施にあたって、都は業務執行に関する調整及び必要な情報の伝達を行うものとする。

(違反品発見時の措置)

第4 広域監視の結果、違反品が発見された場合は、都又は区は、次の措置をとるものとする。

- (1) 都が違反品を発見した場合、都知事(都福祉保健局食品監視課。以下同じ。)は、直ちに関係区長に通報する。
- (2) 区が違反品を発見した場合は、区長は直ちに都知事に通報する。
- (3) 当該違反品が他府県に関連する場合は、都知事がその通報及び回答受理を行い、その措置結果を関係区長に通報する。
- (4) 当該違反品が数区に関連する場合の通報連絡等については、区相互間において区長が行う。

ただし、通報連絡を速やかに行う必要がある場合、又は広域的連絡を要する場合は、都知事が行う。

(検査の実施)

第5 第2の規定に基づき都が収去した食品等の検査は、東京都健康安全研究センター(以下「健研センター」という。)で実施する。

2 区が収去した食品等の検査は、当該区の検査室で実施し、当該区の検査室で実施できないものについては、健研センターで実施する。

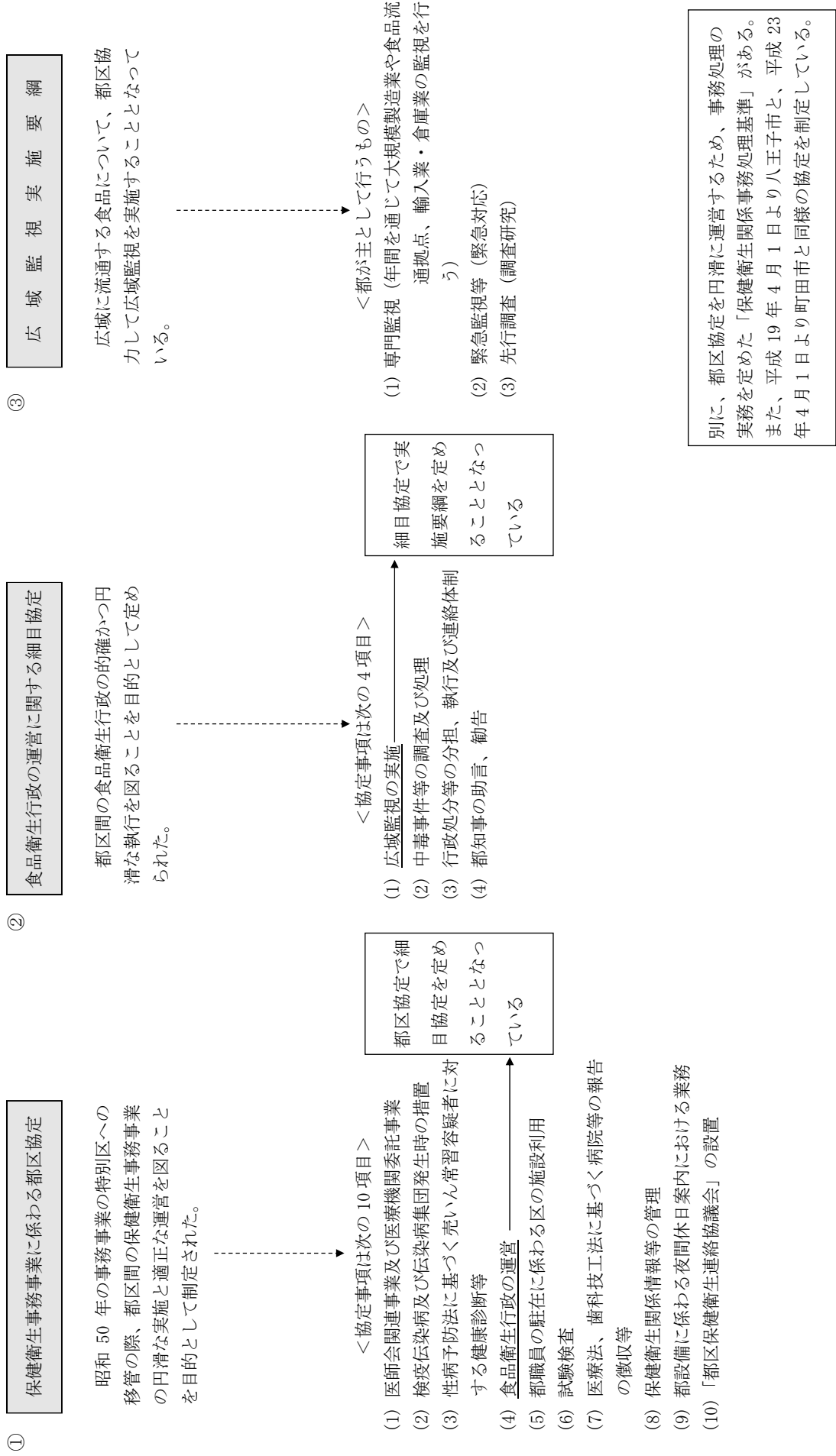
3 検査については、別に定める「試験検査に関する細目協定」に基づき実施する。

(協議事項)

第6 この要綱で実施することとされた事項に関して、必要な場合は、別に設置する「都区保健衛生連絡協議会」の協議により定める。

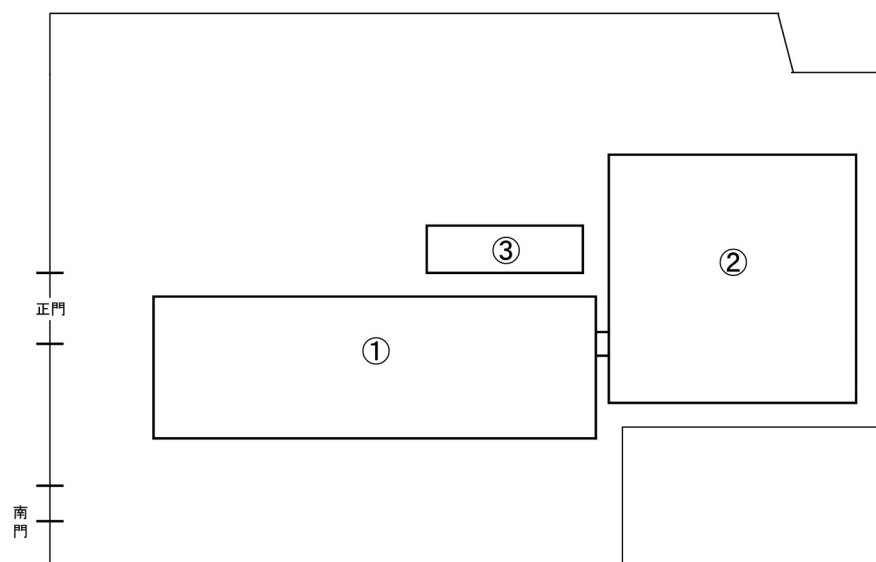
八王子市及び町田市においても、同様の要綱を定めている

4 食品衛生行政に係わる都区協定の仕組み



5 庁舎配置図

本所庁舎配置図（令和5年4月1日現在）



① 本館

企画調整部、広域監視部、食品化学部、
精度管理室他

② 別館

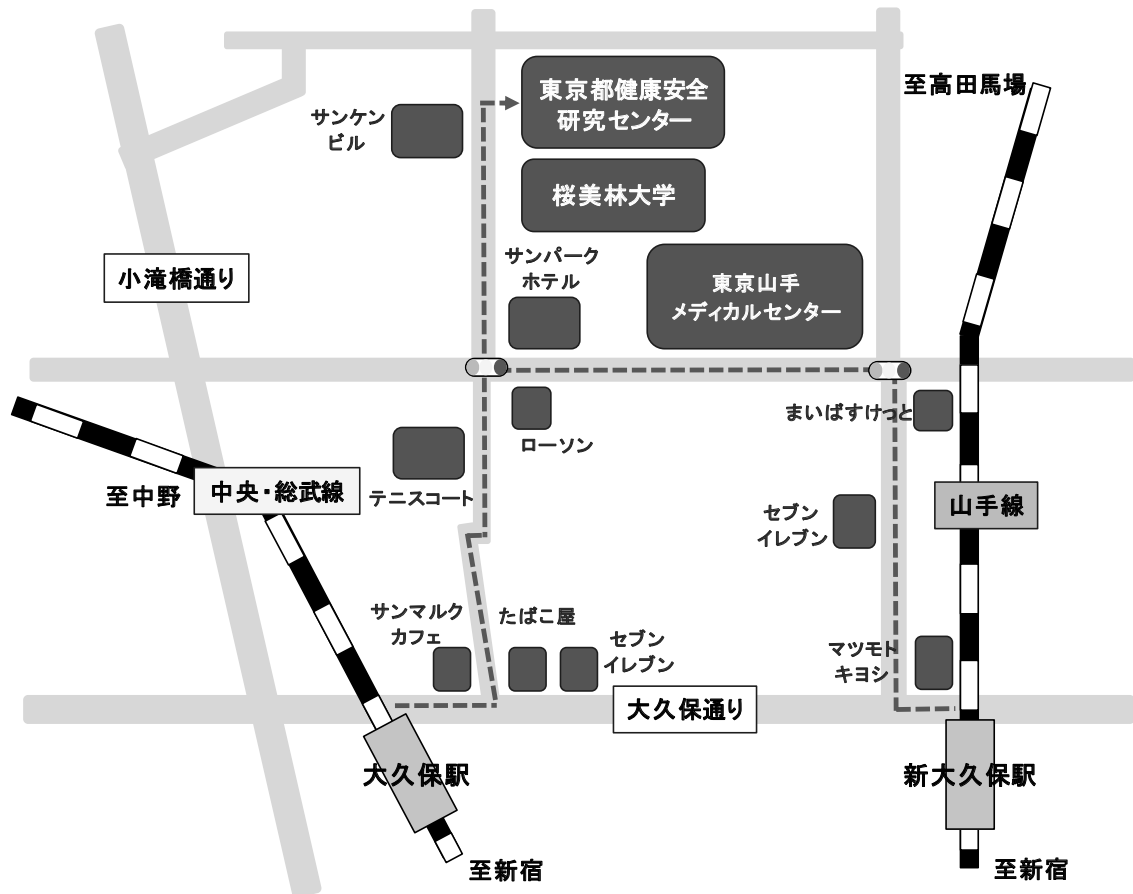
微生物部、薬事環境科学部他

③ 附属棟

測定室、リサイクル室他

6 案内図

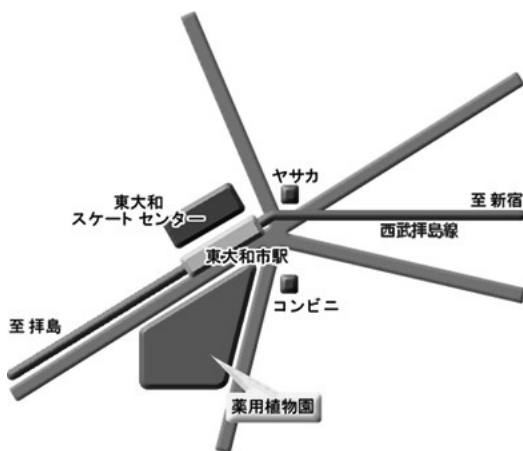
健康安全研究センター



〒169-0073 東京都新宿区百人町 3-24-1
 電話 03(3363)3231 (代)
 FAX 03(3368)4060

JR中央・総武線 大久保駅 北口 徒歩約8分
 JR山手線 新大久保駅 徒歩約10分

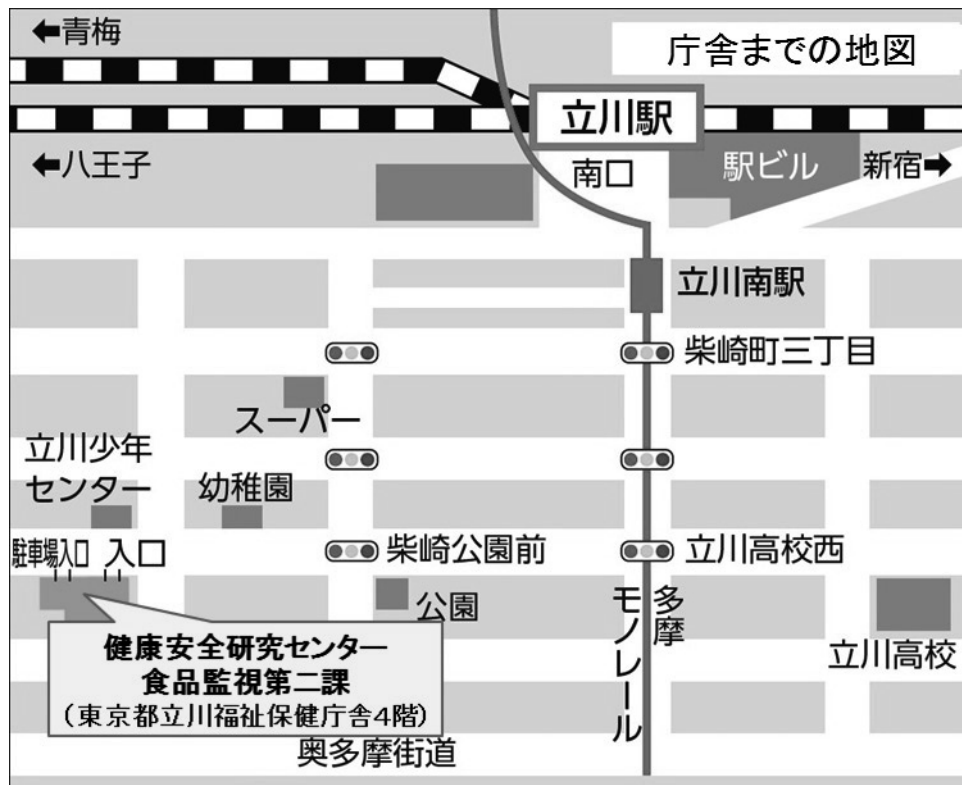
薬用植物園



〒187-0033 東京都小平市中島町 21-1
 電話 042(341)0344 (代)
 FAX 042(344)0518

西武拝島線 東大和市駅 徒歩2分
 JR立川駅北口から西武バス「都立薬用植物園前」下車 徒歩2分

広域監視部食品監視第二課



〒190-0023 東京都立川市柴崎町 2-21-19

電話 042 (529) 8899

FAX 042 (529) 0522

事業概要

登録番号 (5) 10

(令和5年版)

令和5年9月

編集発行 東京都健康安全研究センター

〒169-0073 東京都新宿区百人町3-24-1

電話 03 (3363) 3231 (代)

FAX 03 (5386) 7427

印刷 大東印刷工業株式会社

〒131-0033 東京都墨田区向島3-33-5

電話 03 (3625) 7481 (代)

FAX 03 (3624) 5950



古紙配合率60%再生紙を使用しています

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。